

地域ネットワークシステムによる 「相談援助力向上のための Re トレーニングプログラム」 の開発

成 果 報 告 書



2015 年 2 月

はじめに

子育てや介護、生活困難など生活課題を抱える人々が増加しているなかで、福祉フィールドにおいては、より専門性を発揮できる人材が必要となっているが、社会福祉主事資格を有しないケースワーカーが 20%であり、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門性のある有資格者の配置率は、5%以下という実態にある。また、保育士・介護福祉士などの有資格者であっても、直接処遇のケアワークであることから、家族などの社会的背景などを踏まえたソーシャルワーク的な支援ができていないことが多く見られる。

子どもの貧困など福祉保健フィールドでは、困難な生活課題や問題を抱える家庭が増えているなかで、生活困難層を支援するために必要な資質と援助技術や専門知識・能力等を備えた人材養成を図る必要が喫緊の課題となっている。多くはスペシャリストの職員ではあるが、必要な社会福祉主事資格や社会福祉士や精神保健福祉士、スクールソーシャルワーカー(SSW)などの専門性のある有資格者の配置となっていないことが多い。

一方、保育士や介護福祉士などの有資格者であっても、もっぱらケアワークであることから、家族の抱える生活課題への対応といったソーシャルワークの視点の欠落も見受けられなど、総じて支援が限定的なものに留まっている。そのため相談援助者のスペシャリストからプロフェッションへとクオリティの確保が課題となっている。「相談援助力」を強化し、適切な支援が行われるようリトレーニングプログラムを構築することは喫緊の課題である。

こうした状況において、現職の支援者や、仕事に就いていない保育士及び介護福祉士等有資格者に対し、現場の職域に復帰できるよう「相談援助力」を高める短期のリトレーニングプログラムを実施し、その成果を踏まえ、養成機関である大学や専修学校の正規カリキュラムとして導入していくことは、現在求められている人材養成の需要に応える意義を持つと考えられる。

「相談援助力」とは、単なる相談（＝カウンセリング）技術ではなく、支援の必要な人のアクチュアルな現実から生ずる困難へに対応できるジェネラルなソーシャルワークである。介護の世界だけでなく、子どもたちの育ちを支え、ともに育つ保護者へかかわろうとする保育や教育の現場でも、社会化されるとともに個別化される（自己化する）という両義性を生きる人間を支えることとしての対人的専門性である。

「これからどう生きたいか。どんな支援が必要か。」等の「ニーズの把握」を行い、そのために客観的な「アセスメント」（生活課題の分析・実態把握）を行うことも必要である。そのためには各連携機関との連絡調整能力も含まれる。相談援助において特に大切なこと、『信頼関係』だと言われている。信頼の置けない人に自分の悩みを相談したり、指導や治療を仰いだりは誰も思わない。これは、保育者も含む、対人援助職全般に通じる重要事項である。

これら全般の力をためることが「相談援助力」の向上につながると考えられる。

目 次

第1章. 事業の目的・概要・具体的内容	3
第2章. 事前・事後アンケート評価	11
第3章. 教育委員会との連携の取り組み	23
第4章. 先進事例調査報告	29
①日本社会事業大学大学院	30
②日本福祉大学	35
第5章. 事業報告／シンポジウム	39
シンポジウム内容	40
事業報告資料	64
講演資料	75
■ 資料編（リトレーニングプログラムテキスト）	
1. 全体総括研修	80
2. 保育教育領域	93
3. 保健福祉領域	149
4. 介護高齢者領域	209

第1章

事業の目的・概要・具体的内容

1. 事業の目的・概要

近年、子育てや介護、生活困難など生活課題を抱える人々が増加している中で、社会福祉の支援者はもちろん、保育や教育の現場においても、援助技術力を備えた人材養成を図ることが喫緊の課題となっている。この事業は、現職の保育士、教師、社会福祉施設及び福祉行政職員等に、相談援助力を高める短期のリトレーニングプログラムを実施し、その効果を実証した後、大学・専修学校の正規カリキュラムへの導入を検討することを目的とする。

2. 具体的内容

① 会議（目的、体制、開催回数等）

本事業の目的、趣旨を理解するためコンセプトを共有する。子育て支援をはじめとするさまざまな相談援助に携わる面接相談員は、相談者への強い関心、豊かな感受性と深い洞察力を持って、真のニーズを把握し、専門職としての機能を果たしていかなければならない。相談面接員には資質、知識、技術とともに広い素養が要求され、相談窓口では信頼や親しみやすさなどの第一印象はこの最初の面接で決まるといっても過言ではない。

相談は、「面接に始まって面接に終わる」といわれ、フィールドでのケースワークなど専門領域が最も端的な形であらわれる。援助的人間関係を作り出すために重要なことは、「基本的な考え方」「援助的態度」「面接技術の習得」の3つが考えられることから、これらの3領域で取り組む体制と必要頻度の会議開催数を担保しなければならない。

さらに、コンソーシアムの代表校の麻生看護大学校との定期的な連絡調整を図る。

② 会議体制、開催回数

ネットワークシステムの実施体制として、職域の関係機関との会議を下記のとおり開催した。

○ネットワークシステムの実施体制（10回開催）

・関係機関連携会議 6回

・構成メンバー：

関西国際大学 教育福祉学科 中尾教授 道中教授 吉村教授 百瀬准教授 棕田講師
木曾講師

事務局 池田 福井

関西保育福祉専門学校 徳野学科長 川谷講師

- | | |
|---------------------------|--|
| 第1回：8月5日(火) 17:00～18:00 | 事業概要説明、研修プログラム内容検討等 |
| 第2回：9月24日(火) 17:30～18:30 | 地域ネットワーク立ち上げ、研修募集開始について |
| 第3回：10月7日(火) 17:00～17:40 | 地域ネットワーク会議メンバー確認、研修講師・日程 |
| 第4回：10月28日(火) 17:00～17:30 | 第1回地域ネットワーク会議日程、コンソーシアム連絡会議報告、先進事例調査先の検討 |
| 第5回：11月25日(火) 17:00～17:30 | 研修事前アンケート検討、尼崎市内ニーズ調査、先進事例調査 |
| 第6回：12月16日(火) 18:00～18:25 | 尼崎市内ニーズ調査、先進事例調査の訪問先と出張者検討 |

○ 地域ネットワーク調整会議 4回(関連機関連携会議メンバーと以下の外部委員で構成)
外部委員委嘱:

尼崎市こども青少年局保育課	村上課長
尼崎市健康福祉局福祉課	針谷課長
尼崎市健康福祉局介護保険事業担当	西田課長補佐
尼崎市民生委員児童委員協議会	小笠原主任児童委員
NPO 法人シンフォニー	三浦氏
汐江ふたば保育園	黒岩施設長 (計6名)

第1回: 11月11日(火) 17:00~18:00 趣旨説明、市関係者への研修募集の協力依頼、事業評価

第2回: 12月16日(火) 17:00~18:00 事業の進捗状況、研修参加者の確認、市内ニーズ調査依頼

第3回: 1月27日(火) 17:00~18:00 研修状況報告、先進事例調査、市内ニーズ調査、シンポジウム

第4回: 2月23日(月) 17:00~18:00 今年度事業のまとめと次年度への引き継ぎ

③分野別の会議及び研修会開催数(39回開催) 2014年11月~2015年1月

【目的】リトレーニングプログラム講座を実施することで有効性の検証を行う。

【手法】講義、演習、実習

【実施方法】関連施設及び企業からの講師派遣によるリトレーニングプログラム講座の実施。11月中旬から1月末にかけ、「相談援助力向上のためのReトレーニング研修」を「保育教育領域」、「保健福祉領域」、「介護高齢者領域」の3コースに分けて開催した。

参加者: 45名(申込み50名) …尼崎市内、西宮市、芦屋市、神戸市、大阪市から参加
保育教育領域・・・21名(申込み24名) 保健福祉領域・・・8名(申込み9名)
介護高齢者領域・・・16名(申込み17名)

○保育教育領域趣旨

近年、子育てや介護、生活困難などの課題を抱える人々が増加している中で、社会福祉の支援者はもちろん、保育や教育の現場においても、援助技術力を備えた人材養成を図ることが喫緊の課題となっている。このプログラムは、現職の保育士、教師、社会福祉施設及び行政職員等を対象に、相談援助力を高める短期のリトレーニング研修を実施し、その効果を検証するものである。

「相談援助力」とは、単なる相談(=カウンセリング)技術ではなく、支援が必要な人のアクチュアルな現実から生じる困難に対応できる総合的なソーシャルワークである。子どもたちの育ちを支え、ともに育つ保護者へかかわろうとする保育や教育の現場でも必要とされる対人専門性である。

相談援助において特に大切なことは『信頼関係』だと言われている。信頼のおけない人に自分の悩みを相談したり、指導や治療を仰いだりしようとは誰も思わない。「これからどう生きたいか」「どんな支援が必要か」などのニーズを把握し、客観的な「アセスメント」(課題の分析・実態把握)を行うことが必要である。また、そのためには各連携機関との適切な調整能力も求められる。これらは保育者や教師も含む、対人援助職に携わるもの全

般に通じる重要事項である。

「保育教育領域」では、家庭支援や保育相談、保護者支援の方法と技術など、現場に直結する具体的スキルの向上を目指す。

○保健福祉領域

子どもの貧困など保健福祉フィールドでは、困難な生活課題や問題を抱える家庭が増えていなかで、生活困難層を支援するために必要な資質と援助技術や専門知識・能力等を備えた人材養成が喫緊の課題となっている。このプログラムは、現職の保育士、教師、社会福祉施設及び行政職員等を対象に、相談援助力を高める短期のリトレーニング研修を実施し、その効果を検証するものである。

「保健福祉領域」では、上記の保育教育領域に加えて、こどもの貧困や虐待事例、保護者支援など、現場に直結する具体的な相談援助スキルの向上を目指す。

○介護高齢者領域

近年、子育てや介護、生活困難などの課題を抱える人々が増加している中で、高齢者介護など社会福祉の支援者はもちろん、行政窓口においても、援助技術力を備えた人材養成を図ることが喫緊の課題となっている。このプログラムは、現職の介護福祉士、ケアマネジャー、社会福祉施設及び行政職員等を対象に、相談援助力を高める短期のリトレーニング研修を実施し、その効果を検証するものである。

相談は「面接に始まって面接に終わる」といわれる。相談面接員には資質、知識、技術とともに広い素養が要求され、相談窓口での信頼や親しみやすさなどの第一印象はこの最初の面接で決まるといっても過言ではない。

「介護高齢者領域」では、援助的人間関係を作り出すために重要な「基本的な考え方」、「援助的態度」、「面接技術の習得」など、現場に直結する具体的な相談援助スキルの向上を目指す。

○具体的内容と日程

	日	曜日	時間	内容	講師	日	曜日	時間	内容	講師	日	曜日	時間	内容	講師
1	11/15	土	13:10-14:40	総括①趣旨説明、目的、支援とは	道中										
2	11/15	土	14:50-16:20	総括②適性についてのワーク	吉村										
				保育教育領域					保健福祉領域					介護高齢者領域	
3	11/20	木	18:30-20:00	家庭支援の意義と役割①	徳野	11/20	木	18:30-20:00	こどもの貧困	道中	11/21	金	18:10-19:40	高齢者の特性・活動と活動能力(ワーク)	山本
4	11/27	木	18:30-20:00	家庭支援の意義と役割②	徳野	11/27	木	18:30-20:00	発達障害と家族支援	木曾	11/28	金	18:10-19:40	高齢化の状況	山本
5	12/4	木	18:30-20:00	保育士が行う「子育て支援・家庭支援」	徳野	12/4	木	18:30-20:00	地域資源との連携方法①	西野	12/6	土	13:10-14:40	高齢者虐待-事例検討①	山本
6	12/13	土	13:10-14:40	子育て支援における関係機関との連携	徳野	12/11	木	18:30-20:00	地域資源との連携方法②	濱田	12/6	土	14:50-16:20	高齢者虐待-事例検討②	山本
7	12/13	土	14:50-16:20	相談支援における援助的態度	川谷	12/18	木	18:30-20:00	関係構築の基礎的スキル①ワーク	木曾	12/12	金	18:10-19:40	聴き手の問題	山本
8	12/13	土	16:30-18:00	信頼性を高めていく援助法	川谷	12/20	土	13:10-14:40	関係構築の基礎的スキル②基本的応答技法	木曾	12/19	金	18:10-19:40	バイステックの7原則	山本
9	12/18	木	18:30-20:00	援助するときの自分を知る、秘密保持	川谷	12/20	土	14:50-16:20	関係構築の基礎的スキル③聴く	尾崎	12/20	土	13:10-14:40	コミュニケーション技法①	木下
10	1/8	木	18:30-20:00	援助者自身のストレスケア・アセスメント	川谷	12/20	土	16:30-18:00	関係構築の基礎的スキル④アサーション	尾崎	12/20	土	14:50-16:20	コミュニケーション技法②	木下
11	1/15	木	18:30-20:00	事例を用いた援助演習-障害児	木曾	1/8	木	18:30-20:00	被虐待児への理解とケア	道中	1/9	金	16:30-18:00	職場環境と不適切なケアの関連	山本
12	1/24	土	13:10-14:40	心に傷を負った子ども達の相談援助と保護者対応について	中尾	1/10	土	13:10-14:40	事例を用いた援助演習①地域連携を基盤とした事例検討	道中	1/10	土	13:10-14:40	高齢者支援のための家族支援の方策	木下
13	1/24	土	14:50-16:20	児童虐待事例検討	濱田	1/10	土	14:50-16:20	事例を用いた援助演習②心的障壁の方との接し方	木下	1/10	土	14:50-16:20	不適切なケアの背景分析	山本
14	1/24	土	16:30-18:00	保育所・幼稚園から小学校への連携	椋田	1/10	土	16:30-18:00		木下	1/10	土	16:30-18:00	不適切なケアと職場のハワハラアンケート調査結果	山本
15	1/29	木	18:30-20:00	最終総括	中尾										

④研修効果の実証（詳細後述）

○リトレーニングプログラム研修講座の実施と効果測定をアンケートによって行う。

⑤尼崎市立教育総合センターとの連携研修（詳細後述）

市内の教職員を対象とした相談援助力および授業力向上のための研修システム開発。

⑥講演会、シンポジウム

○プレ講演会：2月10日（火）夜間講座とコラボ①

外部講師招聘：若宮 英司氏（藍野大学医療保健学部看護学科・教授）

○報告会及びシンポジウム：2月19日（木）夜間講座とコラボ②

外部講師招聘：佐藤 秀明氏（NPO 法人自閉症ピアリンクセンターここねっと・理事長）

日程 19:00～本事業今年度報告

19:30～20:30 講演「東北大震災後の相談援助の重要性」（仮題）

20:30～21:00 対談（佐藤氏 Co 中尾）

3. 調査等（目的、対象、規模、手法、実施方法等） モデルカリキュラム基準・達成度評価の作成

・尼崎市に関する専門相談援助ニーズ調査（詳細後述）

【目的】各福祉関連施設、保育所等への専門相談援助に関する調査することで中核的人材の必要性についての全体像を把握する。

【対象・規模】尼崎市内福祉関連施設及び保育所

【手法】アンケート調査

【実施方法】代表校で封入、発送、回収、集計分析を実施する。

・先進地域への実地調査（詳細後述）

【目的】先進地域への実地調査を行うことで、本事業の充実を図る。

【対象・規模】国内 日本社会事業大学、日本福祉大学 2ヶ所

【手法】現地でのヒアリング調査。

【実施手法】関係機関連携会議メンバー3名、事務局1名

4. モデルカリキュラム基準、達成度評価、教材等作成（目的、規模、実施体制等）

今年度は事業初年度のため、以下の評価基準の作成には至っていない。次年度継続して、以下の基準を作成していく予定である。

①モデルカリキュラム基準・達成度評価の作成

【目的】相談援助力に関するルーブリックの開発及びリトレーニングプログラムの達成度評価基準の作成

【規模】尼崎市関係部局及びNPOと連携した相談援助力育成に必要なモデルカリキュラム基準・達成度評価を取りまとめ、作成する。

【実施方法】②④の成果を踏まえ、各ワーキンググループで作成し、連携会議で決定。

②関連施設等における位置付け・評価

【目的】受講生に関して、関連施設内での相談援助力の事前事後評価を実施することでの

講座の有効性を検証する。

【規模】全講座受講生に関しての施設内評価の実施。

実施方法：各施設における管理職評価及びピア評価の実施

③相談援助力向上プログラムの開発

【目的】相談援助力向上のためのプログラムを作成・実施することで、全国的な普及に寄与できる。

【規模】60時間相当の講座を想定したテキストの作成（150ページ）。

【実施方法】②の調査結果を踏まえ、各ワーキンググループに執筆を依頼する。代表校で編集、構成し、分析し、外部業者に発注する。

5. 期待される活動指標(アウトプット)・成果目標及び成果実績(アウトカム)

・地域職域内で実践される相談援助の「面接の質」は、もっぱら指導する側の力量と方法に任されていることから、地域職域での「ニーズの把握」のための「アセスメント能力向上」を含めた信頼関係の構築を基礎においた「相談援助力」の組織的な向上を図る。⇒各職域から職員派遣により、現場の専門性の向上と人材育成に関する地域職域での質的・量的評価の向上。

・支援に携わる職員に対して、面接の基本となるコミュニケーション力、ニーズ把握、アセスメント能力などその重要性の理解を深め、考え方、スキルを習得させることにより相談援助としての支援能力の向上を図り、ルーブリック（評価基準）開発によって達成基準を可視化する。⇒相談援助力向上のためのシステム開発に関する成果の公表と実施体制評価の向上。

・ルーブリック（評価基準）に基づく評価を実施し、効果測定を行ったうえで、大学・専修学校の正規カリキュラム（モジュール科目）として発展的に導入していくことができるようにすることを目標とする。

・研修修了者が、各職域で中核的役割を果たすポジションの確保・推進と事後支援体制の確立。⇒履修証明書の発行。大学・専門学校との連携強化。各職域すべてに修了者の配置の推進。

6. 今後の展開について

- ・来年度事業継続のため、継続の申請を行う。
- ・面接業務を担当する実践者のバーンアウトに関する調査を実施し分析する。
- ・相談援助の関係機関や社協、NPO など関係職員に対する研修を継続実施する。
- ・実践における事例を集約し「相談事例集」を作成する
- ・「面接相談の手引書」を作成し基本的な面接態度から展開するノウハウを学ぶために活用する。
- ・大学・保育福祉専門学校の共通カリキュラムとして計画・展開していく。

平成26年度「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」 取組成果概要

【医療・福祉・健康（介護・看護・保育）分野（職域プロジェクト）】

地域ネットワークシステムによる「相談援助力向上リトレーニングプログラム」の開発

関西国際大学

課題・ニーズ・背景等

貧困の裾野が広がり、子どもの貧困など福祉保健フィールドでは、さまざまな困難な生活課題や問題を抱える家庭が増えている。

- ・専門性のある有資格者が配置されていない実態。
- ・援助技術や専門知識・能力等を備えた人材養成を図る必要。
- ・相談援助力を強化し適切な支援が行われるようリトレーニングプログラムの実践の必要性。

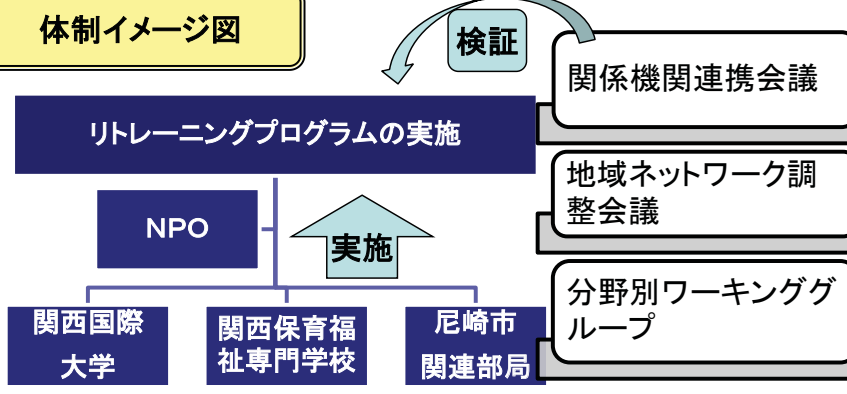
取組の概要

- ・尼崎市に関する専門相談援助ニーズ調査。
- ・分野別の会議及びリトレーニング研修会開催及び実証。
- ・相談援助力に関するルーブリックの開発及びリトレーニングプログラムの達成度評価基準の作成。
- ・関連施設内での相談援助力の事前事後評価。
- ・効果測定と正規カリキュラム化の検討

成果目標（アウトカム）

- ①地域職域内での実践される相談援助の「相談援助力」の組織的な向上を図る。
- ②支援に携わる職員に対して、面接の基本となるコミュニケーション力などその重要性の理解を深め、考え方、スキルを習得させる。
- ③相談援助としての支援力能力の向上をルーブリック（評価基準）開発によって可視化を図る。

体制イメージ図



参加・協力機関等

- ①尼崎市関係部局
- ②尼崎市民生・児童委員協議会
- ③NPO法人シンフォニー
- ④難波愛の園幼稚園
- ⑤汐江ふたば保育園
- ⑥尼崎市内福祉施設
- ⑦光徳幼稚園

平成26年度「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」 取組成果概要

【医療・福祉・健康（介護・看護・保育）分野（職域プロジェクト）】

地域ネットワークシステムによる「相談援助力向上リトレーニングプログラム」の開発

関西国際大学

取組内容

- ネットワークシステムの実施体制（12回開催）
 - ・関係機関連携会議4回
8月、11月、1月、2月
 - ・地域ネットワーク調整会議4回
9月、10月、12月、2月
 - ・コンソーシアム連携会議4回
8月、10月、12月、2月
- 分野別の会議及び研修会開催
9月～1月
 - ・「基本的な考え方」15回
 - ・「援助的態度」15回
 - ・「面接技術の習得」15回
- 総括分野、保育・教育領域、保健福祉領域、介護高齢領域
- 尼崎市に関する専門相談援助ニーズ調査
- ・先進地域への実地調査
- モデルカリキュラム基準・達成度評価の作成
- ・相談援助力向上プログラムの開発
- 事業成果報告書（事業の実施内容及び分析結果）の公開、関係機関への配布
- 成果報告会の実施（2月）

成果（アウトプット）

- 地域職域内での実践される相談援助の「面接の質」は、もっぱら指導する側の力量と方法に任されていることから、地域職域での相談援助力の組織的な向上を図る。⇒各職域からの職員派遣による現場の専門性の向上と人材育成に関する地域職域での質的・量的評価の向上。
- 支援に携わる職員に対して、面接の基本となるコミュニケーション力などその重要性の理解を深め、考え方、スキルを習得させることにより相談援助としての支援力能力の向上を図り、ルーブリック開発によって達成基準を可視化する。⇒相談援助に関する支援能力向上のためのシステム開発に関する成果の公表と実施体制評価の向上。履修証明書の発行。
- ルーブリック（評価基準）に基づく評価を実施し、効果測定を行ったうえで、大学・専修学校の正規カリキュラムとして発展的に導入していくことを検討する。

成果の活用

- ①「面接相談の手引書」を作成し基本的な面接態度から展開するノウハウを学ぶために活用する。
- ②相談援助業務を担当する実践者のバーンアウトに関する調査を実施し分析することで、困難事例などへの対応力を養成する。福祉フィールドに携わる相談援助職員のストレスは大きくそのためのトランス、精神的健康度を維持するなど支援者側のマンパワーの育成を図る。
- ③相談援助の関係機関や民生委員、社協、NPOなど関係職員に対する研修を実施する。
- ④具体的な実践事例集を参考にすることにより、直面する困難事例等への適切な対応が可能となるよう相談関係における支援力を強化する。
- ⑤相談支援に関する講演会を分野別に開催し、相談面接のノウハウを蓄積することで地域の相談援助力を強化する。
- ⑥関係機関等へ報告書を配布し積極的な活用を図るとともに、今後において相談援助体制としてのスーパービジョンの構築へとつながるよう本事業を継続していく。
- ⑦大学・関西保育福祉専門学校の共通カリキュラムとして展開していく。

第2章

事前・事後アンケート評価

Re トレーニングプログラム：事前アンケート

本アンケートは、「相談援助力向上のための Re トレーニングプログラム」の研修プログラムについて検討するための資料とさせていただきます。回答はすべて統計的に処理をしますので、個人が特定されることはありません。率直にご回答いただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

Q1. 参加する予定のコースに1つ丸をつけてください。

介護高齢者領域 ・ 保健福祉領域 ・ 保育教育領域

Q2. 回答者ご自身についてお答えください。

- ① お名前：()
- ② 所属：()
- ③ 職種：()
- ④ 上記の職種の経験年数：() 年

⑤ 年齢：() 歳

⑥ 性別： 男性 ・ 女性

Q3. 本プログラムに対する期待度について最も当てはまるものを1つに丸をつけてください。

期待していない・やや期待していない・どちらともいえない・やや期待している・期待している

Q4. 本プログラムで学びたい・身につけたいと思っている内容について、自由にお書きください。

Q5.相談援助に関することでどんなことに悩んでいますか。自由にお書きください。

Q6. 以下の項目について、最も当てはまるものを1つ選んで丸をつけてください。
※「対象者」は、あなたが支援を行っている対象者と捉えてください。

	そう 思わ ない	やや そう 思わ ない	どちら とも い ま い ら ず	やや そう 思 う	そう 思 う
1. 適切に対象者の相談にのることができる	1	2	3	4	5
2. 近年の対象者に関わる問題（虐待、貧困等）について説明できる	1	2	3	4	5
3. 近年の対象者を取り巻く環境の変化について説明できる	1	2	3	4	5
4. 自分自身の物事の捉え方の傾向を自覚している	1	2	3	4	5
5. 自身の態度などで話しやすい雰囲気を作ることができる	1	2	3	4	5
6. 対象者の話を聴きながら適宜あいづちをいれることができる	1	2	3	4	5
7. 面接や相談等の会話の際に対象者が言ったことを繰り返す言うこと ができる（反復）	1	2	3	4	5
8. 対象者の様子（表情や態度、声のトーンなど）から感情を理解しよ うとすることができる	1	2	3	4	5
9. 対象者の感情を汲みとり、ことばにして返すことができる（感情の 反射）	1	2	3	4	5
10. 対象者を情緒的に支え、認めるメッセージを伝えることができる（支 持）	1	2	3	4	5
11. 開かれた質問と閉じられた質問を意識的に使用することができる	1	2	3	4	5
12. 「私は………」のように、1 人の人間としての思いを言 語化して伝えることができる（アイメッセージ）	1	2	3	4	5
13. 対象者を個人として捉えることができる（個別化）	1	2	3	4	5
14. 対象者の感情表現を大切にすることができる （意図的な感情の表出）	1	2	3	4	5
15. 自分の感情を自覚して吟味することができる （統制された情緒的関与）	1	2	3	4	5
16. 対象者を受容することができる（受容）	1	2	3	4	5
17. 対象者を非難しないことができる（非審判的態度）	1	2	3	4	5
18. 対象者の自己決定を促して尊重することができる（自己決定）	1	2	3	4	5
19. 対象者の秘密を守ることができる（秘密保持）	1	2	3	4	5
20. 対象者の強みを見つけることができる	1	2	3	4	5
21. 対象者の強みを意識して関わるることができる	1	2	3	4	5
22. 関連する他の機関や専門職の役割について説明できる	1	2	3	4	5
23. 関連する他の機関や専門職に連絡をとる方法を知っている	1	2	3	4	5
24. 対象者を支援する際の自分の悩みを相談できる先がある	1	2	3	4	5
25. 地域や職場での自分の役割を認識している	1	2	3	4	5

Re トレーニングプログラム：事後アンケート

本アンケートは、「相談援助力向上のための Re トレーニングプログラム」の研修プログラムについて検討するための資料とさせていただきます。回答はすべて統計的に処理をしますので、個人が特定されることはありません。率直にご回答いただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

Q1. 主に参加していたコースに1つ丸をつけてください。

介護高齢者領域 ・ 保健福祉領域 ・ 保育教育領域

Q2. 回答者ご自身についてお答えください。

- ① お名前：()
- ② 所属：()
- ③ 職種：()
- ④ 上記の職種の経験年数：() 年
- ⑤ 年齢：() 歳
- ⑥ 性別： 男性 ・ 女性

Q3. 本プログラムに対する満足度について最も当てはまるもの 1 つに丸をつけ、その理由をお書きください。

満足していない・やや満足していない・どちらともいえない・やや満足している・満足している

<理由>

Q4. 本プログラムで学んだこと、身についたことはどのようなことでしょうか？自由にお書きください。

Q5. 相談援助力向上のために今後期待する研修内容などがありましたら、自由にお書きください。

Q6. 以下の項目について、最も当てはまるものを1つ選んで丸をつけてください。
※「対象者」は、あなたが支援を行っている対象者と捉えてください。

	そう 思わない	やや そう 思わない	どちら とも いえない	やや そう 思う	そう 思う
1. 適切に対象者の相談にのることができる	1	2	3	4	5
2. 近年の対象者に関わる問題（虐待、貧困等）について説明できる	1	2	3	4	5
3. 近年の対象者を取り巻く環境の変化について説明できる	1	2	3	4	5
4. 自分自身の物事の捉え方の傾向を自覚している	1	2	3	4	5
5. 自身の態度などで話しやすい雰囲気を作ることができる	1	2	3	4	5
6. 対象者の話を聴きながら適宜あいづちをいれることができる	1	2	3	4	5
7. 面接や相談等の会話の際に対象者が言ったことを繰り返す言うことができる（反復）	1	2	3	4	5
8. 対象者の様子（表情や態度、声のトーンなど）から感情を理解しよ うとすることができる	1	2	3	4	5
9. 対象者の感情を汲みとり、ことばにして返すことができる（感情の 反射）	1	2	3	4	5
10. 対象者を情緒的に支え、認めるメッセージを伝えることができる（支 持）	1	2	3	4	5
11. 開かれた質問と閉じられた質問を意識的に使用することができる	1	2	3	4	5
12. 「私は………」のように、1 人の人間としての思いを言 語化して伝えることができる（アイメッセージ）	1	2	3	4	5
13. 対象者を個人として捉えることができる（個別化）	1	2	3	4	5
14. 対象者の感情表現を大切にすることができる （意図的な感情の表出）	1	2	3	4	5
15. 自分の感情を自覚して吟味することができる （統制された情緒的関与）	1	2	3	4	5
16. 対象者を受容することができる（受容）	1	2	3	4	5
17. 対象者を非難しないことができる（非審判的態度）	1	2	3	4	5
18. 対象者の自己決定を促して尊重することができる（自己決定）	1	2	3	4	5
19. 対象者の秘密を守ることができる（秘密保持）	1	2	3	4	5
20. 対象者の強みを見つけることができる	1	2	3	4	5
21. 対象者の強みを意識して関わる （関連する他の機関や専門職の役割について説明できる）	1	2	3	4	5
22. 関連する他の機関や専門職に連絡をとる方法を知っている	1	2	3	4	5
23. 関連する他の機関や専門職に連絡をとる方法を知っている	1	2	3	4	5
24. 対象者を支援する際の自分の悩みを相談できる先がある	1	2	3	4	5
25. 地域や職場での自分の役割を認識している	1	2	3	4	5

事前・事後アンケートの結果

1. 各項目の平均値

1) 事前アンケート

表 1 記述統計量 (事前)

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
経験年数	32	0	45.0	13.194	10.98
年齢	32	23	62	44.66	8.47
期待度	30	1	5	4.27	.94
1.相談への自信	31	1	4	3.10	.79
2.問題の説明	31	1	4	2.94	.99
3.環境の変化の説明	31	1	4	3.06	.85
4.自己覚知	31	2	5	3.65	.71
5.話しやすい雰囲気	29	2	4	3.14	.83
6.あいづち	31	2	5	4.16	.74
7.反復	31	2	5	3.52	.85
8.感情理解	31	3	5	3.87	.62
9.感情の反射	31	2	5	3.32	.75
10.支持	31	2	4	3.26	.73
11.質問の活用	31	1	5	2.68	1.08
12.アイメッセージ	31	1	5	3.13	.99
13.個別化	31	2	4	3.52	.63
14.意図的な感情の表出	30	2	5	3.80	.71
15.統制された情緒的関与	31	2	34	4.16	5.59
16.受容	31	2	5	3.77	.62
17.非審判的態度	31	2	5	3.77	.72
18.自己決定	31	2	5	3.55	.72
19.秘密保持	31	4	5	4.74	.45
20.強みを見つける	31	2	5	3.35	.71
21.強みを意識する	31	2	5	3.19	.65
22.関連する専門職の役割	31	1	4	3.00	1.10
23.連絡をとる方法	31	1	5	3.23	1.18
24.相談先	31	1	5	3.55	1.15
25.役割の認識	31	3	5	3.87	.62

2) 事後アンケート

表2 記述統計量 (事後)

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
経験年数	29	0	41	11.86	10.64
年齢	29	26	62	46.14	8.63
満足度	30	1	5	4.10	1.06
1.相談への自信	30	2	5	3.53	.68
2.問題の説明	30	2	5	3.70	.60
3.環境の変化の説明	29	2	5	3.55	.69
4.自己覚知	29	3	5	3.79	.56
5.話しやすい雰囲気	30	2	5	3.77	.63
6.あいづち	30	3	5	4.07	.52
7.反復	30	3	5	4.00	.59
8.感情理解	30	2	5	3.97	.56
9.感情の反射	29	3	5	3.62	.62
10.支持	29	2	5	3.79	.56
11.質問の活用	30	2	4	3.23	.77
12.アイメッセージ	30	1	5	3.87	.78
13.個別化	30	3	5	4.07	.52
14.意図的な感情の表出	30	3	5	3.93	.58
15.統制された情緒的関与	30	2	4	3.40	.68
16.受容	30	3	5	3.97	.49
17.非審判的態度	30	3	5	3.93	.52
18.自己決定	30	2	4	3.63	.56
19.秘密保持	30	3	5	4.53	.63
20.強みを見つける	30	2	5	3.40	.68
21.強みを意識する	30	2	5	3.50	.63
22.関連する専門職の役割	30	2	5	3.70	.70
23.連絡をとる方法	30	2	5	3.93	.79
24.相談先	30	1	5	3.67	1.03
25.役割の認識	30	1	5	4.07	1.02

表 1 が事前アンケートの結果、表 2 が事後アンケートの結果を示したものである。この特徴として、
①事前で平均値が高かった項目（青）は事後で平均値が下がっていること、②それ以外の項目はすべて
平均値が上がっており、特に事前で平均値が低かった項目（黄色）で大きな変化が見られた。

2. 事前事後の平均値の差の検定

各回答者にIDを振り、事前事後の両方のアンケートを回答した者については、対応のあるt検定を行った。その結果をまとめたものが、表3である。

表3 対応のあるt検定結果（事前・事後比較）

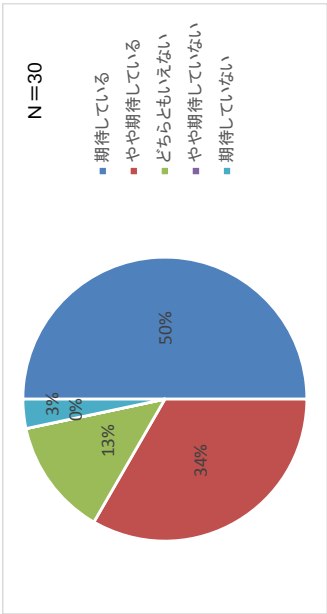
質問項目	N	事前		事後		有意差
		平均	標準偏差	平均	標準偏差	
1.相談への自信	25	3.08	.81	3.48	.71	
2.問題の説明	25	2.96	.98	3.80	.50	** *
3.環境の変化の説明	24	3.08	.83	3.67	.64	** *
4.自己覚知	24	3.63	.65	3.83	.57	
5.話しやすい雰囲気	24	3.17	.82	3.67	.64	*
6.あいづち	25	4.20	.71	4.08	.57	
7.反復	25	3.48	.87	4.08	.57	** *
8.感情理解	25	3.80	.65	4.04	.46	
9.感情の反射	24	3.25	.74	3.58	.65	
10.支持	24	3.21	.78	3.83	.48	** *
11.質問の活用	25	2.52	1.01	3.24	.72	** ** *
12.アイメッセージ	25	3.16	.94	3.96	.61	** ** *
13.個別化	25	3.44	.65	4.08	.57	** ** *
14.意図的な感情の表出	25	3.64	.70	4.00	.58	*
15.統制された情緒的関与	25	3.24	.83	3.44	.65	
16.受容	25	3.72	.68	4.00	.41	
17.非審判的態度	25	3.68	.69	3.88	.53	
18.自己決定	25	3.48	.77	3.72	.46	
19.秘密保持	25	4.72	.46	4.52	.65	
20.強みを見つける	25	3.28	.68	3.44	.65	
21.強みを意識する	25	3.16	.69	3.52	.59	** *
22.関連する専門職の役割	25	3.04	1.14	3.80	.65	** *
23.連絡をとる方法	25	3.16	1.25	3.92	.81	** ** *
24.相談先	25	3.52	1.12	3.72	.98	
25.役割の認識	25	3.80	.58	4.12	.97	

* : p<.05、** : p<.01、*** : p<.001

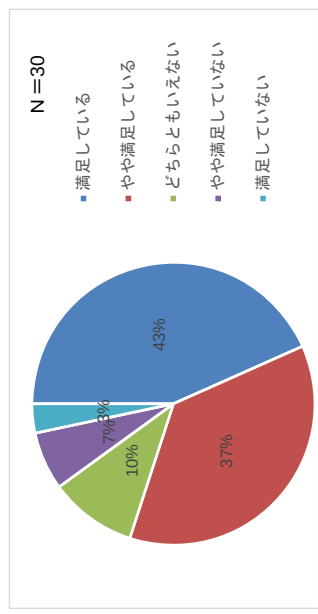
表3で色がついている項目（2、3、5、7、10、11、12、13、14、21、22、23）が、統計的に有意差が見られた。計12項目で有意差がみられ、すべて平均値が高くなったことから、一定の研修効果があったといえる。

3. プログラムの期待度（事前）と満足度（事後）

1) 本プログラムに対する期待度（事前）



2) 本プログラムに対する満足度（事後）



3) 満足度の理由（事後）

<保育教育領域>

- ・遠方である事と体調不良が続いた為、半分程しか出席できず残念です。大切な分野でありながら学ぶ機会が無かったので貴重なお話をたくさん聞くことができて良かったです。
- ・小学校の教員の仕事をきてきて、これってどういうことなんだろう、あのときどうすればよかったのだろうと思った解決されない問題がいくつかにのこったまま、なんとか進んでいく毎日をすごしていました。その部分を学ぶことができて、又自分でおちついてもういちどふりかえるじかんがもて、とても満足しています。
- ・15回のどの研修も充実していて、自分自身の向上する意欲も高まりました。
- ・色々な先生による学びだったため、偏った話ではなく、様々な点から学んだことが良かった。また、同じように学ぶ方たちを、話し合う時間もよかった。一方で、実践に合わせた（似せた）ロールプレイのようなのがあったのもよかった。
- ・相談援助について学べたので
- ・まだまだ向上のために時間は足りない。
- ・相談援助の視点から幅広い知識を得ることができたこと、現代社会を見るための視点や分析力を身につける

ことができたことの2点です。

- ・現在自身が直面している問題や課題について、毎回の講義により深く考えることができた。このような講義がこれまでなかったもので、参加して良かったという気持ちで一杯です。
 - ・自分自身の人へのかかわり方を確認する場となった。保育現場の相談援助は答えを必要としているので、アセスメント、どの様に見ていくのかの部分を確認することができるとうれい。カウンセリングとの違いはよくわかった。
 - ・相談援助力についてたくさん学ばせて頂きましたが、自分に100以上のアセスメント能力はなく、具体的にこういうことという答えにつながるものを学びたいと思いました（研修を受けている内に思ったことです）
 - ・基本を再確認する事ができた。又、いろいろな角度から話を聞くことができた。グループワークで話をするのも楽しかった。
 - ・最初は参加できない日もあったのですが、勤務を交替してもらって全て参加できました。いい刺激になりました。
 - ・全部の回に参加できなかった。シフトや交替勤務がある職場では平日の6：30～はむずかしい。又、土曜日の午後の参加もむずかしい。
 - ・日頃、日々のことにおおわれていくと、勉強を知っておかないといけないこういうことがおそろかになってしまっている、気づくこと、ふりかえることが多くあった。
 - ・保護者やかかわりにくく思っていた人とのよりよい接し方を考えさせていただいたので
 - ・短い時間の中でワークを入れたり、工夫はされていたと思いますが、深めていく時間もほしかったと思います。
- ＜介護高齢領域＞
- ・相談援助について自己流になっており、本当にこれでいいのかと自問自答する日々だった。自分の援助の方方について正しいとは思えないが、プログラムを受講することにより、自分の性質や今までの援助の方法など、どのようにしていったらいいか方向性が見えた本当にいい時間でした。
 - ・講義内容は基礎的なことでも表現する、伝えることの方法を学ばせていただきました。相談援助の基礎的部分がよくわかりました。先生のされた研究のプロセスや検証をみせていただき、福祉研究の意義や考え方を周近に学ばせてもらいました。
 - ・始まる時間がせめて18:30なら参加しやすかった（今回は先にスケジュールが入っていたので、もっと早くから予定したかった）。
 - ・統計やアンケート結果等は知ることができてよかった。短時間だったので物足りないと思うこともあった。
 - ・期間が少し長い。もう少し端的にプログラムを組んでほしい。
 - ・基本的な内容かもしれないが、聞いてから思い出すことや、なんとなく知っていたような気がするけど、理解ができていなかった事もあり、受講してきた事が実際に役立ち、考え方も変わったと感じたため。
 - ・物の見方、考え方において視野が広がる為
 - ・改めて基礎部分を学ぶことができた。又、新たな視点をもち、業務にいかせることができた。
 - ・仕事が終わってからの授業だったのですが、「楽しくて楽しくて」嬉しい気持ちで参加させていただきました。又、参加してみればおなじみの顔がふれだったこともうれしいことです。人と人とのつながりって大事ですね。
 - ・基本的な内容でしたが、日常の中で忘れてしまっていることを話し合う中で、思い出したり気付きがあった

ため

＜保健福祉領域＞

- ・先生方がとても丁寧でわかりやすかったこと
- ・プログラムの内容が興味あるものばかりであったこと
- ・講義や演習を通して、相談を受ける場で相談者の気持ちを受け止めて共感することの大切さを感じることができた。また人の話を聞く上で自分の物事に対する考え方のクセ（偏り）に気づくことができた。
- ・参加人数が少なく、グループワークや事例検討ができなかった。基礎的スキルはすでに職場等の研修等で実践してきたものであり、物足りなさを感じた。在日外国人の事例が精神疾患に変更になっており、深めたい内容であったため、残念であった。
- ・理論や制度だけでなく各現場をご存知の講師の方々から、事例やとらえ方を学ぶことができました。
- ・知識、スキルアップはできるプログラムであったと思うが、主任児童委員としての活動において生かせるのはわからない
- ・大阪のSSWの成り立ち、家居相とのつながり方など尼崎とは違う点が多いが、大阪を起点とした話が多く、この点では自分としてはあまり参考にならないと感じましたが、全体的には、他市の違う立場の方々のナマの話が聞けたり実践的なプログラムがあったりして違う角度からの見方ができるようになる気がします。

4. プログラム内容や方法についての意見

- 1) 本プログラムで学びたい・身につけたいと思っていること（事前）

＜保育教育領域＞

- ・様々なニーズへの対応の方法や話題の提供の仕方や導入の方法
- ・子育て支援など保育する上で必要なもの
- ・保護者からの相談にどう寄り添うか。子ども達への支援の専門性（どういう視点で児童理解を深めるか）
- ・相談援助についての知識・情報
- ・保育力の向上、視野の広がり、考えの柔軟性、家庭との連携力、関連機関先との関わり方、保護者支援、会話し方
- ・保護者へ子どものことをしっかりと伝える方法。保護者支援。
- ・保護者との関わりの中での相談援助力
- ・相談として関わるのは担任としてだけでなく、相談の方法や考え方についてなどを学びたいと思っています。
- ・相談支援が必要となる現場での相談援助に必要なとなるカウンセリングでの資質向上、関係機関との連携の際に必要な知識、児童・生徒・保護者にとって安心・安全な人間となれるように資質を向上させたい。
- ・まさに相談援助向上です。毎年何かしらに直面し、プログラムを目にしたときにこれだと。
- ・相談時の基本的対応。相手にわかりやすい伝え方。
- ・保護者や教員から相談を受けた時の望ましい対応の仕方。
- ・家族支援、子育て支援について、より具体的に計画を立てていく為の力。関係機関との連携をとる手立て、フローズのような具体的な順序。障がい児と認定される前の支援の必要な子どもと保護者への支援について学びたいと思います。
- ・よりよい援助の仕方。専門的知識の習得
- ・施設支援（アウトリサーチ）の仕事につきたいと思っているため保育士の相談援助の方法を高めていきたい。

- ・家庭支援の意義と役割。信頼性を高める援助法について
- ・保育士が行う子育て支援、家庭支援について。また、信頼性を高めていく援助法についても勉強させていた
きたいです。
- ・子育て支援における方針の立て方
- ・保護者支援について
- ・ピアカウンセリングに生かせることができるような

<介護高齢領域>

- ・相談援助技術、対人援助の方法、今の自分の相談援助方法が適切なのか学びなおしたいと思っています
- ・相談援助職者に利用者本位の姿勢や仕事の根拠を説明する力をつけてほしいと考えている。その伝え方を学
びたい。
- ・自分自身の傾向を最も知りたい（自己覚知を深めたい）
- ・コミュニケーション能力（利用者の決定を、こちらの価値観を反映したものにしたいときがある
- ・相談援助力（振りがえり）
- ・高齢者に対しての精神ケア、接し方等
- ・相談援助の基礎を身につけたい
- ・対人援助職として、自身の相談援助が適切に行われているのかを振り返りたい。また自分自身が理解してい
る知識について確認をしたいと思っています。
- ・まさに相談援助力の向上です。

<保健福祉領域>

- ・相談援助力向上そのものです。児童虐待について
- ・相談援助において、信頼関係を築くためのスキルやニーズのない人への支援や介入の方法などを勉強したい
- ・発達障害の家族支援
- ・対人援助のスキルの向上
- ・ケースを見立てる力を向上させたい
- ・対象者とよりよい関係をつくれる力を身につけたい
- ・知識をつけて自信をつけたい
- ・事案に対して自分の立ち位置、考え方等、直接対象者と接することはほとんどないが、心構え的な部分で成
長したいと思っています。
- ・もう学校を卒業して数十年たつので、学びなおしと新しい情報などが得られれば。

2）相談援助に関する悩み（事前）

<保育教育領域>

- ・保護者との話のきっかけ作りが難しい。生活やプライバシーへ踏み込みすぎないように気を付けているが、
生活習慣やしつけ等をお願いをする時に話のもらっていき方が分からずあたりさわりなく終わってしまいう事
が多い。
- ・今のところなし
- ・保護者と話す時間の確保の工夫。私自身勉強が足りないため、もう一歩つっこんで保育者と話をしていない
自分がある。これまで創意工夫してきて、うまくいったことに対して、さらに詳しい知識を得ることで自信

をつけたい。また、たくさんの知らないことを学びたい。

- ・一人ひとりに合った援助の伝え方。取得したことを相手に伝える。
- ・子どもに目が向いていない保護者に対してどのような関わりをもってすれば子どものことを大事に考えてく
れるか。保育所内で関わっている時の保護者の姿だけではなく、その先の家庭での様子を知り得る方法。
- ・3 園業務なので、毎日その幼稚園に勤務できないので、子どもの様子の把握が難しい。
- ・関係機関との連携や相談相手のタイプ（性格）に合った話し方や援助の仕方
- ・担任としてどこまで話を聞いて対応すればよいのかに悩みます。学校への要望やティームティーチングへの
批判など。
- ・児童・保護者からのニーズは多種多様になってきています。ベストの相談援助は難しいが、よりベターな相
談援助ができていくのか？一つ一つ対応する上で、いつも考えています。今回の研修で一つでも多くのこと
に理解を深め、現場での対応力の向上ができるようにしたいと思っています。
- ・相手に対しての言葉づかい。また、言葉を選ぶことのむずかしさ、援助内容についてのアドバイスがうまく
いかない。
- ・相手の話を聞いている途中に、その時感じたことなどを伝えてしまい、相手が十分に話をしきれていないの
ではと思う時がある。（こちらが話をしすぎているのでは？）
- ・自分の力ではどうすることもできないことでの相談を受けた時の対応の仕方
- ・相談を受けることで何か結果を出して、前進していく力になりたいと思うため、これでいいかと不安になり
ます。年齢は重ねており経験こそありそうに思われるが自信もなく新たな気持ちで学びたい。
- ・発達障害・貧困・親の疾患などことも自身のことだけでなく親支援も求められるようになってきており、今
までの知識ではおいていない。
- ・保育所の障害児保育で巡回相談の制度が整っていない地域も多く、障害児の発達支援のシステム作りに取り
組んでいきたいと考えている。（全くの手さぐり）そのためにどこと連携をとるのが望ましいのか本当に必
要な施設支援とは何かを研究中。
- ・保育者との関係づくり
- ・昔とちがいが今現在悩まれていることに対し、どう援助すればよいか。こどもだけでなく、親支援の難しさを
感じています。
- ・援助方針の立て方について
- ・保護者の本当の思いを引き出せるか？
- ・適切にアドバイスができるか

<介護高齢領域>

- ・本人主体ではなく本人を取り巻く家族が主体となっていることがある
- ・関係機関などに、福祉的な視点を理解して頂くこと（他分野・同分野）
- ・支援者を支援する際、支援されたくない方へのかわり方
- ・短時間でクライアントのニーズを把握し、自己実現を目指していただくためのアセスメント方法
- ・家族への対応：信頼関係が築きにくい。家族のアセスメントやりにくい家族が金銭管理している場合、適切
に行われているか、確認にいくい
- ・制度上できないことの説明を、関係くずさず行いたい。
- ・支持的であるということと自己満足（ピアスーパービジョン等の場面で）

- ・人が苦手
 - ・時間がかかってしまうこと（話がそれていき、なかなか戻すことができないなどで）
 - ・話のすすめ方
 - ・本音がなかなか言ってくれない方への対応
- <保健福祉領域>**
- ・援助してもなかなかいい方向に向くという結果が出ない。
 - ・関係機関との連携（一部）
 - ・周りが困っているけれど、本人に困った感がないケース
 - ・児童虐待の事例において、問題意識のない保護者への対応
 - ・家族背景の複雑化（再婚、貧困、虐待等）による問題の複雑化、関連機関との意思疎通について、温度差も大きい。役割分担が不明確で責任の所在があいまいになる。
 - ・多忙な中で、十分な関わりができないケースも多いが、すぐになんとかしてと期待されることも多い。優先順位をつけながら、対象者とも関係機関とも信頼関係をつくること、自分が壊れないようににも注意することのバランスがとても難しい。
 - ・関わり効果が見えないケースも多いので、適切な関わりができてきているのか不安
 - ・適切な関係機関にスムーズにつなげていくことができているのか

3）本プログラムで学んだこと・身についたこと（事後）

<保育教育領域>

- ・相談や援助とは何か？心構えやアプローチの方法 etc.
- ・地域や社会の仕組みを知ること、つながり方を理解し、自分でかかえこまなくなかった。
- ・現場でうまくいったこと、うまくいかなかったことが、なぜそうなったか裏づけができて自信がもてた。又、同じ職場の人にもこうだからこうしていききたいといえるような気がする。
- ・援助するときの自分を知る、物事を落ち着いて考える等自分をみつめることができ、もっと自分を知って学びたいと思いました。
- ・相談援助するにあたっての段階的なことがよく分かりました。今、相談相手がどのステージににいるのかわかることで進んでいっていることが確信でき安心したり、次の援助に見通しが特てた。又、今までの自分の知識、関心の範囲が広がり、講師の先生方の実際の経験が話されたことで、とてもよくわかり実践につながっています。
- ・相談力の前に、援助とはどういったものなのか…ということ、改めて学び通せました。学びを行う中で、日々の自分の仕事のやり方（自分の姿）を見直せるきっかけにもなりました。
- ・相談援助において大切なこと＝信頼関係
- ・これからも、子どもたちの育ちを支えていきたいと思う
- ・保護者支援もじっくりしていきたいと思う
- ・アセスメントする力をしっかり身につけたい。
- ・カウンセリングと相談援助力との違い、人間を支え答えをだしてあげること
- ・受容の仕方
- ・いくつありますが、相談援助をする時のスタンスについてが、特に勉強になりました。川谷先生の話の

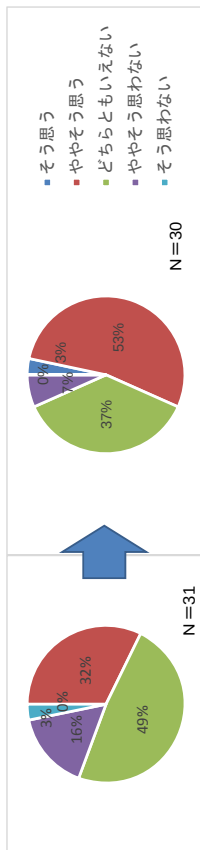
- 中にあった発達・保障の原理、自己選択、自己選択の尊重は、普段考えていても、実践できない事も多いので改めて話を聞くことで納得できました。
 - ・相談や援助、支援等、どれだけ身に付いたかは正直わかりません。何度も何度も繰り返し、色々なケースも聞いたり、それについて考えていくことを今後も続けていきたいと思う。
 - ・話を聞く時の態度などはふり返ることができた。
 - ・相談を受ける立場としての考え方、相談する人の立場、考え、思いに添うだけでなく、何かしらの答えを出すことが大事だということです。いろいろな市から来られている方と話せたことも、情報交換でき、良かったです。
 - ・今までも仕事でいろいろな相談を受けて自分なりに経験や学んだ知識を基に保護者への援助をしてきました。今回、研修で学んで今まで自分がしてきた援助がどうであったのが省みることが多くありました。まだまだだなと思う事もあり、今回の研修を通して得た事を今後も生かしていきたいと思っています。
 - ・カウンセリングと相談援助のちがいを知ることができた。そのちがいの難しさ、共通する所もあり、答を出す必要性についても改めて自分の責任を感じた。
 - ・自分自身の能力やスキル、知識のふりかえり
 - ・いろいろな保護者と関わっていく中でどうしたら心をひらいてもらえるのか、話しやすい雰囲気、環境とはと悩んでいた。今回この研修でいろいろなることを学べた。
 - ・自分から意見や思いを伝えたり押しつけるのではなく、対象者に自分で考えを決定させていきたいといけ
- い
- ・相談援助に関する様々な視点
- <介護高齢領域>**
- ・山本先生、木下先生の授業はわかりやすく、自分がそういう援助をしていたから、そうなんだと理解する場面が多かった。信頼関係が本当につくれていたのか、答えを出そうとあせっていなかったか、相談対象者を混乱させただけだったのかも・・・など。でも、今の仕事をもう少し頑張ってみようと思えました。本
- 当にありがとうございました。
- ・研究には、ニーズと目的があり、それを実際の社会や現場に役立てていくことを目の当たりにしました。
 - ・コミュニケーションは2つの側面があるという事(目的重視、関わり重視)。パワハラが不適切なケアを引き起こす事
 - ・業界の現況、これからの動向等々
 - ・1番は自分が専門職であるということを感じさせてくれた事。また、少し自信が出た事。
 - ・援助者としてのあり方、業務中、その人のことしか考えず、支援者として自分はどうか客観視できていないので、振り返ることができた。
 - ・職場において相談業務を行っているのですが、業務の前に職員の人間関係について悩んでいましたが、何故そうなるのかわかりやすくなりました。自分のことを知ることもできました。ありがとうございました。
 - ・講師の先生の話し方やふるまひ方は教えていただく内容以上に相談援助職として見習いたいと思いました。
- <保健福祉領域>**
- ・自分の仕事のやり方がこれだけいいのだと再確認できたこと
 - ・新しい知識
 - ・いい刺激

- ・自分の弱み
 - ・人の話を聞くときの姿勢や相談者が受け入れてもらってると安心できる話しの聞き方など
 - ・子どもの貧困や児童虐待についての基本的な知識、現状については刻々と変化するので勉強になった。教育機関との連携は少ないため、理解できた。
 - ・カンファレンスのすすめ方は参考になった。
 - ・休んだり遅刻したりが多かったので、せっかくのプログラムをあまり受けられなかったのですが、SSWの方の回がとても印象的でした。現場は変わる、八方塞がりにも思えても、どこかに問題解決のカギがあると信じて支援していく勇氣をいただきました。
 - ・個別の具体的事例から問題・課題を考えることができたり、統合失調症等精神病についての知識は得られたと思います。
 - ・ボランティアの立場ではありますが、改めて各機関のつながりを普段から築くこと、多面的な見方をすることの大切さを改めて認識できました。
- 4) 今後期待する研修内容（事後）
- <保健教育領域>
- ・母親の心情理解、母親支援の方法、木曾先生の話もって聞きたかったです。
 - ・児童館の午前中、母子とのかかわりの仕事をしていたことがありました。サインはいっぱいあったのに、ひろってあげることでできなかった反省からもっと学んで手助けしたいです。
 - ・本場に参加させて頂き、ありがとうございました。中尾先生から、このような研修を受けたことで専門性を高め、身分保障を是非して頂きたいと希望します（私が保育士として勤めていられるまでに叶うのでしょうか、お願いします！！）
 - ・Q3でも記載したように、ロールプレイのようなものがあればよい
 - ・本講義を受講した者が、実際に関わる問題や関わったもの等を出し、それらを受講者同士で話し合った後、講師からのフィードバックみたいなものがあればよかった。
 - ・事例を話し合う研修など
 - ・具体的な他機関との連携方法や他機関の役割など自分の領域以外のことも簡単に知りたいです。
 - ・最終回の話しにもありましたが、私達が何を目標して進んでいけばいいのか、私達が相手にしている人達とはどういった存在と捉えられるのかなど、働く自分の足元を見直せる様な知識、実技を研修したいです。
 - ・ケース内容によっては、くわしくは話すことができないこともあるが、自分なりに悩んだり、考えている声があるので含め、1種の講義が数回続いたりというのはどうでしょうか？
 - ・具体的アセスメント方法、見るポイント、見方などのコツなど
 - ・アセスメント、見る力を身につけたいですし、具体的に実践形式での研修もして頂ければ学びたいと思います。
 - ・事例を用いた演習（貧困）
 - ・親支援
 - ・保育現場での具体的な事例を通しての検討会。困難ケースの対応を具体的に学んだことで後輩に伝えていけるのかな…と思う。
 - ・1つひとつをもう少しゆっくり時間をとり、話をしてもらえとよりわかりやすいと思いました。

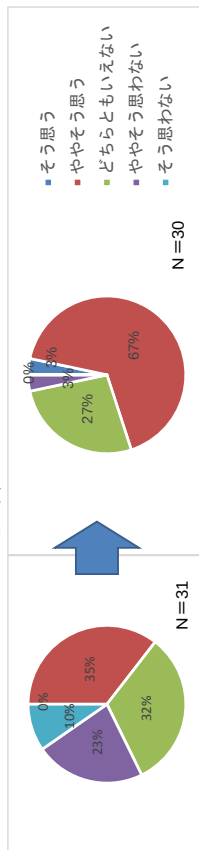
- ・ベシク→アドバンスとステップアップできるようなものがあればモチベーションもあがるのではないかと思います。
- <介護高齢領域>
- ・うまく書けないのですが、興味深く毎回授業に参加していましたが、もっと具体的な話が聞きたかった様に思います。グループワークもためになるのですが、実際の相談支援をされている場面をみるとか・・・もし今後リトレーニングの統編プログラムがあったら是非参加したいです。
 - ・高齢者福祉に携わっていますが、依存症など考えるとき、保育や教育も考えます。もっと重層的な対人援助を学びたいです。研修の考え方や方法も学びたい。
 - ・ADL についてのアセスメントツールはたくさんあるが、その人の価値観、性格、何にこだわりの持っていることができれば、質問する方法ではなく）ができれば、知りたいです。
 - ・ケアマネジメントの具体的な作成。
 - ・援助者として、客観的にどうあるべきか、どう支援者としていれたいのか深めたい
 - ・途中からの参加でしたが、楽しく参加させていただきました。本日のお話であつたように、各専門分野の方々が集まって受けることができる研修（地域を支援するという内容で）もおもしろいと思います。個人的にはスーパービジョンを受ける場があつてほしいです。
- <保健福祉領域>
- ・アセスメントの仕事
 - ・傾聴の仕方についてはよく研修を受けるが、伝え方の研修
 - ・事例検討
 - ・演習を中心とした研修
 - ・もう少し単発か1か月に1回であれば、参加しやすかつたように思う。
 - ・内容としては事例検討が一番勉強になる。
 - ・貧困、自殺、依存症、等、兎相だけでは解決できないケースについての見立てる力をつけたいと思つています。今回のような幅広いテーマで、事例検討を含む研修はありがたいです。平日は19時間始ぐらいにしたいだけだと参加しやすいです。
 - ・民生委員は「職業」ではないので、仕事として関わられている方々と同じ研修を受けることに多少の違和感を持っています。大学として単位を出して…という中尾先生のお話がありました「資格」をもたせていたけると意識は違ってくると思います。
 - ・心を聞けないお母さん（保護者）をいかに相談に結びつけるかという普段のジレンマを一步進めたいです。主任児童委員としていかに相談力を向上させるか、自分の課題です。

5. 相談援助力の自己評価の変化 (左：事前→右：事後)

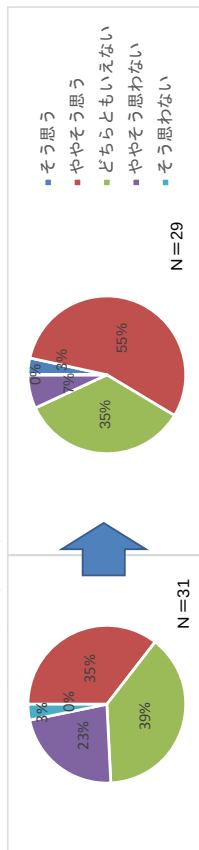
1) 適切に対象者の相談にのることができる



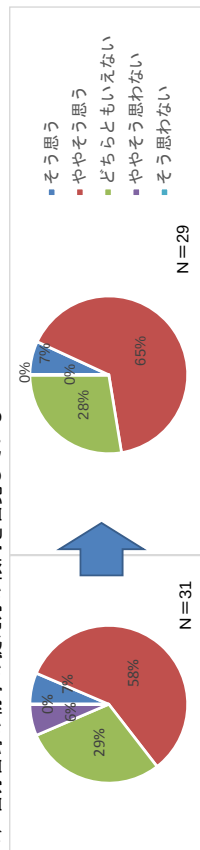
2) 近年の対象者に関わる問題 (虐待、貧困等) について説明できる



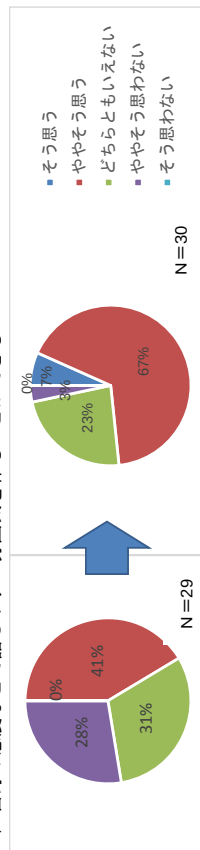
3) 近年の対象者を取り巻く環境の変化について説明できる



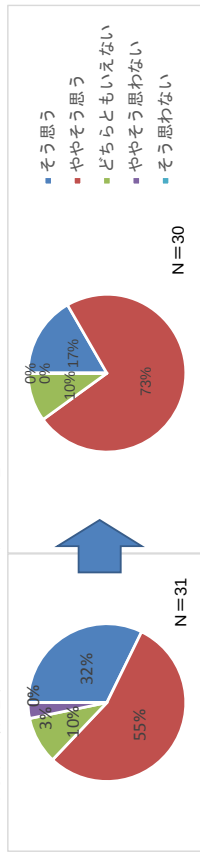
4) 自分自身の物事の捉え方の傾向を自覚している



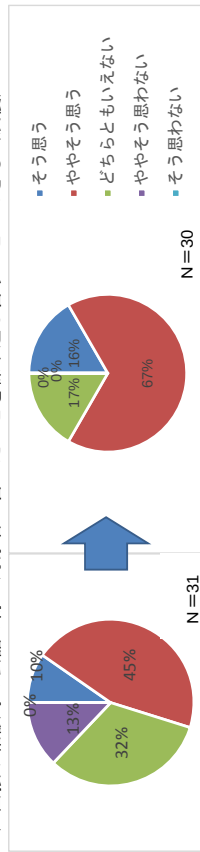
5) 自身の態度などで話しやすい雰囲気を作ることができる



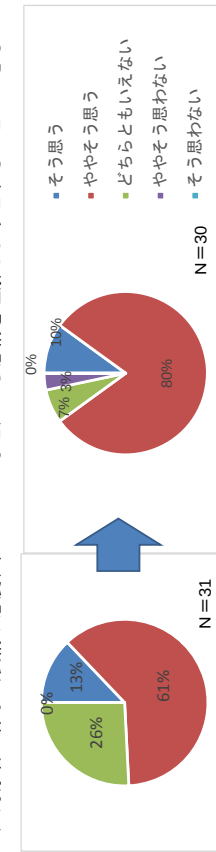
6) 対象者の話を聞きながら適宜あいづちをいれることができる



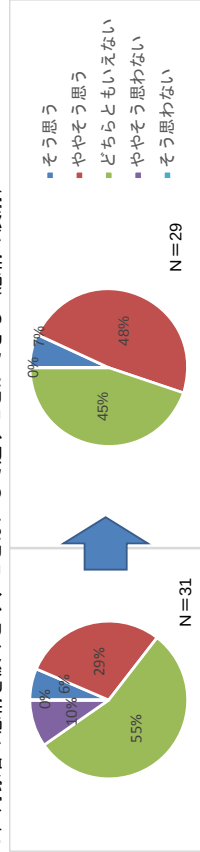
7) 面接や相談等の会話の際に対象者が言ったことを繰り返すことができる (反復)



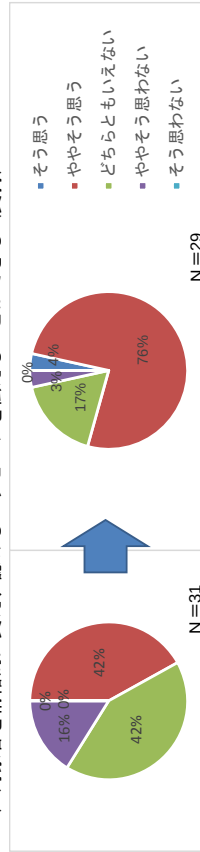
8) 対象者の様子 (表情や態度、声のトーンなど) から感情を理解しようとしてすることができる



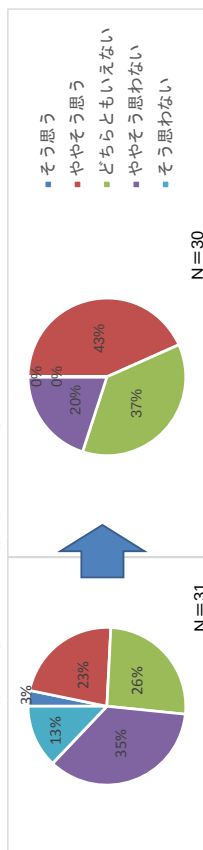
9) 対象者の感情を汲みとり、ことばにして返すことができる (感情の反射)



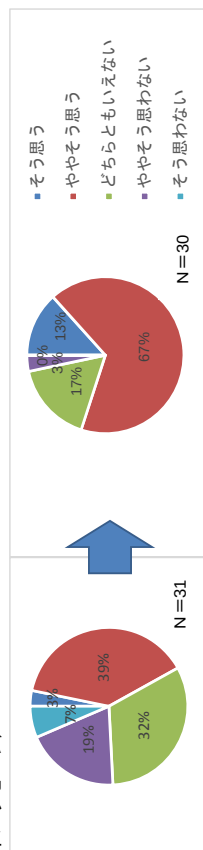
10) 対象者を情緒的に支え、認めるメッセージを伝えることができる (支持)



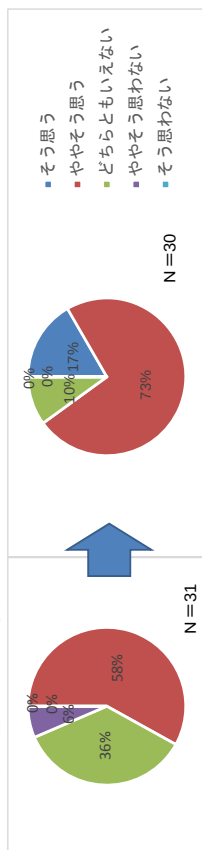
1 1) 開かれた質問と閉じられた質問を意識的に使用することができる



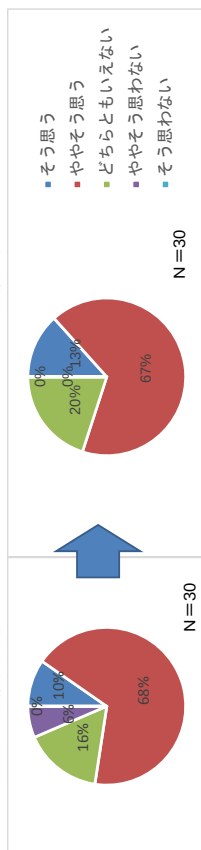
1 2) 「私は………」と思います」のように、1人の人間としての思いを言語化して伝えることができる (イメージ)



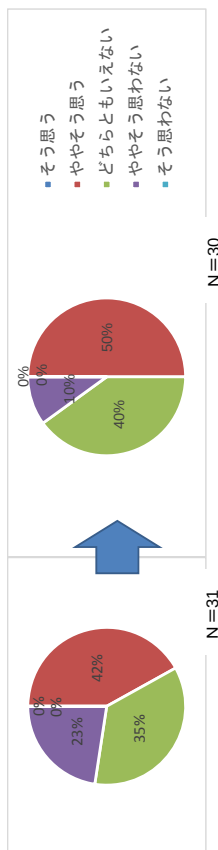
1 3) 対象者を個人として捉えることができる (個別化)



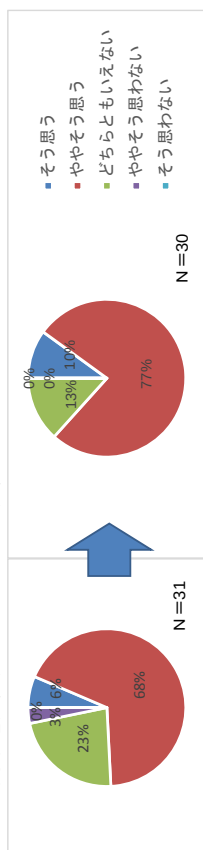
1 4) 対象者の感情表現を大切にすることができる (意図的な感情の表出)



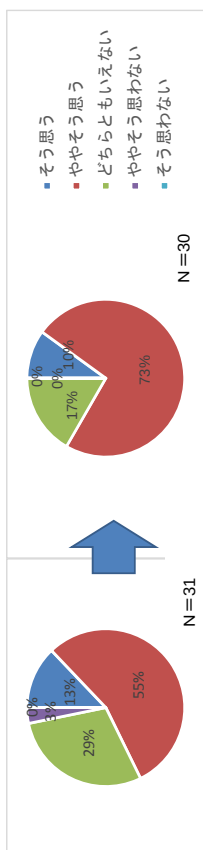
1 5) 自分の感情を自覚して吟味することができる (統制された情緒的関与)



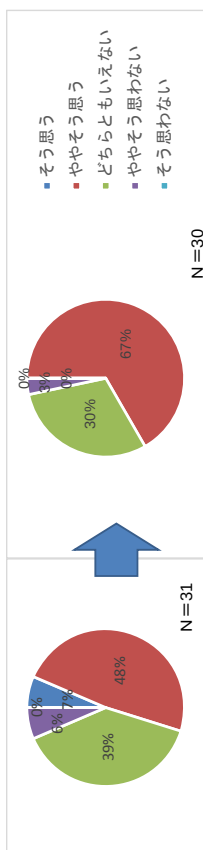
1 6) 対象者を受容することができる (受容)



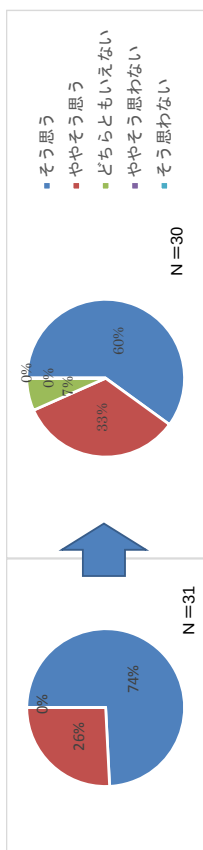
1 7) 対象者を非難しないことができる (非審判的態度)



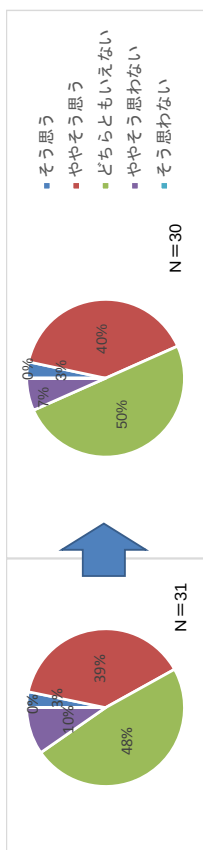
1 8) 対象者の自己決定を促して尊重することができる (自己決定)



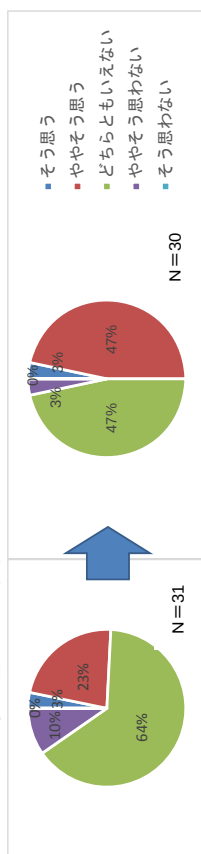
1 9) 対象者の秘密を守ることができる (秘密保持)



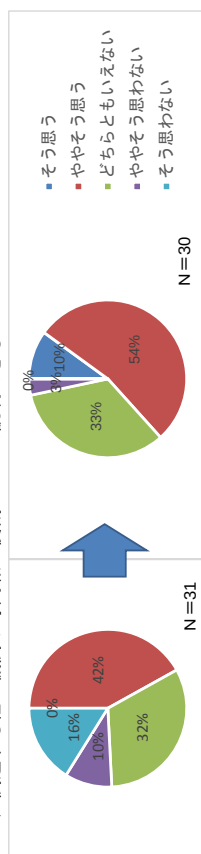
2 0) 対象者の強みを見つけることができる



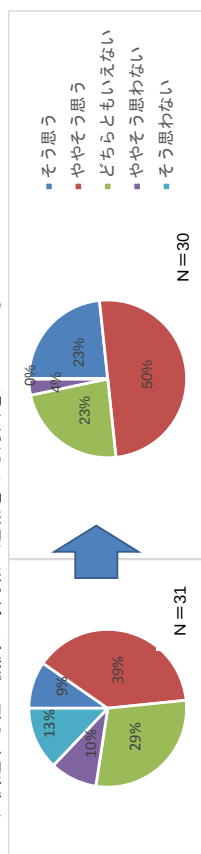
2 1) 対象者の強みを意識して関わることができる



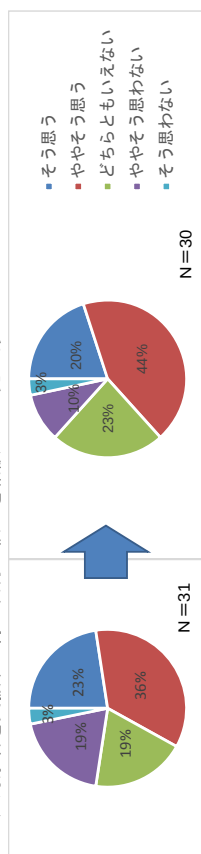
2 2) 関連する他の機関や専門職の役割について説明できる



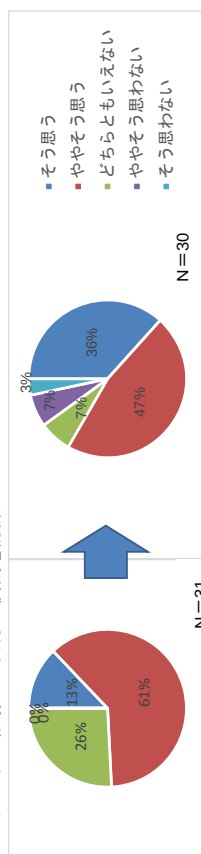
2 3) 関連する他の機関や専門職に連絡をとる方法を知っている



2 4) 対象者を支援する際の自分の悩みを相談できる先がある



2 5) 地域や職場での自分の役割を認識している



第3章

教育委員会との連携の取り組み

保育教育領域での教育委員会との連携の取り組み

①趣旨・目的

それぞれの教育・保育ステージの教員は、そのステージにおける様々な経験や教科に対する専門性を持っているが、そのため「小学生なのだから…こうあるべき」「中学生なのだから…これくらいはできるはず」と学齢から指導・支援を考えたり、さらに「理想の国語の授業とは…こうあるべき」とか「優れた数学の授業は…こうあるべき」などを考えていくときに、教科の視点からのみ授業を評価してしまったりしがちである。その貴重な経験や教科の専門性の上に、自分が関わっている目の前の子どもたちがどのような発達段階にあり、どのような学びを経て今そこにいるのか、また一方で今の教育課程における子どもたちの学びが、今後どのように将来につながっていくのかを意識していることは少ないように思われる。幼稚園・保育所、小、中、高だけでなく大学まで視野を広げることが、地域で育てるという意味では大切な枠組みになってくる。それぞれの教育課程において、保育や教育が行われているが、子どもの発達というものは、年齢や学制に応じて成長していくものではなく、当然のことながら、個人差がある。さらに、子どもたち一人一人の認知面での特性は、周知のことながら異なっている。子どもたちを指導・支援していく上で、子どもたちのこれまでの発達や学びを知ることや、子どもたちの将来に渡る学びや発達を見通した上で指導・支援にあたることは、より適切で分かりやすい授業や学級経営において不可欠であると考ええる。

そこで、本年度は「すべての幼児・児童・生徒・学生にとって分かり易い授業とは何か目指して、『幼稚園・保育所から小・中・高・大学生まで、それぞれの発達特性に応じた授業のユニバーサルデザイン』をテーマとして研修システムの開発と教員の指導力及び相談援助力の向上をめざした研修システムを開発したい。幼稚園・保育所から小・中・高・大学までの教員がそれぞれの教育課程の壁を越えて、それぞれの段階の子どもたちの『発達』に応じただれもが分かりやすいユニバーサルデザインの授業を目指して、本学の持つ、各教科の専門性の高さと言う教育資源、多様な人材をいかし、幼・保・小・中・高・特別支援学校等と連携する。それぞれの教育現場が持つ教育課題やニーズに対応した Re トレーニングを行うために、大学教員が保育・学校現場に出向いて研修や巡回相談をしたり、逆に幼保小中特別支援学校等の教員が大学での講義を受講したり、双方向で授業研究を行いそれぞれのステージにあった保育・授業の在り方を検討する。各保育・教育現場の教員は、大学の持つ専門性の知見に触れ、一方で、大学の教員は各教育現場での教師の実際の指導の方策や子どもたちの実態に触れることを重視したい。また、そのことは必然的に、各教育現場の教員の指導力、授業力が向上するだけではなく、大学教員側の講義や実習がよりリアリティを持ったものへと双方向の質的向上をもたらすことが期待できる。

②期待される開発成果

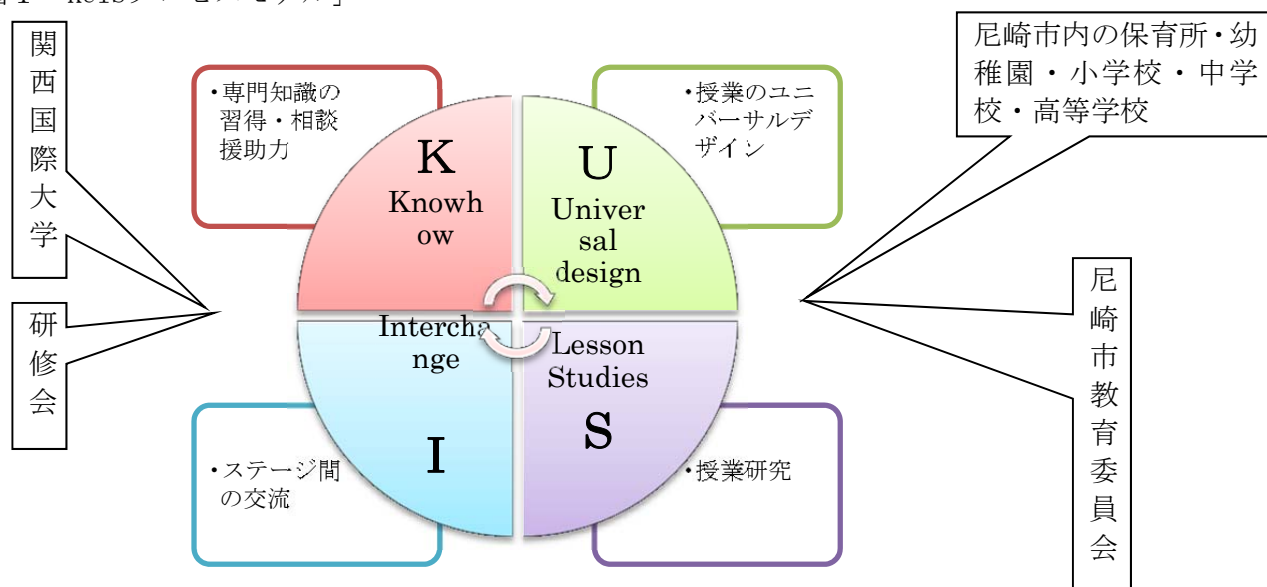
本プログラムでは、尼崎市の現状に基づいて、地域レベルの中核教員のための相談援助を含めた指導力の向上 Re トレーニングを目指している。尼崎市は、生活環境に課題を抱えている家庭が多く、心理的なサポートが必要な幼児・児童・生徒が多く在籍している。家庭での学習環境を十分に保障できていない状態の幼児・児童・生徒も多く、基礎学力の定着を図ることは大きな課題である。さらに、心の安定を図り、規範意識を育み、良好な人間関係づくりに取り組む必要がある。従って、どこかの段階の教育課程だけで取り組むのではなく、幼・保から大学まですべての教育課程で、「誰にでも分かりやすく、安心して参加できる教育課程をつくること」は大きな課題であ

り、すべての教育課程の段階で発達の視点で子ども理解が進むことは大きな意義がある。また、近年の教員採用状況から、若手の教員が多く、このような教育環境から生まれる諸課題と指導力不足による指導の困難さは、授業成立の障害要素となって、確かな学力育成の授業実践を難しくするという、全国共通の今日的課題につながっている。地方都市として全国に共通する教育課題を抱える尼崎市と、地方の小規模大学が連携して開発する教員研修プログラムは、全国の大半を占める地方都市に汎用性があり、教員研修のあり方に新たな可能性と方向を示すことができるものである。

③研修の目的と身につけるべき知識・スキル

授業研究の多くは、個々の教科や保育・授業技術に特化した内容が中心となっている。本研修の主な内容は、特定の知識や技術の獲得だけではなく、子ども理解を中心とした一人一人に応じた保育・授業の在り方の検討に主眼を置き、保育士・教師自身が保育・授業改善を行うための、基準や方法を模索する過程そのものにあるといえる。本研修は、従来の受身の研修から脱却した、保育士・教師自らが相談援助力の向上と授業技術の向上を主体的に進めるための研修である。その一連の研修プロセスとして、保育士・教師自身が研修と学校現場の実践を往還する仕組みとして、次のような「KUISプロセスモデル」を想定した。

図1 「KUISプロセスモデル」



本研修の具体的な計画、展開として考えた「KUIS プロセスモデル」の実現のために、主な内容は、特定の知識や技術の獲得だけではなく、子ども理解を中心とした一人一人に応じた保育・授業の在り方の検討に主眼を置き、保育士・教師自身が保育・授業改善を行うための、基準や方法を模索する過程そのものにあるといえる。授業のユニバーサルデザイン化を目指し、従来の受身の研修から脱却した、保育士・教師自らが相談援助力と授業力向上を主体的に進めるために、保育士・教師自身が研修と学校現場の実践を往還する仕組みとして、次のような展開を実践する。

④全体研究計画

○研修会

第1段階 「Knowhow（知識を専門化する）研修」

- ・各自の相談援助及び授業実践上の課題を見つける。
- ・各学校の研修体制の取り組みを確認する。
- ・各教育課程における子どもたちの困っているところについてのアンケート調査をする。
- ・各学校現場のニーズを把握するためのインタビューを実施する。
- ・発達や実態把握に関する全体研修を実施する。
- ・学校現場からのニーズに応じて大学において講演会や研修を実施する。

○保育・学校現場

第2段階 「Universal design（ユニバーサルデザインする）実践」

- ・見つけた課題や理解した内容を意識しながら、学校現場において授業実践を行う。
- ・校内研究会や研修会で相談援助力・授業力を話題にし、同僚性の中で互いに意識を高める。
- ・学校組織として、相談援助力と授業力をつなぐ具体的な方向性を話し合う。
- ・巡回相談及び実地研修をする。
- ・ニーズに応じて授業参観、研究グループへの相談、校内研修等による授業実践力及び相談援助力向上のために実地研修をする。

○研修会

第3段階 「Interchange（交流し考える）研修」

- ・各学校の現状を交流し、現状と課題を考える。
- ・幼・保・小・中・高・大まですべての学校全体のユニバーサルデザインに向け全教育課程からの参加者による全体研修を実施する。
- ・大学教員の授業参観をし、各ステージの教員と意見交流する。

○保育・学校現場

第4段階 「Lesson studies（授業研究する）実践」

- ・研修内容を踏まえて、具体的な授業改善方法を考える。
- ・校内授業研究を行い、教師集団での検討を通して普及を図る。
- ・学校評価・大学教員の助言等を主体的に受け止めて、授業力向上の観点と基準を具現化して授業改善に取り入れる手法を探り、授業実践の改善を検討する。
- ・事業の成果をアンケート等で評価し、連携プログラムのモデルとして冊子にまとめる。

⑤教育における Re リトレーニングモデルカリキュラムの実施について（別紙）

第1段階 「Knowhow（知識を専門化する）研修」の実施

第2段階 「Universal design（ユニバーサルデザインする）実践」

第3段階 「Interchange（交流し考える）研修」

第4段階 「Lesson studies（授業研究する）実践」

教員研修スケジュール・内容

	研修内容	場 所	日程	時間	講師 (敬称略)	対象
大学での研修講座	幼児教育研修講座① 「関西国際大学で遊ぼう～遊びで育てる力～」	関西国際大学	7/24 (木)	13:10～14:40 (1.5h)	松岡宏明	尼崎市全教員
	幼児教育研修講座② 「関西国際大学で遊ぼう～音感を楽しみ感性を育てる～」	関西国際大学	7/25 (金)	13:10～14:40 (1.5h)	島川香織	尼崎市全教員
	幼児教育研修講座③ 「関西国際大学で遊ぼう～子どもの「こころ」と「動き」～」	関西国際大学	8/1 (金)	14:00～15:30 (1.5h)	松本恵美子	尼崎市全教員
	小学校外国語活動指導力UP講座 (1) 「関西国際大学でクラスルームイングリッシュを学ぼう」 【基礎編】	関西国際大学	7/24 (木)	13:10～14:40 (1.5h)	片山真理	尼崎市全教員
	小学校外国語活動指導力UP講座 (2) 「関西国際大学でクラスルームイングリッシュを学ぼう」 【標準編】	関西国際大学	7/25 (金)	13:10～14:40 (1.5h)	片山真理	尼崎市全教員
	小学校外国語活動指導力UP講座 (3) 「関西国際大学でクラスルームイングリッシュを学ぼう」 【応用編】	関西国際大学	8/25 (月)	13:10～14:40 (1.5h)	片山真理	尼崎市全教員
巡回指導	幼稚園への巡回指導①	長洲幼稚園	5/16 (金)	9:30～16:00 (6.5h)	奥山登美子	長洲幼稚園教員
	幼稚園への巡回指導②	長洲幼稚園	12/12 (金)	9:30～16:00 (6.5h)	奥山登美子	長洲幼稚園教員
講演	特別支援教育研修講座	尼崎養護学校	6/26 (木)	14:30～17:00 (2.5h)	中尾繁樹	尼崎市全教員
	講演「生きる力をはぐくむ言語活動の充実をめざして」	尼崎市立教育総合センター	8/1 (金)	14:00～16:00 (2h)	中西一彦	尼崎市全教員
研究会	研修会「授業のユニバーサルデザイン化研究部会」①	尼崎市立教育総合センター	6/10 (火)	15:30～17:00 (1.5h)	百瀬和夫	研究部員 10 人
	研修会「授業のユニバーサルデザイン化研究部会」②	尼崎市立教育総合センター	7/10 (木)	15:30～17:00 (1.5h)	百瀬和夫	研究部員 10 人

研 究 部 会	研修会「授業のユニバーサルデザイン化研究部会」③	尼崎市立教育総合センター	10/3（金）	15:30～17:00 (1.5h)	百瀬和夫	研究部員 10 人
	研修会「授業のユニバーサルデザイン化研究部会」④講話、保育参観、授業参観	尼崎市立立花幼稚園 尼崎市立立花小学校	11/7（金）	13:30～16:30 (3h)	百瀬和夫	研究部員 10 人 立花幼稚園教員・立花小学校教員
	研修会「授業のユニバーサルデザイン化研究部会」⑤講話	尼崎市立教育総合センター	12/11（木）	14:00～16:30 (2.5h)	百瀬和夫	研究部員 10 人
	研修会「授業のユニバーサルデザイン化研究部会」⑥講話	尼崎市立教育総合センター	1/8（木）	14:00～16:30 (2.5h)	百瀬和夫	研究部員 10 人
	教育研究部会講師①	尼崎市立教育総合センター	2/10（火）	13:00～17:00 (4h)	百瀬和夫	尼崎市立学校・園の教員及び教育委員会事務局関係職員
	教育研究部会講師②	尼崎市立教育総合センター	3/上旬	13:00～17:00 (4h)	百瀬和夫	研究部員 10 数名

第 4 章

先進事例調査報告

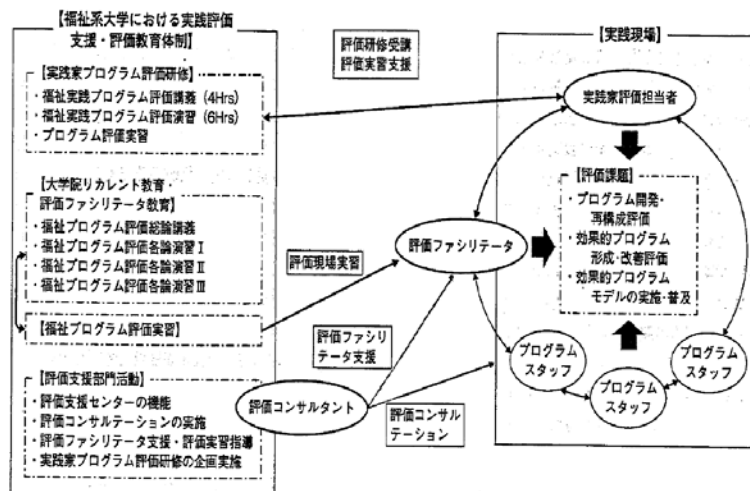
先進事例調査報告①（日本社会事業大学大学院）

プロジェクト名	地域ネットワークシステムによる「相談援助力向上のためのリトレーニングプログラム」の開発
調査目的	福祉プログラム評価の方法や具体例・指標についてヒアリング
調査日程	平成 27 年 2 月 12 日（木）12：00～13：00
調査対象・対応者	日本社会事業大学大学院（清瀬キャンパス） 大島巖学長、吉田光爾准教授
調査者数	2 人
調査者所属学校・役職 名及び氏名／役割	関西国際大学・教育学部教授 中尾繁樹／プロジェクトリーダー 同 社会連携課主任 福井章子／プロジェクト事務局、記録係
旅程、調査報告	2/12（木）に日本社会事業大学大学院・清瀬キャンパスを訪問し、平成 21 年度文部科学省・大学院 GP に採択された「福祉サービスのプログラム評価研究者育成プロジェクト」について、当時の取組主担当者であった現学長の大島巖教授と大学院研究科の吉田准教授に、具体的な評価方法、取組事例について伺った。以下は質疑応答内容。 中尾：（リトレーニングプログラムの目的について説明）リトレーニングそのものの効果測定と、この研修を受けた人たちが現場に戻ってどのくらい相談援助力や指導力が高まっているのか、についても評価していきたいと考えている。 大島： 本学は専門職大学院・研究大学院を持っており、生涯にわたりキャリア形成をしていくことを目指している。人材育成ということについても強い関心を持っており、その評価をどうしていくのかについては、必ずしも十分に組み込んでいるわけではなく、このように情報公開や意見交換ができるのは、こちらとしてもありがたいと思っている。 プログラム評価については、大学院 GP 報告書「福祉系大学におけるプログラム評価教育ガイドライン」にまとめている。“プログラム評価をすることができる人材を育成する”ガイドライン、という位置付けであり、力量のあるソーシャルワーカーを育てるプロセスの中で、プログラム開発と評価の手法を身に付けていく。韓国では「プログラム開発」と「評価」を社会福祉士の国試科目に位置付けている。日本ではまだ国試科目にはなっておらず、必要だと言い出している人が何人かいる。私も同意見。 ソーシャルワークのミクロマクロ接合を考えていく時に、実践と制度・施策・システムを作ることがワーカーの課題で、それを実現する具体的手立てがプログラム評価であるとして、重要なものだと認識してい

	る。このことについて、私の科研報告書「ソーシャルワークにおける『プログラム開発と評価』の意義・可能性、その方法」（ソーシャルワーク研究 Vol.40, No.4, WINTER 2015）にまとめている。 中尾： 単位促進プログラムを終えて開発・評価トレーニングを受けられた方のその後のキャリア形成は。 大島： 大学院前期課程を出た方では現場の最先端で活躍されている人もいる。後期課程となると我々のテクニカルセンターでコンサルテーションをしたり、評価ファシリテータをしたり。このプログラムは地域事業所 21 施設の関係者が参加し、実験プロジェクトのような形で一年間、実践家の方が力をつけていくという取組を行った。 中尾： 具体的なアウトカム評価の視点はどのようなものか。 大島： 客観的な指標としては、地域に貢する、定着する、QOL が上がっていく、それが半年、一年と続いていく、というような指標。このようなプログラムには社会的な使命を帯びており、社会が期待する取組がある。その幹になる部分が中核的なアウトカム指標となる。例えば就労支援プログラムだと、①就労する ⇒ ②定着する ⇒ ③給与をもらって生活の質を高める、というようなこと。 中尾： 本学のプログラムは尼崎市と連携して取り組んでいる。尼崎市は子どもの貧困率や離職率が高く、人口減少と高齢化も激しい。市と連携して生活保護課題や保健福祉領域の課題に取り組んで進めようとしている。本学も教育福祉の大学院があるので、貴学の取組に非常に興味がある。 大島： 人材育成アウトカム評価について、本学の場合、質・力量の高い人材を育てるというミッションを持っており、コンピテンシーレベルで捉えていって、最終的に専門職大学院の目指す人材像＝ADSW（Advance Social Worker）という資格を授与する、としている。その時のコンピテンシーの尺度があり、これらを満たした者に資格を与える、としている。基本的には OECD のコンピテンシー概念に基づいてこの領域に合わせて作ったものである。尺度なので汎化ポイントや到達目標を変えていけば、相談援助のアドバンスを身に付ける、ということもできる。コンピテンシーを取り入れるのは一つの指標になる。 中尾： 学生や大学院生に対してのルーブリック形式での評価、と考えてよいのか。 大島： コンピテンシーは、最終的な資格を出すときに使っているもので、本来ならばルーブリックを使ってやっていけばよいと思う。 中尾： 貴学の授業一つ一つはルーブリック形式ではない？ 大島： ルーブリック形式の評価ではない、その点はまだ課題である。入学時に目指す指標としてコンピテンシーの説明はしている。
--	--

	中尾： このコンピテンシーの「具体的な内容」の下にさらに具体的な基準があるのか。 大島： GP 報告書には詳しく書いているが、学生に配るものとしてはこのレベルまで。 中尾： 大学院の研究科の一つ一つの科目において、到達指標は別にあるのか？ 吉田： 科目毎の到達度の客観的な指標はまだない。我々のプログラムは“人材育成に関する評価”というよりも、“評価の枠組みを学ぶためのプログラム”という形なので、それをどういうふうに評価していくか、というのとまた別の話になる。 中尾： 本学の学部の授業ではコモンルーブリックという形で、すべての科目においてルーブリック形式で5段階評価をしている。現職の方のプログラムを立てるときに、実際どの程度評価をし、現場に戻られるときに何ができればよいのかというアウトカムや、プログラムの効果がどこまであるのかと。“中核的人材養成”ということで、各施設で中心となっていて働いている方が 50 名ほど受講している。フォローアップはまだしていない。次年度に向けての評価指標作成や効果測定もしていかなければいけないと考えている。この研修を受けてどうか、ではなくて、現場へ出てどうか、という点。 大島： カークパトリックのようなフォローアップモデルを踏まえてみては。 吉田： 研修終了時を中間アウトカムととらえ、その後現場に戻ってからをフォローしていくと、バーンアウトが少ない・減ったであるとか、援助に関わる自己効力感が上がった、などで見ていくのはどうか。客観的に○○能力がどう上がった、と評価するのは難しい。 中尾： 本学のプログラムでは、参加者に対し事前アンケートを行い、相談援助に対する一般的な質問項目を挙げ、その回答をふまえながらプログラムを組んでいった。同じものを事後アンケートとし、15 回の研修終了後に自身がどう変わったのかについて回答してもらった。(2/12 現在、統計処理中) 大島： 対象が中堅ということなので、組織をどう変えていくのか、地域の問題をどう解決していくのか、という力量がどう身に着いたのか。そしてその身に着いた力量で、問題解決のための制度・施策を作っていけるような人材を、ということであると思う。かなり本学の専門職大学院の目指すものと重複するものであり、一つはコンピテンシーのレベルで評価するということ。同時に実際に解決しなければいけない課題にどう取り組んでいるのか。またその取組にどう関わっているのか。その取組に関わることでどう現状を変えているのか。というようなレベルで評価して
--	--

	もよいだろう。 中尾： もう一つ、尼崎の課題としては NPO が多いということがある。NPO から今回のプログラムに何人か参加していたが、全く相談援助に関する専門性もないまま NPO に入り、精神疾患の人の相談を受けている、というような現状がある。このような NPO に対するプログラムも今後の課題と思っている。貴学での社会連携・貢献的な活動や指導は具体的に何かされているか。 大島： 専門職大学院の院生は NPO などの組織に入っている人が多く、その方々を通して関わりを持つケースがある。実践研究というプログラムで個々の現場の課題抽出・解決についてアクションリサーチを行う。集団コンサルテーションのような側面があり、お互いに教え教えられる。貴学のプログラム評価の枠組みについて、何かベースにされているものは？ 中尾： 対人援助の評価基準についてはまだほとんど無いので、この評価そのものの項目を次年度、どのように設定するか、もし貴学で対人サービスに関する評価基準があればご教示いただきたい。 大島： ひとつはコンピテンシー、それからその後の行動・自己効力感・モチベーションの変化ということになるだろう。 吉田： 現場に戻ってからのバーンアウトなどフォローから翻って、研修後の事後アンケートと比較してどうか、ということも、評価指標になるかと思う。研修参加者と不参加者との比較も効果があるのでは。 中尾： 今ちょうど、プログラムに参加していない尼崎市内の専門職人材に同様のアンケート調査を行っている。参加者とそうでない者との差が比較できるので、それをひとつの評価指標にしようと考えている。 大島： 尼崎の厳しい状況などについて、分野毎に現場に戻った後にどう取り組んで実現していくのか、が明確に効果として出ればそれも指標となるだろう。 中尾： リトレーニングに関しては、現場そのものの質が上がるのが最終的な目標となると考えている。現場での評価も必要となってくる。現場での具体的な指標について、何かモデルがあれば。 大島： 現場をアセスメントし、改善すべき問題を見出し、改善のための処方箋を積み立てていく取組がどれくらいできているのか、というようなことが指標になるのではないか。我々は評価ファシリテータという言葉を使っているが、現場で意識の高い人に実践家の評価ファシリテータの役割を担ってもらおう。
--	---



(「ソーシャルワークにおける『プログラム開発と評価』の意義・可能性・その方法」大島巖、ソーシャルワーク研究 Vol.40 No.4 図3より)

中尾： 本学のプログラムにおいて、まさに、参加者がこの評価ファシリテータの位置に来ることを想定している。逆に言えば、プログラムスタッフ全体の質が上がれば、ファシリテータを置かなくても十分いける、とも言えるが。この評価ファシリテータ図が、本学が検討しているプログラムのベースとなるだろう。

以上

先進事例調査報告②（日本福祉大学）

プロジェクト名	地域ネットワークシステムによる「相談援助力向上のためのリトレーニングプログラム」の開発
調査目的	日本福祉大学：平成 26 年度採択 COC 事業についてのヒアリング
調査日程	平成 27 年 2 月 13 日（金）14：30～16：00
調査対象・対応者	日本福祉大学（愛知県知多郡美浜町） 総合政策課 地域連携推進支援課 朝川俊二 課長、榎本綾 課員
調査者数	2 人
調査者所属学校・役職 名及び氏名／役割	関西保育福祉専門学校 保育科 川谷和子 関西国際大学 教育学部 講師 木曾陽子
旅程、調査報告	2/13（金）に日本福祉大学美浜キャンパスを訪問し、平成 26 年度文部科学省「地（知）の拠点整備事業（以下、COC 事業）」に採択された「持続可能な『ふくし社会』を担う『ふくし・マイスター』の養成」－『知多半島モデル』の構築を目指して－」について、担当事務局である地域連携推進支援課の朝川課長と、榎本課員から事業の構想と現時点での取組状況について伺った。 ○平成 26 年度は採択 1 年目だが、平成 25 年度にも申請を行っており、一度不採択になっている。そのときから構想を練り、修正を加えたものが、平成 26 年度の採択となった。 →1 年目である平成 26 年度は地域の基盤整備と、ふくしマイスターの具体的な履修モデルの整備を主に行ってきた。 ○平成 27 年度入学生から「ふくしマイスター」の養成を行う。 ・「ふくしマイスター」とは、広義のふくしの視点とともに市民力やボランティア精神・リーダーシップを兼ね備え、地域住民とともに課題解決に当たることができる人財（人材） ・社会福祉の大学として、地域課題や地域の福祉に向き合える人材が必要。地域で軸となって動ける人となるため、「ふくしマイスター」と命名 ・社会福祉学部だけではなく、経済学部などすべての学部が参画し、地域志向性の科目を設定し、そのうち 10 科目 20 単位以上取得し、リフレクションを行った学生を「福祉マイスター」として認定する ○ふくしマイスターの履修プログラムの基本構造 ・在学中の全学生が地域志向科目としてふくしコミュニティプログラム（1 年生の基礎ゼミに相当する科目の中に組み込む）に参加する ・各学部で指定された「地域志向科目」を履修する

	→資格認定にかかわる学部もあり、科目の新設が困難なため、既存科目を地域指定科目とし、科目内に地域志向制を組み込む形で対応 ・全学教育センターで指定された「地域志向科目」を履修する →「知多学」や「ふくしとフィールドワーク」など、eラーニングで実施する科目と、「ふくしフィールドワーク実践」という多職種・他分野連携を理解するアドバンスクラスを創設。 ・地域研究プロジェクトは、2年生、3年生の科目として実施 ・教育プログラムは学部で参画しやすく文部科学省との整合性を考慮していく ・リフレクションについては、活動先（NPO 法人等）のメンバーも加わり実施する ○地域との連携 ・以前から実施してきた社会福祉学部のサービslラーニングや、経済学部と社会福祉学部が合同で行ってきた地域研究プロジェクトなどで、多くの地域資源との関係がある ・大学近隣の地域で多数のNPO法人が活発な活動を行っており、それらをまとめる中間支援組織としてのNPOが存在する。その援助を得ながら、福祉のサービslラーニングを長年積み重ねてきている。 ・サービslラーニングにおいては、事前、事後の学習（地域に出ていくためのマナーなどを含む）も力を入れて行っており、実際の活動は1週間程度。 ・自治体との関係としては、2年前から登録をおこなった団体に対して、学内施設を利用できるようにしている。プラットホーム的なものとして市民活動センターの拠点づくりをおこなっている（コミュニティラボラトリー：Cラボ） →すでにCラボを使った円卓会議などを実施し、そこに学生も参加するような活動を実施している ・3つの市町ごとに主に行政とのワークショップも行っている。地域ごとに抱えている課題が異なるため、それぞれの課題にあわせた形でフィールドワーク等を実施していく ○市民研究員制度 ・地域活動をしている市民で、自身の地域活動を研究したいという市民を1年間研究員として大学が認定する。 ・認定された場合は10万程度の助成金を交付（ホームページに募集要項を掲載） ・研究内容は地域課題に合致していること ・学生との協働に関しては、コミュニティラボラトリーとコミットして呼びか
--	--

	ける ・ 地域の人材バンクとして教育面で提供していただく ・ 大学の教員との顔合わせの機会を設け、教員が研究の助言を行う ○事務局レベルの取組み ・ 地域連携推進機構を立ち上げた ・ 新しく取り組む部局として実施。これまでにそれぞれの部局が地域とのつながりを作ってきているため、分業しながら束ねていく ・ 「研究、教育、連携」に関して教務との整合性を諮る ・ 円卓会議では地域課題を抽出し、地域の人とワーキング会議を実施している ・ 行政とは、COC の課題を確認する ・ 市民とはプラットホーム的なものを構築していく ・ 協議会を作りコーディネータが週に 2 日稼働。メンバーは、民間ベースに NPO、中間支援組織、社会福祉協議会など ・ 知多半島総合研究所と実習生のネットワークをどう絡めていくかが、今後の課題 以上
--	--

第5章

事業報告／シンポジウム

平成26年度成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業

「地域ネットワークシステムによる『相談援助力向上のためのリトレーニングプログラム』の開発」

事業報告／シンポジウム

と き 平成27年2月19日(木) 19時～21時

ところ 関西国際大学尼崎キャンパスKUISホール

本学と関西保育福祉専門学校が、尼崎市の協力を得て、平成26年度進めてまいりました「地域ネットワークシステムによる『相談援助力向上のためのリトレーニングプログラム』の開発」事業のシンポジウムを、関西国際大学・夜間講座「みんなの特別支援教育」とのコラボ形式で開催します。

<内容・タイムスケジュール>

19:00～19:30 今年度の事業報告

19:30～20:30 講演（佐藤秀明氏）

「被災地のこどもたちとこころのケアー被災地の真ん中で見えてきた
支援が必要なこどもたちの姿と支援者の果たす役割について」

20:30～21:00 対談（佐藤氏 Co 中尾教授）

●講演： 佐藤 秀明 氏

1956年生まれ。幼・小・中・高校、特別支援学校教諭等を経て、現在、特定非営利法人自閉症ピアリンクセンター「ここねっと」理事長。宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」カウンセラーや宮城県教育委員会専門家チームのメンバーでもある。日本K-ABCアセスメント研究会理事、日本カウンセラー協会会員上級教育カウンセラー。特別支援教育スーパーバイザー。

●司会・進行・対談： 中尾 繁樹 教授

関西国際大学教育学部教育福祉学科長。中核的専門人材養成プロジェクトリーダー。

中尾： みなさんこんにちは。今日は本学が7月から文科省の委託を受けて進めてまいりました

「地域ネットワークシステムによる『相談援助力向上のためのリトレーニングプログラム』の開発」事業の報告会と、それから夜間講座の同時開催ということで、スペシャルゲストをお迎えしております。後でまたご紹介させていただきますが、佐藤秀明先生にお越しいただいております。仙台の先生で、東北でいろんな援助に携わられており、ボランティアで東北に行かれた先生方は、ひょっとしたらお会いになっているかもしれません。今日は東北の大変な場面のお話と、ビデオ等もあると思いますので、今日はいつもの講座とは違った中身を勉強していただきたいなと思います。

-----【事業報告】-----

さて、この地域ネットワークシステムによる『相談援助力向上のためのリトレーニングプログラム』は、本学が文部科学省から受託し、本学と関西保育福祉専門学校がタイアップしながら進めてまいりました。それと尼崎市役所から全面協力を頂いて、この事業を進めさせていただきました。今日はその簡単な発表を本当は30分する予定でしたが、佐藤先生の話少しでも早く聞きたいなということで、この事業報告は短めにさせていただき、佐藤先生のお話をたくさん聞いていただいて、後で私と佐藤先生の対談形式で話をさせていただきますたいなと思います。

それでは先に佐藤先生をご紹介します。ちょっと壇上に上がっていただきまして。佐藤秀明先生です。「NPO 法人ここねっと発達支援センター」の理事長をされておりまして、もと学校の先生です。早く学校の先生を退職されて私より1つ先輩です。もともと先生、体育ですね。

佐藤：そうですね。

中尾：体育の先生で、高等学校、中学校、特別支援学校で教鞭を執られて、みんなが辞めるなど言ったんですが、それを振り切って退職されて、こういったNPOを立ち上げられて、発達障害の子

どもたちや、障害だけではなくて、いろんな子どもたちへの支援を今、東奔西走されております。先週私が連絡を取らせていただいたときには大分におられて、明日は佐賀だそうです。やはり多忙だなという先生ですので、私にはマネができませんけれども、今日はよろしくお願いします。

佐藤：よろしくお願いします。

中尾：それでは「リトレーニングのプログラムの開発」ということで、こういった中身でやってきたかについて紹介させていただきます。まずこの事業を受けるにあたり、今の子育てや介護や生活困難など、いろんな生活課題を抱えている方たちが尼崎市内にたくさんおられ、そういった方に対して保育士、社会福祉士、施設の職員、介護士といったいろんな立場で人を援助される方がたがおられます。その方々の、いわゆる相談援助力というのを考えましょと。特に中核で頑張っている方の、超ベテランでなくて、これから頑張っていこうという方たちのために、このような人材養成をうちでやりましょとということで、この事業を始めさせていただきました。



これが始まったのが、文部科学省から申請が下りたのが7月の終わりでしたので、そこからシステムを組んで、研修の中身を考えていって、ということで、バタバタと1年目は過ぎ去りました。2年、3年と継続する予定です。相談援助といってもイコール、カウンセリングではないんですね。社会福祉主事やケースワーカー、臨床心理士や社会福祉士などの専門的に勉強されてきた方たちが配置されているケースがすごく少ないです。例

えば NPO で、佐藤先生も NPO ですが、親御さんの相談やいろんな方の相談を受けるときに、例えば大学を卒業してすぐの人が、相談の最前線に立っている、というような現場も尼崎ではよくあります。ですから、なかなか突っ込んだ相談ができないというようなことが現状としてあり、そういったことも含めてしっかり支援をしていきたいと思いますということで、相談援助力を高める短期のトレーニングのプログラムを実施してきました。こういった支援をするために必要な資質と援助技術、専門知識、能力を備えた人材をしっかりと育てていかないといけないと考えております。

本学は尼崎市内にありますので、尼崎と共にいろんな活動をさせていただいております。皆さんもご存じのとおり、尼崎というのは生活困難者の方がかなり多い地域です。もう一つの尼崎の課題は、大阪の隣にありながら人口減なんです。西宮や神戸市の東灘区とか宝塚は人口急増地域ですが、ここだけ人口減。これはどういうことか。やっぱり高齢化が進んでいるということです。高齢社会の中でお年寄りの方たちがコミュニティーをつくっておりますけれども。

今日は本学で朝 9 時から 5 時まで大学教員全員の研修会があって、さっきまでここでやっていたんです。その時に私のグループワークのメンバーの年齢が 68 歳、68 歳、61 歳、58 歳で、4 人のグループのうち 2 人が後期高齢者です。うちの大学の先生方の仕事っぷりを見てもらおうと、これいつまで高齢者って言えるかなって話をしています。68 歳でもめちゃくちゃ元気です。私より元気ですからね。誰とは言いません。そういう方たちもいますが、やっぱりいろんな介護現場がありますので、そこでの相談をしっかりしていただきましょうということです。大きなイメージとしては、こういう課題とニーズを、しっかり尼崎のニーズをとらえて、それからリトレーニングしましょう。成果として、研修を受けられた先生方が「相談援助力」という力を少しでも伸ばしていただけたらいいかなということです。将来的には本学と専

門学校のカリキュラムの中に入れていって単位化できれば、というふうな方向で考えております。

それから、当然これはうちの大学だけではできませんので、尼崎市のいろんな関係部局、それから民生委員・児童委員さんの協力、それから NPO のシンフォニーという、子どもたちの援助に入っているグループ、それと汐江ふたば保育園の園長先生にもご協力いただいて、こういったシステムを組んで始めさせていただいております。

それで、取り組み内容としては年間 15 回、10 月から始めましたので、10 月から 1 月までに 15 回をぎゅっと凝縮してやりました。「保育教育」

「保健福祉」「介護高齢者」の 3 分野に分けて、それぞれの分野で 15 コマずつの研修を組みました。いろんな先生方に講習をしていただいて中身を充実させていくという取り組みを続けてきました。事業の評価や今回出た成果をどのように活用するのかということが、今後の課題かなと思います。

ここで「相談援助力」とは何かということ、きちっと確認しておかなければいけません。今日ここにおられる先生方は、保育士、幼稚園の先生、小学校の先生、中学校の先生、特別支援学校の先生が多いです。学校の先生というのはいわゆる最前線です。子どもの指導だけでは今はなかなかやっていけない。特に特別支援学校の場合は、子どもの指導は当たり前で、親の相談にいかに乗れるかということです。

よく今、学校に臨床心理士がスクールカウンセラーとして配置されていますが、スクールカウンセラーは専門的な知識を生かして、カウンセリングをしていただけたらいいんです。今求められているこの「相談援助力」というのは、単なる相談の技術ではなく、支援の必要な人たちが困難に対応できる力をつけるために、我々がどうやって相談に乗れるかということを、研修で学んでいただこうということです。対人的な専門性がいかに図れるかということがポイントになります。

私もこの「夜間講座」を毎年やっていますが、時々私がポロっと言うエピソードのほうが、多分皆さんは覚えておられると思います。私は教員になって35年ですが、35年間、対人援助しかしていません。子どもの指導、もしくは親の指導。その中で失敗すると、ビール瓶で殴られたり、ナイフで刺されたりってことがあるんです。失敗するとそうなります。そういう失敗をしないためにどういった力を付けるか。それから、相談に来ていただいた人が本当に安心して帰っていただくような力って何なのかっていうことも。これは夜間講座に来られている先生方は本当に一生懸命何かをつかむ、何かをやるっていう先生方ばかりですので、こういうことは多分、獲得できているだろうとは思いますが、アンケートの結果を見ていただくと、こういった研修を改めて受けて勉強になりました、というのがよく分かります。

客観的なアセスメント、これは大事です。これは特別支援教育の世界でも、通常の学校の世界でも、子どもたちや相談される方が、何ができて何ができないのかっていうことも必要です。何を困っているの、何を言いたい、言えない子は、別に代弁してあげないといけない、というようなこともあります。そういったことも含めて生活課題、発達課題、いろんな課題がたくさんあります。その分析と実態把握の力を持っていただきましょうというのが、今回のポイントです。

それから、何においても信頼関係です。だから信頼関係を築こうと思ったら、コミュニケーションが取れてないと信頼関係は作れません。教員や保育士といった子どもに関わる仕事の方たちは、子どもとの信頼関係、親との信頼関係無くしては今の仕事が成立しません。そういった信頼関係をどうやって築いていったらいいのか、ということです。後で佐藤先生の話で、そういったこともかなり出てくるだろうと思います。

佐藤先生とは、何年前ですかね。あちこちでお会いしているのですが、最初は大分県で。その大

分の主催の方がおられて、本当は今日の講演会にその方も呼びかけたんですけどね。すごくユニークでたくましくて能力の高い方です。その方は大分でこういった障害者支援をされていて、佐藤先生は東北で、僕は神戸でしていたんです。この九州と東北と近畿がどこで結び付いたかって、やっぱり、子どもなんです。子どもという一つの絆で、3人が何か知らんけど合うんですよね。今日も本当に無理を言って、無茶苦茶忙しい先生で、1カ月前でした、僕がお願いしたのは。1カ月前に「ごめんなさい、空いてませんか」って言ったら、「うーん」って仰ったから「空けてください」というふうをお願いして来ていただきました。信頼関係って、本当に大事になってくると思います。

会議もずっと続けてきました。今回、われわれの指導をしていただく外部委員として、尼崎市のこども青少年局保育課や福祉課、それから介護保険事業担当の課長補佐さん、こういった方々にたくさんご協力いただいて、この事業が成り立ってきました。研修会も行い45名にご参加いただきました。保育教育領域21名、保健福祉領域8名、介護高齢者領域16名の方が参加していただいて、少数精鋭で研修をさせていただきました。日程的にタイトだったことと、夜の研修がメインでしたのでなかなか参加しにくい方もおられましたが、こういった15回の研修を続けてまいりました。前回、若宮英司先生（藍野大学医療保健学部教授）に、ドクターの立場から見たアセスメントのお話をさせていただきました。



今回は仙台から佐藤秀明先生をお招きして、東北震災の相談援助の重要性というところから、相談援助の本当に大切な部分のお話をさせていただきます。またこういったことで先進的な日本社会事業大学と日本福祉大学に事例調査に行くなど、情報を得ながら今回の企画もしてまいりました。

それから、尼崎市のいろんなニーズ調査を現在行っています。尼崎市自体がこういった相談援助に関してどんなニーズを持っているのかということを、もう一度チェックし直して、次年度からの研修の中身を組んでいきたいと考えております。保育教育領域では家庭支援と保育相談、保護者の支援の方法と技術などを、現場に直結する具体的スキルの向上を目指す、という趣旨で15回組んだ研修を行いました。

中身を見るとどれも受けたいなという中身です。今回は11月15日から始めて1月29日まで15回来てもらっています。全部参加している先生には、この時間帯に本当に無理をして来ていただいたということ。それぞれの園とか、それぞれの職場のほうで中心になって動いておられる先生ばかりですので、派遣していただいた職場のほうには、いろいろご迷惑をたくさんお掛けしたと思いますけれども、それをまた園のほうへ返していただけたらなというふうに思っております。

福祉領域でもそうです。今回は子どもの貧困や虐待事例、保護者支援などの現場に直結する具体的なスキルを目指す、ということを目指させていただいて、こういった内容の研修を組んでおります。それから、高齢者介護領域では人間関係をつくり出すために重要な基本的な考え方や援助的態度などのスキル向上を目指すために、この事業を進めてまいりました。

また、今回参加してくださった先生方や職員の方々に、こういったアンケートを取らせていただき、自分が今相談援助に対してどれぐらいの力があるのかとか、どういった考え方を持っているのか、というあたりの研修前と研修後の変化のアン

ケートも取らせていただいております。結果は、ほぼ全項目で事前よりも事後のほうが高くなっています。プログラムに関する期待度はすごく高かったです。大急ぎでつくりましたので、たいへん期待していただきましたが、満足度からするとちょっと落ちます。やっぱりわれわれが急ごしらえで、ギュッとつくったので。今回は初年度ですのでこういったご意見をたくさん頂いて次年度に向けて、より良いものを作っていこうというベースですので、こういったご意見を頂いたほうが研修はありがたいなと思っております。

一つ一つの質問項目では、こういうような状況で、例えば「適切に対象者の相談に乗ることができる」だったら、「かなりできる」という回答が増えているんですね。だから、研修を受ける前と受けた後とでは、参加者の意識は随分変わってきている、ということが、一つ一つの項目をみるとよく分かります。例えば質問項目で「近年、対象者に関わる問題、虐待とか貧困について説明ができる」、(学生達に) 君たちは説明できるかい？うちの学生は全員この授業を受けているはずなんです。虐待とか貧困とか保育は、特に4年生。説明できますか、これ、中橋君。

学生N：(笑いながら) はい。

中尾：聞いたほうが間違いでした、ということがある。彼は小学校の専門コースなので、こういう授業はあまりないんですけどね。こういうことをやっぱり説明できないといけない。それから環境変化、こういうことについて説明できるかとか。パッと見ただけでもできる方が増えてますよね。だからこういったことを、時間を割いて来ていただくだけでも、意識の変化が出るのかなと思います。

本来は夜間講座も、こういう役目を果たしているんです。夜間講座も、最初から来られている方がおられます。最初から来られている方は、逆にここ(壇上)で話をしてほしい。ドキッとされている方がいると思いますけど、本当に交代しますからね、僕の場合はね。ウソは言いませんので、

覚悟しておいてくださいね。

満足度の理由はたくさんコメントを頂いております。こういったコメントを全部見せていただいて、次回からの研修の中身として活かしていただけたらというふうに考えております。厳しいご意見とありがたいご意見とたくさん頂いております。ここもうれしいですね。「講師の先生の話方と振る舞い方を、教えている内容以上に相談援助職として見習いたいと思いました」と。これは本当に講師冥利に尽きるなど。私ではないです。私はこの研修1回しかしてないので、介護高齢者領域を担当していただいた先生に、そういう素晴らしい話をさせていただきました。こういったところも見ていただけたらな、というふうに思っております。

本プログラムで学んだことや身に付いたこと、新しい知識とか、自分を見つめ直す機会にもなっていて、この研修は本当に有効なんだなというのは、改めて感じさせられました。援助するときの自分を知るとか、物事を落ち着いて考えるなど、自分を見つめることができる。もっと自分を知って、だから自分を知らない相手の相談ってなかなか乗れないですよ。

皆さんご存知だと思いますが、臨床心理士、スクールカウンセラーの方は、いっぱいいっぱい相談を受けますよね。大変なんですよ。その自分のストレスのはけ口をどうするの、ってことなんです。その方達にはスーパーバイザーがおられて相談ができる、という仕組みがあるわけです。さらにそのスーパーバイザーの方はどうやってるのって。だんだん行くところが無くなってくるんですけどね。

私なんかもそうです。私も先生方の相談をたくさん受けて、けど次、相談する人がいないんですよ。だから「先生、ストレスたまりませんか」とか、「大丈夫ですか」と言われるけど、私の場合は何がストレスか分からないというね、もともと気楽な人間なので。いつもにこやかに笑って聞いていて、自分には残らないので、すごい得な

性格だなと。時々キレそうになるときはあるんですけどね。何のときかっていうとね。うちの学生には一切キレないですよ、うちの学生は本当に可愛いですからね。うちの学生の前で怒った顔を見せたことがないです。多分、僕が眉間にしわを寄せて、こんな顔をしていたら、一切研究室に入ってくないですから。そういうこともよく見抜いていますので。

こういった「自分を見つめ直す」という意見を本当にたくさん頂きました。本当はこれを全部紹介したいですが、今日は時間の関係でこういったご意見を頂きました、ということで紹介だけに止めておきます。今後ですが、来年度、事業継続のために申請を行う予定です。今日参加されている先生方、特に保育士の先生方、それから教育職の方も、もっと相談援助力を付けたいとか、今ちょっと悩んでいるなという方がおられたら、どんどん参加していただけたらと思います。

面接業務を担当する実践者のバーンアウトに関する調査も実施しています。さっきのアンケートです。事前事後でどれだけ有効だったかと。それから、相談事例集や面接相談手引書なども作成したいと考えていますので、皆さんにも見ていただけたかなと思っています。今後は本学と関西保育福祉専門学校の共通カリキュラムという形で、展開していけるような形に持っていきたいと思っています。今回いろいろご協力いただいた尼崎市の課長さんをはじめ、関係の方々に本当にお世話になりました。きょうご参加の先生の中にも、参加していただいている先生方がたくさんおられますので、ぜひ次年度も続けて来ていただけたらなというふうに思います。

ということで、私からの事業報告はこれで終わりたいと思います。それでは皆さんお待ちかねだと思いますので、今から佐藤秀明先生にマイクをお渡しして、代わりたと思います。

ご紹介なんですけれども、きょう皆さんが受け付けをするときに、こんなやつが4つ置いてあったと思います。見られましたか。

佐藤先生の直筆です。



佐藤：はい。

中尾：大川小学校の津波のことを詩に書かれているものもあります。これは私の研究室に飾っておきます。大事にしたいと思います。帰りまで置いておきますので、ご覧になってください。それでは、あらためて佐藤先生、よろしくお願いします。

-----【講演】-----

佐藤：こんばんは。たぶんお会いするのは初めての方達だと思いますが、どこかで顔を見たことがあるとか、私の話を聞いたことがある人はいらっしゃいますか。（中尾先生が挙手）ああ、いいですね。ありがとうございます、若干、1人。宮城県の仙台市から来ました佐藤秀明といます。年は昭和31年の9月生まれで、今年9月で59になります。申年、乙女座。血液型はB型です。大体、中尾先生と一緒にです。

きょう、私がお話しするのは、いくつかあります。お手元の資料に沿ってお話しできる可能性は、3割ぐらいだと思います。最初のほうに中尾先生からご紹介ありましたけれども、もともと教員です。関西の人達との一番最初のつながりは、実は僕、野球やっていたまして、高校時代ですね。福島原発の事故のあった双葉町、その双葉高校の野球部でした。昭和55年の記念大会に甲子園に出させていただいて、その後野球を志して。僕が野球を諦めた原因は、阪神の元監督の岡田がいますね。選手としての岡田は知らないですね。学生時代に彼と闘って、僕はピッチャーだったので、

彼にめった打ちにされてプロへの道を断念した経緯があります。そういう苦い、ほろ苦い思い出がある。関西というと、すぐ岡田が目に見えちゃいますね。滅茶苦茶やられましたけれども。しかし、そのおかげで今ここに立っているわけです。

私自身はもともと体育の教員で、高校体育で、高校野球の指導者にその後なりたくて教員になりました。でも、その前に私の恩師が、「好きなことばかり教育者としてやっていくのはいいかもしれないけど、障害児教育とそれから幼児教育をきちんとやってから教員になりなさい」という教えの下に、幼稚園の先生をし、東京の北区赤羽、聖母の騎士幼稚園という所で教鞭を執り、それから宮城に戻って支援学校、今の支援学校ですね、養護学校の教員を3年間やらせていただいて。そこから自分の高校を選んで監督になる予定だったんですが、障害のある子どもたちと出会って、そのときの校長先生がとっても人格者で、「高校野球の指導者はいっぱい居る」と。「甲子園も行きたいだろう、言っているよ。だけど今、君の目の前に居るこの子が必要としているのは、あなたしか居ない。そういったときに君はどうするんだ」と言われて。高校に行くとは言えませんでした。その子が卒業するまで、きちんと、それも重度重複の子どもです。全面介助です。言葉もありません。何もない。食事からトイレから全て介助です。でも、この子は生きています。言葉もあります。感情もあります。

そういう学びをしたんですね。そこから私の思いがちちょっと変わってきて、その後当然、機を逸してしまったので、高校野球の監督の話はなくなり、じゃあ、どうしようか。じゃあ、中学校の教育を、となって高校から中学校に乗り換えて、支援学校から今度は中学校の特別支援学級ですね、特殊学級って昔はね。その新しい中学校を造るので、その学級の担任をやってみないかと。学級づくりしてみないか。これが仙台空港のある岩沼という所。岩沼市立岩沼西中学校という所で担任をしています。そこで出会ったのがLDタイプの

子どもたちですね。なんでこの子は、特別支援学級、特殊学級に来なきゃいけないのっていうぐらい出来る子なんです。だけどうまいかない。でもその当時、昭和 58 年、59 年当時ですから、うまく理解されているわけではないですよ。じっとして居られないタイプですから。そういう子どもたちは何だろうって調べてみたら、どうやら LD っていう概念がアメリカにはあるらしいと。すぐアメリカに行って勉強して。じっとして居られないので。行って勉強してきて、日本で LD 学会ができる最初の、ずっと前です。最初じゃない。ずっと前の人たちと一緒にアメリカへ行って。その当時、上野一彦先生が文科省の留学生としてアメリカで LD の勉強をしていた所に、私たちが行って勉強してきたという経緯があります。

で、今に至っているんですが、戻ってきってから中学校や高校や支援学校で子どもたち、特に発達障害と呼ばれる子どもたちのことと、それと重度重複も含めてですね。肢体不自由から重度重複から全て経験していますので、支援が必要な子どもたちという枠組みで捉えて教員生活を送ってきました。最終的に私の教員生活で中尾先生たちと出会うことになったのは、中学校の発達障害の子どもたちの取り組みを、一番最初に宮城県の鳴瀬町っていう所でしました。ここも津波の被害に遭ってしまって、私の行っていた学校は津波に飲まれてしまい、今はありません。今、東松島市というふうに呼ばれています。そこに私は 5 年間居て、ここで発達支援が必要な子どもたちの生徒指導や学習支援の対応をしてきたというのが、私の最高の財産です。

今日お話しするのは、その辺のことを皆さんにお伝えしたい。何も分からないところから、子どもたちを理解し、介助し、支援していくっていうのはどういうことなのか。理解って、本当に理解しているのかな。理解したつもりになってしまうと、大変なことになります。配慮はどう。配慮って何だろう。今、合意的な配慮っていうふうにいわれていますが、合意的な配慮って何だ、かなっ



て。こんなのは、もう 20 年も昔にやってきたことなんですね。理解する、配慮する、支援する。それと同時に、高校にいた当時は、ずっと生徒指導をしてきましたから、かなり荒れた学校ですね。心も体も傷付いてボロボロになっている子どもたち。そのサインを出してもスルーされてしまうような子どもたち。中学校も、南西の中学校に行ったときは、宮城県では 5 本の指に入るぐらい荒れている中学校。そこに生徒指導として行きました。

何を今言いたいかというと、支援が必要な子どもたちって、発達障害のある子とかね、肢体不自由児だからとか、知的障害がある子って思っていたら、全然違うんですね。もっと支援が必要な子どもたちが、ボロボロ居るわけです。荒れた学校の中には、そういう子たちばかりでした。そのことが生きて、今回も東日本大震災のところで生きてくるのは、女川町という所に女川高校というのがあるんです。私が辞めてから、被災してから 3 年間その高校にスクールカウンセラーとして入り、それから子どもたちのメンタルケアとしても入り、授業もしました。とてもイレギュラーな対応だったんですが、先生たちもボロボロ、子どもたちもボロボロ。

その女川高校は、地域の中では底辺校です。他の高校に行けなくなってしまった子どもたちや、発達障害がある子どもたちや、それから不登校だった子どもたちですね。世の中で自分が、全く自分の存在感を見失ってしまった子どもたちが来ている高校だったんです。それと被災と、震災に

遭ってね。ダメージを受けて。もうこの学校は、今年からありません。3年で廃校になってしまいました。とっても悲しいことです。その高校がこれからもう一回再生するっていうところまで持っていきたかったんですが、廃校になってしまいました。厳しいですね。人が集まらないし、それからもともと県の教育委員会の方向性が、津波が来る前からその学校は廃校だという方向で進んでいたっていうのは後から聞きました。

私が今日お話しするのは、そういう発達障害のある子どもたちの支援もそうだし、それから被災地でダメージを受けた子どもたちの支援も、本当にこれは共通しているんです。そのときに私たちはどうあるべきか。支援者としては、どうするべきか。先ほど中尾先生がお話ししてくださっています。相談に来た人が安心して帰れるような対応ですよ。これは何も専門職でなくたって、私たちがちゃんと使うものを使っていけばできるはずなんです。それでうまくいかなかったときは専門職につなげばいいんですね。きょうはその辺の話もしたいと思いますし、実際に今子どもたちがどんな現状で、どんな困り感があって、どんなサインを出しているのか。震災4年目にして、フラッシュバックを起こしている子どもたちはたくさん居ます。適切なメンタルケア、ストレスマネジメントがちゃんとできない状態が、いまだに続いているということです。

それから仮設住宅でも、もう仮設住宅はボロボロです。2年しかもたないようにできているんです。仮設住宅っていうのは。それが4年目です。カビが生えてきたり、閉まんなくなったり。仮設住宅の風呂場には窓がないのを知っていますか、皆さん。換気なんかできないんですよ。換気扇はあります。窓がないの。のぞかれないように配慮している。そういう風呂場に、3年もお風呂に入っていると、具合が悪くなってくるんです。黒カビがグワーって出てくるんです。胞子のように黒カビが落ちてくるんですよ。そんな中で病院に行ったり、具合が悪くなったりしているお年寄り

たちがたくさん居ます。

それから先ほどお話ししましたが、福島県の出身です、私は。原発の事故をまともに受けた、あそこで僕の友人や知人ですね、同級生、亡くなっています。それから、気仙沼で、東松島、岩沼。この辺も私が勤務した所なので、教え子も亡くなっています。泣いてられないんです。悲しくて泣く暇もないんですね。ですから私は被災者でもあり、支援者でもあるので、その辺のストレスのマネジメントですね。メンタルケア、どういうふうにするか。スーパーバイザーが必要なんですね。それも含めて、どんなふうやってきたか。きょうの私の姿は被災者です。被災者が何を語って、何を伝えようとしているのかっていうのを感じてほしい。それで皆さんが、今お話ありました、話を聞く、相談に来た人の話を聞く、相談しに来た人が安心して帰れる、そういう対応のヒントになるお話をできればしたいなと思っています。

これをちょっとお見せしたいと思います。これは去年の12月に、福岡県の^{なかがわまち}那珂川町という所で、新しいシステムづくり、尼崎と同じような、こんな素敵な人たちがこんなにいっぱい集まってやっていくシステムづくりではなかったのですが、できることを一生懸命やっている那珂川の人たちにお話をさせていただいたときの資料です。これを伝えたかったんです。きょうの私の結論は、ここなんです。相談支援、相談援助。それがうまくいくかどうかっていうのは、「子どもの成長をきちんと念頭に置いているかどうか」っていうことになると思います。自分の良さを知り、互いを認め合う活動を通して子どもは成長する。子ども自身が自分で良さを知っているかどうかっていうのをアセスメントしなきゃいけないですね。互いに認め合う環境ができているかどうかっていうのも、アセスメントしなきゃいけない。自分の良さを知ることができているかどうか。これがすごく大切です。

互いに認め合う環境があるかどうか。これは家

庭でも学校でも地域でも、そうだと思います。特に家庭で互いに認め合える家族関係ができていくかどうか。それができていないところで、学校でうまくいくはずがありません。学校でうまくいかない、家庭でもうまくいかない、社会でもうまくいかない。自分の良さを全く認めてもらえていない、理解してもらってないんですよね。互いに認め合う活動、これは山ほどあるんですよね。それを学びに学校に行くんだけど、互いに認め合う活動がうまくできない子どもたちが、発達障害、あるいは集団になじめない子どもたちとして外されてしまう。

「インクルーシブ」っていう言葉があります。インクルーシブ教育って何だろう。僕はこう訳します。仲間外れをつくらない。絶対仲間外れをしない。いじめは認めない。いじめに遭っている子ども、いじめている子ども、そこも含めて支援が必要なんです。いじめている子どものほうの支援をしなければ、いじめはなくなりませんよね。いじめるぐらいとってもしっかり思いをしているんだ。その子の気持ちを何とかするっていうことのほうが、大事なような気がします。いじめの問題に関してはですね。いじめられている子どもも、もちろん守ります。全力で守ります。君を守るために僕がいる。絶対守る。何があっても守る。だからと言って、いじめている子たちをどうのこうのじゃなくて、いじめている子どもたちも守るんです。君たちのことも守る。そういう生徒指導を僕はしてきましたので。

互いに認め合う。おまえは俺をこんなふうにいいやつだと思っている。認める。褒める、認める、評価するって言葉が出てくるんですが。ただ褒めるだけで教育は、あるいは互いに認め合う活動っていうのは成り立たないのですね。褒めてほしいとき、認めてほしいとき、評価してほしいとき。3段階があるっていうことも分かってくると、相談支援ってとってもいいですね。自分の良さを知り、互いに認め合う活動を通して、子どもは成長する。

先ほど中尾先生が、全く私と同じことを考えていることを言うていただきました。そのためには自分の良さをつかまなきゃいけないんですよね。子どもの良さ、子どもたちが自分の良さを知るためには、どうやって知ったらいいのか。アプローチしていかなきゃいけないんですよね。その前に自分自身はどうなの。中尾先生の立場も私の立場もそんなんですが、自分の良さがなくて苦しむ。でも互いに認め合うことで、俺って結構やるじゃんとかね。

僕は、中尾先生との関係は、付かず離れずなんです。だけど、こっちで頑張っている中尾先生がいる。中尾先生が「何とか来てほしい」って言ったら、何とかすることが僕の大切な役割です。中尾先生にとっての。僕が困ったときは、中尾先生は「いつでも来るよ」と。もう震災のあったその年に、もう電話よこしているんです。「先生、いつでも行くよ」。何回もアプローチしてくださる。でもこっちは、もう目の前に居る子どもたちと、それから支援しなきゃいけない、今体制をここでつくっておかないと、他の人が来てつないだとしても、これはうまくいかないんだという思いがあります。

特にダメージを受けて、グリーフケアが必要な子や家族。グリーフっていうのは、大切な人を失ってしまう、大川小学校のように、74人の子どもたちのように。今見ている子どもたちは、4年間かかりました。後でちょっとお見せしますけども、4年間かかってやっと自分の意見が言えるようになってきたんですね。これからなんです、本当の支援は。で、僕は今日のタイミングは、すごくいいタイミングだと思って、何があっても来ようと。中尾先生の顔を見て、一安心して、中尾先生とつながっていかうというふうに思いました。なぜかっていうと、これからは本当の皆さんからの支援が必要なんです。子どもたちと向き合ってくれる仲間です。特別な資格は要りません。分かってくれる人です。子どもの気持ちに寄り添い、自分の良さを知り、互いに認め合う活動を通して成長す

る子どものことを、分かろうとする人たちが必要なんです。

結論です。これさえ言っちゃえば、もう。それをコーディネーターっていう名前で、あるはソーシャルワーカーっていう名前で、世の中の人たちは勉強しますし、資格も取ります。でもコーディネーター、それからソーシャルワーカー、いろんな呼び方がありますけれども、それを学んだからといって実際に支援に使えるっていうのは、ほとんどないです、現場では。スクールカウンセラーのセミナーもしますけれども、そのときに参加してくださっている臨床心理士さんたち、とっても頑張るんですが、なかなか結び付かないんですね。理解のレベルはすごく高いんです。で、支援に入ってしまう、あるいは介入する。受容、共感、介入っていうレベルになっていくんですけれども、そういうときに、とっても大切にしてほしいことを少しつぶしちゃうんですね。若い人たちに多いんだけど。だからこそ私たちは一緒に、こういうふうにするといいんだよっていうお手本を見せる。

理解するレベルから、配慮するっていうことはどういうことなのか。さっきも合意的な配慮っていう話が出てきたと思います。配慮するっていうことをしっかり考えてほしいです。きょうのテーマの一つに、皆さんに考えてほしいのは、理解、配慮、支援っていったときに、配慮はどういうふうにしていますか。配慮について説明できますか。配慮するってどういうことでしょうね。文科省の言っている合意的な配慮は7項目ぐらいあったと思いますが、そんなレベルの配慮じゃないんです。現場での配慮をどうするのか、っていうことになってきます。

次の資料です。実践から見えてきたインクルーシブ。背景や環境や対応。このときに、被災地で相談支援、相談援助活動をずっとしてきました。その人の、一人一人相談に来られる方の背景を調べるって考えなかったですね。当たり前ですね。で、環境も知らなきゃいけないですね。環境は千

差万別です。仮設住宅に今でも何万人と住んでいます。私の行っている2カ所、大川の人たちが住んでいる仮設が2カ所あるんです。その2カ所の仮設が、もう全然違うんです。^{さんだんぼし}三段走りという仮設があるんですが、ここはとつてもうまくいってるんです。でも^{おっぱがわ}追波川という仮設は全くうまくいってないんです。コミュニティが崩壊しているんですね。リーダーが居なくなってしまう。そうなってくると崩壊してきますね。その両極端な2つの仮設に今、地域集会っていう形で入って、もう一回。

背景と環境と対応と。これを、子どもを真ん中において考えることができるかどうか。しかも考えるときの自分のメンタリティーも、さっき言ったように自分の良さをうまく使っているかどうかですね。これはずうっと言ってきたことです。特別な支援が必要な子どもたちや、それから荒れた中学校や高校で生徒指導してきた経験から、集大成の^{なるせ}鳴瀬の中学校でまとめたキーワードです。否定しない、強制しない、丁寧に向き合う。これをずうっと言ってきたんだけど、なかなか駄目なんですね。現場の先生はすぐ否定する、強制する。丁寧さに欠ける。上から目線。でも、その先生もつらいんですね。

僕は一番、生徒指導をやってて、この間も行ってきてびっくりしたんですが、笛吹いて拡声マイクでピピピー！。「授業始まってるぞ、何やってるんだ」って拡声器で言っている学校があるんですよ、まだ。生徒指導の先生たちが。愕然としましたね。それって何か。その先生たちに、僕はこれから関わっていかなくちゃいけないんです。大変です。そのおかげで行けなくなっている子どもたちのケアをしながら、その子たちの声を否定しない、強制しない、丁寧に向き合うことで、学校の先生たちに届けることにしているんですけれども、それも宮城県の被災地で起きていることなんです。

みんなイラついているんです。子どもたちは最初の2週間ぐらいですね。避難所でもいいのは。

後は、子どもたちはみんな罰を与えられていましたね。「うるさい、静かにしろ、毛布の角を踏むな」。無茶苦茶ですよ。テレビも2台あるんです。大人用と子ども用。いつの間にか両方とも大人用になっていました。イラつき度、ストレス。みんな子どもたちが我慢しているんです。僕はそういう子どもたちを全部連れてきて、全部ってということにはならないですね、閉鎖されている学童保育や児童館を借り切って。そこにはストーブ入れてくれていったのにストーブも入らないんですよ。で、子どもたちと温まることをして、発達支援が必要な子もそうじゃない子も、みんな一緒にやってきました。

ここでちょっと見てほしいものがあります。これは偶然撮れたものです。今から子どもたちが、避難所が閉鎖されて。その避難所を閉鎖されたということは、仮設ができて、仮設に移った後の体育館で、今まで隅っここのほうで僕たちや子どもたちのメンタルケアとストレスマネジメントのプログラムをずっとやってきたのですが、誰も居なくなった体育館に連れて行って遊ばせたんです。そのときに起きた。

<子どもたちが津波ごっこをしている様子の動画>

ここに映っている子たちは、アスペルガーの子たちとADHDの子です。黄色いほうがADHDタイプの子です。もう一つあります。後半です。

避難所を造っています。中に入っているのはADHDタイプの子です。学校ではとっても苦しいサインを出して、こういうときに何で入っているかという、自分が助かるために入っているんじゃないです。中は安全か確認しているんです。<別シーン>今言った、僕を殺したがっている子は、アスペルガータイプです。<また別シーン>ここに居る子は、この子は自閉症の子です。こうなったときは、うるさいときは、もう居ないです。でも居るんです、ちゃんとここに居てくれるの。

<動画終了>

他で見せるのは、ここで2回目です。考えてほし

いのは、子どもたちの相談援助。続いてくると、こんなふうになる。いい支援、いい理解と配慮と支援があつて。いいかどうか、一生懸命だったんだよ、私たちも。しかし心理の専門家からすると、津波ごっこができる。ものすごい汗かいて、ダクダクになってやるわけですよ。この後、津波ごっこは一切なくなりました。でもこのまま帰すわけにはいかないの、これをクールダウンするのに1時間ぐらいかけました。ゆっくりゆっくり、自分の気持ちの整理をして、津波と向き合ってきたんだね。自分はどうやって乗り越えたのか。どうやって避難したのか。どうやって子どもたちを助けたのか、助かったのか。これは、やった大人たちを模倣するので。

私カメラマンとして参加していました、大人は絶対入れませんからね。でも「カメラマンとして参加させてください」って言って入って行って撮ってたんです。カメラマン死ぬわけですよ。この子は、おじいちゃんを亡くして、死んだ人たちをいっぱい見ているんですよ、流されて。大人も死ぬ。僕がここで死んじゃうと、葬式ごっこが始まっちゃうんですね、そこは避けたかったんです。死ぬと必ず葬式ごっこにいきますから。だから「まだ津波が来ない、僕も助かりたいんだ、助けてくれ」っていう思いで対応していました。で、僕も助かった、ちゃんと避難を誘導してくれたりして「君のおかげで僕は助かった、ありがとう。」そうやって収束させているんです。

それまでストレスマネジメントをしてメンタルケアもして、この子たちみんな、この体育館で生活していたわけで。そのときの写真は、今日は持ってきてないですけど、ものすごい、悶々とした所です。避難所生活をして、苦しい思いをして、否定され、強制されて。その子たちがどう回復してきたか。回復して、自分でここまでできれば、後は回復、いい方向に行くんですよ。自分の良さを知るとか、互いに認め合うっていう活動をずうっとしてきた。そのときに否定しない、強制しない、丁寧に向き合ってきたからこそ、ここぞと

ばかりに彼らはブワーっと行ったんですね。いい支援の結果と言って僕はいいかなと思います。ただし、いい支援ってというのは、正しい理解と、適切な配慮とがなければ駄目ですね。一人一人に対する。

今、この子たちは小学校5年生、6年生。このうちの5年生のリーダー格の女の子は、今年中学3年生で受験です。それから6年生、もう一人居るんですけども、6年生の女の子はもう今高校1年生です。自分が味わったこと、苦しんだこと。今でも時々メールをよこしたり、自分たちの活動の様子を定期的に知らせてくれています。頭の下がる思いです。ずうっとこの子たちの支援をしていますので。

メンタルケアやストレスマネジメントっていうレベルでいくと、子どもたちは毎日が不安の連続なんです。ですから不安感をどう安定感に変えるか、安定感をどう安心感に変えていくかっていうところになるのかなというふうに思います。皆さんの資料2枚目の「子どもの心理ステージ」っていうのがありますね。不安感、不信感、不満感、失望感。だんだん心理のステージが、ダメージが大きくなってきて自分の良さを失ってしまうと、人に対しても不信感、世の中に対しても不満感、それから最終的なところで失望感、学校にも行けなくなってしまいます。

最後に何が来るかっていうと、マイナスのほうに行くよね、絶望感です。絶望感に陥った子どもたちは、自ら命を絶とうとします。そういうケースも、震災の3日目に避難所の小学校の3階から飛び降りたアスペルガーの青年がいました。まさに、不安感、不信感、不満感、失望感、絶望感になってしまったんですね。大腿骨骨折、頭がい骨陥没で、緊急搬送されて。私の名刺を持っていたので彼は。そこから私の所に連絡が来て、それも被災して3日目ぐらいのときだったので、自衛隊からガソリンもらって車に積んで、仙台市立病院まで行ってケアをしたんですね。意識戻してお母さんと呼んで。その子は今、不安感から安定感、

安定感から安心感に変わってきています。

ただ、まだ一人では出て歩けない。この子は4年間引きこもっていたんですね。私と出会ってケアが始まって、みやぎ青年未来塾っていう所で活動していたんですが、震災に遭って独りぼっちで避難所に避難して。独りぼっちで避難したというのは「みんなと一緒に居るから大丈夫だよ」って、お母さんに最後のメールを送って音信不通になったんですね。「お母さん、みんなと一緒に居るから、どこどこ小学校にみんなと一緒に居るから大丈夫だよ」って言ってくれたものの、「じゃあ迎えに行くね」って言ったときに、いつ迎えにくるか不安になっちゃったんだって、その子は。

みんなと一緒にって言ったなら、仲間と一緒にだと思ったら、バスの中に乗り合せていて、たまたま震災になって一緒に避難した人たちがみんなだったんですね。その子にとっては誰一人として知っている人はいないわけです。で、ワーっとなって、避難所に行って、小学校に避難して、2日間不安になって。お母さんも来れなかったんですね。私も連絡が取れなくて。で、やっと連絡を取って、行く矢先のことで。その青年は、もう不安感から失望感、絶望感になってしまっただけ。こんな誰も知らないところで、お母さんは迎えに来てくれない、もう駄目だと思って、死ぬしかないと思って飛び降りた。

そのぐらい心理的に不安定になるんです。その一番最初にサインを出すタイプが、アスペルガーの子たちに多いかなと思います。感じやすい、傷付きやすい、人の心が一番分かる子たちです。自閉症の子どもたちは分からないっていうんですけど、分かるんですね。東田くんの話も皆さん知ってますよね。『自閉症の僕が跳びはねる理由』。分かっているんです。気持ちも分かっているんです。それをうまく自分で表現したり、コントロールできないところに困難さある。それを分かっただけなのに、分かっていると思ってしまうのが一番つらい、って彼は言っていますよね。この子たちもそうです。

不安感が失望感から絶望感になると、やっぱりそういうことになってしまう。その前に私たちが気付いて、寄り添う。そのときに何を使って寄り添うのか。気付くためには何が必要なのかっていうことになってきますよね。メンタルケアやストレスマネジメントについては、この映像でも見て分かりますように、最後まで見届ける。誰も居ない所でやると、もっと悪化するんですね。でも大人が見てて、最後まで見てあげる。で、見守る。待つ。終わるまで待つ。待った後に関わる。

待てないんですよ。どこへ行っても待てない。被災地では特にそう。それから支援に入ってきている人たち。メンタルケア、ストレスマネジメントの専門家っていう人たち。ドイツから、イギリスから、アメリカから、ブラジルから、海外からのメンタルケアのチーム、サポートをコーディネートしてくれてって言われて、紹介してやったんですけども。「否定しないでください。強制しないでください。丁寧に向き合ってください。それから子どもたちのサインをきちんと待って、出し切ってからいろんな働き掛けをしてください」って言っているのに待てない。とってもつらい。

僕たちがやっているときには30人、40人の子どもたちがいつも来てた治療館があるんですが、そこに、これはドイツのチームが悪いっていうわけじゃないですよ。ドイツのチームはドイツのチーム、心の回復の、心のケアのプログラムを持ってくるんです。シュタイナーチームでした。シュタイナーは決して悪くない、とってもいい。だけど被災地では駄目なんです。障害のある子どもたちも含めて、ダメージを受けている子どもたちに向き合う、それも自分の良さを全く使わずに、使えずにいる子どもたちですよ。ストレスフルになっている子どもたちには、駄目なんですね。

(参加者の手を握って) どうですか。手握られたら。嫌でしょう。

参加者：ダメです。

佐藤：「何ですか？」って思うでしょう。(シュタイナーのケアプログラムでは) 手をつなぐと安心

するって言うんです。「さあ、手をつなぎましょう！」…もう嫌でしょう？すいません。被災地では手をつながれる、自由を奪われるっていうのが一番子どもたちはストレスフルなんです。自由がないですね。そこも分かんないですよね。手をつないでいいのは、学校だって手をつなぐのは嫌がったでしょう。でも学校だから手をつなぐんです。他の所で、「じゃあ、皆さん、はい、手をつなぎましょう」って言って手をつなぐ子どもたち、なかなかいないですね。その子たちの集団がうまくいってるか、それから、手をつなぐことできちんとした自分の良さを表現することの経験をしているかどうか、ですね。手をつなぐことほど厳しいものはなかったですね。無理に手をつながないでください。無理にだっこしないでください。無理に絵を描かさなくてください。

絵をガーッと描いている子がいる。「そんな絵じゃ駄目なのよ」「虹の絵を描きましょう、七色の虹の絵を描くといいですよ」黒い色でガーッとやりたい子の気持ちはどこへ行ったんですか。それをやってからでないと描かないし、描けないと思います。ワー、これを今、描きたかったんだよ、そういう画像もいっぱいありますし、自分で自分のつらいこと、苦しいこと、悲しいことを1回出さないと、次が出てこない。それがストレスマネジメントの一番大切な所だと思います。メンタルケアは、そのために私たちはどうするかということですよ。傾聴です。共感です。介入が必要なときは介入、でも無理に介入はしない。それは本当に専門家のアドバイスを受けながら、適切な介入、配慮。配慮から支援がうまくいくかどうかということと、すごくつながっています。

自分の良さ知り、互いに認め合うために使いたいものは3つ。この3つさえあれば、大体大丈夫ですかね。何だと思います？最初のほうの、震災で子どもが失ったもの。言葉、味覚、自信。言葉を失っています。味覚を失っています。味覚、甘いしょっぱいは分かるんだけど、おいしかったねって、おいしいっていう感覚はないです。い

まだにないんです。「最近うまいなんて思って食ったやつなんか、俺はねえ」って言うおじいちゃん、おばあちゃんがまだいます。

だからこそ僕は、おいしい物を持って行って、少しでもいいから、「こんなおいしい物あるよ、ちょっと一緒に食べて、おいしいよね」、「何だか、よぐわがんねえ」って、東北弁でね。「わがんねなあ、わがんねなあ」って言います。「そうですか、じゃあ、おいしいって食べたい物、何かありませんか」、「そんな贅沢言ってるねえ。腹いっぱいになればいいんだ、俺は。腹減った。飯。苦しい、悲しい、つらい。何やってんだ」。いい言葉、何一つ出てきません。「おいしいね、うれしいね、今日も頑張れたね、今日もいい朝迎えたね」って思える日が来ない。言葉をどんどん失っていきます。その言葉を回復するプログラムも、発達支援が必要な子どもたちの言葉の回復プログラムと全く同じことをやってみたら、ものすごく効果的でした。

皆さんも今、もし時間があればやってみたいとこなんですけど、次回チャンスがあればと思います。そのプログラムをやってみると、いかに自分の言葉の貧困かがわかります。自分もね、皆さんももしかすると、言葉をかなり失っていると思います。自分の言葉の世界で言葉を使って生きていているだけなんです。使っていないと、言葉って生きてこないし、分からないんですね。その言葉、「例えばこういう言葉、見つけてもらえますか」って言って出てくるかどうかですね。今やってみますか。

「い」の付く言葉、3文字で「〇〇い」。これね、3分で30個書けたら合格です。そういうふうにして、例えば「いたい」「にがい」「わるい」とかね。じゃ1分で10個書いてみてください。「い」の付く言葉。

ラスト7秒。3、2、1。はい、1分です。10個書けましたか。1分で10個書けるのは、大体OKです。3分で30個は難しいんです。10個ちゃんと書けた人はどのぐらいいますか。(見渡して)

さすがですね。もちろん当たり前かもしれないですが、じゃあ、一番最初に書いた言葉。はい。

学生N：楽しい。

佐藤：全然、人の話聞いてないね。

学生N：漢字1つ入れて。

佐藤：ああ、そうか。それは僕の言い方が悪かったね。

学生N：平仮名なんですね。

佐藤：そうなんです。3文字で1つの言葉なんです、ね。「たのしい」は4文字になっちゃいますね。でも、4文字のパターンもあるんですよ。でも僕の問題の出し方が悪かったですね。だって漢字入れば3文字になりますからね、正解です。こういう子が大切ですね。とってもいい理解者になると思います。自分のやり方でやっているから、解釈の仕方は自由なんです。解釈の仕方が、間違った解釈で、自分の思った反応をしてくれる子どもだけではないわけですね。そういう子こそ大切にしないといけないですね。

さっき中尾先生から、「このことについて君たち、説明できるか」って言われて、説明できなかったらこの子たちが悪いんじゃないんです、中尾先生が悪いんです。分かるような教え方をしていないからね。「どこが分かんなかったか教えてもらえる？」って、逆に聞かなきゃいけないですね。それでここからね、「4年生は分かっているだろうな、説明できるよな」。これがまた中尾先生のいいところで、ドキッとさせるんですね。でも説明できなかったら、後で泣くんです、彼は、心の中で。プレッシャーかけるようで、一番自分にプレッシャーかけているんですよ。本当にそういうタイプの先生ですからね。だから、魅力的なんですよ。

じゃ自分が思った言葉、3文字で。この列。最初に。

参加者A：うまい。

佐藤：うまい。

参加者B：あまい。

佐藤：甘い。

参加者C：からい。

佐藤：辛い。

参加者D：さむい。

佐藤：寒い。どうぞ。

参加者E：あかい。

佐藤：赤い。

参加者F：うまい。

佐藤：うまい。

参加者G：かもい。

佐藤：かもい？ちょっと話し合しましょう。かも
いって鴨居？鴨居ね。

参加者H：すごい。

佐藤：すごい。いい言葉ですね。

参加者I：にがい。

佐藤：苦い。

参加者J：いたい。

佐藤：痛い。

こうなってくるとね、子どもたち、すごい面白
くなるんです。ゲーム機そっちに置いてやります
よ。（ゲーム機に夢中なしぐさ）こうやってたの
が、自分の言葉を見つける。この面白さに気付い
たらね。

じゃあ今度「ん」の付く言葉。「〇ん〇ん」。レ
ベル3ぐらいのところですよ。「ん」の付く言葉。3
つ書いてください。幼稚園の子どもたちは、あん
あんとか、るんるんとかね。わんわんとか。ぷん
ぷんとかね。ぺんぺんとか。繰り返す言葉は山ほ
どありますよね。それは幼稚園の子どもはOKで
す。（大人は）繰り返しじゃない言葉になってき
ますよ。

<聞き取り不能>

はい。もう時間がないので、これってとっても
大事なことです。自分の良さを見つけるときに、こ
れが一番ですね。数と言葉をやれば、大体自分の
良さはいっぱい見つかります。この他に数もやる
と、小学校5年生、6年生で、中学校でやる方程
式、全部解けるようになっちゃいます。そのぐら
いまで数も面白いやり方があります。それも被災
地の支援の中で、発達支援が必要な子どもたちへ
の、数に対する興味、関心、概念をどう伝えるか

によって、ステージが変わってくるんですね。そ
れも被災地でダメージを受けた子どもたちへそ
れを使うと、てきめんなんです。言葉もそうです。

じゃあ、「ん」の付く言葉。この列、大きい声
でお願いします。

参加者K：かんたん。

佐藤：簡単。いいですね。

参加者L：まんたん。

佐藤：満タン、OK！

参加者M：きんかん。

佐藤：キンカン。

参加者N：こんらん。

佐藤：混乱。

参加者O：あんうん。

佐藤：暗雲。

参加者P：ロンドン。

佐藤：ロンドン。いいですね。地名が出てきまし
た。

参加者Q：あんしん。

佐藤：安心。

参加者R：こんとん。

佐藤：混沌。

参加者S：エンジン。

佐藤：エンジン。

参加者T：らんかん。

佐藤：欄干。

参加者U：らんらん。

佐藤：爛々。

参加者V：ざんしん。

佐藤：斬新、いいなあ。はい、ラストです。

参加者W：しんせん。

佐藤：新鮮、いいですね。

自分にない言葉は面白いでしょう。自分の良さ
を知るっていうことは、違いが分からないと自分
の良さにつながらない。違いが分かると自分の良
さに気付けるんです。自分の持っている言葉の世
界だとか、考え方が見えてくるんですね。マイナ
ス思考なのか、プラス思考なのかも分かってくま
す。それはこっち側から見ていくと分かるんです

よね。これを今度は、「じゃあさ、それ漢字に書ける」って言うと、黙っててもやります。漢字が嫌いな子もやります。あんぜん、あんしん。「自分の持っている言葉で、一つでも分かれば漢字にしたらん」って言ってやると、そこが学習意欲や知的好奇心ですよ。自分の良さを再確認できる。「なんだ、俺って結構できるじゃん」ってね。「まだ漢字、覚えてた」って言わしめるためにやるんですよ。

自分の良さに気付くために必要な、具体的な支援っていうのは、その子一人一人の認知発達の特徴や、ダメージのレベルに合わせてやるんだだけでも、最終的にはこれが集団学習になってくる。僕が仙台で勉強会をやるんです、2泊3日の。そのときには発達障害が背景にあって学校に行けない子どもたち、発達支援が必要な子どもたち、と大川で被災してダメージを受けた子どもたち、一緒にやるんです。ものの見事にうまくいくんです。それで、高校受験、3年間、今年4年目になります。もう1人受かっていますけれども。頑張って、自分の良さを使って。

最後にうれしかったのは、面接。宮城県は面接があるんです。A日程、B日程ってあってね。A日程は3教科の受験と面接なんですよ。よっぽど自信がないと駄目なんです。面接をどうするか。大川の子なんですけれども、すごく自信がなかった。どうしたらいいのか。僕は高校でも面接なんかもずっとしてたので、「やり方を教えるから一緒にやろうよ」ってこの間やったばかりなんです。それで、「じゃあ最後に、どんな高校生活を送りたいですか」って聞かれたら。例えば僕たちと一緒に学習支援で学んできたことは何。遊ぶ、食べる、学ぶ。これは“子ども支援のATM”と呼んでいます。遊ぶ、食べる、学ぶ。このバランスが崩れると、子どもたちはものすごくつらい思いになってきますね。

そのことを実感しているの、「もしそういう質問が来たら、どう君、答えますか」って言ったら、僕の前で「そうだなあ。良く遊び、良く食べ

て、良く学ぶ。そういう高校生活を送りたいです」って。「そう言ってみたら」って言ったら、自信を持って「これは言えます。そう聞かれたら言ってみたくと思います」と言って帰って行って、試験が終わって一番最初に僕の所に「先生、やったぜ」って電話が。「何、何や」って東北弁でね「何や」って聞いて。「いやあ、最後に来たんだ、あの質問が。自信を持って、良く遊び、良く食べて、良く学ぶ。そういう高校生活を送りたいですって言ったら、面接の先生がニヤッと笑ってくれた。これでやったと思った」って言ってたら、合格していました。そのぐらい回復してくるんですね。自分の言葉のトレーニングをしたからですよ。

というふうに、大切にしたいもの＝言葉、なんですよ。言葉をちゃんと使うっていうことです。“言葉を使う”っていうことは、“自分の言葉をしっかり取り戻す”っていうことなんですよ。で、いい言葉になっていけば一番いいわけですね。

もう一つ、あと2つありますけれども。2つ目は「笑顔を使う」です。笑顔が使えない。これは学校はてきめんですよ。1回も笑わないで学校から帰ってくる子、いますよ。僕は宮城県のスクールカウンセラーもしているので、この間、登米市という所で、あと仙台市でも、発達支援が必要な子どもたちのクラスに行ってみて様子を見させてもらいます。子どものためにです。「子どもが苦しくて、どうしても駄目なんです、先生」って。

「授業を見に行くから、どんな授業やってんだか見せてもらって、それから話し合しましょう」って行ったら、1時間、小学校4年生の授業で、最初から最後まで笑顔が1回も出てこない先生の授業を見ました。ぶったまげる。本当にあるんですよ。被災地だからということではない。ここは仙台市内でもダメージが少なかった学校なので。でもその先生が、いかに一生懸命かは分かるけれども、その一生懸命さには子どもたちが理解できない。自分なりに配慮しているんだけど、配慮していることが、どの子どもにも届かない。その子に届かないっていうことは、届いていないんです。

この子は発達障害で自閉症の傾向があって、アスペルガータイプでっていう理解はしているんだけど、配慮されていないから子どもは苦しむわけですね。「でも、こんな支援してます、問題はこういうふうに出してます」って言ったって、配慮していることが伝わらなければ、具体的な支援にならないんですね。ましてや、クラス全体の雰囲気を見たときに、1回も笑わない先生の授業を見て、がくぜんとしました。「無理して学校行かなくていいよ」って言うておきました。「先生も多分無理して学校来てるんだと思うんだ」と。無理し過ぎると駄目です。笑顔が大事なんですよ。笑顔を使う、言葉を使う。

最後は、気を使わないと駄目なんです。気を使わないで、人とのコミュニケーション、あり得ないですよ。気が滞ってしまうと、病気になります。気を使い過ぎても病気になっちゃうんです。気の使い過ぎが一番良くないですよ。気を使い過ぎると、もうボロボロになってきます。気は使うことは大切なんです。気遣いはとっても大事なんです。どういうふうにするか、使い方の問題ですよ。

そういう話をしていくと、今度「気」の付く言葉はどのぐらい知っていますかって聞くんですけども。「気」の付く言葉を持ってないと、気は使えないんです。気を使う。子どもが今一番気を使って、ここまで頑張ってきました。特に大川の子どもたちは、自分の弟や妹、仲間が亡くなってしまいましたので、周りの大人に対する気遣いがものすごい。くったくたになって、私たちの活動の所へ来る。そのときは、もうボロボロになっています。

そんな気の使い方をしている子どもたちは、もうここでは気を使い過ぎるな。気を使い過ぎると、ろくなことがない。食べ過ぎるとお腹を壊すし、気を使い過ぎると病気になるし。遊び過ぎると別な方向に、悪いこと、悪い遊びにもっともっと行ってしまう。遊び過ぎて良くなる子は居ないですよ。どこに自分のブレーキをかけるのか。アク

セルとブレーキ、うまくかけられるか。アクセルとブレーキのレベルはどうするの。少しブレーキをかけてみる練習してみるか。みんなブレーキをかけたがっているんだけど、どうすればブレーキをかけていいか分かんないから苦しんでいるんですね。一緒に、こういうブレーキのかけ方あるんだけどな、こういうアクセルの踏み方あるんだけどな、と。

それっていうのは、スタートとゴールなんです。初めと終わりがきちんとしていない。ゆっくりスタートする子もいれば、ブルッとね、スポーツカーのようにスタートして行く子もいる。止まれずにボンッといって、オーバーランする子もいる。でも、止まるときはスーッと気持ち良く止まる子もいます。いいブレーキのかけ方する。

待てるかどうかです。どういうスタートとゴールか。アクセルとブレーキの使い方。ギアの入れ方。そう考えていくと、子どもたちといえると楽しくてしょうがないです。今日のギアはどうだね、とかね。今日はトップギアに入ってるね、じゃあ頑張ってみようか、ゴールは大切にしようね。で、良さの観点での振り返り。スタートとゴールですよ。笑顔を使う、言葉を使う、笑顔を使う、気を使う。で自分の良さを知るためには「遊ぶ」「食べる」「学ぶ」のバランスをちゃんと取っているかどうか。スタートとゴールのアクセルとブレーキ、途中でのギアの入れ具合。いいときと悪いとき。1回休まなきゃいけないときもあるはずなんです。そういう一人一人に必要な私たちの支援っていうのは、そういうことを分かった上で、理解した上で配慮できるかどうかにかかっている。

「君が途中で休みたくなったときには、いつでも休んでいいからね」って配慮することを伝えておく。「でもゴールは頑張って最後までするっていう君のやり方は知っているので、途中で苦しくなって1回クールダウンするのもOKだよ。またコースに戻っておいで」って伝えておくと、その子はいつでも、コースアウトして休めることができるんだと思えば、頑張っちゃうんですね。休ま

ないんですよ。1 回休んでも、またすぐ復帰します。それは適切な配慮。その子に必要な配慮しとくわけです。同じ配慮が必要な子たち、「みんなもね、休みたいときは無理しなくたっていいんだよ、つらいときだからね。難しくなったら、いつでもコースアウトとしてクールダウンしていいよ」って言うておけばいいんですね。

その先生は、あの子はいつも途中でパニックになってしまうけど、ちゃんとリタイヤして、クールダウンして戻ってくることができるようになった。それを見てるだけで、みんな安心するんですね。そこは集団の良さを使っていくわけですね。「みんな、待っててくれてありがとう。コースアウトしたけどまた戻ってきたよ」って戻っていくんですね。

フラッシュバックを起こします。ダメージを受けた子どもたち、特に大川の子どもたちは、最近言うのは、夢をいっぱい見るそうです。最初のほうの夢は、もう苦しくて悲しくてつらくて、どうしようもない夢。ところが最近見る夢は、楽しい夢になった。いやあ、楽しい、こんなに面白い。だからやっぱり、あそこの大川小学校は残さなきゃ駄目だ。あんな楽しい思いがいっぱい詰まった学校を、津波があったからって言って、いっぱい死んじゃったからといって、壊されちゃたまったもんじゃない。あの学校には問題はない。あそこには僕たちの、いっぱい思い出が詰まってるっていう話になってくるんですね。この 4 年目です。

そういう流れからいくと、子どもたちの相談支援、親への相談支援も含めてなんですけども、私たちがやってきたことって、まだ 4 年目に過ぎません。大川では 54 家族が我が子を失っています。そのうち私がケアできているのは 13 家族だけです。他は皆無です。ケアされていません。県にお願いしても国にお願いしても、「心のケアチームできました、行きます」って言うて、毎回違う先生が来たり、行っても断られてきたり。行ったことにはなるんだけど、ケアしたことにはならない。ケース会議開きましょうって言うてもケースを

持っていないので。「私たちはいっぱいあるんですよ、一緒にやりましょう、ぜひ助けてください」って、あれほどお願いしてきたのに、いまだにないんです、申し訳ないですが。

できるところは一生懸命やるんだけど、一番ダメージの大きいところにそういうケアが足りない、不足している。そこを今、何とかしようと思って頑張ってるんだけど、私も限界があるし、大川だけではないので。でも大川だけ、大川だからこそ。「大川だけではない」って言うてしまえば、私の逃げ道はいくらでもあるんですよ。でも大川だからこそ、ちゃんとやる。ここに教育の大切さや、ケアの大切さがある。専門家なんか要らない。一緒に来て、おいしいねって言うてラーメン食ってくれる人がいればいい。そういうところからのケアが、まだまだ必要だということですね。

中尾先生との出会いで、中尾先生が今日私に話を 1 時間でしてくださいと。もう 10 分過ぎてしまいました。この後、対談があります。

感じてほしい。感じ取る目と心を一番大切にしています。遊ぶ、食べる、学ぶのバランスを失った子どもたちへの理解、配慮、支援。そのためには、自分の良さを知る、互いに認め合う。互いに認め合うためには、違いが分かる。そのためには具体的な言葉と数のプログラムを準備する。そうやってやってきました。最後は感じ取る目と心がなければ、子どもの発信するサインを読み取ることは、なかなか難しい。もちろん、お父さんお母さんも含めてなんですけども、今日は子どもたちの命と生きる力をきちんと回復するために必要な取り組みのお話をしてきました。

最後に一つだけ、見てほしいものがあります。
＜映像：車に設置した放射能カウンターがピーピーと鳴っている＞

佐藤：大熊町に入ったとたんに鳴り出しました。測定値 3.7。原発のすぐ近くです。今 8.10、9.1…。車内でこれだけなので。怖い。福島第 1 原発です。

＜映像終わり＞

放射能のカウンターです。9.22 マイクロシーベルト。平常時では 0.09 マイクロシーベルトぐらい。0.05 マイクロシーベルトから 0.09 マイクロシーベルトが平常値なんです。

ここでは 9.22。車の中ですよ。走っている車の中で、放射能のレベルが 9.22。出たら 30 は超えますね。で、回復してる、戻ってきていいよ。車通っていいよ（と政府は言っている）。でも規制がかかるんです。車はいいけど、バイクでは駄目なんです。もちろん自転車も通れません。でも回復しているんですって。僕は浪江町の浪江中学校の子どもたちが学んでいた校舎に行って、測ってきました。鳴りっ放しです、帰れるはずがない。でも町は除染が続いています。町の中に入るにも、検問でナンバー控えて何しに来たかっていうのをチェックしていかなきゃいけない。厳重な検問を通して行ってきました。

何が回復している？何が安全？全く安全ではないし、回復していません。原発で被災している子どもたちには、何が起きているか。もう荒れ放題です。仮設そのものが荒れてきました。飲酒、パチンコ、働いていない、働かない、働き口がない。支援金、義援金、底をついた。酒を飲む、タバコを吸う。中学生も一緒になってやる。もう麻薬です、次は。厳しい現実が目前にあるのに、誰がどう支援していくの？それはこっち関係ないから、そっちでやってくださいと。

二本松市が、その浪江町の人たちを受け止めているんですが、受け止め切れない。地元住民とのトラブル。子どもたちは、町の仮設に居るんだけど、行くのは山奥の 40 分もかかって行く廃校になった小学校に、中学生がみんな、確認された 500 人ぐらい居た生徒は、ここで今 20 人ぐらい。みんなバラバラになって、そんな所に戻って来れないですよ。勉強したい。地元の中学校に入って、いじめに遭って、トラブルに遭って、警察沙汰になって、また戻される。最近は暴力を起こして、先生を傷付けてしまって。これは別の件の話です、アスペルガーの子、ADHD の子が我慢

できなくなって。分かってくれると思った先生が分かってくれないので、その先生をたたいてしまった。瀕死の重症。で、鑑別所。この間、少年審判で立ち会って、やっと障害の話と、それからこの子たちを受け止める必要性のあることと、更生プログラムのあり方についてお話をしてきました。まだまだそういうケースが増えます。

そんな中で、誰が向き合っていくのっていったら、やっぱり現場で。そこに居る皆さんしかいないと思うんです。学校の先生たちが一番大変かもしれないけど、ここで頑張らないと、とても子どもたちの、これからの日本を任せる子どもたちに何をバトンタッチしたのって言われたときに、私は少し情けなくなってきました。自戒の念も込めてですね。だからこそ僕は学校辞めて、外から先生たちを応援したいし、学校で苦戦している子どもたちの支援をしていきたいって思っています。

時間になってしまいました。もう、中尾先生、すいませんね。

中尾：ずっと話していただいて、もう最後まで、どう話していただいても結構です。

佐藤：はい。もう、極まってきてしまっています。これで倒れるわけにはいかないんです。今、被災地ではこれから何をしていかなきゃいけないかっていうのを、私たちは落ち着いてきました、支援者も落ち着いてきました。やっと受け止める力が付いてきたと思います。そういう仲間を増やしていきたいんです。阪神淡路で 20 年。私たちは、今度は 4 年目を迎えています。そんな中でダメージを受けた子どもたちや地域全体を、どう支援していくかっていうのを一緒に考えていく。皆さんの考えてもらえる気持ちがあると、すごくうれしいです。

できることをしてください。できないことをすると、ろくなことはありません。できることしかできないんですよ、やっぱ。できたところまで、子どもにもできるところまで応援して、できたところまで褒めてあげる、評価する。「褒める」「評価する」「認める」っていうことができれば、次

のエネルギーが自分で湧いてきます。

元気やエネルギーは、人にももらったり、あげたりするものではない。元気はもらえません。絶対にあり得ない、元気は自分の中から湧いてこなきゃいけない。生きる力は、自分の中から回復してこなきゃいけない。もらえるっていうのは、もらった気になって頑張れるかもしれないけど、一時です。互いに認め合うことから、自分のエネルギーを回復するサポートを、ぜひ皆さんにもお願いしたいなと、そういう働き掛けをしてください。よろしくお願いします。はい。以上です。

中尾：どうもありがとうございました。

-----【佐藤氏・中尾教授の対談】-----

中尾：佐藤先生、今日はありがとうございました。いかがですか、皆さん。本当は3時間ぐらい話をしてほしいんですよ。まだビデオをいっぱい持ってこられているので、この続きをまた企画しようかなと思います。またぜひ来ていただきたい、来年中には必ず呼びます。

僕はなぜ今日、佐藤先生を呼んだかっていうと、受講されている皆さんには悪いですけど、うちの学生に聞かせたかったんです、今日の話。僕も被災者ですし、先生も被災者です。その後ずっとケアを一緒にしてきた人間です。阪神大震災のときにも来ていただいたし。だからいろいろつながりがあるんです。

今日、いろんなキーワードが出てきました。相談援助だけではなくて、認め合うとか、自分を知ること、たくさんのキーワードがあり過ぎて、皆さんは多分何から始めようかなと思っているでしょう。きょう話を聞いていると、いかに子どもたちを安心させるかというあたりが、やはりすごく大事なポイントかなと思います。佐藤先生ご自身が、子どもたちに安心していえる場を今、与えていると思うんです。「これだけしたら子どもたちは何とかする」って、言葉ではあったんですけどね、佐藤先生ご自身で今、なお教えていただけたら。

佐藤：子どもたちが来たときに、ダメージを受けているのか、どのぐらいのダメージなのかっていうのを、これは簡単に知ることができるんです。「今日の自分のエネルギーレベルは何%？」と聞くんです。一番いいときに100%なのでそれに近づければ、自分は30%であれば何とかやっていけると。20%になったら、もう今日はしゃべりたくもないし、勉強もしたくないっていうレベル。そういうのを前もって申告していくわけです。

言葉にして言うのと、数値化すると、すごくいいですね。「きょうは80%です」。そのとき80%の顔してますから、言わなかったって分かるんですけどね。つらいときこそ、「うーん」って言って、「無理して言わなくてもいいよ」と。大体このぐらいかなって分かってあげればいいですね。0%で来たときに、どんなふうになっているかわかりますか。寝ます、寝る。そういうときのために、おいしい物を準備するんです。その子の好きな色、好きな匂い、好きな果物、好きな食べ物、好きな飲み物。

簡単なんです、聞くのは。支援の必要な子どもたちに、一番最初に、初回面談で何するかと。「質問していいですか。好きな色は何かな」って聞くと、ニコっとして答えてくる。担任の先生はお母さんに、「この子の好きな色は何だか知っていますか」と聞くと、知らないんです。ていうことは、その子のことを知ってるつもりになっているんです。僕は知らないから聞くんです。聞いておいて、後で「きょう大変だったよね。じゃあ、きょうは頑張り賞、用意してたんだ。どうぞ!」と言って渡す、うまい棒。10円ですから。でも1本や2本じゃ駄目です。ちょっと長くなりました。うまい棒、何種類あるか知ってますか。18種類なんです。僕の心理検査や発達検査のときのご褒美は、うまい棒なんです。全種類あげるんです。全種類食べてお腹をこわした人はいないので大丈夫です。

そうやって実際に数値化する、ちゃんと目に見える形で味わう、味わうこと。自分の頑張りを「う

まい棒の一番好きなのどれ」って。「全部食べていいよ」とは言わない。「ここから3本だけ選んでいいよ」と。3本選ぶのも時間がかかる。それも待つんです。すると、自分が頑張ったご褒美に3本。ああ3本だけか、と思ったら、「いや、こんなに頑張ったんだから、全部持ってってよし！」って言ってね、全部あげる。すると、もうニコニコして、「今度いつ！」って言ってね、帰っていくんです。そんな具合に、ダメージを受けた子どもたちと向き合う。実際に数値化するとか、言葉で表すとか。いいも悪いも、そういうことを言い合える仲間と、それから関係性づくりというのがすごく大事なかなというふうに思います。

中尾：ありがとうございます。さすがですね。うまい棒が出てくるとは思いませんでした。

佐藤：まだまだあります。

中尾：キットカットかなぐらいですよ。アメリカではキットカットなんですよね、キットカットの抹茶味が、アメリカでどれだけ流行ってるかっていうの、すごいんですよ。

では会場の皆さんから、これはもう聞きたいってことがありますか。いいチャンスですので、何かありましたら。いかがでしょうか、ぜひどうぞ。

(参加者から挙手あり)

参加者X：失礼します。今日はありがとうございます。自分の職場の話も入ってしまうんですけど。例えば、集団でちょっと心のしんどいことがあって、問題行動などを起こす子たちがいて、集団でずっと固まっているときに、どうしてもその子たちとじっくり話がしたいときに、どう関わっていくのがいいのか。一人ひとりと話そうと思うんですが、なかなか集団でいたらこっちを向いてくれなくて。集団で居るときに、どうアプローチしていったらいいのか。

佐藤：支援の必要な子たちが集団にいるという所なんですか。

参加者X：はい。皆それぞれ家庭背景は違うんですけど。

佐藤：そこからこう、脱却したいっていうことで

すか。

参加者X：はい。

佐藤：これは、とっても面白いやり方があります。その子が一番大切にしている物を聞くんですね、大切にしている物。被災地だと、欲しい物が何かって聞いてみる。これはアンケートで欲しい物シートっていうのを作るんですね。欲しい物シート、「何でもいいよ」、「何でも書いていいの」。「準備できる物は準備するし、準備できない物はできない。欲しい物を書いたら」と言うと、これまたみんなね、そういう子たちも必死になって書きます。自分の欲しい物。自転車、家、自分の部屋。書くんですよ。「準備できるかどうかは、見てからでないと。できる物は、必ず準備してきます」って言って、その約束の下に書いてもらう。そこからスタートをすることができますから。

それができたら今度は必要な物を書いてもらうんです。欲しい物リストから、必要な物リスト。これも実践の事例がちゃんと記録を取ってあります。今度は必要な物になってくると、自分の必要な物以外に、お母さんのブラウスとか、おじいちゃんの靴下だとかね、おばあちゃんの毛布とか、出てくるんですよ。必要な物って、欲しい物、何でも欲しい。わがままし放題言っているよ。できなかったこと。ゲーム何台とかね。何のゲームのソフトとかね。

でも、それを書いて自分の心の気持ちが整理できる。ああ、やっぱり欲しいって思っても今無いんだよな。その代わりに持ってくる物があるんです。ぬいぐるみなんです。被災地では。佐賀に明日行くんですけど、「元気塾」って言ってね、発達障害の親の会なんです。素晴らしい活動をしている所です。

「佐藤先生、大変なことになったね。何か欲しい物ない」、「ぬいぐるみ」って言ったら、段ボール、こんなでっかい段ボールに16箱、送ってくれた。そのおかげで、欲しい物リストを書いてもらったときに、「ごめん、欲しい物見つからなかったんだけど、これどうかな」。みんな喜んで「自

分のだ！」ってぬいぐるみを1人1個ずつ。これは男の子も女の子も。小さい子から大きい子まで。全員にあげることができました。2,000 個くらい必要だったんです。2,000 人の子どもたち支援したことになりますよね。あちこち行ってね。

必要な物リスト、欲しい物リスト。そういう集団で、じゃあ被災地じゃなかったらどうするのっていうことですよ。

（前列の学生に）今さ、一番何が欲しいの。最近食べておいしかった物、何。

学生N：ラーメン。

佐藤：ラーメン。何ラーメン？

学生N：博多ラーメン。

佐藤：博多ラーメンは豚骨だね。みそ。しょうゆ、砂糖、塩、どれなの。あ、砂糖は無いね。そう言っていくと、じゃあ君は。はい。ラーメンは、何ラーメンが好き。

学生N：塩ラーメン。

佐藤：塩。すると豚骨と塩。違いが分かってくると、おまえ、塩かよ。どこのラーメンよ。

学生N：どこの？

佐藤：具体的なラーメン屋が出てくると面白いですよ。

学生N：上野にある…

佐藤：上野。大阪に上野ってあるんですか。

学生N：東京です。

佐藤：東京。東京の上野。おお。豚骨ラーメン。東京はしょうゆラーメンがメインなんだよね。こうなっていくでしょう。すると、東京で豚骨ラーメン。すごいね。本場は。博多は。

学生N：博多は1回だけで、中尾先生のキャンプに行ったときに。

佐藤：と、いうふうになってきますよね。そうすると話が「え、中尾先生と行ったの？」ってこうなってくるわけですね。じゃあ、今度僕と行こうか、とかね。

学生N：ぜひ。

佐藤：博多ラーメンと長浜ラーメン、違うんですからね。久留米ラーメンも違うしね。全国ラーメ

ン食べ歩きのプロフェッショナルですから、でもやっぱり喜多方ラーメンが一番おいしいですね。というふうに、その子の良さ、一番興味がある物から入って行って、「じゃあ、君は」って言っていって自分の興味がある物は言いますよね。そういう集団、変則的な集団、それから中学校に行くと女子のセクトができていきますよね。で先生を批判したり、弱い子をとかね。自分たちの不満をそういう子にぶつけていくんで、その子に切り込んでいく。その子の良さを使って、みんなとシェアしていくっていう。「じゃあ、先生は」って聞かれたらね。どうでしょう。

参加者N：ありがとうございます。

佐藤：参考になったかな。

中尾：今のご質問の中には、答えはないんですよ。今、佐藤先生がしゃべられている中に、グーッと引き込まれたでしょう。この雰囲気と話術、これが子どもたちの一番リラックス効果に大切なんですよね。だから、先生いつも見てて、僕とよく似てるなと思うのは、どっちもB型なんですよ。B型で、どっちもRHプラスなんですよ。RはリラックスのR、HはハイパーのH。どっちもプラスなんです。リラックス効果プラス、ハイパープラス。多動だけでも話を聞くと、フって入ってきますよねって。こういう雰囲気でも子どもと話しをするとね、どんな子でも落ち着きますよね。そうですね。

佐藤先生は当然技術も全てあるんですけどもね。僕いつも思うんです。佐藤先生の話し方や講演を聞いていたら、いつも見習うことばかりで。今日も新しい言葉が出てきましたね。「子どもたち支援のATM」これはぜひ皆さん、使ってくださいね。このATMって、うちの学生、知っているかな。機械ですよ、銀行の。分かっていますね。

本当にね、今日は本当に時間が短い中で、佐藤先生にいろいろお話ししていただきました。われわれもっと聞きたいし、この時間では先生も言い尽くせないところはたくさんあるでしょう。東

北の大震災があつて4年。阪神大震災があつて20年。阪神大震災より20年たちましたが、僕の中ではまだ全然終わってないです。まだ1年目です。そのときのイメージがいくらかでも出てきます。だけど僕の場合は、それを今あえてしゃべりません。うちの学生には、ポツポツしゃべり出しました。

なぜかっていうと、特別支援学校で被災をして、特別支援学校が全部つぶれて、特別支援学校で立ち直ってっていうのを知ってるのは、もう私一人なんです、今。だから神戸市でそのときの最初の3日間を知ってる人間っていうのは、神戸市の職員ではゼロです。一緒に居た校長先生はご存命ですけれども、退職をされています。教頭先生は亡くなりました。だから、僕が今しゃべっていかないと、これもつながらないかなと思ひながら。

佐藤先生もそうだと思います。佐藤先生が被災されてからずっと子どもたちにケアをしてきたことを、今我々に伝えていってくれることで、そうか、まだこんな現状があるのかって。さっきの福島でもそうですよね。我々は、浪江町、大熊町、あれっでもう入れるんじゃないのっというような間違つた認識をしています、ああいう状況で入ると子どもたちはどうなるのかっていうあたりも、改めて今日気付かされたかなと思います。

また、これを機会に佐藤先生には継続的にお越しいただきたいと思います。本当に今日は遠い所をありがとうございました。

佐藤：ありがとうございました。最後に。

中尾：どうぞ。

佐藤：クールダウンしてもらうために、いつもオカリナを吹きます。

中尾：そうです。素晴らしいです。

佐藤：アメイジング・グレイス。目を閉じてても開いていても結構です。

＜佐藤先生のオカリナ演奏＞

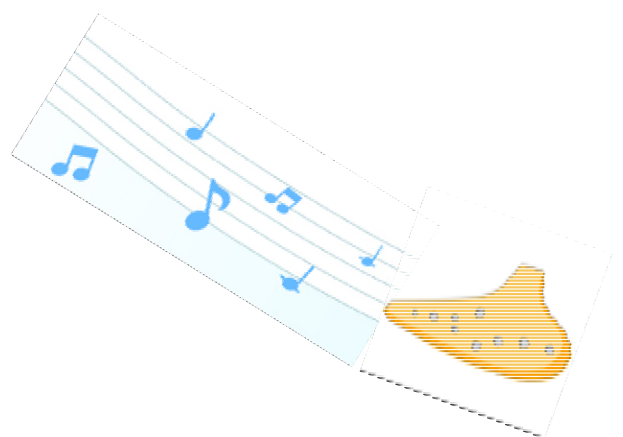
（会場 おおきな拍手）

中尾：きょうは本当にありがとうございました。

佐藤：ありがとうございました。

中尾：もう一度、大きな拍手で。今日の夜間講座

はこれで終わりたいと思います。皆さま、どうも遅くまでありがとうございました。



地域ネットワークシステムによる 「相談援助力向上リトレーニングプログラム」 の開発

事業報告

関西国際大学
中尾繁樹

<事業目的概要>

- 近年、子育てや介護、生活困難など生活課題を抱える人々が増加している中で、社会福祉の支援者はもちろん、保育や教育の現場においても、援助技術力を備えた人材養成を図ることが喫緊の課題となっている。
- この事業は、現職の保育士、教師、社会福祉施設及び福祉行政職員等に、相談援助力を高める短期のリトレーニングプログラムを実施し、その効果を実証した後、大学・専修学校の正規カリキュラムへの導入を検討することを目的とする。

背景

- 子育てや介護、生活困難など生活課題を抱える人々が増加しているなかで、福祉フィールドにおいては、より専門性を発揮できる人材が必要となっているが、社会福祉主事資格を有しないケースワーカーが20%であり、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門性のある有資格者の配置率は、5%以下という実態にある。
- また、保育士・介護福祉士などの有資格者であっても、直接処遇のケアワークであることから、家族などの社会的背景などを踏まえたソーシャルワーク的な支援ができていない。

背景と意義

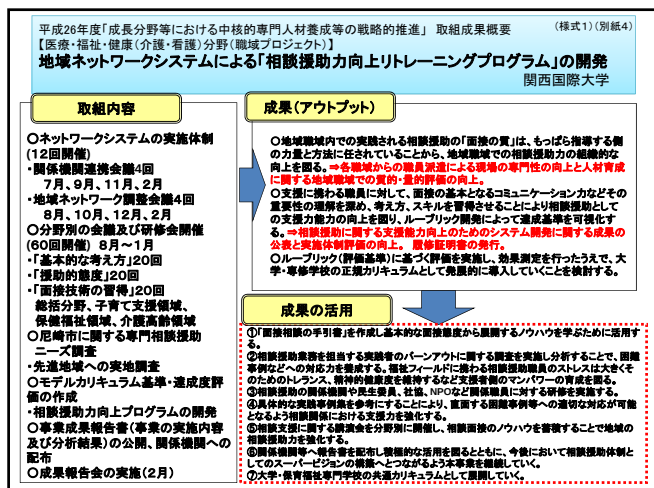
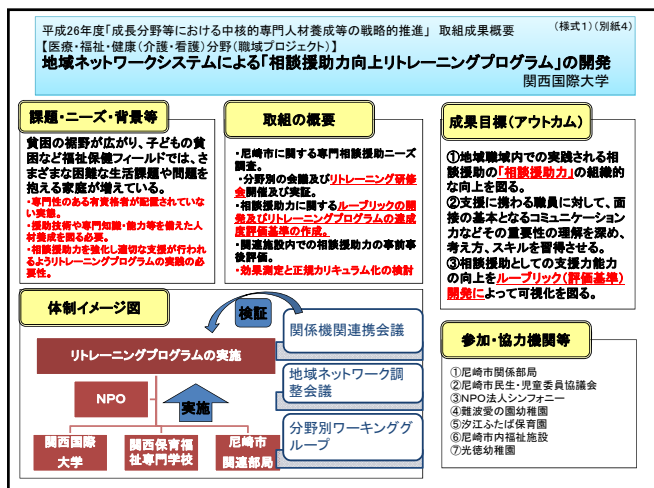
- こうした状況において、現職の支援者や、仕事に就いていない保育士及び介護福祉士等有資格者に対し、現場の職域に復帰できるよう「相談援助力」を高める短期のリトレーニングプログラムを実施する。
- その成果を踏まえ、養成機関である大学や専修学校の正規カリキュラムとして導入していくことは、現在求められている人材養成の需要に応える意義を持つ。

課題

- 子どもの貧困など福祉保健フィールドでは、困難な生活課題や問題を抱える家庭が増えているなかで、生活困難層を支援するために必要な資質と援助技術や専門知識・能力等を備えた人材養成を図る必要が喫緊の課題となっている。
- 多くはスペシャリストの職員ではあるが、必要な社会福祉主事資格や社会福祉士や精神保健福祉士、スクールソーシャルワーカー(SSW)などの専門性のある有資格者の配置となっていない。

課題

- 一方、保育士や介護福祉士などの有資格者であっても、もっぱらケアワークであることから、家族の抱える生活課題への対応といったソーシャルワークの視点の欠落も見受けられなど、総じて支援が限定的なものに留まっている。
- そのため相談援助者のスペシャリストからプロフェッションへとクオリティの確保が課題となっている。「相談援助力」を強化し、適切な支援が行われるようリトレーニングプログラムを構築することは喫緊の課題である。



相談援助力とは

- 単なる相談(=カウンセリング)技術ではなく、支援の必要な人のアクチュアルな現実から生ずる困難へと対応できるジェネラルなソーシャルワークである。
- 介護の世界だけでなく、子どもたちの育ちを支え、ともに育つ保護者へかかわろうとする保育や教育の現場でも、社会化されるとともに個別化される(自己化する)という両義性を生きる人間を支えることとしての対人的専門性である。

相談援助力とは

- 「これからどう生きたいか。どんな支援が必要か。」等の「ニーズの把握」を行い、そのために客観的な「アセスメント」(生活課題の分析・実態把握)を行うことも必要である。
- そのためには各連携機関との連絡調整能力も含まれる。相談援助において特に大切なこと、『信頼関係』だと言われている。
- 信頼の置けない人に自分の悩みを相談したり、指導や治療を仰いだりは誰も思わない。これは、保育者も含む、対人援助職全般に通じる重要事項である。
- これら全般の力をためることが相談援助力の向上につながると思われる。

期待される活動指標(アウトプット)・成果目標及び成果実績(アウトカム)

- 地域職域内で実践される相談援助の「面接の質」は、もっぱら指導する側の力量と方法に任されていることから、地域職域での「ニーズの把握」のための「アセスメント能力向上」を含めた信頼関係の構築を基礎においた「相談援助力」の組織的な向上を図る。
⇒各職域から職員派遣により、現場の専門性の向上と人材育成に関する地域職域での質的・量的評価の向上。

期待される活動指標(アウトプット)・成果目標及び成果実績(アウトカム)

- 支援に携わる職員に対して、面接の基本となるコミュニケーション力、ニーズ把握、アセスメント能力などその重要性の理解を深め、考え方、スキルを習得させることにより相談援助としての支援能力の向上を図り、ルーブリック(評価基準)開発によって達成基準を可視化する。
⇒相談援助力向上のためのシステム開発に関する成果の公表と実施体制評価の向上。

期待される活動指標(アウトプット)・成果目標及び成果実績(アウトカム)

- ループリック(評価基準)に基づく評価を実施し、効果測定を行ったうえで、大学・専修学校の正規カリキュラム(モジュール科目)として発展的に導入していくことができるようにすることを目標とする。
- 研修修了者が、各職域で中核的役割を果たすポジションの確保・推進と事後支援体制の確立。
⇒履修証明書の発行。大学・専門学校との連携強化。各職域すべてに修了者の配置の推進。

<会議(目的等)>

- 本事業の目的、趣旨を理解するためコンセプトを共有する。
- 子育て支援をはじめとするさまざまな相談援助に携わる面接相談員は、相談者への強い関心、豊かな感受性と深い洞察力を持って、真のニーズを把握し、専門職としての機能を果たしていかなければならない。
- 援助の人間関係を作り出すために重要なことは、「基本的な考え方(アセスメントも含む)」「援助的態度(信頼関係の構築も含む)」「面接技術の習得(ソーシャルワークも含む)」の3つが考えられることから、これらの3領域で取り組む体制と必要頻度の会議開催数を担保しなければならない。
- さらに、コンソーシアムの代表校の麻生看護大学校との定期的な連絡調整を図る。

1) 関係機関連携会議の開催

- 第1回: 8月 5日(火) 17:00~18:00 事業概要説明、研修プログラム内容検討等
- 第2回: 9月24日(火) 17:30~18:30 地域ネットワーク立ち上げ、研修募集開始について
- 第3回: 10月 7日(火) 17:00~17:40 地域ネットワーク会議メンバー確認、研修講師・日程
- 第4回: 10月28日(火) 17:00~17:30 第1回地域ネットワーク会議日程、コンソ連絡会議報告 先進事例調査先の検討
- 第5回: 11月25日(火) 17:00~17:30 研修事前アンケート検討、尼崎市内ニーズ調査、先進事例調査
- 第6回: 12月16日(火) 18:00~18:25 尼崎市ニーズ調査、先進事例調査の訪問先と出張者検討

2) 地域ネットワーク会議の開催

- 外部委員委嘱:
 - 尼崎市こども青少年局保育課 村上課長
 - 尼崎市健康福祉局福祉課 針谷課長
 - 尼崎市健康福祉局介護保険事業担当 西田課長補佐
 - 尼崎市民生委員児童委員協議会 小笠原主任児童委員
 - NPO法人シンフォニー 三浦氏
 - 汐江ふたば保育園 黒岩施設長 (計6名)
- 第1回: 11月11日(火) 17:00~18:00 趣旨説明、市関係者への研修募集の協力依頼、事業評価
- 第2回: 12月16日(火) 17:00~18:00 事業の進捗状況、研修参加者の確認、市内ニーズ調査依頼
- 第3回: 1月27日(火) 17:00~18:00 研修状況報告、先進事例調査、市内ニーズ調査、シンポジウム

3) リトレーニング研修会開催

- 11月中旬から1月末にかけ、「相談援助力向上のためのReトレーニング研修」を「保育教育領域」、「保健福祉領域」、「介護高齢者領域」の3コースに分けて開催した。
- 参加者: 45名(申込み50名) ...尼崎市内、西宮市、芦屋市、神戸市、大阪市から参加
- 保育教育領域・・・21名(申込み24名) 保健福祉領域・・・8名(申込み9名) 介護高齢者領域・・・16名(申込み17名)

研修会内容

日	曜日	時間	内容	講師	日	曜日	時間	内容	講師	日	曜日	時間	内容	講師
1	11/15	土	13:10-14:40 総括: 1. 趣旨説明、目的、到達目標 2. 研修の進捗についてワーク	連中										
2	11/15	土	14:50-18:20	吉村										
保育教育領域 保健福祉領域 介護高齢者領域														
3	11/20	木	18:30-20:00 家庭支援の意義と役割	徳野	11/20	木	18:30-20:00 こどもの貧困	連中	11/21	金	18:10-19:40 高齢者の特性・活動と活動能力(ワーク)	山本		
4	11/27	木	18:30-20:00 家庭支援の意義と役割	徳野	11/27	木	18:30-20:00 発達障害と家庭支援	木暮	11/28	金	18:10-19:40 高齢者の状況	山本		
5	12/4	木	18:30-20:00 保育士が行う子育て支援(家庭支援)	徳野	12/4	木	18:30-20:00 地域資源との連携方法	西村	12/6	土	13:10-14:40 高齢者虐待-事例検討	山本		
6	12/13	土	13:10-14:40 子育て支援における関係機関との連携	徳野	12/11	木	18:30-20:00 地域資源との連携方法	濱田	12/6	土	14:50-18:20 高齢者虐待-事例検討	山本		
7	12/13	土	14:50-18:20 関係機関における協働的連携	川谷	12/18	木	18:30-20:00 関係構築の基礎的スキル①ワーク	木暮	12/12	金	18:10-19:40 働き手の問題	山本		
8	12/13	土	18:30-19:00 関係性を築いていく援助法	川谷	12/20	土	13:10-14:40 関係構築の基礎的スキル②基本的応答技法	木暮	12/19	金	18:10-19:40 バイスタッフの役割	山本		
9	12/18	木	18:30-20:00 援助するに自分の心を、自己保持	川谷	12/20	土	14:50-18:20 関係構築の基礎的スキル③ワーク	尾崎	12/20	土	13:10-14:40 コミュニケーション技法	木下		
10	1/8	木	18:30-20:00 援助者自身のストレスケア、アセスメント	川谷	12/20	土	18:30-19:00 関係構築の基礎的スキル④7アクション	尾崎	12/20	土	14:50-18:20 コミュニケーション技法	木下		
11	1/15	木	18:30-20:00 事例を用いた援助演習(連中)	木暮	1/8	木	18:30-20:00 援助者への理解とケア	連中	1/9	金	18:30-19:00 現場環境と不適切なケアの認識	山本		
12	1/24	土	13:10-14:40 事例を用いた援助演習①地域連携を基盤とした事例検討について	中尾	1/10	土	13:10-14:40	連中	1/10	土	13:10-14:40 高齢者支援のための必要なケアの提供	木下		
13	1/24	土	14:50-18:20 先進事例事例検討	濱田	1/10	土	14:50-18:20 事例を用いた援助演習②心身の健康の方との連携	木下	1/10	土	14:50-18:20 不適切なケアの背景分析	山本		
14	1/24	土	18:30-19:00 保育所・幼稚園から小学校への連携	林田	1/10	土	18:30-19:00	木下	1/10	土	18:30-19:00 不適切なケアの背景分析	山本		
15	1/29	木	18:30-20:00 最終研修	中尾										

4) シンポジウム

- ・プレ講演会: 2月10日(火) 夜間講座とコラボ①
外部講師招聘: 若宮 英司 氏
(藍野大学医療保健学部看護学科・教授)
- ・報告会及びシンポジウム: 2月19日(木) 夜間講座とコラボ②
外部講師招聘: 佐藤 秀明 氏
(NPO法人自閉症ピアリンクセンターここねっと・理事長)
タイムスケジュール 19:00~本事業今年度報告
19:30~20:30講演
「被災地のこどもたちとこころのケア」
20:30~21:00 対談(佐藤氏 Co中尾)

評価

- ・相談援助力に関するルーブリックの開発及びリトレーニングプログラムの達成度評価基準の作成
- ・研修受講者への事前・事後アンケート結果比較 ⇒ プログラム評価へ
- ・日本社会事業大学への先進事例調査(2/12)・・・福祉プログラム評価に関するヒアリング

6) 先進事例調査及びニーズ調査

- ・①2/12(木)、日本社会事業大学大学院(福祉プログラム評価)
- ・②2/13(金)、日本福祉大学(COC採択「ふくしまイマスター養成」)
- ・③尼崎市に関する専門相談援助ニーズ調査
 - ・市内約300~400ヶ所依頼
 - ・2月上旬調査依頼⇒2月下旬回収予定

保育領域趣旨

- ・近年、子育てや介護、生活困難などの課題を抱える人々が増加している中で、社会福祉の支援者はもちろん、保育や教育の現場においても、援助技術力を備えた人材養成を図ることが喫緊の課題となっている。このプログラムは、現職の保育士、教師、社会福祉施設及び行政職員等を対象に、相談援助力を高める短期のリトレーニング研修を実施し、その効果を検証するものである。
- ・「相談援助力」とは、単なる相談(=カウンセリング)技術ではなく、支援が必要な人のアクトアルな現実から生じる困難に対応できる総合的なソーシャルワークである。子どもたちの育ちを支え、ともに育つ保護者へかかわろうとする保育や教育の現場でも必要とされる対人専門性である。

保育領域趣旨

- ・相談援助において特に大切なことは『信頼関係』だと言われている。信頼のおけない人に自分の悩みを相談したり、指導や治療を仰いだりしようとは誰も思わない。「これからどう生きたいか」「どんな支援が必要か」などのニーズを把握し、客観的な「アセスメント」(課題の分析・実態把握)を行うことが必要である。また、そのためには各連携機関との適切な調整能力も求められる。これらは保育者や教師も含む、対人援助職に携わるもの全般に通じる重要事項である。
- ・「保育教育領域」では、家庭支援や保育相談、保護者支援の方法と技術など、現場に直結する具体的スキルの向上を目指す。

保育領域研修

研修プログラム (全15コマ)

11月15日(土)	13:10 ~ 14:40	○〇挨拶、総括研修①
	14:50 ~ 16:20	総括研修②
11月20日(木)	18:30 ~ 20:00	○基本的な考え方及びアセスメント
11月27日(木)	18:30 ~ 20:00	保育士等が行う家庭支援の原理、子育て家庭の福祉
12月 4日(木)	18:30 ~ 20:00	多様な支援の展開と関連機関との連携
12月13日(土)	10:40 ~ 12:10	保育相談におけるアセスメント
	13:10 ~ 14:40	○援助的態度及び信頼性
	14:50 ~ 16:20	受容的関わり、自己決定、秘密保持の尊重
12月18日(木)	18:30 ~ 20:00	保育の特性と保育士の専門性を生かした支援
1月 8日(木)	18:30 ~ 20:00	関係性の構築 - フォーラムの形成 -
1月15日(木)	18:30 ~ 20:00	○面接技術の習得 - ソーシャルワーク
1月24日(土)	10:40 ~ 12:10	保護者支援の方法と技術
	13:10 ~ 14:40	保育所における保育相談、特別な対応を要する家庭支援の実践
	14:50 ~ 16:20	要保護児童の家庭に対する支援、保育相談支援
1月29日(木)	18:30 ~ 20:00	○最終総括

保健福祉領域趣旨

- 子どもの貧困など保健福祉フィールドでは、困難な生活課題や問題を抱える家庭が増えているなかで、生活困難層を支援するために必要な資質と援助技術や専門知識・能力等を備えた人材養成が喫緊の課題となっている。このプログラムは、現職の保育士、教師、社会福祉施設及び行政職員等を対象に、相談援助力を高める短期のリトレーニング研修を実施し、その効果を検証するものである。
- 「相談援助力」とは、単なる相談（＝カウンセリング）技術ではなく、支援が必要な人のアクチュアルな現実から生じる困難に対応できる総合的なソーシャルワークである。子どもたちの育ちを支え、ともに育つ保護者へかかわろうとする保育や教育の現場でも必要とされる対人専門性である。

- # 保健福祉領域
- 研修プログラム (全15コマ)
- | | | |
|-----------|---|---|
| 11月15日(土) | 13:10 ~ 14:40
14:50 ~ 16:20 | ○ご挨拶、総括研修①
総括研修② |
| 11月20日(木) | 18:10 ~ 19:40 | ○こどもの貧困 |
| 11月27日(木) | 18:30 ~ 20:00 | ○障害の理解 -発達障害の理解と保護者支援- |
| 12月4日(木) | 18:30 ~ 20:00 | ○虐待 -要保護児童対策協議会、SSWとの連携- |
| 12月11日(木) | 18:30 ~ 20:00 | ○連携に関する基礎的知識 -児童家庭福祉に関連する法・制度・社会資源- |
| 12月19日(金) | 18:30 ~ 20:00 | ○関係構築の基礎的スキル① |
| 12月20日(土) | 13:10 ~ 14:40
14:50 ~ 16:20
16:30 ~ 18:00 | ○関係構築の基礎的スキル②
○関係構築の基礎的スキル③
○関係構築の基礎的スキル④ |
| 1月8日(木) | 18:30 ~ 20:00 | ○事例を用いた援助演習 -虐待事例- |
| 1月10日(土) | 13:10 ~ 14:40
14:50 ~ 16:20 | -障害-
-外国人- |
| 1月15日(木) | 18:30 ~ 20:00 | ○〇〇〇〇 |
| 1月29日(木) | 18:30 ~ 20:00 | ○最終総括 |

保健福祉領域趣旨

- 相談援助において特に大切なことは『信頼関係』だと言われている。信頼のおけない人に自分の悩みを相談したり、指導や治療を仰いだりしようとは誰も思わない。「これからどう生きたいか」「どんな支援が必要か」などのニーズを把握し、客観的な「アセスメント」(課題の分析・実態把握)を行うことが必要である。また、そのためには各連携機関との適切な調整能力も求められる。これらは保育者や教師も含む、対人援助職に携わるもの全般に通じる重要事項である。
- 「保健福祉領域」では、こどもの貧困や虐待事例、保護者支援など、現場に直結する具体的な相談援助スキル向上を目指す。

- ## 介護高齢者領域
- 近年、子育てや介護、生活困難などの課題を抱える人々が増加している中で、高齢者介護など社会福祉の支援者はもちろん、行政窓口においても、援助技術力を備えた人材養成を図ることが喫緊の課題となっている。このプログラムは、現職の介護福祉士、ケアマネージャー、社会福祉施設及び行政職員等を対象に、相談援助力を高める短期のリトレーニング研修を実施し、その効果を検証するものである。
 - 「相談援助力」とは、単なる相談（＝カウンセリング）技術ではなく、支援が必要な人のアクチュアルな現実から生じる困難に対応できる総合的なソーシャルワークである。相談援助に携わる面接相談員は、相談者への強い関心、豊かな感受性と深い洞察力をもって、真のニーズを把握し、専門職としての機能をはたしていかなければならない。

介護高齢者領域

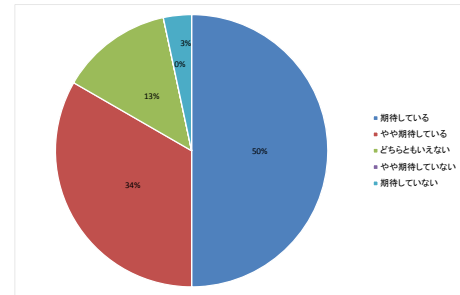
- 相談は「面接に始まって面接に終わる」といわれる。相談面接員には資質、知識、技術とともに広い素養が要求され、相談窓口での信頼や親しみやすさなどの第一印象はこの最初の面接で決まるといっても過言ではない。
- 「介護高齢者領域」では、援助の人間関係を作り出すために重要な「基本的な考え方」、「援助的態度」、「面接技術の習得」など、現場に直結する具体的な相談援助スキルの向上を目指す。

- # 事前事後アンケート
- | | な
思
い
わ
う | そ
の
わ
く | あ
い
う | ら
い
う | そ
う
や
う | 思
う |
|---|-----------------------|------------------|-------------|-------------|------------------|--------|
| 1. 適切に対象者の相談にのることができる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 2. 近年の対象者に関わる問題（虐待、貧困等）について説明できる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 3. 近年の対象者を取り巻く環境の変化について説明できる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 4. 自分自身の物語の聴き方、伝え方について説明できる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 5. 自身の態度などで傾きやすい雰囲気を作ることができる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 6. 対象者の話を聴きながら自分もあいつらにやられることがある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 7. 面接や相談等の会話の際に対象者が話ったことを繰り返すことができる（反復） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 8. 対象者の様子（表情や態度、声のトーンなど）から感情を理解しようとすることができる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 9. 対象者の感情を読みとり、ことばによって返すことができる（感情の反映） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 10. 対象者を情緒的に支え、認めるメッセージを伝えることができる（支持） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 11. 開かれた質問と閉じられた質問を意識的に使用することができる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 12. 「私は……と思います」のように、1人の人間としての思いを言語化して伝えることができる（アイメジャー性） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 13. 対象者を個人として捉えることができる（個別化） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 14. 対象者の感情表現を大切にすることができる（感情的な感情の表出） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 15. 自分の感情を自覚して体察することができる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 16. 対象者を受容することができる（受容） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 17. 対象者を非難しないことができる（非審判的態度） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 18. 対象者の自己決定を促して尊重することができる（自己決定） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 19. 対象者の価値観を尊重することができる（価値観） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 20. 対象者の痛みを見つめることができる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 21. 対象者の痛みを意識して関わることができる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 22. 相談する他の機関や専門職の役割について説明できる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 23. 相談する他の機関や専門職と連絡をとる方法を知っている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 24. 対象者を支えるための自分もまた相談を受けることがある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 25. 相談を受ける自分の役割を知っている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |

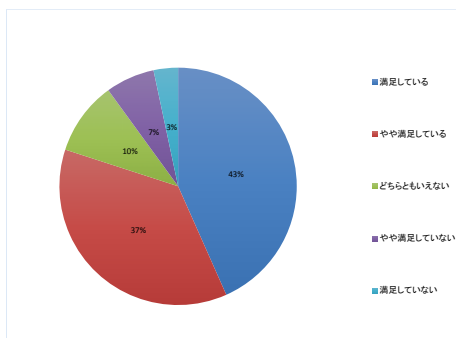
	な い わ い	思 う こ う	思 う こ う も い い	思 う こ う も う い い	思 う こ う も う い い も う	思 う こ う も う い い も う い い
1. 適切に対象者の相関のことができる	1	2	3	4	5	
2. 近年の対象者に限らず人間（生物・土地・天候等）について説明できる	1	2	3	4	5	
3. 近年の対象者を取り巻く環境の状況について説明できる	1	2	3	4	5	
4. 自分自身の物語の捉え方の傾向を見習っている	1	2	3	4	5	
5. 自身の態度などで話しやすい雰囲気を作ることができる	1	2	3	4	5	
6. 対象者の話を聴きたがりよく話を聞いてあげることができる	1	2	3	4	5	
7. 直接や間接等の会話の際に対象者が言ったことを繰り返す言うことができる（伝言）	1	2	3	4	5	
8. 対象者の様子（表情や態度、声のトーンなど）から感情を理解しようとする ことができる	1	2	3	4	5	
9. 対象者の感情を汲みとり、ことばに返すことができる（感情の反射）	1	2	3	4	5	
10. 対象者を情緒的に受け、認めめるメッセージを伝えることができる（文相）	1	2	3	4	5	
11. 開かれた質問と閉じられた質問を意識的に使用することができる	1	2	3	4	5	
12. 「私は……と想います」のように、1人の人間としての思いを言語化して伝 えることができる（アイમેーション）	1	2	3	4	5	
13. 対象者を個人として捉えることができる（個別化）	1	2	3	4	5	
14. 対象者の感情表現を大げんにすることができる （意図的な感情の表出）	1	2	3	4	5	
15. 自分の感情を自ら見て吟味することができる （統制された情緒的関与）	1	2	3	4	5	
16. 対象者を受容することができる（受容）	1	2	3	4	5	
17. 対象者を非難しないことができる（非審判的態度）	1	2	3	4	5	
18. 対象者の自己決定を促して尊重することができる（自己決定）	1	2	3	4	5	
19. 対象者の秘密保持をすることができる（秘密保持）	1	2	3	4	5	
20. 対象者の痛みを見つづけることができる	1	2	3	4	5	
21. 対象者の痛みを認識して関わるることができる	1	2	3	4	5	
22. 関連する他の機関や専門職の役割について説明できる	1	2	3	4	5	
23. 関連する他の機関や専門職と協働する方法を知っている	1	2	3	4	5	
24. 対象者を支援する自分の役割の重要性を認識できている	1	2	3	4	5	
25. 協働活動で自分の役割を認識している	1	2	3	4	5	

期待値計量						期待値計量						
項目	人数	最小値	最大値	平均値	標準偏差	項目	人数	最小値	最大値	平均値	標準偏差	
結果年齢	32	23	62	45.0	15.194	10.9785	年齢	29	26	62	46.14	8.639
期待度	30	1	5	4.27	.944	性別	30	1	2	1.83	.379	
1.相談への自信	31	1	4	3.10	.790	満足度	30	1	5	4.10	1.062	
2.問題の説明	31	1	4	2.94	.998	3.相談への自信	30	2	5	3.53	.681	
3.環境の変化の説明	31	1	4	3.06	.854	4.問題の説明	30	2	5	3.74	.596	
4.自己覚悟	31	2	5	3.65	.709	5.環境の変化の説明	29	2	5	3.55	.686	
5.話しやすい雰囲気	29	2	4	3.14	.833	6.自己覚悟	29	3	5	3.79	.559	
6.あいづち	31	2	5	4.16	.735	7.話しやすい雰囲気	30	2	5	3.77	.626	
7.回復	31	2	5	3.52	.851	8.あいづち	30	3	5	4.07	.521	
8.感情理解	31	3	5	3.87	.619	9.回復	30	3	5	4.00	.587	
9.感情の反映	31	2	5	3.32	.748	10.感情理解	30	2	5	3.97	.556	
10.支持	31	2	4	3.36	.729	11.感情の反映	29	3	5	3.62	.622	
11.質問の活用	31	1	5	2.68	1.077	12.支持	29	2	5	3.79	.559	
12.アイトメッセージ	31	1	5	3.13	.991	13.質問の活用	30	2	4	3.23	.774	
13.個別化	31	2	4	3.52	.626	14.アイトメッセージ	30	1	5	3.87	.776	
14.意識的な感情の表出	30	2	5	3.80	.714	15.個別化	30	3	5	4.07	.521	
15.経験された情緒的関与	31	2	34	4.16	5.592	16.意識的な感情の表出	30	3	5	3.53	.583	
16.文書	31	2	5	3.77	.617	17.経験された情緒的関与	29	2	4	3.40	.673	
17.非審判的態度	31	2	5	3.77	.717	18.文書	30	3	5	3.97	.499	
18.自己決定	31	2	5	3.85	.723	19.非審判的態度	30	3	5	3.90	.521	
19.秘密保持	31	4	5	4.74	.445	20.自己決定	30	2	4	3.63	.556	
20.強みを見つける	31	2	5	3.35	.709	21.秘密保持	30	3	5	4.53	.629	
21.強みを意識する	31	2	5	3.19	.654	22.強みを見つける	30	2	5	3.40	.673	
22.関連する専門職の役割	31	1	4	3.00	1.085	23.強みを意識する	30	2	5	3.50	.630	
23.連絡をとる方法	31	1	5	3.23	1.175	24.関連する専門職の役割	30	2	5	3.70	.702	
24.相談先	31	1	5	3.55	1.150	25.連絡をとる方法	30	2	5	3.93	.783	
25.役割の認識	31	3	5	3.87	.619	26.相談先	30	1	5	3.67	1.028	
						27.役割の認識	30	1	5	4.07	1.015	

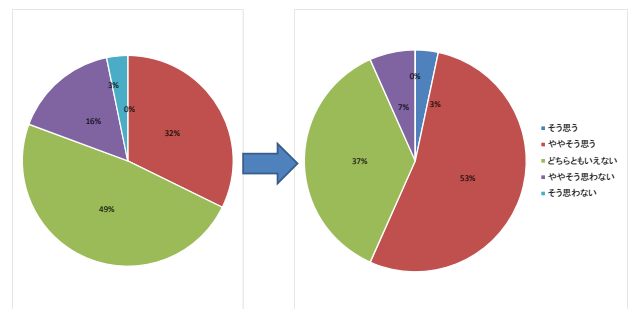
プログラムに関する期待度



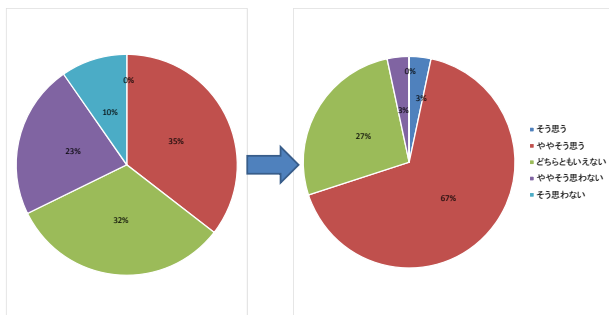
プログラムの満足度



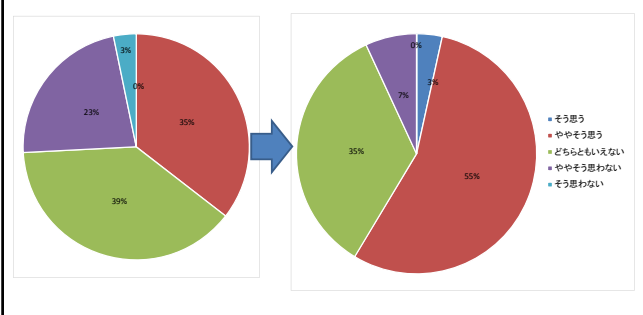
適切に対象者の相談にのることができる



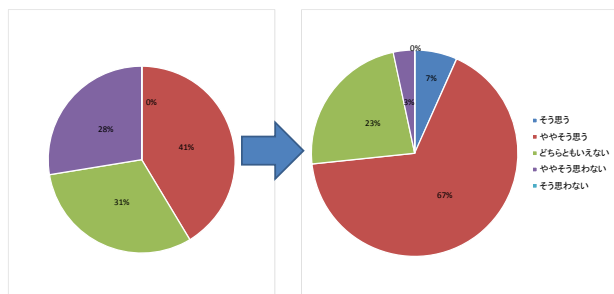
近年の対象者に関わる問題（虐待、貧困等）について説明できる



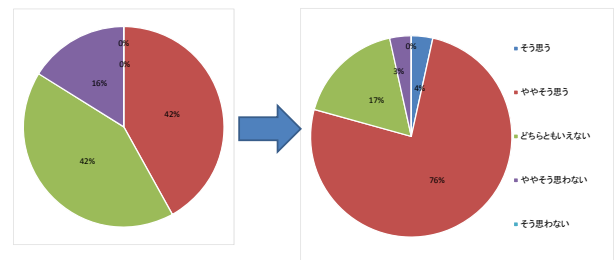
近年の対象者を取り巻く環境の変化について説明できる



自身の態度などで話しやすい雰囲気 を作ることができる



対象者を情緒的に支え、認めるメッ セージを伝えることができる(支持)



満足度の理由＜介護高齢領域＞

- 相談援助について自己流になっており、本当にこれでいいのかと自問自答する日々だった。自分の援助の仕方について正しいとは思わないが、プログラムを受講することにより、自分の性質や今までの援助の方法など、どのようにしていったらいいか方向性が見えた本当にいい時間でした。
- 講義内容は基礎的なことでも表現する、伝えることの方法を学ばせていただきました。相談援助の基礎の部分がよくわかりました。先生のされた研究のプロセスや検証をみせていただき、福祉研究の意義や考え方を間近に学ばせてもらいました。
- 始まる時間がせめて18:30なら参加しやすかった(今回は先にスケジュールが入っていたので、もっと早くから予定したかった)。
- 統計やアンケート結果等は知ることができてよかった。短時間だったので物足りないと思うこともあった。

満足度の理由＜介護高齢領域＞

- 基本的な内容かもしれないが、聞いてから思い出すことや、なんとなく知っていたような気がするけど、理解ができていなかった事もあり、受講してきた事が実際に役立ち、考え方も変わったと感じたため。
- 物の見方、考え方において視野が広がる為
- 改めて基礎部分を学ぶことができた。又、新たな視点を持ち、業務にいかせることができた。
- 仕事が終わってからの授業だったのですが、「楽しくて楽しくて」嬉しい気持ちで参加させていただきました。又、参加してみればおなじみの顔ぶれだったこともうれしいことです。人と人とのつながりがりって大事ですね。
- 基本的な内容でしたが、日常の中で忘れてしまっていることを話し合う中で、思い出したり気づきがあったため

満足度の理由＜保健福祉領域＞

- 先生方がとても丁寧でわかりやすかったこと
- プログラムの内容が興味あるものばかりであったこと
- 講義や演習を通して、相談を受ける場面で相談者の気持ちを受け止めて共感することの大切さを感じることができた。また人の話を聞く上で自分の物事に対する考え方のクセ(偏り)に気づくことができた。
- 参加人数が少なく、グループワークや事例検討ができなかった。基礎的スキルはすでに職場等の研修等で実践してきたものであり、物足りなさを感じた。在日外国人の事例が精神疾患に変更になっており、深めたい内容であったため、残念であった。

満足度の理由＜保健福祉領域＞

- 理論や制度だけでなく各現場をご存知の講師の方々から、事例やとらえ方を学ぶことができました。
- 知識、スキルアップはできるプログラムであったと思うが、主任児童委員としての活動において生かせるのかはわからない
- 大阪のSSWの成り立ち、家児相とのつながり方など尼崎とは違う点が多いが、大阪を起点とした話が多く、この点では自分としてはあまり参考にならないと感じましたが、全体的には、他市の違う立場の方々のナマの話が聞けたり実践的なプログラムがあったりして違う角度からの見方ができるようになる気がします。

満足度の理由＜保育教育領域＞

- ・ 遠方である事と体調不良が続いた為、半分程しか出席できず残念です。大切な分野でありながら学ぶ機会が無かったので貴重なお話をたくさん聞くことができて良かったと思います。
- ・ 小学校の教員の仕事をきて、これってどういうことなんだろう、あのときどうすればよかったのだらうと思った解決されない問題がいくつか心にのこったまま、なんとか進んでいく毎日をすごしていました。その部分を学ぶことができて、又自分でおちついてもういちどふりかえるじかんがもてて、とても満足しています。
- ・ 15回のどの研修も充実していて、自分自身の向上する意欲も高まりました。
- ・ 色々な先生による学びだったため、偏った話ではなく、様々な点から学んだことが良かった。また、同じように学ぶ方たちと、話し合う時間もなかった。一方で、実践に合わせた(似せた)ロールプレイのようなものがあってもよかった。

満足度の理由＜保育教育領域＞

- ・ 相談援助について学べたので
- ・ まだまだ向上のためには時間が足りない。
- ・ 相談援助の視点から幅広い知識を得ることができたこと、現代社会を見るための視点や分析力を身につけることができたことの2点です。
- ・ 現在自身が直面している問題や課題について、毎回の講義により深く考えることができた。このような講義がこれまでなかったもので、参加して良かったという気持ちで一杯です。

満足度の理由＜保育教育領域＞

- ・ 自分自身の人へのかかわり方を確認する場となった。保育現場の相談援助は答えを必要としているので、アセスメント、どの様に見ていくのかの部分を探ることができるとうれしい。カウンセリングとの違いはよくわかった。
- ・ 相談援助力についてたくさん学ばせて頂きましたが、自分に100以上のアセスメント能力はなく、具体的にこういうことという答えにつながるものを学びたいと思いました(研修を受けている内に思ったことです)。
- ・ 基本を再確認する事ができた。又、いろいろな角度から話を聞くことができた。グループワークで話をするのも楽しかった。
- ・ 最初は参加できない日もあったのですが、勤務を交替してもらって全て参加できました。いい刺激になりました。

満足度の理由＜保育教育領域＞

- ・ 全部の回に参加できなかった。シフトや交替勤務がある職場では平日の6:30～はむずかしい。又、土曜日の午後の参加もむずかしい。
- ・ 日頃、日々のことに追われてしまい、勉強を知っておかないといけませんが、こういうことがおそろそそになってしまっているの、気付くこと、ふりかえることが多くあった。
- ・ 保護者やかかわりにくく思っていた人とのよりよい接し方を考えさせてもらったので。
- ・ 短い時間の中でワークを入れたり、工夫はされていたと思いますが、深めていく時間もほしかったと思います。

Q4 本プログラムで学んだこと・身についたこと＜介護高齢領域＞

- ・ 山本先生、木下先生の授業はわかりやすく、自分がそういう援助をしていたから、そうだったんだと理解する場面が多かった。信頼関係が本当につくれていたのか、答えを出そうとあせっていなかったか、相談対象者を混乱させただけだったのかも・・・など。でも、今の仕事をもう少し頑張ってみようと思えました。本当にありがとうございました。
- ・ 研究には、ニーズと目的があり、それを実際の社会や現場に役立てていくことを目の当たりにしました。
- ・ コミュニケーションは2つの側面があるという事(目的重視、関わり重視)。パワハラが不適切なケアを引き起こす事
- ・ 業界の現況、これからの動向等々

Q4 本プログラムで学んだこと・身についたこと＜介護高齢領域＞

- ・ 1番は自分が専門職であるということを感じさせてくれた事。また、少し自信が出た事。
- ・ 援助者としてのあり方、業務中、その人のことしか考えず、支援者として自分はどうか客観視できていないので、振り返ることができた。
- ・ 職場において相談業務を行っているのですが、業務の前に職員の人間関係について悩んでいましたが、何故そうなるのかがわかりすっきりしました。自分のことを知ることもできました。ありがとうございました。
- ・ 講師の先生の話し方やふるまい方は教えていただく内容以上に相談援助職として見習いたいと思いました。

Q4 本プログラムで学んだこと・身についたこと＜保健福祉領域＞

- 自分の仕事のやり方がこれでいいのだと再確認できたこと
- 新しい知識 いい刺激
- 自分の弱み
- 人の話を聞くときの姿勢や相談者が受け入れてもらっていると安心できる話しの聞き方など
- 子どもの貧困や児童虐待についての基本的な知識、現状については刻々と変化するので勉強になった。教育機関との連携は少ないため、理解できた。

Q4 本プログラムで学んだこと・身についたこと＜保健福祉領域＞

- カンファレンスのすすめ方は参考になった。
- 休んだり遅刻したりが多かったので、せっかくのプログラムをあまり受けられなかったのですが、SSWの方の回がとても印象的でした。現場は変わる、八方塞がりにも思えても、どこかに問題解決のカギがあると信じて支援していく勇気をいただきました。
- 個別の具体的事例から問題・課題を考えることができたり、統合失調症等精神病についての知識は得られたと思います。
- ボランティアの立場ではありますが、改めて各機関のつながりを普段から築くこと、多面的な見方をすることの大切さを改めて認識できました。

Q4 本プログラムで学んだこと・身についたこと＜保育教育領域＞

- 相談や援助とは何か？心構えやアプローチの方法etc.
- 地域や社会の仕組みを知ることで、つながりを理解し、自分でかかえこまなくなった。
- 現場でうまくいったこと、うまくいかなかったことが、なぜそうなったか裏づけができて自信がもてた。又、同じ職場の人にもこうだからこうしていきたいといえるような気がする。
- 援助するときの自分を知る、物事を落ち着いて考える等自分をみつめることができ、もっと自分を知って学びたいと思いました。
- 相談援助するにあたっての段階的なことがよく分かりました。今、相談相手がどのステージにいるのかわかることで進んでいっていることが確信でき安心したり、次の援助に見通しが持てた。又、今までの自分の知識、関心の範囲が広がり、講師の先生方の実際の経験を話されたことで、とてもよくわかり実践につながっています。

Q4 本プログラムで学んだこと・身についたこと＜保育教育領域＞

- 援相力の前に、援助とはどういったものなのか...ということ、改めて学び通せました。学びを行う中で、日々の自分の仕事のやり方(自分の姿)を見直せるきっかけにもなりました。
- 相談援助において大切なこと＝信頼関係
- これからも、子どもたちの育ちを支えていきたいと思う
- 保護者支援もしっかりしていきたいと思う
- アセスメントする力をしっかり身につけたい。
- カウンセリングと相談援助力との違い、人間を支え答をだしてあげること

Q4 本プログラムで学んだこと・身についたこと＜保育教育領域＞

- 受容の仕方
- いくつかありますが、相談援助をする時のスタンスについてが、特に勉強になりました。川谷先生の話の中にあつた発達・保障の原理、自己選択、自己決定の尊重は、普段考えていても、実践できない事も多いので改めて話を聞くことで納得できました。
- 相談や援助、支援等、どれだけ身に付いたかは正直わかりません。何度も何度も繰り返し、色々なケースも聞いたり、それについて考えていくことを今後も続けていきたいと思う。

Q4 本プログラムで学んだこと・身についたこと＜保育教育領域＞

- 話を聞く時の態度などはふり返ることができた。
- 相談を受ける立場としての考え方、相談する人の立場、考え、思いに添うだけでなく、何かしらの答えを出すことが大事だということです。いろいろな市から来られている方と話せたことも、情報交換でき、良かったです。
- 今まで仕事でいろいろな相談を受けて自分なりに経験や学んだ知識を基に保護者への援助をしてきました。今回、研修で学んで今まで自分がしてきた援助がどうであったのが省みるが多くなりました。まだまだだと思う事もあり、今回の研修を通して得た事を今後も生かしていきたいと思っています。

Q4 本プログラムで学んだこと・身についたこと<保育教育領域>

- ・ カウンセリングと相談援助のちがいを知ることができた。そのちがいの難しさ、共通する所もあり、答を出す必要性についても改めて自分の責任を感じた。”
- ・ 自分自身の能力やスキル、知識のふりかえり
- ・ いろいろな保護者と関わっていく中でどうしたら心をひらいてもらえるのか、話しやすい雰囲気、環境とはと悩んでいた。今回この研修でいろいろなことを学べた。
- ・ 自分から意見や思いを伝えたり押しつけるのではなく、対象者に自分で考えを決定させていかなければいけない
- ・ 相談援助に関する様々な視点

<事後>Q5今後期待する研修内容<介護高齢領域>

- ・ うまく書けないのですが、興味深く毎回授業に参加していましたが、もっと具体的な話が聞きたかった様に思います。グループワークもためになるのですが、実際の相談支援をされている場面をみるとか・・・もし今後リトレーニングの続編プログラムがあったら是非参加したいです。
- ・ 高齢者福祉に携わっていますが、依存症など考えるとき、保育や教育も考えます。もっと重層的な対人援助を学びたいです。研修の考え方や方法も学びたい。
- ・ ADLについてのアセスメントツールはたくさんあるが、その人の価値観、性格、何にこだわりを持っているか知ることができるツール(ストレートな表現で質問する方法ではなく)があれば、知りたいです。

<事後>Q5今後期待する研修内容<介護高齢領域>

- ・ ケアマネジメントの具体的な作成。
- ・ 援助者として、客観的にどうあるべきか、どう支援者としていけばいいのか深めたい
- ・ 途中からの参加でしたが、楽しく参加させていただきました。本日のお話であったように、各専門分野の方々が集まって受けることができる研修(地域を支援するという内容で)もおもしろいと思います。個人的にはスーパービジョンを受ける場があってほしいです。

<事後>Q5今後期待する研修内容<保健福祉領域>

- ・ アセスメントの仕方
- ・ 傾聴の仕方についてはよく研修を受けるが、伝え方の研修
- ・ 内容としては事例検討が一番勉強になる。
- ・ 演習を中心とした研修
- ・ もう少し単発か1か月に1回であれば、参加しやすかったように思う。

<事後>Q5今後期待する研修内容<保健福祉領域>

- ・ 貧困、自殺、依存症、等、児相だけでは解決できないケースについての見立てる力をつけたいと思っています。今回のような幅広いテーマで、事例検討を含む研修はありがたいです。平日は19時開始ぐらいにしたいだけだと参加しやすいです。
- ・ 民生委員は「職業」ではないので、仕事として関わられている方々と同じ研修を受けることに多少の違和感を持っています。大学として単位を出して...という中尾先生のお話がありましたが「資格」をもたせていただけると意識は違ってくると思いました。
- ・ 心を開けないお母さん(保護者)をいかに相談に結びつけるかという普段のジレンマを一步進めたいです。主任児童委員としていかに相談力を向上させるか、自分の課題です。

<事後>Q5今後期待する研修内容<保育教育領域>

- ・ 母親の心情理解、母親支援の方法、木曾先生の話もっと聞きたかったです。
- ・ 児童館の午前中、母子とのかかわりの仕事をしていたことがありました。サインはいっぱいあったのに、ひろってあげることのできなかった反省からもっと学んで手助けしたいです。
- ・ 本当に参加させて頂き、ありがとうございました。中尾先生から、このような研修を受けたことで専門性を高め、身分保障を是非して頂きたいと希望します(私が保育士として勤めていただけるまでに叶うのでしょうか、お願いします!!)
- ・ Q3でも記載したように、ロールプレイのようなものがあればよい

＜事後＞Q5今後期待する研修内容 ＜保育教育領域＞

- 本講義を受講した者が、実際に関わる問題や関わったもの等を出し、それらを受講者同士で話し合った後、講師からのフィードバックみたいなものがあればよかった。
- 事例を話し合う研修など
- 具体的な他機関との連携方法や他機関の役割など自分の領域以外のことも簡単に知りたいです。
- 最終回の話しにもありましたが、私達が何を目標に進んでいけばいいのか、私達が相手にしている人達とはどういった存在と捉えられるのかなど、働く自分の足元を見直せる様な知識、実技を研修したいです。

＜事後＞Q5今後期待する研修内容 ＜保育教育領域＞

- ケース内容によっては、くわしくは話すことができないこともあるが、自分なりに悩んだり、考えている声はどうなのかを含め、1種の講義が数回続いたりというのはどうでしょうか？
- 具体的なアセスメント方法、見るポイント、見方などのコツなど
- アセスメント、見る力を身につけたいですし、具体的に実践形式での研修もして頂ければ学びたいと思います。
- 事例を用いた演習（貧困）

＜事後＞Q5今後期待する研修内容 ＜保育教育領域＞

- 親支援
- 保育現場での具体的な事例を通しての検討会。困難ケースの対応を具体的に学んだことで後輩に伝えていけるのかな...と思う。
- 1つひとつをもう少しゆっくり時間をとり話をしてもらえるとよりわかりやすいと思いました。
- ベーシック→アドバンスとステップアップできるようなものがあればモチベーションもあがるのではないと思いました。

＜今後の展開について＞

- 来年度事業継続のため、継続の申請を行う。
- 面接業務を担当する実践者のバーンアウトに関する調査を実施し分析する。
- 相談援助の関係機関や社協、NPOなど関係職員に対する研修を継続実施する。
- 実践における事例を集約し「相談事例集」を作成する
- 「面接相談の手引書」を作成し基本的な面接態度から展開するノウハウを学ぶために活用する。
- 大学・保育福祉専門学校の共通カリキュラムとして計画・展開していく。

被災地のこどもたちとこころのケア

被災地の真ん中で見えてきた支援が必要なこどもたちの姿と支援者の果たす役割について

関西国際大学シンポジウム



2015. 2. 19

ここねっと緊急こどもサポートチーム
教育カウンセラー・保育心理士 佐藤 秀明

メンタルケアとは

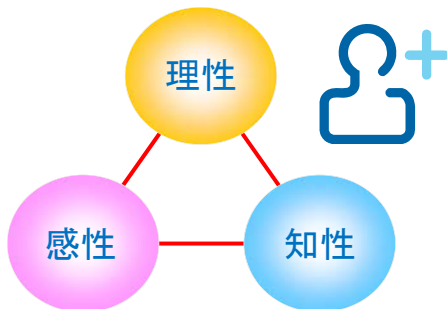
メンタルケアとは1・2度のプログラムでできるものもあれば、そうでないものもあります。
さらに集団やグループでのケアの仕方や個別でのケアが必要な場合もあります。

必要な時間や、期間についても一人ひとりまったく違ってきます。

災害時の場合には特にていねいに向き合う
そして、よりやさしく接することが大切になってきます
発達障害のあるこどもへのメンタルケアと全く同じです。

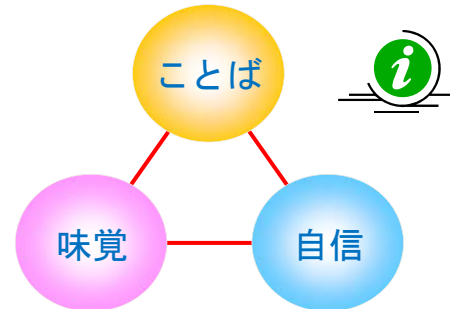
2

震災でおとなが失ったもの



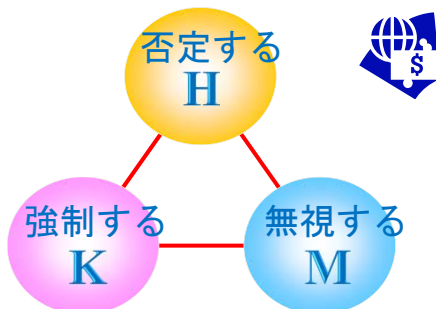
3

震災でこどもが失ったもの



4

目に見えないダメージ



5

ストレスマネジメントとは

ストレスマネジメントとは、簡単なプログラムで一時的にうまくいく場合と、時間をかけて毎日少しずつ取り組むことが必要な場合があります。

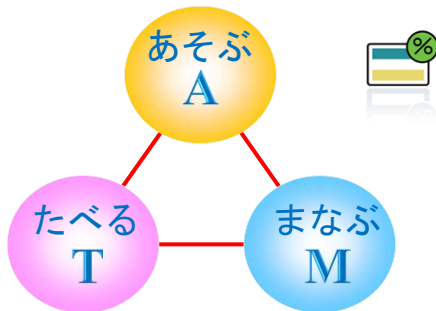
災害時に必要なバランスは「あそぶ」「たべる」「まなぶ」がキーワードになってきます。

また、感覚的なレベルでの自己調整力を回復していくために必要なプログラムをどう選択していくことができるかが大切になってきます。

これも・・・

6

被災現場でのこどもに必要なバランス

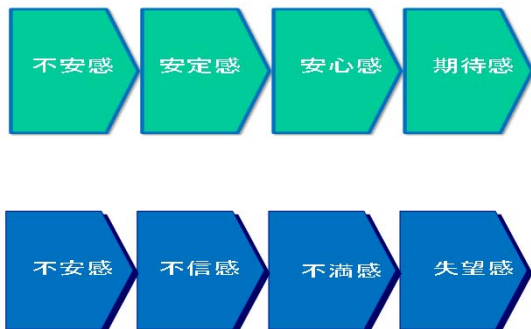


7



8

こどもの心理ステージ



9

「混乱」とは

- 情報の不足
- 情報のコントロール
- 痛みの2極化
- 苦痛への理解
- 混乱のレベル
- 苦痛のレベル



10

…つまり…

状況把握の混乱・アンバランス

- ◇見る・聞く・読む・話す・推論する
- ◇怒り、不安等の情動のコントロール
- ◇注意を向ける・記憶する
- ◇人との関係: 相互主体的やり取り



- ②生きにくさを感じていた人々の反応
- ②生きにくさを感じることない人々の反応

11

災害時の混乱から生じる困難

～適切なサポートがない時にみられる項目～

- 自己否定感が強くなる
- 被害感が強くなり、自己防衛的行動をとる
- 人との接触を避ける
- トラウマ・タイムスリップ
- パニックや破壊的行動につながる場合もある
- 精神科領域の問題に波及する
- 周囲の人々が対応に苦慮する

12

不適応→自信喪失→不登校

- 授業中にノートをとることができない
- 教師の話が耳に入らない
- がんばっても点が取れない科目が出現
- テストが書けない
- 作業を終わらせることができない
- 発表ができないときがある
- ディスカッションがうまくできなくなる

13

社会性の困難

- **社会性**: 人の気持ちを理解するのが苦手
- 一人であることを好む
- **コミュニケーション**: 人の表情や場の雰囲気を読むことができない
- 字義通りに受けとってしまうことが多い
- **他者の視点を想像することができない**
- 日課や習慣などの変更を嫌う
- **こだわり**が強く、融通性がない

14

☆被災時における児童生徒の自己理解

「生きにくさ」を言語化する
前向きに努力する気持ちに気づく
よりよく生きたいと願う自分を発見する
うまくいく為の方策は必ずあると信じる
「私の人生」に対する肯定感と希望を持つ
困難さを知り、援助を求めることができる

15

被災現場でのおとな（支援者）に必要なバランス



16

被災現場でのおとな（支援者）に必要なバランス



17

♂ おしまい

- あせらず あわてず あきらめず
みんなが資源 みんなで支援



18

資 料 編

相談援助力向上のための
Reトレーニングプログラム

全体総括研修

相談援助力向上のための Reトレーニングプログラム

平成26年11月15日(総括研修Ⅰ部)

関西国際大学教育学部
道 中 隆



第Ⅰ部

はじめに

近年の激動する社会変革のなかで社会福祉は、社会変動に伴うさまざまな生活問題や課題を抱える人々に対する支援や解決への方策を迫られている。この間、社会福祉は循環型市場経済の中、福祉ニーズの多様化・複雑化・高度化に対応して、理念・政策・制度・援助などのありようにも大きな変化が見られる。また、社会福祉は、保健・医療・更生保護・就労支援・住宅などの関連領域の社会サービスとの連携や調整がこれまで以上に必要とされる状況にあり、隣接諸科学とも密接不可分な関係となっている。

そのため独自の守備範囲を拡大する傾向にあると同時に、それぞれの専門領域も多様化し、専門性のアイデンティティ(identity)に揺らぎが生じている。支援者としての専門性のクオリティを担保するため、社会の動向とともに変化してやまない社会福祉についての基礎的な理解を深めつつ、各領域の中核を担う実践的な相談援助者の養成を図ることが喫緊の課題となっている。

2

目的

本事業は、文部科学省の成長分野等における中核的専門人材養成等戦略的推進事業である。

近年、子育てや介護、生活困難など生活課題を抱える人々が増加している中で、社会福祉の支援者はもちろん、保育や幼児教育、介護の現場においても援助技術力を備えた人材養成を図ることが重要な課題となっている。

そのためこの事業では、民生児童委員(主任児童委員)、介護福祉士、保育士、社会福祉施設及び福祉行政職員等と共に地域ネットワーク支援システムを構築し、支援する側の相談援助力の向上を図るための短期のリトレーニングプログラムを展開する。実施後、相談援助力を評価しつつ、大学・専修学校のカリキュラムへの導入について検討することを目的とする。

3

第Ⅰ 福祉を学ぶ人に求められる適性

- 1 人間性への理解と洞察
- 2 豊かな人権感覚
- 3 福祉に関する専門知識
- 4 専門的な「資格」
- 5 コミュニケーション能力

4

1 人間性への理解と洞察

- 人間性や人間の行動メカニズムへの理解と洞察とともに愛情
- 人に対する優しさと温かみのある人間性
- 福祉を必要とする人は、それぞれ異なるニーズがある。一人ひとりの気持ちや、置かれた状況を理解し、その人にとって最も適切なサービスを提供することが大切

5

2 豊かな人権感覚

- 今日の福祉サービスは、慈善や恩恵ではなく、人間相互の対等・平等な関係のなかで行われるべきであり、相互尊重の姿勢が大切である

6

3 福祉に関する専門知識

- 福祉の仕事への情熱と誇り、福祉に関する**専門知識**をもっていること
- 時々刻々に変化する激動の社会のなかで複雑・多様化する**福祉ニーズ**を積極的に取り組む姿勢
- 社会状況に関心をもち、**プロフェッション**としての自負、仕事への情熱や探求心、福祉の新しい動向などに目を向けて吸収すること

7

4 専門的な「資格」

- 専門的な**「資格」**を取得しようとする決意をもっていること
- スペシャリストではなく、プロフェッション(専門職)としての資格があれば、援助技術にも自信が湧き、援助を必要とする人から信頼をえることができる
- **「資格」**はエビデンスであり、**信頼**である
- pp.13

8

5 コミュニケーション能力

- クライアント(利用者)の痛みや心情を自分自身の気持ちと捉えられる人間性が求められ、相手と気持ちを共有できるよう**コミュニケーション**をとれること

9

第Ⅱ 専門職と専門性とは

1 専門性と実践力

(1) **実践能力**(Scienceであり、Artである)



(2) **実践能力レベル**(Scheffier,1965)

- ①資格レベル: 原理原則を理解して実施
- ②上達レベル: どのようにより良く行うかを理解し実行
- ③精通レベル: 自動的に見事に実施

福祉臨床の知

10

(3) **要援護者の権利の擁護者**

- ①資格レベル: 原理原則を理解して実施
- ②上達レベル: どのようにより良く行うかを理解し実行
- ③精通レベル: 自動的に見事に実施

(4) **バイステックの7原則**

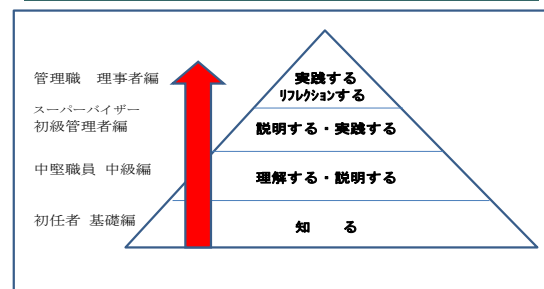
- ①個別化: individualization
- ②意図的な感情表出: purposeful express of feeling
- ③統制された情緒的関与: controlled emotional involvement
- ④受容: acceptance
- ⑤非審判的態度: the nonjudgmental attitude
- ⑥自己決定: client self-determination
- ⑦秘密保持: confidentiality

(5) **倫理教育の推進と倫理的職場環境の整備**

- ・実践能力の向上
- ・倫理的感性は磨かれる

11

2 専門職のキャリアパス



12

社会福祉の担い手(福祉専任者)

- ①保育士、②介護福祉士
- ③社会福祉士、④精神保健福祉士
- 医療ソーシャルワーカー
- 高齢者ソーシャルワーカー
- 障害者ソーシャルワーカー
- 児童家庭ソーシャルワーカー
- スクールソーシャルワーカー
- 司法ソーシャルワーカー
- 就労支援ソーシャルワーカー

関連領域

13

3 専門職の倫理的資質

- (1) 倫理的判断のよりどころ
- (2) 要援護者の権利の擁護者
- (3) ケアリング能力

14

(1) 倫理的判断のよりどころ

【倫理上の基本原則】

- (自律・善行・無害・正義・真実・忠誠の原則)
- ・ ソーシャルワーカー倫理綱領(日本ソーシャルワーカー協会, 2005/5)
- ・ 社会福祉士倫理綱領(日本社会福祉士会第10回通常総会改訂, 2005/6)
- ・ 全国保育士会倫理要綱
- ・ 医療ソーシャルワーカー倫理綱領(IFSW, 2007/7)
- ・ 看護者の倫理綱領(日本看護協会2003修正)
- ・ 患者の権利に関するリスボン宣言(世界医師会総会995修正)

15

①コンプライアンス(Compliance)

(第IV 参照)

- 公的関係機関をはじめ、保健福祉に携わる関係職員はコンプライアンス(法令遵守)を守らなければならない必然性がある。民間企業は利潤、営利の追求(社会的責任= CSR、社会的責任投資= SRI)は必然であるが建前と本音の乖離が大きい
- ステイクホルダーに対する内部統制を含めた情報開示が要請される。公的機関も民間企業も構造の差異はあっても、大局的には組織価値、信頼性という「ベクトルの方向」は同じ。

16

② 秘密を守る義務等遵守事項

- 職業的倫理
- 援助過程の原理の一つ
- 地方公務員法上の要請
- 関係法令

17

③地方公務員法抜すい

- 第30条** すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
- 第32条** 職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- 第33条** 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 第34条** 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 2** 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。
- 3** 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除く外、拒むことができない。
- ※ 地方公共団体においては、『個人情報保護条例』を制定しており、「職員は、職務上知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする」等の旨規定。

18

④民生委員法抜すい(昭和23年7月29日法198)

第15条 民生委員は、その職務を遂行するに当たつては、個人の人格を尊重しその身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第16条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

2 前項の規定に違反した民生委員は、第11条及び第12条の規定に従い解職せられるものとする。

19

相談援助の課程

- ①インテーク面接
- ②アセスメント
- ④インターベンション援助
- ⑤モニタリング
- ⑥エバリュエーション
- ⑦再アセスメント
- ⑧終結

出所:道中隆『ケースワーカーのための面接必携』小林出版, 2006年

20

(2) 要援護者の権利の擁護者

- ①資格レベル: 原理原則を理解して実施
- ②上達レベル: どのようにより良く行うかを理解し実行
- ③精通レベル: Artを含めて自動的に見事に実施

21

(3) ケアリング能力

- ・ compassion 思いやり
- ・ competence 専門的能力
- ・ confidence 信頼
- ・ commitment コミットメント(専心)
- ・ conscience 良心

22

第Ⅲ F・Pバイステックの7つの原則

1 個別化 (Individualization)

- 相談者は、ケースや典型例としてではなく、一人の個人として迎えられ、対応して欲しいと望んでいる。このことからケースワーカーは、援助に当たって、あくまでも相談者を個人の人間として捉え、相談者がそれぞれに異なる人格を持ち、個性ある独自性を持つことを認め「**特定の一人の人間として**」対応すべきであるという人間の権利にもとづいた援助の原則である。この原理を「**個別化**」の原則という。

23

2 意図的な感情の表出 (Purposeful Expression of Feeling)

- 相談者は、恐れ、不安、怒り、憎しみ等の**否定的な感情とその逆の肯定的な感情をいずれも表現したいというニーズ**を持っている
- このことからケースワーカーは、相談者の感情表現を妨げたり、非難するのではなく、彼らの感情表現を援助という目的のもとに耳を傾け、場合によっては、彼等の感情表現を積極的に刺激することも必要であるという「**意図的な感情の表出**」という原則が導き出されている

24

3 受容 (Acceptance)

- 相談者は、弱さや欠点を持っていたり失敗を繰り返したとしても一人の価値ある人間として、つまり、尊厳を持った人間として認められたいという基本的なニーズを持っている
- このことからケースワーカーは、**相談者の人間としての価値と尊厳を尊重**しながら、相談者の現在をあるがままの姿で感じ相談者の全体に関わるという「**受容**」の原則が導き出されること

25

4 統制された情緒的関与(Controlled Emotional Involvement)

- 相談者は、彼らの感情表現に対して、ケースワーカーから**共感的な理解と適切な反応**を得たいと望んでいる
ケースワーカーは、相談者の感情に対する感受性を持ち、相談者の感情を理解し、援助という目的を意識しながら**相談者の感情に適切な形で反応**する必要があるという「**統制された情緒的関与**」の原則が導き出されること

26

5 非審判的態度 (Non-judgemental Attitude)

- 相談者は、自ら陥っている困難に対して、ケースワーカーから一方的に非難されたり、叱責されたくないという感情を持っている
- そのことからケースワーカーは、相談者の態度、行動や判断基準を多面的に評価する必要があるが、相談者にどの程度の罪や責任があるのかを判断すべきではないという「**非審判的態度**」の原則が導き出される

27

6 自己決定 (Self - determination)

- 相談者は、自分の人生に関する選択や決定を自ら行いたいというニーズをもっている
指示や命令を望んでいる訳ではなく援助を求めていることから、ケースワーカーは、自己決定の権利を尊重するとともに相談者が利用できる適切な資源を地域社会や彼自身の中に発見し活用するよう援助したり、彼自身の**潜在的な自己決定能力を自ら活性化するように援助する**という「**自己決定**」の原則が導き出されること

28

7 秘密保持 (Confidentiality)

- 相談者は、自分に関する内容の情報をできるだけ**秘密のままで守りたいというニーズ**を持っている。秘密の保持は、ケースワーカーが信頼関係を伴った援助関係、相談関係を形成する上で欠くことのできないものであり、秘密が保持されなければ、これらの関係はたちまち崩壊することから、「**秘密保持**」の原則という。

29

第Ⅳ コンプライアンス (Compliance)

1 コンプライアンス (法令遵守)

- 公的機関も民間企業も**コンプライアンス (法令遵守)**を守る必然性がある
- 民間企業は利潤、営利の追求(**社会的責任=CSR、社会的責任投資=SRI**)は必然であるが建前と本音の乖離が大きい
- ステイクホルダーに対する内部統制を含めた**情報開示**が要請される。公的機関も民間企業も構造の差はあっても、大局的には組織価値、信頼性という「ベクトルの方向」は同じ

30

2 危機管理とコンプライアンス

- 管理職だけでなく、関係職員に徹底できるか
- 法令は専門職、関係機関にとどまらない、社会生活上のものすべてが対象
- 不法行為への対処(例; 各種ハラスメント、虐待等)
- クレーム、不満等苦情処理への対応
- 法令遵守の確認、内部統制
- 就業規則等、規程関係への対応

31

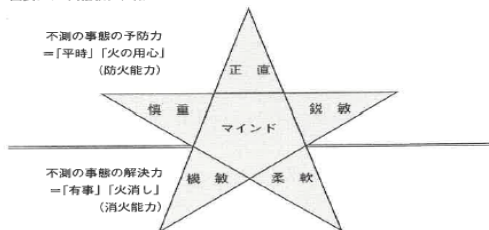
3 マインドフルになる

- 失敗から学ぶ
- 単純化を許さない
- オペレーションを重視する
- 復旧能力を高める
- 専門知識を尊重する
- カールE ワイク、他『不確実性のマネジメント』ダイヤモンド社、2002年

32

4 高信頼性組織のマインド

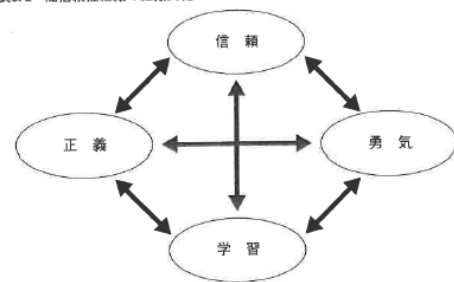
図表3.4 高信頼性組織の星



33

5 高信頼性組織の条件

図表5.2 高信頼性組織の組織文化



34

6 高信頼性組織の条件

- 社会に地域に信頼を得るための、組織文化を創る まずは職場の中から
- 信頼の文化
- 正義の文化
- 学習の文化
- 勇気の文化

35

【参考引用文献】

- 道中隆(2013)『生活保護のスーパービジョン—公的扶助ケースワーク実践Ⅱ』ミネルヴァ書房
- 少子化社会対策白書(平成25年度版; 内閣府HP)
- 少子化危機突破のための緊急対策(平成25年6月7日少子化社会対策会議)
- 子ども子育て会議資料(内閣府HP)
- 中西晶(2007)『高信頼性組織の条件』生産性出版

36

第Ⅱ部 福祉サービスと組織

○福祉サービスの特徴

○福祉サービスにおける組織と経営

- 1 福祉サービスとは
- 2 福祉サービス事業主体とサービス提供組織
- 3 福祉サービスの経営管理

○福祉サービスと制度

- 1 社会市場における経営
- 2 社会市場における経営環境
- 3 福祉サービス提供主体が求められている経営の倫理

福祉サービスの特徴

4つの特性

福祉サービスは有形製品とは異なる特徴

- 1 無形性
- 2 生産と消費の不可分性(同時性)
- 3 消滅性
- 4 異質性

1 無形性

ヒトの活動であり、物質的実体を有しない。人間の五感を用いてその品質を確かめることが困難。多くの場合、サービスは実際に使ってみるまではわからない。

2 生産と消費の不可分性(同時性)

サービスはその無形性に起因して、生産と消費が不可分に進行。介護者によって食事介助サービスが生産されるのと利用者によってそれが消費されるのは同時進行である。

- ①サービスには不可逆性(一旦提供されたサービスはやり直しができない)
- ②サービスは顧客との協同性が必要

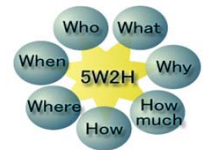
※例えば入浴介助を受ける顧客は介護者の指示に従い、介護者に協力しなければならないし、介護者は顧客の協力をうまく引き出さなければならない。

3 消滅性

生産と消費の不可分性の帰結として、消滅性という特性が生じる。福祉サービスはモノと異なり、在庫が困難。ショートステイ用のベッドの昨日の空床分がうまることは永遠にない。そのため需要と供給の管理が困難となり、そのことが組織の損益に大きな影響を及ぼす。

相談援助の
しごとの結果？

・正確性
・明確性
・簡潔性



4 異質性

福祉サービスは以下の要素の異質性によって影響され、品質管理が困難。

①提供者の異質性

モノの品質は製造システムによって影響される傾向が強いのに対して福祉サービスの品質はそれを提供するヒトによって影響される度合いが高い。

②時期の異質性

同一のサービスを提供しても、提供する時期によって顧客が受ける印象は異なる。サービスは顧客にとっても消滅性を有する(受けたサービスを保存しておくことはできない)から、提供されるタイミングによって品質は異なる。

③場所・環境の異質性

多くのサービスは生産と消費が不可分であるから、生産の場所が消費の場所となる。したがって同一のサービスを提供しても、提供する場所や環境の要素によって顧客の満足度は大きく異なる。

④顧客の異質性

サービスは顧客がその品質を予め把握することが困難であるために、同一のサービスを提供しても、顧客の期待、好み等によって顧客の満足度は大きく異なる。

福祉サービスマネジメント

1 福祉サービスに占める無形的要素が大きい

- ①従事者の育成、エンパワメント
- ②顧客の参加、関係性の構築が決定的な意味をもつ
- ③ニーズ変動の管理も重要となる。

エンパワメント(empowerment) 社会福祉援助活動において、利用者、利用者集団、コミュニティなどが力(パワー)を自覚して行動できるような援助を行う。利用者などの主体性、人権等が脅かされている状態において、心理的、社会的に支援する過程。目的は、脅かされている状態に対して、利用者、集団、コミュニティ等が自律性を取り戻し、その影響力、支配力を発揮できるようにする。1980年代以降、アメリカやイギリスを中心に発展してきた手法。

2 成果が判定しにくい

- ①従事者の育成、エンパワメント、資格付与制度 評価基準とは、昇格、昇任基準の開示
- ②顧客の参加、関係性の構築が決定的な意味をもつ 透明性と開示性、ステイクホルダーと第三者評価
- ③ニーズ変動の管理も重要 風通しのよい開かれた施設(閉鎖的になる傾向)、社会調査によるニーズ把握

3 サービスエンカウンターの大長性・非定型性

生産と消費の不可分性(同時性)という特性から、福祉サービスは必然的に、顧客と提供者との間の相互作用の場が必要。

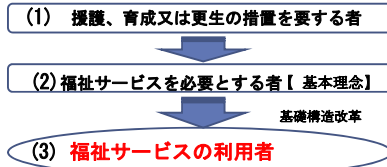
4 『選択』がうまく機能しない

- ①サービスそのものが不足している場合があること
- ②利用者の家族等、利用者以外の者の意思による選択が行われる場合があること。
- ③公費や保険給付等、費用の大半を利用者以外が負担する場合があること。

○福祉サービスにおける組織と経営

1 福祉サービスとは

「福祉サービス」という用語は、一般的に福祉の領域で「地域福祉」のことと同様に使われてきた。
1990(平成2)の社会福祉事業法の改正により、法第3条において法的に規定された。



○福祉サービスにおける組織と経営

1 福祉サービスとは(1)

社会福祉事業法(昭和26年3月29日 法律第45号)

第3条(社会福祉事業の趣旨)

社会福祉事業は、援護、育成又は更生の措置を要する者に対して、その独立心をそこなうことなく、正常な社会人として生活することができるように援助することを趣旨として経営されなければならない。

○福祉サービスにおける組織と経営

1 福祉サービスとは(2)

社会福祉事業法(改正)
第3条

国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営む者は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施に努めなければならない。

○福祉サービスにおける組織と経営

1 福祉サービスとは(3)

社会福祉法(平成昭和26年3月29日 法律第45号)

第3条(福祉サービスの基本的理念)

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

○福祉サービスにおける組織と経営

2 福祉サービス事業主体とサービス提供組織

社会福祉法は 社会福祉事業を 約90 規定

- (1) 利用者が自立した日常生活を送るうえで欠くことのできないサービスを提供する事業
- (2) サービスの安定的な供給を確保するため、公的助成を通じた普及、育成が必要な事業
- (3) 利用者への影響が大きいので、サービスの質の確保のために公的規制が必要な事業
- (4) 規制の対象とすることにより、ボランティアなどによる自由な活動の発展を妨げることを防止し、普及、育成が必要な事業
- (5) 規制の対象とすることにより、ボランティアなどによる自由な活動の展開を妨げるようなことのない事業
- (6) 一般的に提供されている同種のサービスとの明確な区分が可能であること

福祉サービスの事業者、対象の変遷

	事業者	対象
社会福祉事業法 (昭和26年 3月29日法律第45号)	国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営む者	援護、育成又は更生の措置を要する者
改正社会福祉法 (1990年)	国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営む者	福祉サービスを必要とする者
全部改正社会福祉法 (2000年)	社会福祉を目的とする事業を営む者	福祉サービス利用者

苦情解決事務の対象となる「福祉サービス」等

- 「苦情の対象」
⇒第1種社会福祉事業 障がい者支援施設、養護老人ホーム、救護施設等
第2種社会福祉事業 保育所、ホームヘルプ、デイサービス、相談事業等
- 「苦情の範囲」⇒「支援処遇の内容」「利用契約の締結、履行、解除」
- 「苦情の申出人の範囲」⇒「福祉サービスの利用者」「福祉サービス利用者の家族」「代理人等」「民生委員・児童委員、当該事業の職員等、当該福祉サービスの提供に関する状況を具体的かつ的確に把握している者」
- 介護保険制度、生活福祉資金貸付制度で苦情対応が規定されている事業は、それを優先させる

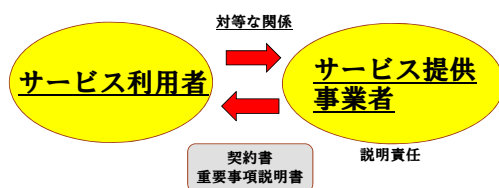
福祉サービス苦情解決制度成立の背景



福祉サービスの契約化・多元化

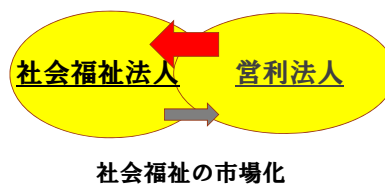
契約法上の概念 民法第3編 債権法
(13の有名契約)

措置・行政処分 → 有償双務契約



社会福祉の市場化への動きとは

- 社会福祉の市場化への布石
- 社会福祉法人の企業化



社会福祉法人の在り方に関する議論

社会福祉法人の在り方に関する議論

- 公益事業を実施しない社会福祉法人の強制退場
- 社会福祉法人経営の透明性
- 福祉サービスの質的向上
- 低所得者支援等人権原理の視点からの事業展開
- 地域福祉ニーズの積極的掘り起しと事業実施

福祉多元化の時代の到来

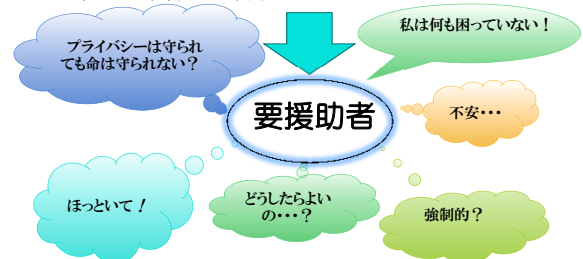
社会福祉法人の向かうべき方向への視座

個人情報保護法と命の超法規

1 個人情報保護

個人情報の有用性 + 個人の権利利益の保護

必要とき個人情報確認できなければ、情報は保護されても
本人の生命や安全は守られない



2 支援の困難性

要援護者の **拒絶** と **拒否**

私は何も困っていない！

- ① 介入を拒否すれば対応できないか？
- ② 支援が必要と判断しても介入できないか？

どうしたらよいのか…？

不安…

強制的？

「対応が遅れて疾病の悪化・再発 …死亡」

「拒否があるとき、どの程度までアプローチが必要か」

3 見守りの基本的な着眼点

① 見守りの基準

誰が、いつ、何を、どのように確認するのかを決める

② ライフライン（電気・水道・ガス）の確認

③ 生活に支障がないか確認

生活実態の把握：食事、仏壇の様子、新聞を取っているか、ゴミ出しなど

④ 介入の基準・サインを決める。生命・安全を確保のためには、認知症コーディネーター等専門職の判断で緊急介入もあり得るが、できる限り、家族に連絡し判断してもらうことが重要

おつかれさまでした。



総括研修

所 属

氏 名

ソーシャルケースワーカーの専門性

	福祉を学ぶ人に求められる適性とは
福祉に必要とされるものとは	あなたの考える「福祉に必要な適性」とはどんなことですか?

配布日:2014.11.15

提出日:2014.11.15

(1) 相談援助と専門カウンセリングとの違い

(2) 相談者の相談目的

- ① 情報が欲しい
- ② 愚痴を聞いて欲しい
- ③ その他（①、②より深いもの）

(3) 相談者の心理

- ① 寂しい、不安： そばにいて欲しい
- ② 聴いてくれたらそれだけで良い
- ③ 「理解している」ということを表して欲しい
- ④ 少し背中を押して欲しい
- ⑤ 何でも良いので意見が欲しい
- ⑥ 適切な情報が欲しい
- ⑦ 味方になって欲しい

(4) 助言の技法

- ① 環境
 - （ア）全体的
 - （イ）座り方など
- ② 相談中
 - （ア）聴き方
 - （イ）心的心声を聴く

相談援助力向上のための

Re トレーニングプログラム

保育教育領域

相談援助力向上のための Re トレーニングプログラム

保育教育
領域

平成26年11月20日(木) 18:30~20:00

家庭支援の意義と役割 ①

平成26年11月27日(木) 18:30~20:00

家庭支援の意義と役割 ②

関西保育福祉専門学校 保育学科
徳野 美恵子

<基本的な考え方及びアセスメント>

- 1 家族・家庭とは
- 2 家庭の機能を取り巻く社会状況の変遷
- 3 特別なニーズの保育
- 4 家族・家庭を考えるワーク

1 家族・家庭とは

<児童福祉法第18条第4項>

・ 保育士とは、保育の名称を用いて、専門的知識及び技術を持って、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とするものをいう

<保育指針第6章>

・ 保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は、特に重要な役割である。保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、職員間の連携を図りながら、積極的に取り組むことが求められる。

家族・家庭とはいったい何だろうか

- ① 子どもが育つとは
- ② 子どもが育つ場としての家族・家庭とは

- 生存と生活の保障
- 情緒的つながり
- 社会化 → 子どもが社会に出ていけるように、文化や習慣、価値や規範を身につけること

- 一次的社会化 (家庭での養育による)
- 二次的社会化 (近所尾人間関係や家の手伝いによる)
- 三次的社会化 (制度化された保育や教育による) <教育学者：汐見 稔幸>

近年、離婚家庭の数の増加による母子家庭や父子家庭の累加、親などからの児童虐待によって親子分離して暮らす家族の累加、妊娠、出産が困難な夫婦等による養子縁組など、様々な家族形態の家庭が増加し、今日の保育者には子どもの家族の状況や家庭環境に応じた適切な援助が求められている。

2 家庭の機能を取り巻く社会状況の変遷

(1) わが国の人口動態

表1-2 わが国の人口区分の推移

各年3月31日現在	年少人口 (0歳～14歳)		生産年齢人口 (15歳～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
2008 (平成20) 年	17,302,784 人	13.62%	82,351,921 人	64.81%	27,411,466 人	21.57%
2009 (平成21) 年	17,205,567 人	13.54%	81,650,386 人	64.25%	28,220,227 人	22.21%
2010 (平成22) 年	17,054,019 人	13.42%	81,187,923 人	63.90%	28,815,916 人	22.68%
2011 (平成23) 年	16,943,391 人	13.35%	80,970,301 人	63.79%	29,009,716 人	22.86%
2012 (平成24) 年	16,778,104 人	13.25%	80,206,724 人	63.32%	29,074,852 人	23.43%

出典：総務省自治行政局住民制課「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数のポイント (平成24年3月31日現在)」

(2) わが国の世帯状況

表1-3 我が国の世帯構造と世帯類型の推移

各年6月 現在	世帯 総数	世帯構造 (単位: 千世帯)					世帯類型 (単位: 千世帯)				
		単独世帯	夫婦のみ 世帯	夫婦と子供 のみ世帯	夫婦と子供 と同居の 世帯	三世代 世帯	その他の 世帯	高齢者 世帯	母子世帯	父子世帯	その他の 世帯
2007(平成19)年	48,023 (100%)	11,983 (25.0%)	10,636 (22.1%)	15,015 (31.3%)	3,005 (6.3%)	4,045 (8.4%)	3,337 (6.9%)	9,009 (18.8%)	717 (1.5%)	100 (0.2%)	9,009 (18.8%)
2008(平成20)年	47,957 (100%)	11,928 (24.9%)	10,730 (22.4%)	14,732 (30.7%)	3,202 (6.7%)	4,229 (8.8%)	3,136 (6.5%)	9,252 (19.3%)	701 (1.5%)	94 (0.2%)	9,252 (19.3%)
2009(平成21)年	48,013 (100%)	11,955 (24.9%)	10,688 (22.3%)	14,890 (31.0%)	3,230 (6.7%)	4,015 (8.4%)	3,224 (6.7%)	9,623 (20.0%)	752 (1.6%)	93 (0.2%)	9,623 (20.0%)
2010(平成22)年	48,638 (100%)	12,386 (25.5%)	10,994 (22.6%)	14,992 (30.7%)	3,180 (6.5%)	3,835 (7.9%)	3,320 (6.8%)	10,207 (21.0%)	708 (1.5%)	77 (0.2%)	10,207 (21.0%)
2011(平成23)年	46,684 (100%)	11,787 (25.2%)	10,575 (22.6%)	14,443 (30.9%)	3,263 (7.0%)	3,436 (7.4%)	3,180 (6.8%)	9,581 (20.5%)	759 (1.6%)	96 (0.2%)	9,581 (20.5%)
2012(平成24)年	48,170 (100%)	12,160 (25.2%)	10,977 (22.8%)	14,668 (30.5%)	3,348 (7.0%)	3,548 (7.4%)	3,370 (7.0%)	10,241 (21.3%)	703 (1.5%)	81 (0.2%)	10,241 (21.3%)

*上記の内、平成23(2011)年のデータは、岩手県・宮城県・福島県を除き、平成24(2012)年のデータは福島県を除いている。
出典：厚生労働省「平成24年 国民生活基礎調査の概況」2013、pp13

(3) 出生数・合計特殊出生率

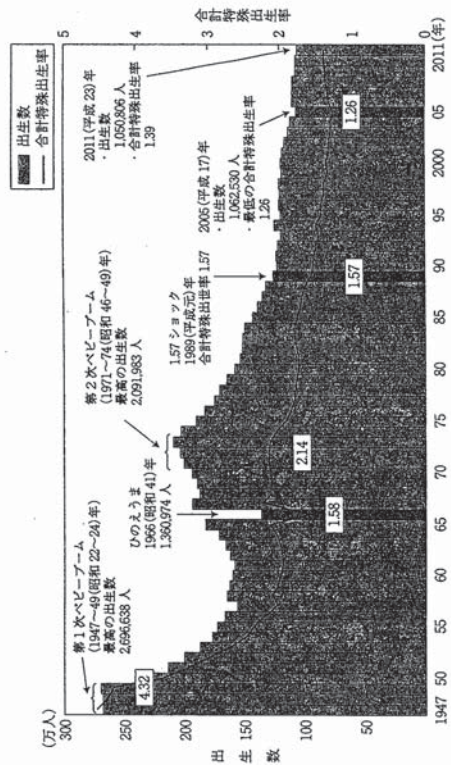


図1-2 出生数及び合計特殊出生率の年次推移
出典：「平成25年版 少子化社会対策白書」内閣府、2013、pp2

(4) 婚姻率・離婚率

表1-5 我が国の婚姻と離婚の状況について

	婚姻		離婚	
	実数(組)	率(%)	実数(組)	率(%)
2008(平成20)年	726,106	5.8	251,136	1.99
2009(平成21)年	707,734	5.6	253,353	2.01
2010(平成22)年	700,214	5.5	251,378	1.99
2011(平成23)年	661,895	5.2	235,719	1.87
2012(平成24)年	668,869	5.3	235,406	1.87

厚生労働省「平成20～平成24年の各人口動態統計(確定数)の概況」参考に作成

(5) 母子世帯・父子世帯

表1-7 母子世帯・父子世帯になった理由

	母子世帯				父子世帯			
	死別	離婚	未婚の母	その他	死別	離婚	その他	
1983(昭和58)年	36.1%	49.1%	5.3%	9.5%	40.0%	54.2%	5.8%	
1993(平成5)年	24.6%	64.3%	4.7%	4.2%	32.2%	62.6%	5.2%	
2003(平成15)年	12.0%	79.9%	5.8%	2.3%	19.2%	74.2%	6.6%	
2010(平成22)年	7.5%	80.8%	7.8%	3.9%	16.8%	74.3%	8.9%	

出典：厚生労働省 雇用均等・児童家庭局「平成23年度全国母子世帯等結果報告」2012、pp2を参考に作成

(6) 家庭を取り巻く社会的状況について

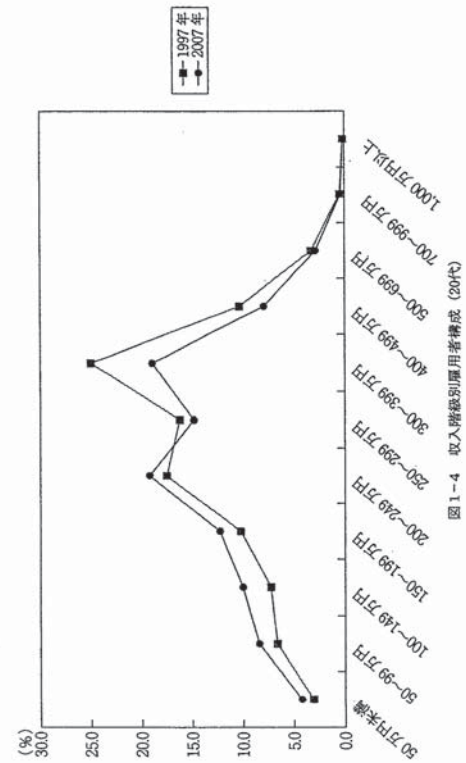


図1-4 収入階級別雇用者構成(20代)

出典：内閣府「平成25年版 少子化社会対策白書」2013、pp16

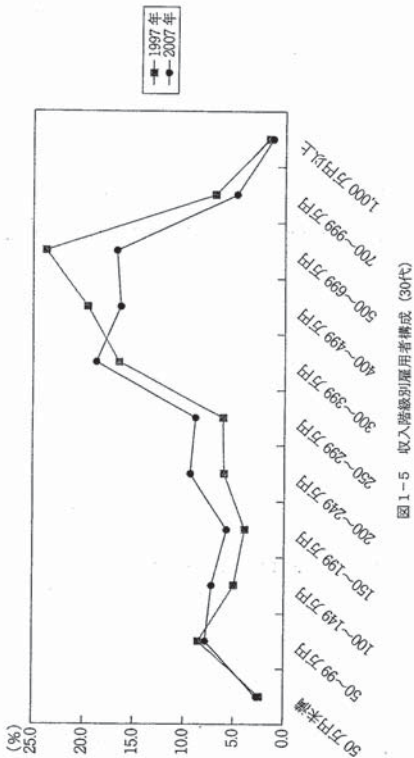
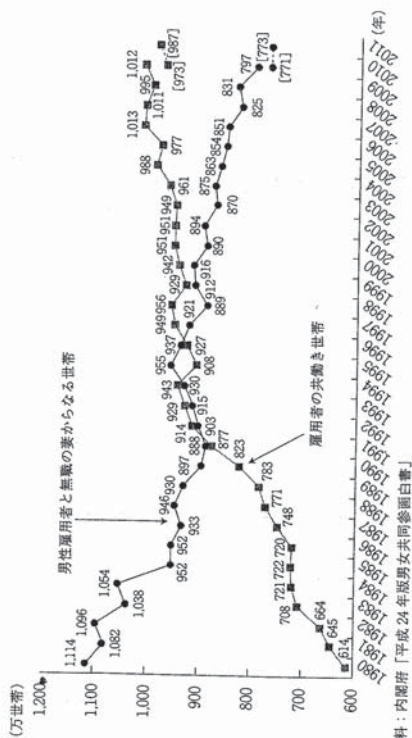


図1-5 収入階級別雇用者構成 (30代)



資料：内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

(7) 子育て「困難」のさまざま

<事例から>

「専業主婦が子育てに悩む理由」

「子どもが小さいうちは育児に専念しよう」と意気込んで専業主婦になりました。「大切な時間を子どものためにだけに使い、丁寧に子どもと向き合いたい」と自分で選んだ道はすなわち、気がつく毎日の時間に返されて、疲れてイライラして子どもにあたること……。

特に、下の子どもは産んでからは体調が悪くなく、子どもも外遊びができず、親子でストレスがたまります。たまには、ひとりで好きな本を読みたい、音楽が聴きたい、趣味や習いごとで気分転換をしたいと思うことがあります。でも、他人に子どもを預けてまで自分がしたいことをするのは、罪悪感というのか、抵抗があります。夫は子育てに協力的で、週末も帰宅が遅く、週末も出勤することがあってほとんど頼れません。

一日中子どもと二人で家の中に居ると、子どもの悪いところはばかり目について、叱ってばかり。あまり良いママではありません。他のママは落ちついていて楽しそうに子育てしているのに、自分で選んだ道だから、誤解も吐けないけれど、どんなに一生懸命子育てをしても、誰も「すごいね」とか「えらいね」と褒めてくれない。努力の結果が目に映る訳じゃない達成感もない。それに、親がどんなに頑張ったところで、将来自分の子が強い道に進まないでちゃんと育ってくれるという保証はどこにもない。この育て方なら大丈夫、という確信が持てないのが不安です。こんな悩んで、無い物なだりというのか、せいたくなく悩んでしまうのか、子どもと一緒に居たくても居られない人もいます。でも、誰からも相手にされず、良いママにもなれない自分が、時々情けなくなることがあります。

「専業主婦が子育てに悩む理由」

朝はオムツや着替えが一杯詰まったバッグを抱え、子どもの手を引いて保育園に駆け込みます。会社に遅ればせ時間を気にして社内を走り回り、とにかく余裕がなくて毎日走っている感じです。時々、「仕事を辞めちゃったら、もっとゆとり子どもと向き合えるのに」と思うことがあります。子どもと接する時間は短いし、いつもバタバタとしていてゆとりがない。残業は無意味だし、一人前の仕事でもできずに職場に迷惑をかけているのではないかと、自分は母親としても失格じゃないかと思うことも多いです。

でも、私はずっと家にいると息が詰まっちゃうタイプなんです。産休と育休休業を取ったとき、最初は長いお休みに入ることができなくてしんどかったです。でも、大人と会話することもなく、一日中子どもと二人で家にいるのがだんだん苦痛になって、予定よりも早く職場復帰しました。子どもが重い服を着ていて会社を一週間に一回お休みしたときもそうでした。一日中や二日は充実して過ごせるのに、そのうち、私の方が精神的に参ってしまったのです。

子どもと一緒に居られるのは楽しいし、成長が感じられてうれしいけれど、自分が一人になれる時間は全くない。今日はどうやって子どもの相手をするのかと考え込んでしまいます。一日中、エネルギー一杯の子どもの相手をするのは大変なことですね。専業主婦の方たちを尊敬します。夕方、子どもの好きなテレビ番組が始まったら、やっとほっとできそうです。こんな日が続いたら、私は頭がおかしくなっちゃうなって思いました。

私にとって、仕事は自分の生きがいというのか、成長の糧というのか、完全に辞めてしまおうと思っただけのことではないです。疲れたら休んで、一時期だけでも仕事を離れてみようかなと、強気になります。でも、一度辞めてしまったら、子供と女性の再就職は難しいし、希望の職に就けるかもわからない。それに、自分は子どもとべったり過ごして満足できるような、良いお母さんにはなれそうもないので、そんな風に悩まながら仕事を続けています。

3 特別なニーズの保育

(1) 乳児保育

乳児とは児童福祉法において、「1歳未満の児童」を指している（0歳児保育）

- ・特に0歳から2歳までの乳幼児期に、愛着形成が人との信頼関係に大きな影響を及ぼす

特別に選ばれた人との関係において、揺るぎない絆として確立する過程

(2) 障がい児に対する教育・保育

○ 2012年（H24年）4月から名称変更する

旧 名 称	新 名 称
障がい児通園施設	児童発達支援センター（医療型）
・指定不自由児施設（通所）	児童発達支援センター（福祉型）
・知的障がい児通園施設	
障がい児の入所施設	障がい児入所施設（医療型）
・知的障がい児施設	障がい児入所施設（福祉型）
・盲ろうあ自施設	
・重症心身障害児施設	
・肢体不自由自施設	
児童デイサービス	児童発達支援事業

○ 2007年（H19年）4月 <学校教育法改正>

- ・従来の盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校として施行される
- ・LD（学習障がい）ADHD（注意欠陥多動性障がい）に児童生徒を通級による指導の対象に位置付けられる
- ・2012年（H24）4月から児童福祉法の改正により障害障がい児が身じかな地域で専門的な支援を受けられるように、障がい児支援事業が強化される。

・児童発達支援

・保育所等訪問支援 が実施されている

・日中一時支援

- ・障がい児を受け入れる公立保育所・私立保育所が増加しているがすべての園ではない 全体の1/3以下に留まっている。
- ・障がい児を担当する保育士の資質向上が喫緊の課題である。

(3) 病児・病後児保育

児童福祉法において地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気になる場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が緊急的な対応等を行う事業・・・今後の課題として官民一体となった推進意識が必要である。

4 家庭支援の必要性

(1) 一人親家庭の支援（母子及び寡婦福祉法）

表1-10 母子世帯・父子世帯の年間収入状況

	全世帯の平均収入	母子世帯の平均収入	全世帯の平均収入を100とした際の母子世帯の平均収入割合	父子世帯の平均収入	全世帯の平均収入を100とした際の父子世帯の平均収入割合
2002（平成14）年	589.3万円	212万円	36.0%	390万円	66.2%
2005（平成17）年	563.8万円	213万円	37.8%	421万円	74.7%
2010（平成22）年	538.0万円	291万円	54.0%	455万円	84.6%
2010（平成22）年	658.1万円	291万円	44.2%	455万円	69.1%

（注）全世帯については「平成23年国民生活基礎調査」の平均所得の数値。

（注）平均収入とは、生活保護法に基づき給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・世帯などを加えた全ての収入の額
出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成23年度 全国母子世帯等結果報告」2012、pp29・31を参考に筆者が作成

表1-11 母子世帯・父子世帯の「小学校入学までの児童の保育状況」の内訳

	母or父	家族	親戚	保育所	幼稚園	保育ママ・ベテシカ	その他	不詳
2006（平成18）年	母子世帯 141%	19%	02%	65.3%	02%	—	12%	8.0%
	父子世帯 26%	128%	—	46.2%	10.3%	26%	—	25.6%
2011（平成23）年	母子世帯 173%	4.3%	07%	61.7%	99%	02%	5.9%	—
	父子世帯 —	11.3%	1.4%	67.6%	8.5%	—	11.3%	—

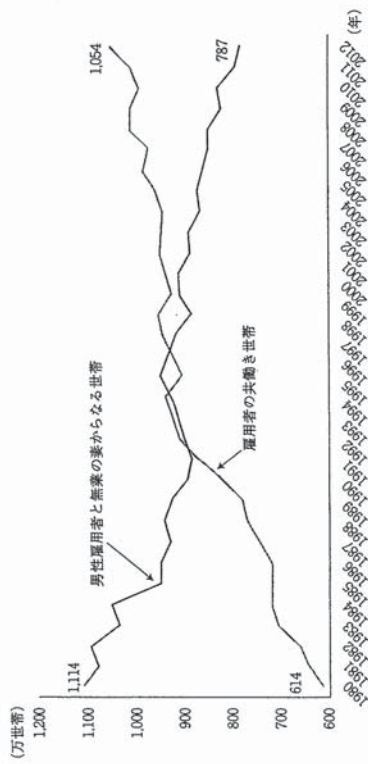
出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成23年度 全国母子世帯等結果報告」2012、pp2を参考に筆者が作成

表1-12 母子世帯・父子世帯の「子どもに関する悩み」の内訳

	進学	しつけ	就職	健康	非行・交友関係	食事・栄養	結婚問題	衣服・身の回り	その他
2006（平成18）年	母子世帯 56.4%	19.0%	8.0%	5.2%	2.0%	2.4%	1.2%	1.4%	4.8%
	父子世帯 50.6%	12.8%	6.1%	7.9%	1.8%	8.5%	3.7%	3.7%	4.9%
2011（平成23）年	母子世帯 56.1%	15.6%	7.2%	5.3%	3.6%	2.6%	0.1%	0.8%	8.7%
	父子世帯 51.8%	16.5%	9.3%	6.0%	2.9%	6.7%	—	3.1%	3.8%

出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成23年度 全国母子世帯等結果報告」2012年、pp79を参考に作成

(2) 共働き世帯の支援について



資料：1980～2001年は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

(注) 1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
 2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 3. 2011年は、東日本大震災により、全国の調査結果が公表されていないため、掲載をしていない。
 4. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

図1-15 専業主婦世帯と共働き世帯の推移

出典：「平成25年版 厚生労働白書」厚生労働省、2013、pp86

(3) 子育て家庭への支援体制

2009年4月1日より施行

○ 地域における次世代育成支援対策の推進（子育て支援事業）

- ① 乳児家庭全戸訪問事業
- ② 養育支援訪問事業
- ③ 地域子育て支援拠点事業
- ④ 一時預かり事業、家庭的保育事業（保育ママ）

○ 育児・介護休業法

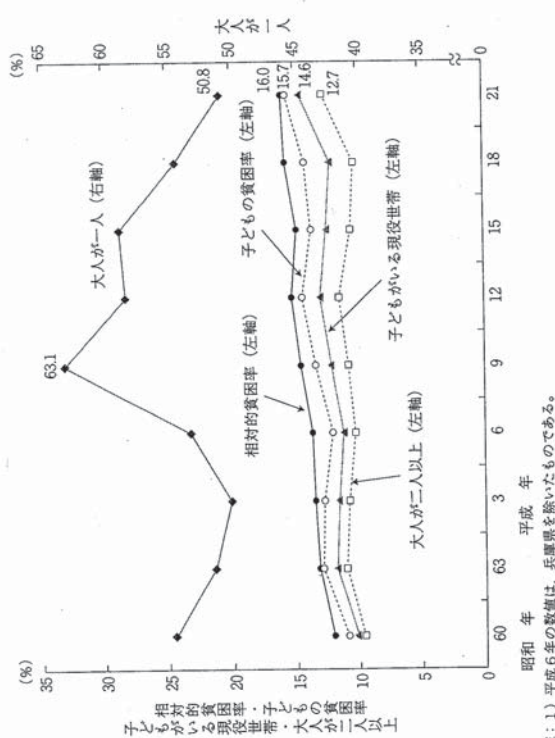
- ① 子育て中の短時間勤務制度
- ② 子の看護休暇制度の拡充
- ③ 父親の育児休業の取得促進

<演習> 「家族・家庭の意味を考えるワーク」

<あなたにとっての家族や家庭の意味について考える>

<子どもにとっての家族や家庭の意味について考える>

2) 共働き世帯の支援について



注: 1) 平成 6 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出している。
3) 大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満をいう。

図 1-16 相対的貧困率の年次推移

出典:「平成 22 年 国民生活基礎調査の概況」厚生労働省、2011

(3) 子育て家庭への支援体制

2009 年 4 月 1 日より施行

〇 地域における次世代育成支援対策の推進 (子育て支援事業)

- ① 乳児家庭全戸訪問事業
- ② 養育支援訪問事業
- ③ 地域子育て支援拠点事業
- ④ 一時預かり事業、家庭的保育事業 (保育ママ)

〇 育児・介護休業法

- ① 子育て中の短時間勤務制度
- ② 子の看護休暇制度の拡充
- ③ 父親の育児休業の取得促進

<一人親家庭の支援>

① 保育所や放課後児童クラブ (学童保育) への優先的な入所・利用

保育所に入所する児童を選考する際のひとり親家庭の子どもに対する特別な配慮を地方公共団体に義務づけているほか、放課後児童クラブの利用についても、ひとり親家庭の子どもは利用の必要性が高いものとして、優先的な取扱いを行うよう地方公共団体に通知をしている

② 日常生活支援事業等による「子育て・生活支援」

ひとり親が疾病、技能習得のための通学等により、一時的に介護、保育や日常生活に支障が生じた場合に家庭生活支援員 (ヘルパー) の派遣等を行う母子家庭等日常生活支援事業やひとり親家庭が集い交流や情報交換を行うひとり親家庭生活支援事業等を実施している

③ 母子家庭等就業・自立支援センター事業による「就業支援」

母子家庭の母等が、よりよい収入・雇用条件等で就労することにより、経済的な自立が図られるようするため、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービス等を提供する「母子家庭等就業・自立支援センター事業」を実施している

④ 母子家庭自立支援給付金等による「就業支援」

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した際に、受講料の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」、看護師等の資格取得のために養成機関在学中の生活費の負担を軽減する「高等技能訓練促進費等事業」、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定しきめ細かな就業支援等を行う「母子自立支援プログラム策定等事業」、ハローワークと地方公共団体が締結した協定等に基づき、福祉事務所とハローワークが連携して就労支援を行う「福祉から就労」支援事業、など様々な支援を実施している

⑤ 養育費相談支援センター事業の設置などによる「養育費の確保策」

国は養育費相談支援センターを設置し、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた困難事例等への対応や、養育費専門相談員等地域で養育費相談に従事している人を対象とする研修、ホームページ等による情報提供を実施している

⑥ 母子寡婦福祉貸付金の貸付け等による「経済的支援策」

母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、母子家庭等の生活や子どもの就学に必要な資金等について貸付を行う母子寡婦福祉貸付金の貸付を行っている。生活保護制度においては、母子加算が引き続き支給されている。

⑦ 児童扶養手当の支給等による「経済的支援策」

母子家庭並びに父子家庭の生活安定と自立促進に寄与するため、児童扶養手当が支給されている

利用方式	分野	施設等	提議法等	サービス内容	施設数等	利用児童数
直接契約等又は措置	入所施設	知的障害児施設	児童福祉法 ・ 児童福祉法 指定都市 児童相談所 設置市が実施 ・ 国庫負担	知的障害の児童を入所させ、保護するとともに独立自活に必要な知識技能を与える。	248	9,350
		盲ろうあ児施設（入所）		盲・ろう・聴覚・言語障害児を入所させ、独立自活に必要な指導又は援助を行う。	23	299
		肢体不自由児施設（入所）		肢体不自由の児童を治療し、独立自活に必要な知識技能を与える。	62	2,623
		重症心身障害児施設		重度の知的、重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ、治療及び養護を行う。	125	11,827
		知的障害児通所施設		知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて保護することともに、独立自活に必要な知識技能を与える。	258	10,343
	通所施設	盲ろうあ児施設（通所）	児童福祉法 ・ 児童福祉法 指定都市 児童相談所 設置市が実施 ・ 国庫負担	障害の聴覚の幼児を保護者のもとから通わせて、必要な指導訓練を行う。	25	963
		肢体不自由児施設（通所）		肢体不自由の児童を通所によって治療し独立自活に必要な知識技能を与える。	99	2,777
		児童デイサービス		日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。	1,137	36,611
		居宅介護		居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を供与する。	11,630	10,167
		行動支援		行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援等を供与する。	1,265	1,472
在宅等	短期入所	短期入所	障害者自立支援法（国庫負担）又は児童福祉法（措置） ・ 市町村が実施 ・ 国庫負担	障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を供与する。	3,475	4,462
		重度障害者等包括支援		介護の必要な程度が著しく高い障害者等に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供する。	46	20
		相談支援		障害者等からの相談に応じる等し、市町村等との連絡調整等を総合的に行うとともに、サービス利用計画の作成等を行う。	2,150	2,601

（注1）上記のほか、障害者自立支援法に基づく自立支援医療、補装具費（国庫負担）、地域生活支援事業（国庫補助）がある。

（注2）施設数等及び利用児童数は、平成20年10月1日現在。

（注3）入所施設及び通所施設の利用児童数は、加齢児（18歳以上）を含み、重度障害者等包括支援及び相談支援の利用児童数は、障害者を含む。

図1-12 障害児支援の概要

出典：基本制度ワーキングチーム「障害児に対する支援について（平成22年12月15日）」内閣府、2010、pp10

相談援助力向上のための Reトレーニングプログラム

保育教育
領域

平成26年12月 4日(木) 18:30~20:00
保育士が行う「子育て支援・家庭支援」の原理

関西保育福祉専門学校 保育科
徳野 美恵子

<基本的な考え方及びアセスメント>

- 1 保育士が行う「子育て支援・家庭支援」
 - 2 保育所保育士が行う「子育て支援・家庭支援」
 - 3 施設保育士が行う「子育て支援・家庭支援」
 - 4 要保護対策児童への援助と家庭支援
- <振り返りワーク>

1 保育士が行う「子育て支援・家庭支援」

- ・ 2001年児童福祉法の改正により、保育士が国家資格となる。
- ・ 職務として、子どもに対するケアワーク（保育と）その親に対するソーシャルワーク（保育に関する相談援助や相談支援）の二つの立場を持つ専門職と位置づけられる。

・ 保育士は

保育所で従事する保育士

保育所以外の児童福祉施設で従事する保育士

それ以外の施設・機関・事業所で従事する保育士

等到大別される。

・子育ての社会化

⇔ 地域貢献型保育士

* 園庭解放・一時保育・電話相談などの子育て支援を行っている。

* 訪問事業・サテライト事業などで地域における子育て支援の実施。

2 保育所保育士が行う「子育て支援・家庭支援」

<児童福祉法第39条>

「保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は、幼児を保育することを目的とする施設とする」

<児童福祉法最低基準第35条>

2009年4月1日から改訂保育所保育指針が遵守され子育て支援として

- ・ 保護者に対する支援
- ・ 地域での子育て支援」の必要性を明記されている

※ 保育所保育士が行う「子育て支援・家庭支援」とは、保育所の特性や保育士の専門性を最大限活用した総合的な支援と考えられる。

地域における福祉の実現が地域子育て支援である

3 施設保育士が行う「子育て支援・家庭支援」

要保護児童を保護者に代わって、保護者との連携のもとで保育を行っている。

- ① 虐待をうけている児童
- ② 不登校や非行に児童
- ③ 情緒障害のある児童
- ④ 心身に障害のある児童

特別なニーズに対応すべく子育て支援・保育指導を行う

・乳児院

・障がい児施設

・児童養護施設

高度な知識や技術が求められる保育や保護者支援がもたらされている。

○ 子育ての社会化、児童福祉施設による地域全体の子育て支援の必要性

※ 施設保育士にも地域貢献型保育士が求められている

4 要保護対策児童への援助と家庭支援

【児童虐待】

- ①身体的虐待・・・児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること
- ②性的虐待・・・児童に猥褻な行為をすること、又は児童に猥褻な行為をさせること
- ③ネグレクト・・・監護すべき児童に対して適切な保護・養育を行わないこと
- ④心理的（精神的）虐待・・・言葉や態度によって、児童に心理的な苦痛や心理的外傷を与えること

【要保護児童の具体例】

- ① 被虐待児童
 - ・保護者が虐待している児童
 - ・保護者の著しい無理解または無関心のため放任されている児童
 - ・保護者の労働又は疾病などのため必要な監護を受けることのできない児童
- ② 監護のない障害児童
 - ・知的障害又は肢体不自由等の児童で保護者のもとにあっては、十分な監護が行われないため、専門の児童福祉施設に入所して保護、訓練・治療したほうがよいと認められる児童
- ③ 非行児童
 - ・不良行為（犯罪行為を含む）をなし、またはなす恐れのある児童
- ④ 孤児、保護者に遺棄された児童、保護者が長期拘禁中の児童、家出した児童

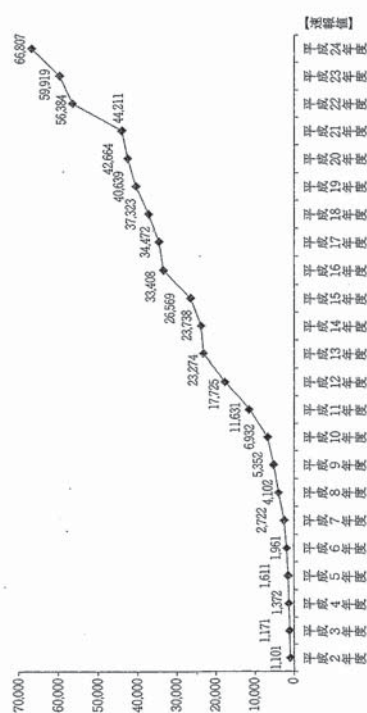


図1-19 児童虐待相談対応件数の推移
出典：厚生労働省「児童相談所での児童虐待相談対応件数」2013

表1-14 児童虐待の相談種別対応件数の推移

	総数	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
2008(平成20)年度	42,664件 (100%)	16,343件 (38.3%)	15,905件 (37.3%)	13,324件 (31.1%)	9,092件 (21.3%)
2009(平成21)年度	44,211件 (100%)	17,371件 (39.3%)	15,185件 (34.3%)	13,350件 (30.1%)	10,305件 (23.3%)
2010(平成22)年度	55,154件 (100%)	21,133件 (38.3%)	18,055件 (32.7%)	13,491件 (24.4%)	14,617件 (26.5%)
2012(平成24)年度	66,701件 (100%)	23,579件 (35.3%)	19,250件 (28.9%)	14,491件 (21.7%)	22,423件 (33.6%)

出典：厚生労働省「児童虐待相談件数及び子ども虐待による死亡事例等の検証結果等の第5次～第9次報告について」を参考に作成

表1-15 児童虐待の主な虐待者別構成割合の推移

	実母	実父	実父以外の父	実母以外の母	その他・祖父・伯父・祖母等含む
2008(平成20)年度	60.5%	24.9%	6.6%	1.3%	6.7%
2009(平成21)年度	58.5%	25.8%	7.0%	1.3%	7.3%
2010(平成22)年度	60.6%	24.8%	6.4%	1.1%	7.1%
2012(平成24)年度	57.3%	29.0%	6.2%	0.8%	6.7%

出典：厚生労働省「児童虐待相談件数及び子ども虐待による死亡事例等の検証結果等の第5次～第9次報告について」を参考に作成

表1-16 虐待児童の年齢別構成割合の推移

	総数0	～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生
2008(平成20)年度	42,664件 (100%)	7,728件 (18.1%)	10,211件 (23.9%)	15,814件 (37.1%)	6,261件 (14.7%)	2,650件 (6.2%)
2009(平成21)年度	44,211件 (100%)	8,078件 (18.3%)	10,477件 (23.7%)	16,623件 (37.6%)	6,501件 (14.7%)	2,532件 (5.7%)
2010(平成22)年度	55,154件 (100%)	10,834件 (19.6%)	13,354件 (24.2%)	20,097件 (36.4%)	7,297件 (13.2%)	3,572件 (6.5%)
2012(平成24)年度	66,701件 (100%)	12,503件 (18.8%)	16,505件 (24.7%)	23,488件 (35.2%)	9,404件 (14.1%)	4,801件 (7.2%)

出典：厚生労働省「児童虐待相談件数及び子ども虐待による死亡事例等の検証結果等の第5次～第9次報告について」を参考に作成

家庭支援のための専門職 等

保育士	保育士とは、児童福祉法第18条の1第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う。
幼稚園教諭	幼稚園教諭とは、学校教育法で定められた幼稚園で、満3歳児から小学校就学前までの児童の幼稚園教育・保育・指導を行う教員である。幼稚園教諭免許を取得するには、幼稚園教員養成課程のある大学院、大学、短大、専門学校にて、所定の単位を取得し卒業すると、幼稚園教諭免許状を取得できる。幼稚園教諭の免許状には、専修免許（大学院の養成課程修了）、第1種免許（4年制大学の養成課程修了）、第2種免許（短期大学・専門学校等の養成課程修了）の3種類がある。
保育教諭	2015（平成27）年4月から施行する「子ども・子育て支援法」における「保育士資格認定」とも関係は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であり、そこで幼児教育並びに保育業務に従事できるのは原則「保育教諭」となっており、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」を所有するものが、「保育教諭」となることができる。
母子自立支援員（旧：母子相談員）	母子自立支援員とは、福祉事務所に所属し、地域で生活する母子家庭の世帯などの雇用・自立を促進するため、職業能力の向上や求職活動に関する情報提供や相談支援を行う。
児童福祉司	児童相談所において、子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談や、子ども、保護者、関係者等に必要支援・指導、子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども保護者等に対し心理診断を行うと共に、心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行う。
児童指導員	児童福祉施設において、子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等を行い、関係機関と連携して子どもや保護者等への指導を行う。
職業指導員	児童養護施設、児童自立支援施設において、勤務の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援する。
家庭支援専門相談員（ファミリー・ソーシャルワーカー）	乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設において、虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話、面談等により児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行い、入所児童の早期の退所を促進し、親子関係の円滑化等を図る。社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設等において児童の養育に5年以上従事した者等の要件がある。
里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）	乳児院・児童養護施設において、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図る。社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者等が児童養護施設等において児童の養育に5年以上従事した者等の要件がある。

家庭的保育者（通称：保育ママ）	保育に欠ける乳児又は幼児について、家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う。
栄養士	栄養士法に基づき、都道府県知事の免許を受け、栄養の指導、食事計画、食事管理などを行う者。
管理栄養士	管理栄養士国家試験に合格し厚生労働大臣から免許を受けたものが、罹病者に対する療養のために必要な栄養の指導、個人の身体状況・栄養状態などに応じた健康の保持増進のための栄養指導、特定多数人に対して継続的に食事を提供する施設における利用者の身体状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善に必要な指導を行っている。
臨床心理士	1988年に設立された日本臨床心理士資格認定協会が認定した養成校（大学院）を修了し、臨床心理士認定試験に合格した者が、臨床心理士とすることができる。心の健康を害した人々に、臨床心理学の理論に基づいた心理療法を行う心理専門職である。
看護師	看護師国家試験に合格し厚生労働大臣から免許を受けたものが、罹病者の看護および療養上の世話、医師の診療の補助を行う。医療専門職である。2001年（平成13）に看護師（女性）と看護士（男性）から「看護師」（男女とも）へと改称した。
保健師	保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し厚生労働大臣から免許を受けたものが、健康診断・健康指導などの保健指導に当たる。医療専門職である。2002年（平成14）に保健師（女性）と保健士（男性）から「保健師」（男女とも）へと改称した。
助産師	助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けたものが、分娩を助け、また妊婦・産婦・新生児に対する世話や保健指導を行う。日本では女性のみが許された医療専門職である。2001年（平成13）に助産師から「助産師」へと改称した。
里親	「養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であって、養育里親によるもの」として希望するもの、その他これに類するものとして厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が児童を委託するものとして適当と認めるものをいう。」（児童福祉法第6条の4）と規定されている。 里親には次の4種類があり、里親になるためにはそれぞれに条件がある。 実育里親…都道府県知事が行方研修を終了し、厚生労働省令で定めた要件を満たす者 短期里親…1年以内の期間を定め、里親として認定を受けた者 専門里親…2年以内の期間を定め、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童を養育する認定を受けた者 親族里親…三親等内の親族で、里親として認定を受けた者
子育てサポーター	地域で子育てをしている親（保護者）に対して、子育てや家庭教育について気軽に相談に乗ったりアドバイスをしたりするボランティアである。各都道府県等が主催する「子育てサポーター養成研修」を修了した者になることができる。
子育てサポーターリーダー	子育てサポーターの活動を支援したり、情報交換やサポートの養成講座等の企画を行ったリーダーである。各都道府県等が主催する「子育てサポーターリーダー養成研修」を修了した者になることができる。
民生委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者である。児童委員も兼ねている。
児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や悩みの軽減などの相談・支援等を行っている。民生委員も兼ねている。
主任児童委員	児童福祉機関と地区を担当する児童委員との連絡調整や、児童福祉関係機関・施設等との連絡調整にあたり、要保護児童・家庭への援助を行っている子育てサポーターの活動を支援したり、情報交換やサポートの養成講座等の企画を行ったリーダーである。厚生労働大臣が児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

出典：「児童福祉法（法律第164号）」「児童相談所運営指針について（厚労発1227第6号 平成25年12月27日）」及び「市町村児童家庭相談指針について（厚労発0331第6号 平成22年3月31日）」及び「保育士のための基礎知識2013年版」（大阪教育図書）⁶⁰を参考に作成

家庭支援のための社会資源

市町村	平成16年児童福祉法改正法により、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明文化された。 具体的には、市町村は児童福祉法の施行に関し、次に掲げる業務を行うこととされている。 ①子ども及び妊娠中の福祉に関し、必要な情報の把握に努めること。 ②子ども及び妊娠中の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。 ③子ども及び妊娠中の福祉に関し、家庭その他の者からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
児童相談所	市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他の者からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市に設置される行政機関である。
福祉事務所(家庭児童相談所)	福祉事務所には、家庭児童の福祉に関する相談や指導業務の充実強化を図るため、家庭児童相談室が設置されており、家庭相談員が助言や指導を行なっている。 保健所は、地域保健法により、都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区によって設置される。 ＜児童福祉法における保健所の業務＞ ①児童の保健・予防に関する知識の普及 ②児童の健康相談、健康診査、保健指導 ③身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたる療養を必要とする児童の療育に関する指導 市町村保健センターは、地域保健法により、地域住民に身近な対人保健サービスを総合的に行う拠点として、市町村に設置することができる。
保健所・市町村保健センター	①児童の保健・予防に関する知識の普及 ②児童の健康相談、健康診査、保健指導 ③身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたる療養を必要とする児童の療育に関する指導 市町村保健センターは、地域保健法により、地域住民に身近な対人保健サービスを総合的に行う拠点として、市町村に設置することができる。
社会福祉協議会	ふれあい・いきいきサロン活動として、子育て家庭に対して個別支援を実施。子育てサロンとも言われることがある。気軽に集まりの場として行われている。
地域子育て支援センター	保育所等において、専業主婦等の子育て相談に応じたり、地域に出向き活動を実施したりする地域子育て支援拠点事業(センター型)である。
児童家庭支援センター	児童家庭支援センターは、児童相談所や市町村その他の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな相談支援を行う児童福祉施設である。
保育所	保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳児、幼児又は児童の保育に欠ける場合においては、該当児童を預かり保育を提供する児童福祉施設である。市町村や地域によっては、「公立を保育所、私立を保育園と呼ぶ場合」や「施設面積の広い場合を保育園、施設面積の狭い場合を保育所と呼ぶ場合」等がある。
認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、①就学前の子どもにも幼児教育・保育を提供する機能②地域における子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができる。
児童発達支援事業 (放課後等デイサービス 事業を含む)	児童福祉法に基づき、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な効果的な指導及び訓練を行う事業である。
学童保育 (放課後児童健全育成事業)	厚生労働省は、保護者が労働等により長期家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図っている。
企業内託児所	企業で働く社員のために、企業が設置した託児施設。
病院内託児所	医療施設内で働く職員のために、医療施設が設置した託児施設。
母子家庭居宅介護等事業	母子家庭の母が、一時的な疾病、修学・就労等に必要となる活動などの理由により生活に支援をきたす場合、家庭生活支援員を派遣し、乳幼児の保育、食事、入浴、排せつなどの介護、洗濯、掃除、掃除食事や掃除といった日常生活を支援する事業である。(第2種社会福祉事業)
父子家庭居宅介護等事業	父子家庭の父が、一時的な疾病、修学・就労等に必要となる活動などの理由により生活に支援をきたす場合、家庭生活支援員を派遣し、乳幼児の保育、食事、入浴、排せつなどの介護、洗濯、掃除、掃除食事や掃除といった日常生活を支援する事業である。(第2種社会福祉事業)

出典：「児童福祉法(法律第164号)」[「児童相談所運営指針について(児発1227第6号 平成25年12月27日)」、及び「市町村児童家庭相談援助指針について(児発0331第6号 平成22年3月31日)」及び「保育士のための基礎知識2013年版」(大阪教育図書) 80 を参考に作成

児童虐待防止に向けたワーク

＜児童虐待の4つの定義の内から1つ選び、その問題に関する考えや思い＞

＜児童虐待防止の為、保育者として何ができるか＞

相談援助力向上のための Re トレーニングプログラム

保育教育
領域

平成26年12月 13日(土) 13:10~14:40
子育て支援における関係機関との連携

関西保育福祉専門学校 保育科
徳野 美恵子

<基本的な考え方及びアセスメント>

- 1 子育て支援としての相談支援の特性
- 2 子育て支援における関係機関との連携
- 3 振り返りワーク

1 子育て支援としての相談支援の特性

① 保護者・家庭支援と保育所の役割

- ・ 「子どもの最善の利益」など子どもの福祉の重視
- ・ 子育ての共有
- ・ 保育所の特性を生かす
- ・ 保護者の養育力向上のための支援
- ・ 子育て等の相談・助言は保護者を尊重
- ・ 保護者・子どもの情報の秘密保持
- ・ 関係機関・団体等の連携・協力

② 地域における子育て家庭への社会的支援の必要性

<児童福祉法第48条の3> 保育所は「当該保育所が主として利用される地域の住民に対して」保育に支障がない限りにおいて保育に関する情報の提供や乳幼児の保育に関する相談・助言に応ずるよう規定している。

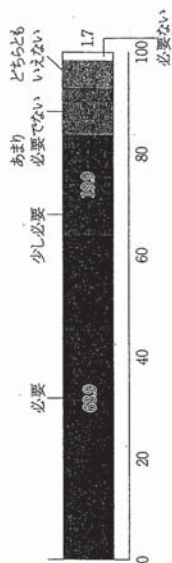
○ 要保護児童とその家庭への社会的支援

- ・ 発達に不安のある子
- ・ 不適切な養育や虐待を受けている
- ・ 定住外国人の子ども
- ・ 支援の必要な一人親の家族や家庭
- ・ 地域から孤立している家族
- ・ 家族問題を抱える家庭
- ・ 貧困など経済的な問題を抱える家庭

○ 地域の子ども・子育て支援家庭への相談支援の必要性と役割

- ・ 保育所による相談は、最も身近な児童福祉施設であり、保育の専門性のある保育士による相談支援としての期待はおおきい。
- ・ 保育所には、日常的に子どもが生活しているのもので、その様子を年齢別に直に観察したり知ることができ、生活の場としての雰囲気があるので、相談者にとって精神的に相談を受けやすい環境にある。

【社会的支援の必要性について】



【子育ての不安や悩みの理由】

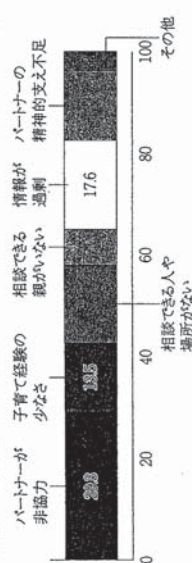
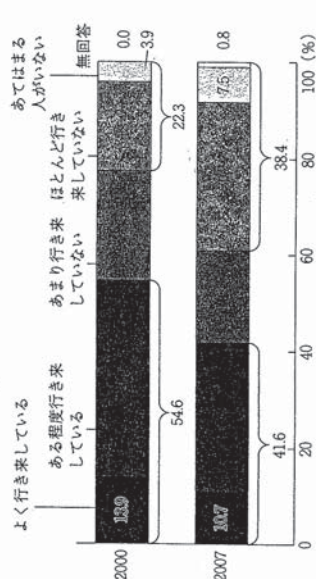


図 2-9 社会的支援の必要性と子育ての不安の理由

出典：須永進也 (2005) 日韓の子育て観に関する比較研究
秋草学園短期大学紀要第 22 号 pp.123



- (備考) 1. 内閣府「社会意識に関する世論調査」(1975, 86, 97 年) により作成および「国民生活意識調査」(2000, 2007 年) により特別集計。
2. 1975, 86, 97 年は「あなたは、地域での付き合いをどの程度していらっしゃるかと。この中でどうでしょうか。」という問いに対し、回答した人の割合。2000, 2007 年は「あなたは現在、次にあげる人たち(隣近所の人)とどのくらい行き来していますか。(○はそれぞれ1つずつ)」という問いに対し、回答した人の割合。
3. 回答者は、1975, 86, 97 年は全国の 20 歳以上の者。2000 年は、全国の 20 歳以上 70 歳未満の男女。2007 年は、全国の 20 歳以上 80 歳未満の男女。

図 2-10 近所付き合いの程度の推移

出典：内閣府 平成 19 年版国民生活白書

事例 1 情緒的な問題を現わす子どもへの対応

① 発見への手がかり

- ・ 行動や言葉づかいが乱暴になる
- ・ 他者をいじめるなど他者に対しての不適切な行動
- ・ いらだちやすくなる
- ・ 登園拒否、チック症、吃音、かん黙、夜尿、頻尿になる
- ・ 食欲の低下、過食になる
- ・ ぼーとすることが多く表情が乏しくなり意欲の低下が見られる

② 原因と対応

情緒的な問題を持つ子どもは、概して繊細であり感受性が豊かでありじぶんを抑え過ぎる。極端に目立つ行動を取る傾向を持つ。

↓

長期的な発達課題を見通しながら、現時点で子どもに何をすべきかを考える。生活年齢だけではなく、子どもの発達状態・アタッチメントの形成状態、心理などを考慮しながら保育に取り入れていく

③ 保育者や親が安心して関わる

情緒問題を起こす子どもは、保育者の不安を察知しやすい。親が心理相談を受け保育園生活と並行する。保育者が専門家の助言、指導を受けると子どもへの適切な対応ができ子どもの情緒安定に繋がっていく。

④ 相談へつなげる

精神科医、臨床心理士などに相談をする→乳幼児健康診断で心理相談を受けるように勧めたり地域の相談室、専門のクリニックを紹介したりする。

(4 か月健診・1 歳 6 カ月・3 歳など)

事例 2 乳幼児の虐待への対応

① 虐待の種類と発見への手がかり

- ・ 身体的→あざや切り傷、打撲など身体に症状がある
- ・ 心理的→おどおどする、落ち着きがない、おもちゃを虐待する
- ・ ネグレクト→体や着ている物が不潔、寝ていない、成長発達が見られない
- ・ 性的→悪夢をみる、暗闇や一人で眠ることを怖がる遊びなどで性的な行動をとる

② 予防的対応

- ・ 早期発見、対応が必要である
- ・ 子どもは虐待を守る傾向にあり、無理に問い詰めるとか害者に伝わり、再度虐待に至るので慎重な対応が望まれる。
- ・ 子どもは言動や行動に気を付け特に心理的、性的虐待の発見を逃さない
- ・ 親へのさりげない配慮が虐待予防になる

連携をするに必要な地域の関係機関・施設

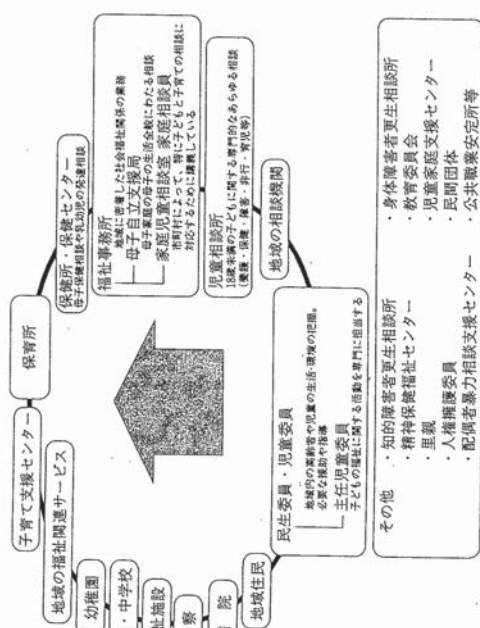
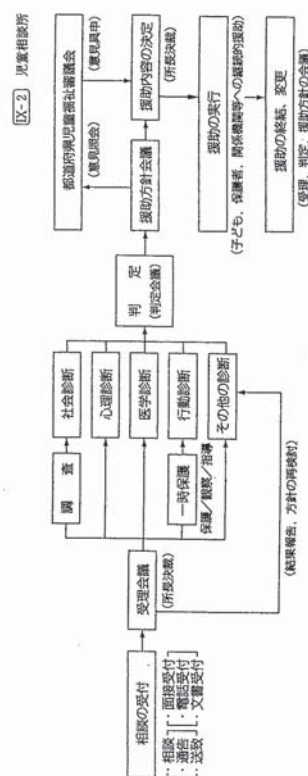


図3-2 地域の関係機関・施設

出典：金子恵美（2007）『保育所における家庭支援－新保育所指針の理論と実際』
 全国社会福祉協議会 pp.110

＜児童相談所＞



圖IX-2 相模灣

出所：厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2010）「児童相談所運営指針」

4

- ③ 危険因子は
 - ・ 育児の手助けがない
 - ・ 精神的な支え手がない
 - ・ パートナーの協力が得られない
 - ・ 親にも子どもにも子育て仲間がない
 - ・ 子どもに育てにくさがある
 - ・ 経済的な不安がある
- ④ 親への対応
 - ・ 虐待が疑われたら、保育者は親とのコミュニケーションを普段以上に心がける。親からの話に心を傾けて聴き、親の思いを受け止めるなど最大の努力をする。
 - ・ 保育者が自分の価値観で親を判断し、理想の親象を伝えても逆に悪化する可能性が高い。努力している面を見つけて伝えていく→肯定的メッセージが伝わると安定感が増す。
 - ・ 保育者に対応内容で役割が困難と思った時には親が相談できる専門機関を紹介し、連携を取りながら親を支えていく。
- ⑤ 子どもへの対応
 - ・ 集団生活ではトラブルになりがちだが、保育者は、表面的な行為に感わされることなく子どもの心を受け止める。
 - ・ 子どもの様子や行動・言動の変化、身体状態などから状況を感取れるように、保育者は知識を得、感性を磨いておく。

児童相談所が受け付ける相談の種類と内容

養護相談	1. 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、養子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等虐待的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保護相談	2. 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
	3. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達遅滞に関する相談。
	4. 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視覚聴覚障害児に関する相談。
障害相談	5. 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子どもに関する相談。
		ことば遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけの上の問題等の相談種別に分類される場合はそれぞれ別のところに入れる。
	6. 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	7. 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	8. 自閉症等相談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談。
非行相談	9. ぐ犯等相談	悪習癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱などのぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は酷法行為があったと史料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	10. 酷法行為等相談	酷法行為があったとしても警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年年に関し家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	11. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、嫉妬、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	12. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合にはそれぞれ別のところに分類する。
	13. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	14. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	15. その他の相談	1～14のいずれにも該当しない相談。

出典：厚生労働省

専門機関	業務内容	職員
児童相談所	- 各市町村の区域を越えた広域的な見地から実情を把握 - 専門的な知識および技術が必要とする相談 - 必要な調査、医学的、心理的、教育学的、社会的、精神保健上の判定 - 調査または判定に基づき必要な指導 - 一時保護 - 里親からの相談、必要な状況の提供、助言、研修その他の援助	- 児童福祉司 - 児童心理士 - 一時保護者の職員 - 児童指導員 - 保育士
福祉事務所	- 子ども家庭福祉相談（相談、助言その他） - 生活保護と子どもの関係	- 所長 - 査察指導員（社会福祉主事） - 現業員 - 事務員
家庭児童相談室	- 子育て支援 - 非行相談 - 障がい相談	- 家庭相談員 - 社会福祉主事
保健所	- 地域住民の生活・健康 - 地域の保健、衛生の専門的、技術的観点	- 医師・歯科医師・薬剤師 - 獣医師・診療放射線技師 - 臨床検査技師・保健師 - 助産師・管理栄養士
保健センター	- 健康相談や健康指導 - 健康診査・予防接種 - 乳幼児健康診査、訪問指導	- 保健師 - 医師 看護師 - 栄養士
児童福祉施設	養育、保護、訓練、育成、自立支援など子どもの福祉を図る	- 保育士 - 児童指導員 - 心理療法担当職員
児童家庭支援センター	- 一般相談・電話相談 - カウンスリング - 短期支援事業	- センター長 - 相談、支援担当職員 - 心理療法専門職員
家庭裁判所	- 家事事件・少年事件 - 人事訴訟事件	家庭裁判所調査官
社会福祉協議会	- 子ども青少年のボランティア活動 - 子育てサロンの運営	- 福祉活動専門員 - ボランティアコーディネーター

3 振り返りワーク

＜各施設が連携する専門機関にはどのような機関があるか実態から考える＞

相談援助力 向上のための Retレーニングプログラム

平成26年12月13日(土) 14:50～
関西保育福祉専門学校
保育科 川谷和子

子育て相談の現状と対象者の理解

＜親子に関わる支援者として＞

- 子どもの発達をとらえる
- 親の発達を支える
- 親子の関係性を支える

2

子育て支援の場における相談(抜粋)

- しつけに関する相談
(きちんとしない、聞きわけがない)
- 身辺自立、生活習慣に関する相談
(食事、睡眠、排泄、清潔、片づけなど)
- 育児ストレス等／育児観のズレ
(不安、自分の時間、親世代の育児観)
- 子どもとのコミュニケーション
(ほめ方、叱り方など)

3

発達に関連する相談

- 子どもの気になる行動
(癇癢、爪かみ、自傷、かみつきの、嘘など)
- 対人関係について
(人見知り・人見知りしない、引っ込み思案)
- ことばの発達、視線が合わない
(話さない、発音不明瞭、指さしなど)
- 医療に関連する相談
(アレルギー、夜尿、慢性疾患など)

4

家族の問題に関わる相談

- 失業、リストラ、離婚、病気、介護
 - 新しい家族を迎える、単身赴任
(妊娠、祖父母との同居など)
 - 保育所の入所・仕事復帰
- 社会福祉サービス、制度に関わる相談
⇒ 制度の紹介、リソースの紹介
利用するための援助

5

乳幼児期、学童期における育児相談

- ・子どもがどういう状態にあるか
- ・何らかの問題が起きたのか
起きるのか
- ・適切に対応していけるのか
⇒ 親が、支援者が
- ・子どもの発達を促進するために
⇒ 家族の関係性を調整する必要

6

相談支援における援助的態度

相談を受ける状況の違い

- 対面－表情を見る
アイコンタクト、非言語的・言語的支援
- 電話－声のトーン
言語的支援、聴き上手、感情を言葉に
- 手紙－文字の状況、文脈、便箋など

7

対象者は何を求めているのか①

- どうしたらよいか教えて(情報が欲しい)
⇒ 解決のための情報を待っている
- 話を聴いてほしい(愚痴を聞いて欲しい)
⇒ 解決に至らなくても気持ちが楽になる
- 子どものマイナス面で心配、悩んでいる
⇒ 心配ないよと言ってほしい

8

対象者は何を求めているのか②

- どうしたらよいか教えてほしい
⇒ 予め情報を持っている場合も
⇒ 本当に相談したいことは別に
- 話を聴いてほしい
⇒ 自分が正しいと言ってくれると安心
⇒ 相手の反応を見て本音を話したす
- 子どものマイナス面で心配、悩んでいる
⇒ プラス面(親も子も)を認めてほしい

9

対象者は何を求めているのか③

- 悩んでいる ⇒ 問題を自覚している
問題点が別にある場合も考えられる
- 気になるが ⇒ 問題と思っていない
良い方に考えたい
- 気になるが ⇒ 問題を否定している
認めたくない
- 気にならない ⇒ 無関心
何とかなるだろう

10

大人の特性を理解する

- 成人であること＝大人の言動の特性
- 感情の表出は複雑であり、微妙
- 言葉と本心が一致しないかもしれない
- 「そうですね」「はい」 肯定的な反応は
⇒ 「それを理解しました」
⇒ 「その通りにします」
ということではない場合もある

11

相談を受ける前に

- 場所を考える
・完璧な相談室でなくても構わない
・ゆっくり話ができる場所を探す
- 時間を守る
・集中できる時間
・穏やかに終わらせる工夫

12

相談を受ける基本原理・姿勢

命の尊厳＝人としてお互いを求め合える
「生きる力」を引き出すような関わり

(1) **人権の対等性**＝どのような心身の状態
であっても尊ばれる。

- 平等な存在として認める
- 一人ひとりが社会を構成する存在である

13

人と人との根源的なレベル

- 何かを教えてあげよう、
- これを伝えなければ・・・
相手を指導の対象と見ている
- このような態度なら、子どもが可哀そう
相手を評価的に見ている

14

(2) **主体性への援助**

- ・ 自己選択、自己決定を尊重

- * 客観的にとらえて操作する対象ではない
- * 相談を受ける者の価値観を壊すような
感情や行動も親の成長過程と受け入れる

(3) **発達、保障の原理**

- ・ 人はみな可能性を持っている
- * その可能性を信じて待てるか
- * 可能性を導き出せるアプローチ

15

(4) **プライバシーを守る義務**

- ・ 守秘義務、個人情報の保護

- * 倫理観を持つ
- * 知りえた情報の重要性を考える

- ・ 自分自身の限界を理解する

16

相談支援における援助的態度(まとめ)

- 子育て相談の現状理解
- 子どもの状態の把握
- 相談対象者の理解
- 大人の特性を知っておく
- 相談を受ける前に
- 相談を受ける基本原理、基本姿勢

17

相談援助力 向上のための REトレーニングプログラム

平成26年12月13日(土) 16:30～
関西保育福祉専門学校
保育科 川谷和子

相談に応じる基本姿勢

- (1) 相手を理解する姿勢
- (2) 話を聴く(受容・共感・傾聴)
- (3) 保護者の自己決定
- (4) 資源の活用
- (5) 守秘義務の遵守

2

なぜ相談援助が必要か

- ☆乳幼児期、学童期は
 - ・あるきっかけ/対処の仕方
子どもの状態は大きく変わる
- ・今の状態を見て、「〇〇な子」
「〇〇な親」と決めつけない

相談をする(受ける)ことで、
問題点を整理・把握

3

1. 援助的な態度

- (1) 受容
 - ・相手を完全に受け入れること
 - ・「ここで受け入れられている」
と相手を感じる
- (2) 共感
 - ・相手が考えるように自分も考える
 - ・言葉だけではなく、感情も理解する

行為の全ての許容とは違う

援助者の感情に寄り添う態度

4

(3) 熱意

熱心に集中して耳を傾ける態度
～しながらをできるだけ避ける

(4) 間

相手のペースに合わせた余裕のある態度
待つことも必要
自分の心理状態を投影しない

(5) 距離

相手との適度な距離を保つ
温かさと客観性は両立できる

5

コミュニケーションとは

- 毎日、人と何らかのメッセージを受け取ったり、発したりして、伝え合い、ほとんどの場合はうまくいっている。
- しかし、まごついたり、混乱したりあるいは、対立になるときは、どこかで絡まって、そのメッセージがうまく伝わらないとき。
- 私たちは情報や気持ちを言葉で(言語的)伝えたり、物の見方や行動の仕方(非言語的)で表します。
- 原則としてコミュニケーションとは、必ず2方向のもの。送り手がいて、受け手がいる。コミュニケーションがうまくいっているのは、この双方がうまくつながっているとき。

6

多くの人が思い込んでいる誤解

- 感情を持って(心を込めて)話しをしていると、その感情は相手に伝わっているはず
- 自分はこんなに子どものことを思っているのだから、この気持は、きっと保護者に伝わっているはず



どんなに親しい関係でも、一方的な思いを言っているのであれば、もはやコミュニケーションではなく、指示・伝達になってしまう

7

2. 非言語的技法

(1) 表情

相手の表情に気づき気持ちを理解する
言葉以上に感情が伝わることもある

(2) 視線

コミュニケーションの手段として大事
目を合わせる(プラス面とマイナス面)

(3) 語調

言葉の抑揚、強弱、長短で変わる
表情との組み合わせで違った印象

8

(4) ジェスチャー

動きのある身体反応としての動作
会話の促進になる
固定観念を与えることもある

(5) 姿勢 動きのない身体反応

反響姿勢が効果的なとき

9

(6) 対人距離 4つの分類

スキンシップ・タッチングのタイミング

(7) 沈黙 「間の態度」

- 言葉が見つからない・思考の停止
- 相談を受けている人に反感を持っている場合もある

10

上手なコミュニケーションの実行

- コミュニケーションの目的
- 相手の気持ちを大切にすること
- 相手の話を積極的に聞く
- 質問を加える
- 気持ちを言葉に表す
- 感情とその感情を抱く理由を言葉で表す

11

言語的技法

1 受容と共感の技法

- 受容
あるがままに受け入れる
- 共感
うなづく・相づち(タイミング)
⇒ 安心感・信頼感へ

12

2 くり返しと要約の技法

・くり返し

相手のペースに添う
直前の言葉で繰り返す

・要約

要点をまとめて整理する
相手に返す = 集中力が必要

13

3 明確化と解釈の技法(高度な技術)

・明確化

相手が伝えたい思いを先取りする
明確な言葉で返す(信頼関係が前提)

・解釈

要点と要点を系統立てて説明する
因果関係を結ぶ(時間の流れを把握)

14

4 支持と保障の技法(やや高度な技術)

・支持

自己肯定感や自信を育てる支援
不安が軽減される 無責任に返さない

・保障

安心、励まし、勇気づける支援
積極的な関わり 安易・無理に用いない

15

5 質問の技法(使い分ける／組み合わせる)

・「閉ざされた質問」

はい、いいえ で答えることができる
広がりはないが安心感はある

・「開かれた質問」

自由な言葉で答えることができる
自分で考えなければならないが
表現する自由はある

16

問題の把握 会話方法で質問する

質問(5W 1Hの会話方法)

- ・Who(だれ)
- ・What(なにを)
- ・When(いつ)
- ・Where(どこで)
- ・Why(なぜ)

日本語の使い方としては注意する

- ・How(どのように)

17

支援者としての自分を振り返る

○自分の価値観の見直し

- ・大切にしたいこと
- ・なぜそう思うのか？ 偏りはないか？

自分を客観的に知る

- ・他者から自分はどのように見えているか
- ・普段の表情や言動は、どのような印象を与えているか

18

相談援助力 向上のための Reトレーニングプログラム

平成26年12月18日(木) 18:30～
関西保育福祉専門学校
保育科 川谷和子

支援者としての自分を振り返る(前回)

○自分の価値観の見直し

- ・大切にしたいこと
- ・なぜそう思うのか？偏りはないか？

自分を客観的に知る

- ・他者から自分はどのように見えているか
- ・普段の表情や言動は、どのような印象を与えているか

2

自分を知る、自分を感じる、考える

自分が大切にしたいこと		なぜそう思うのか(その理由を書く)	
認識している自分		知らない自分	
行動の癖	気持ちの癖	行動の癖	気持ちの癖

3

援助するときの自分を知る

○相談を求められた時の自分は？

- ・すぐに何とかしたいと思う
- ・考え込んでしまい、身動きできない

○課題がある、話し合う場が必要と感じた時？

- ・「困った家族、困った親だ」と言葉にしてしまう
- ・自分が援助できるのかと考えてしまう
- ・自分の援助を相手は受け入れるだろうか？と考えてしまう

4

関係づくりから終結期に向けたプロセス

●一般的な相談の流れ

- ① インテーク(受理)面接
- ② ケース会議(カンファレンス)
- ③ 導入期(自己表現)
- ④ 展開期(自己洞察)
- ⑤ 終結期(自己解決)

5

●信頼関係(関係づくりの段階)

相手との心理的距離を縮めていく
リレーション＝構えない感情交流

●問題の把握(導入期・展開期)

問題をより幅広く把握していく
複数の問題を抱えている場合もある

●問題の解決(終結期)

環境の修正、援助の委譲など

6

(1)信頼関係

相手の話を十分に聞く

* 言語的＝受容、繰り返し、支持、質問の技法



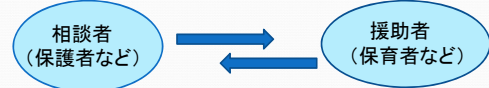
ラポールの形成

7

(2)問題の把握

何に困っているか、どのような状況か
問題の所在を明らかにする

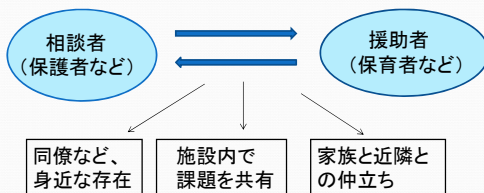
* 5W1Hの会話方式を用いて質問をしていく



8

(3)問題解決に向けて ①

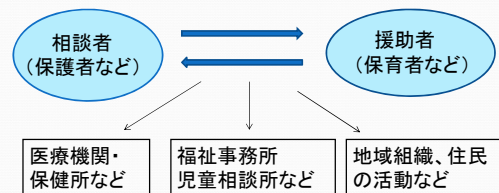
* 気づかない部分にも焦点を当てる



9

(3)問題解決に向けて ②

* 他機関との連携(紹介、委譲)



10

相談支援における自己決定の尊重

- 関係の作り方を相手に合わせていく
- 枠組みを作ること、距離感を持つ
- 待てない自分に向き合う
- 援助者がすべての答えを出すのではない

11

連携における秘密保持の尊重

- 保護者との共通理解
 - ・ 連携における同意
- 情報共有と守秘義務とのはざまで
 - ・ 個人が特定できない配慮
- カンファレンス
 - ・ さまざまな立場や視点から意見

12

自分の限界を知る

- 早く結果を出したい、前に進みたい思い
 - ・ 助言や技術の伝達は、即効性はあるが
核心の解決に至りにくいこともある
- 自分の心の中に湧き起こる感情は何？
 - ・ そういう自分を認めるのはつらい部分でもある
 - ・ 常に自分に問い続ける

13

援助者のストレス

- 親子を支える人に多い
 - ・ 日常業務－ストレスをやりくりしていく要素
- ストレスの感じ方の違い
 - ・ 「何とかなる」「他にも・・・」は
 - ・ 「こうあらねば・・・」「必ず〇〇にすべき」は
- ストレス対処
 - ・ 「問題対処」「気分転換」「問題回避, 逃避」

14

援助者自身のストレスケア

- 怒りの感情、苛立ちとの付き合い方
- リラックス法を身につける
- 解決志向を高めていく
- 自分の受けとめ方の幅を広げる

15

相談援助力 向上のための Reトレーニングプログラム

平成27年1月8日（木） 18:30～
関西保育福祉専門学校
保育科 川谷和子

援助者のストレス（前回の振り返り）

- 親子を支える人に多い
 - * 日常業務にストレスをやりくりしていく要素が多く含まれる
- ストレスの感じ方の違い
 - * 「何とかなるわ」 ⇒ 「受けとめ方」でストレスを軽減
 - * 「こうあらねば」 } ⇒ 「対処の可能性」をせばめる
 - * 「〇〇すべき」
- ストレス対処（バランスよく使い分ける）
 - * 「問題に対処する」「気分転換をする」
 - * 「問題を回避」「問題と考えないように」

2

援助者自身のストレスケア：例（前回の振り返り）

- 怒りの感情、苛立ちとのつきあい方
 - * 自分も相手も大事にしつつ、考えを伝える方法
 - * 「私」を主語にして感情を表現する
 - * 見通しを立てる（リスト作り、優先順位、消去法）
- リラックス法を身につける
 - * 呼吸法、首・肩のストレッチ、イメージ法など
- 解決志向を高めていく（自己効力感）
 - * できていることを確認して小さな目標を立てる
- 自分の受けとめ方の幅を広げる
 - * 気になることを文字に表し客観的に見ていく
 - 相談者のストレス軽減にも活用できる

3

保育、教育におけるアセスメント

- 日常の関わり + 相手の状態を様々な側面から理解
 - * 情報を集め深く知り、援助の方向性を探る
- 子どもをより理解するために
 - * 基本情報の整理—生育歴、性格、嗜好など
- 環境に関する情報（家族の協力の可能性）
 - * 家族構成、祖父母の存在と距離感、夫婦の関係性、年齢（世代性）、職業観なども
 - 犯人探しをしないことが基本

4

アセスメントの視点

- 困っていることをどのように考え整理していくか
 - * 誰が困っている（本人 or 周囲）
 - * 何に対して、どのように
- 気をつけたいこと
 - * どのような時に、いつごろから
 - * これまでどうしてきたのか

5

発達過程にある子どもを どのように理解していくか

- さまざまなアセスメント法
 - * 観察法
 - ・ 子どもと関わるなかで情報を集める
 - ・ さまざまな場面からとらえていく
 - ・ 視点を固定化しない
 - * 測定法
 - ・ 発達検査、知能検査など（専門機関にて）
 - ・ 客観的な指標としてとらえる
 - ・ 本人をよりよく知り、手助けに役立てる

6

日常の子どもの姿から考える

- 検査ではない方法で子どもの状態を見ていく（アセスメント）
- 記録の活用 + アセスメントの視点
- 5領域からとらえる
- 生活からとらえる
- 遊びからとらえる
- 身体、情緒（心）、知能（頭）
（表現、言葉を通して）

7

子どもを理解することの大切さ

5領域からとらえる

（健康・人間関係・言葉・環境・表現）

*どの領域に問題を抱え、つまづきがあるか

生活からとらえる

（生活に必要なスキル、基本的生活習慣など）

遊びからとらえる

*何に興味や関心を持っているか

*知的な能力（物の性質の理解など）

*遊びの取り組み、こだわり

*道徳性の発達（善悪の判断など）

8

子どもの状態を見る目（アセスメント）

- 身体 = 身体的発達、運動機能など
- 情緒（心） = 感情を表出しているか
 - * 自己主張（表現）できているか
 - * 甘えているか
- 知能 = 言葉・指示の理解
 - * 認知・知的発達に問題はないか
 - * 指示されたことを行動に移すか

9

保育・教育の特性と 専門性を活かした支援

- 『できないこと』ではなく『できること』に注目して支援を組み立てる
- 保護者の意向、意欲、能力（過去の能力も含む）、協力者、地域社会など、多くの要素を捉えていく
- これらを見出すためにも適切なアセスメントが必要

10

- 家庭に何かを求める前に、園や学校で良い変化を引き出していくが可能
- 親に何かをするように促すよりも、保育者や教師が具体的に何かをして子どもが変化するのを示していくことも可能

11

対応の難しい保護者との関わり①

- こわごわ関わらない
 - ⇒ 「自分を嫌っている」と捉えられてしまう
- 子どもの好ましい側面を把握する
 - ⇒ 普段から肯定的に表現する
- 子どもの問題点が見られたら
 - ⇒ 直そうとしない、わかろうとする
- 子どものことを考えるほど、援助者は親に対して願いが強くなる
 - ⇒ 願う言葉であったとしても、相手には「親としての至らなさ」のように伝わる

12

対応の難しい保護者との関わり②

- 精神的な疾患を持つ保護者
⇒ 疲れやすさを理解する
- 一度に多くの情報は、何を優先すればよいかわからない
⇒ 必要なことを簡潔に伝える
- 新たな人や新しい場面が苦手
⇒ 関係に慣れた人が橋渡しをする
- 受診につなげる必要がある場合
⇒ 否定されても、子どもの生命や安全が脅かされる場合は、児童相談所と連絡を取り必要な介入と支援を行う

13

人との関わり —根源的なレベルで再確認—

- 何かを教えてあげよう、
- これを伝えなければ・・・
* 相手を指導の対象と見ている
- このような態度なら、子どもが可哀そう
* 相手を評価的に見ている

14

• 全ての人に当てはまる良い方法 というのではない

- * 一人の関わりだけで上手くいくということもあまりない
- * 連携は、顔の見える関係から始めていく
- * 社会資源の情報収集を心がける

• 場合によっては、流れていくの を見ているだけの時もある

- * 保護者との共通理解の難しさ
- * 「認めたくない気持ち」の理解
- * 戻ってこられたときに受け入れられることが大事

15

自分の専門性を 維持しつつ支援していく

- 相手のことを考え続ける姿勢
- 対話を忘れず、相互性を持つ
- 相手のペースを尊重する
- 誠実であること
- 相手の言葉から力を引き出す

16

相談援助力向上のための
Reトレーニングプログラム
—保育教育領域—
2015.1.15

事例を用いた援助演習①
—障害児—

関西国際大学 教育学部
木曾 陽子

1

18:30-18:40

発達障害の基本的理解

2

発達障害とは...

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう(発達障害者支援法第2条第1項)

生まれつきの発達の遅れや偏り、歪みや部分的な障害があり、小さい頃から症状が見られる。

3

発達障害の種類

① **広汎性発達障害(PDD)**
⇒ **自閉症スペクトラム障害(ASD)**

② **学習障害(LD)**

③ **注意欠陥多動性障害(AD/HD)**

→いくつかの障害が合併することが多い

※「軽度の」発達障害
→「知的障害のない」発達障害という意味

4

発達障害の種類

●言葉の発達の遅れ
●コミュニケーションの障害
●対人関係・社会性の障害
●パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともあります

自閉症

広汎性発達障害(PDD)

アスペルガー症候群

●基本的に、言葉の発達の遅れはない
●コミュニケーションの障害
●対人関係・社会性の障害
●パターン化した行動、興味・関心のかたより
●不器用(言語発達に比べて)

注意欠陥多動性障害(ADHD)

●不注意(集中できない)
●多動・多弁(じっとしてられない)
●衝動的に行動する(考えるよりも先に動く)

学習障害(LD)

●「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて、顕著に苦手

厚生労働省発行パンフレット「発達障害の理解のために」より

5

発達障害児の保護者支援の現状

発達障害の
早期発見・早期支援
は重要課題

発達障害は
乳幼児健診での
発見が困難

➡保育所等で「気になる子ども」という形で発達障害の可能性のある子どもを発見する

「保護者は気づいていない様子」
「気づいているのに、受け入れようとしない」
「理解しているが、協力的ではない」
「理解して、熱心に勉強しており、過度に要求してくる」

保育士は保護者支援をどのように行うべきか？

早速ですが…演習へ！

グループ分けをします！

- ① 緑のカードを裏向きに配る
- ② こっそりカードを確認する
- ③ ジェスチャーもしくは鳴き声で仲間を見つける
- ④ 見つかったグループから固まって座る

19:10から発表していただきます

19:10-19:25

事例検討の発表

8

事例1

4歳児クラスのYちゃんは、なかなかお友だちとの関係がうまくいきません。友だちの嫌がることを平気で言っ
てしまい、いくら責めても自分が悪いことが分からない
ようです。また、こだわりが強い様子が見られ、泥が触
れないなど、感覚の過敏さも見られます。しかし、まだ
専門機関にかかっておらず、Yちゃん自身に障害がある
かどうかははっきりしていません。お母さんに「Yちゃん、B
ちゃんと今日もケンカになってしまって、叩いてしまっ
たんです。」と話をする、保育者とは目を合わせず「B
ちゃんのお母さんには、謝りの電話をしておきます！先
生もケンカになる前に止めてください！」と言い放って、走
り去って行きました。

9

事例1：気になる子どもの保護者

- 早期発見・早期療育だけがすべてではない
 - 保護者の思いや状況を見て、話をしていく
 - 認めにくい場合は、園での対応を丁寧に
- 客観的な情報収集を
 - 家での様子はどうか？園での様子は？
- 保護者とは日ごろから話をしやすい関係を

10

事例2

年少クラスのRちゃんは、1歳半健診で要観察となり、年
少クラスに入園する前の1年間、市内の療育施設に通っ
ていました。そこでは、ことばの遅れと広汎性発達障害の
可能性を指摘されていたようです。Rちゃんのお母さんは
療育熱心で、現在でも幼稚園を早退し、毎日のように感
覚統合や言語訓練に通い、さらに、お絵かき教室や音楽
教室、英語教室にも通っていました。そのうえ、自宅でも
ABAという訓練を受けさせ、毎日訓練や習い事をしていま
した。Rちゃんは園の活動中にぼーっとしていることが多く
、声をかけても反応が少ないです。最近では、お母さんに
対して「ママ、きらい！」と言うことが増えたようです。

11

事例2：療育熱心な保護者

- 保護者の行動に隠れた思いに気づく
 - 本当に良いことばかり？悪いことばかり？
 - なぜそんな言葉・行動を？
- 保護者の気持ちを尊重する
 - 否定する、指導する×
 - まずは尊重する、認める○
 - そこから、どうするかを一緒に考えていく

12

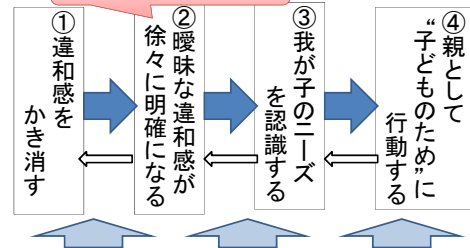
19:25-19:45

母親の心情理解

13

母親の気づきのプロセス

意図的に“待つ”こと！



影響を与える他者：
保育士、保健師、医師、家族、親戚、母親仲間、友人、
職場の同僚など

19:45-20:00

障害が疑われる子どもの 母親支援の方法

15

母親支援役割の整理

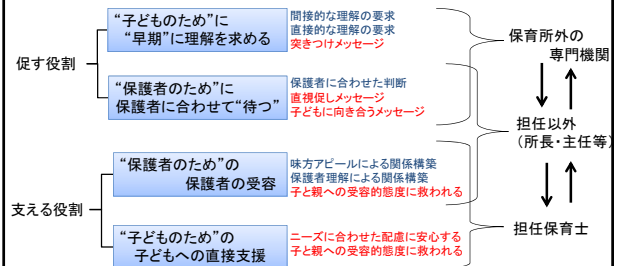


図 発達障害の可能性がある子どもの母親支援役割

- ・担任保育士は支える役割を重視
- ・それ以外の所長や主任等が促す役割を担う

16

第Ⅰ期:違和感が曖昧な時期

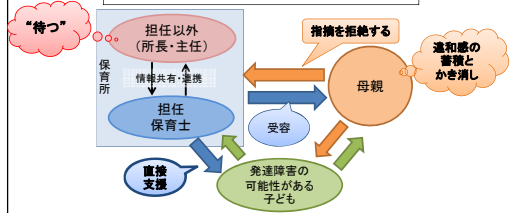


図6 第Ⅰ期:違和感が曖昧な時期

- ・担任保育士は、子どもへの直接支援を開始
 - ・促す役割を担う所長や主任等は、積極的かつ意図的に保護者の気づきのタイミングを待つ
- ⇒母親の少しずつ探り出す行動が出るまで見守る。
具体的支援の提示に備えて情報を整理する。

17

第Ⅱ期:違和感が明確化する時期

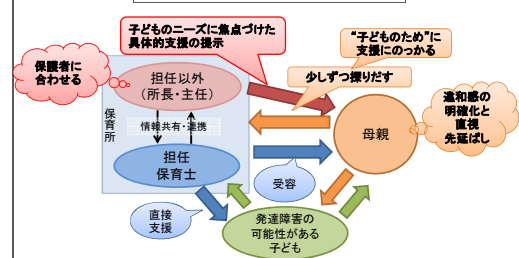
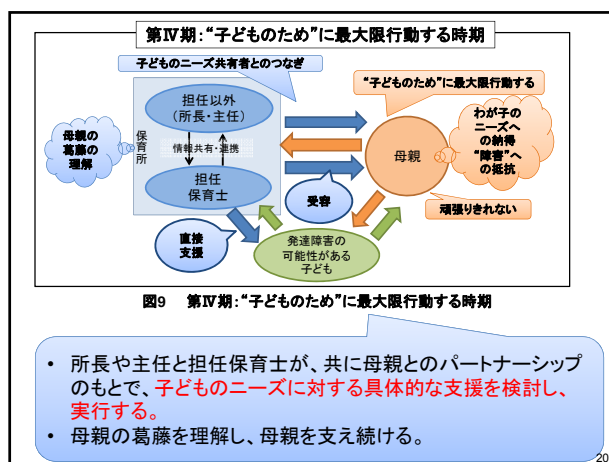
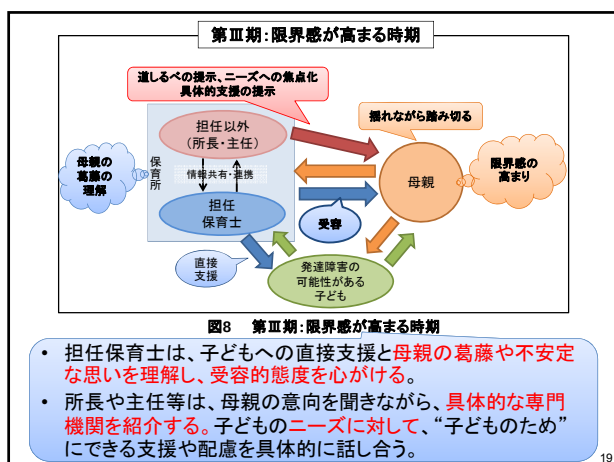


図7 第Ⅱ期:違和感が明確化する時期

- ・担任保育士は、子どもへの直接支援を継続
- ・所長や主任等は、母親の少しずつ探りだす行動に合わせて、子どもの具体的な姿を伝え、子どものニーズを整理して、具体的な支援方法を提示する。(障害の有無に言及しない)

18



ワークシート：事例 1

以下の事例を読んで、グループで家族への支援を考えましょう。

4 歳児クラスの Y ちゃんは、なかなかお友だちとの関係がうまくいきません。友だちの嫌がることを平気で言ってしまう、いくら責めても自分が悪いことが分らないようです。また、こだわりが強い様子が見られ、泥が触れないなど、感覚の過敏さも見られます。しかし、まだ専門機関にかかっておらず、Y ちゃん自身に障害があるかどうかははっきりしていません。お母さんに「Y ちゃん、B ちゃんと今日もケンカになってしまって、叩いてしまっただんです。」と話をすると、保育者とは目を合わせず「B ちゃんのお母さんには、謝りの電話をしておきます！先生もケンカになる前に止めてください！」と言い放って、走り去って行きました。

1. Y ちゃんのお母さんは、なぜ保育者と目を合わせずに走り去っていったのでしょうか？

※ Y ちゃんのお母さんの立場にたち、この状況でどのように感じるか考えてみましょう。

2. 1 を踏まえて、この事例についてグループで具体的な保護者への支援・対応を考えましょう。

ワークシート：事例 2

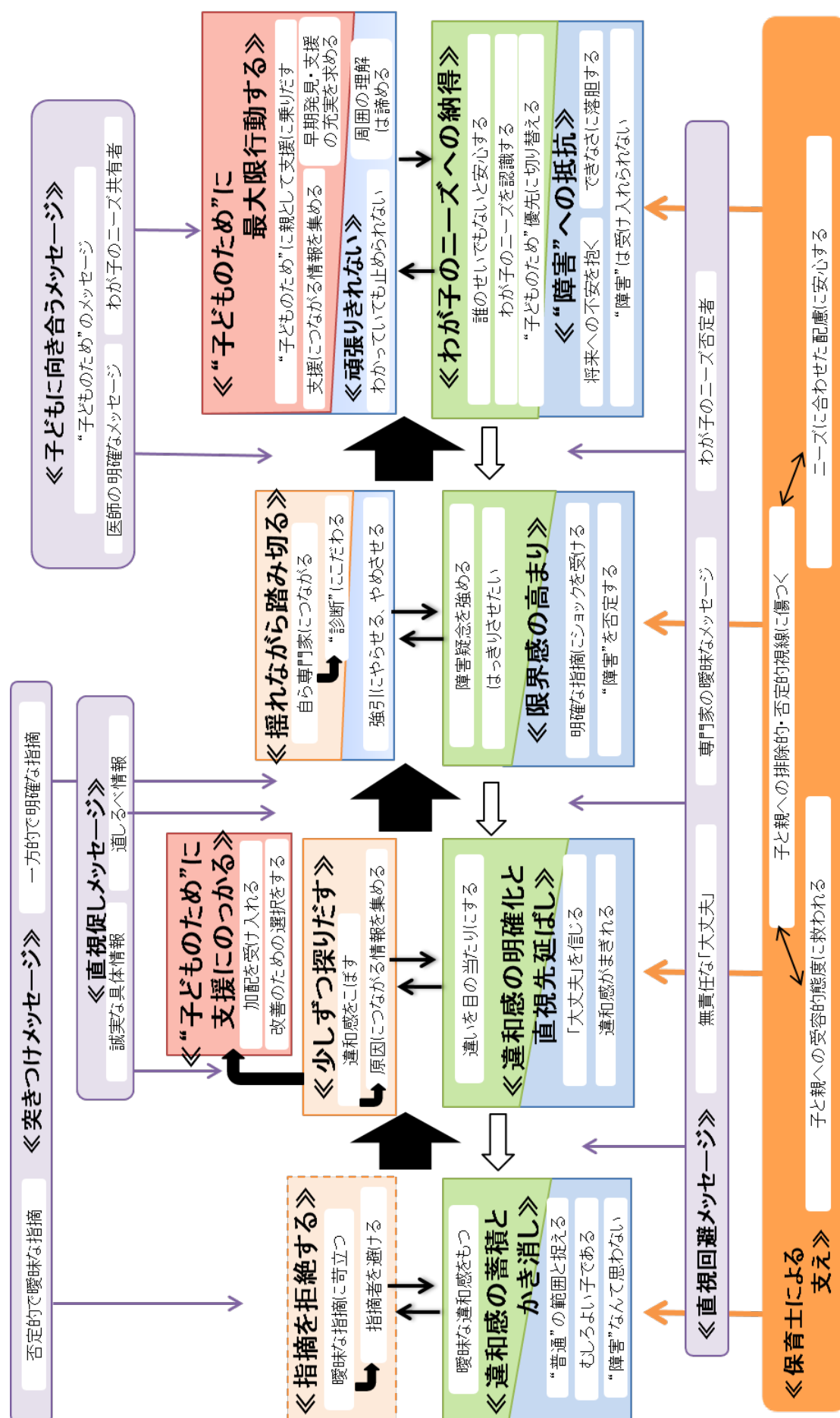
以下の事例を読んで、グループで家族への支援を考えましょう。

年少クラスの R ちゃんは、1 歳半健診で要観察となり、年少クラスに入園する前の 1 年間、市内の療育施設に通っていました。そこでは、ことばの遅れと広汎性発達障害の可能性を指摘されていたようです。R ちゃんのお母さんは療育熱心で、現在でも幼稚園を早退し、毎日のように感覚統合や言語訓練に通い、さらに、お絵かき教室や音楽教室、英語教室にも通っていました。そのうえ、自宅でも ABA という訓練を受けさせ、毎日訓練や習い事をしていました。R ちゃんは園の活動中にぼーっとしていることが多く、声をかけても反応が少ないです。最近では、お母さんに対して「ママ、きらい」と言うことが増えたようです。

1. お母さんはなぜ R ちゃんを多くの訓練や習い事に通わせているのでしょうか？

※ お母さんの行動の裏側にはどのような気持ちがあるか考えてみましょう。

2. 1 を踏まえて、この事例についてグループで具体的な保護者への支援・対応を考えましょう。



心に傷を負った子ども達の相談援助と 保護者対応について

2015年1月24日(土)13:10~14:40

関西国際大学
中尾繁樹

虐待とは

- 子どもの虐待の定義としては、関係者によつての共通理解ができていないのが現状です。虐待とは、叩く・怒鳴るなどの行為そのものもあるのですが、人権を侵害する行為と考えた方がいいと思います。大きく分けると次の4つのタイプに分けられます。

2

虐待とは

- 身体的虐待(子どもの身体面に損傷を与える行為、身体的暴力による外傷他)
- 心理的虐待(子どもの心理面に「外傷」を与える行為、ことばの暴力、脅し、拒絶他)
- 性的虐待(子どもを性的対象として扱う行為、性行為、性的情報の強制他)
- ネグレクト(健全な心身の成長、発達に必要なケアをしない行為)

こういった虐待を起こさないためにはどうすればよいのでしょうか。

3

反応性愛着障害

- 抑制型
他者との安定した関係を持つ事ができずに、他者に対して無関心を示す。
* 極端なネグレクトの子どもに見られることが多い。
- 脱抑制型
部分的な愛着関係の状態に取り残されて、他者に対して、無差別的に薄い愛着を示す。
* ネグレクトに加え、身体的な虐待、養育者が一定しないなど部分的な愛着形成しかできていない子どもに見られることが多い。

4

被虐待児の諸症状①

- 孤独感、疎外感を持っている。
- 脳内の緊張が高く、いつもイライラしていて、抑制ができない。
- 一度泣き出したら、なかなか自分からは、泣きやむことができない。
- かんしゃくをおこしやすい。
- 心から楽しんだり喜んだりできない。
- 人から怒りっぽいとみられる。
- 生活パターンの変化に適応できず、パニックを起こしやすい。
- 未来に絶望を感じている。

5

被虐待児の諸症状②

- 過度の刺激を求める。
- 愛そうとする親や権威のある人に攻撃的・挑発的である。
- 反社会的行動が目立つ
- 破壊的行動が目立つ
- 衝動や欲求不満に自制がきかない。
- 自分のしたことに責任を持たず、他人に責任を転嫁する。
- 自虐的で、自傷行為をする。
- 他虐的で、動物や自分より弱いものに残酷である。
- 食べ物を隠してためる、暴食、過度の偏食、じっと座って食べられない。
- 多動である。

6

被虐待児の諸症状③

- 自分自身、人間関係、人生に否定的な考えを持っている。
- 自分に自信がない。
- 新しいことやリスクの多いことには挑戦できない。
- 年齢相応な考え方ができない。
- 忍耐力や集中力が低く、学習障害が起きることも...
- 因果関係がわからないため、常識が通用しない。
- パターンに固執し、柔軟な考え方ができない。

7

被虐待児の諸症状④

- 人を信頼しない
- 人から情愛や愛情を受け入れず、自分も与えない。
- 倫理観の欠如から良心が育っていない。
- 見ず知らずの人に愛嬌を振りまき、まとわりつく。
- 平気で他虐行為を行う。
- 自分のまちがいや問題を人のせいにして責める。
- 不適当な感情反応を引き起こすので、同年配の友達ができない。
- 人の目を見ない、見られるのをいやがる。
- 他人の感情を把握できず、共感や同情ができない。

8

被虐待児の諸症状⑤

- 年齢相応な身体の発達が未熟で小柄な子が多い。
- 痛みに対して忍耐強い。
- 触れられるのを激しく嫌がる。
- 自分に不注意で自傷的なので、けがをしやすい。
- 非衛生的になりがちである。

9

被虐待児の諸症状⑥

- 自分を悪い子だと思っている。
- 愛することができないと思っている。
- 有名な悪人や犯罪者に憧れる。
- 自画像をかかせると、悪魔の図をかく(アメリカの場合)
- 公開や自責の念がなく、自分を社会の規範の外にいる存在だと思っている。

10

愛着形成と脳の発達

- 愛着形成が脳の発達と直結している。
- 愛着者とのスキンシップや優しい言葉をかけられる⇒緊張を和らげる。⇒セロトニン系
- 虐待環境で育つと、**前頭葉の抑制機能に支障が生じてくる。**
- 重大な愛着障害は、脳の器質的発達そのものに影響を与える。一方で、愛着の部分的な不全という場合には、対人的社会的能力に欠落する。

11

愛着障害の修復は可能？

- 虐待環境から保護され、変わりとなる愛着者が提供され、育ちなおしが行われれば愛着の修復は可能である。
- 行動上の問題があるので、決して容易ではない。
- 被虐待児における傷ついた愛着の修復は、ゼロからの出発ではなくて、マイナスからの出発なのである。

12

二次障害って何？

- 子どもの困難さを周囲が理解して、適切な対応をしていない
- 本来ある困難さとは別の二次的な情緒や行動の問題が出てしまう
- 心の不安定さが身体機能にも影響を及ぼす可能性も多い
- 発達障害はADHDとLDのように合併しているケースや不適切な関わり方によって派生した別の症状・障害と併存することも多い

13

自尊心の低下と自己否定感

- 困難さを周囲に理解してもらえない
- 失敗体験を繰り返していると、次第に自分は「私はダメな子」という思い
- 「何をやってもうまくいかない」というプレッシャーが強くなると、やる気がなくなったり、自分に対して否定的になったりと、自尊心が低下し、自己評価も下がる
- 自己評価が低下した状態が続くと、引きこもりやうつ状態に繋がるケースもある
- ADHDの場合は、問題行動が優先し、背景にある抑うつ状態が見過ごされてしまうケースもある

14

攻撃性

- 些細なことでカッとなり、わめいたり、暴れたりする。
 - 「死ね」「殺す」などと口にする。
 - 友だちや家族に暴力をふるう。
 - 小動物を虐待する。
 - 刃物を持ち歩く。
- ⇒ 軽度発達障害、行為障害、境界型人格障害(18歳以降)

15

反抗挑戦性障害

Oppositional Defiant Disorder (ODD)

～6ヶ月持続する拒絶的、反抗的、挑戦的な行動(保護者、教師など権威への反抗)～

1. しばしば癈癢をおこす、怒り・腹を立てる
2. 大人と口論、暴言をはく
3. 大人の要求、規則に従うことを拒否
4. 故意に他人をいらだたせる
5. 自分の失敗、振る舞いを他人のせいにする
6. 意地悪、執念深い、

16

虐待が発達に与える影響

- 成長障害
- 運動・言語・認知面の遅れ
- 不注意・衝動性・多動性 (ADHD-like behaviors)
- 社交性の欠如
- 愛着性障害(対人関係性の障害)
- 自閉症類似の言動 (Autistic-like behaviors)
- 虐待環境が、脳機能障害を作り出す？
— 可逆性の変化・症状消失の可能性

17

被虐待児の二次障害

- 気分が変化しやすい→失敗体験、絶えず注意を受ける→自信喪失
- 瞬間を生きている→しかられる、瞬間は反省、すぐ忘れる→自己コントロールの弱さ→結果犯罪、暴力他
- 誉められることが少ない→劣等感、無気力→学習意欲低下
- 親の葛藤→不安助長→体罰→愛着の喪失

18

被虐待児に伴いやすい障害

- 学習障害
- 反抗挑戦性障害／行為障害
- 不登校
- 不安障害
- 気分障害
- チック
- てんかん
- 発達性協調運動障害
- 発達性言語障害

19

ADHDと被虐待の脳内メカニズム

- 神経伝達物質(ドーパミン等)の問題
- ワーキングメモリーの問題
認知過程にかかわる前頭葉の問題

＜実行機能の障害＞ 前頭前野

前もって計画を立てて、見通しを持って実行していくことが困難

20

ソフトウェアの問題？

- 子ども時代に身体的・性的・心理的虐待を受けると、大きくなってからも精神的トラブルを抱える場合がある。これまでの研究から、虐待と精神的トラブルの間には強い関連があるとわかってきた。
- しかし、1990年代初期には、情緒的・社会的なトラブルはおもに心理的なものから生じると専門家は信じていた。児童虐待の被害者は、精神的な防御メカニズムが強く働きすぎ、大人になってから敗北感を感じやすくなったりする。精神的・社会的な発達が抑えられて、大人になっても“傷ついた子ども”のままになってしまうこともある。そのように考えられてきた。
- 虐待によるダメージは基本的には“ソフトウェア”の問題とされてきた。治療すれば再プログラムが可能で、つらい体験に打ち克つよう患者を支えれば、治せる傷ととらえられてきた。

21

ハードウェアの問題

- マサチューセッツ州ベルモントにあるマクリーン病院とハーバード大学の共同研究グループは、虐待の影響を研究して、これとは少し違う結果を得た。
- 子どもの脳は身体的な経験を通して発達していく。この決定的に重要な時期に虐待を受けると、厳しいストレスの衝撃が脳の構造や機能に消すことのできない傷を刻みつけてしまう。
- いわば“ハードウェア”の傷だ。虐待を受けると、子どもの脳では分子レベルの神経生物学的な反応がいくつか起きる。これが、神経の発達に不可逆的な影響を及ぼしてしまうらしい。

22

実行機能の障害とは

- トラブルのもと
ゲームの細かいルールが理解できない
共同・計画できない
EX、サッカー、すごろく、かるた他
→ 失敗体験の繰り返し→二次障害

23

実行機能とは

- 「**目的に応じて思考や行動を調整する能力**」と定義され、前頭前野がその中心的役割を担っている
- この定義からも分かるように、「実行機能」はさまざまな機能を含む包括的用語であるが、その核となる下位機能には3つの要素がある。

24

実行機能の3要素

- **抑制**: 無関係な情報を無視し、注意を向けるべき情報に対して注意を維持する機能。もしくは、優勢である誤反応を止める機能。⇒発表者に着目。今は何を？次はどうなる？今じゃないでしょ。他
- **作業記憶**: 情報を一時的に保持し、必要な時にその情報を操作する機能。⇒友だちの意見を聴いて発表。覚えて書く。体操を見る。音読する。2つのことを一緒にする。他
- **認知的柔軟性**: 状況に応じて思考や行動を切り替える機能。⇒今でしょ。今じゃないでしょ。ではいつするの？他
⇒行動モニタリング⇒行動修正⇒これでいいですか？
⇒1年生で学習・獲得させる機能⇒模倣、ルール・手順理解、遂行、成功、フィードバック

25

被虐待が行動障害に移行するとき

- **外在・内在する経過は、ナチュラルコースではない**
 - すべての子どもたちが歩む道ではない
- **基本障害はひとつの契機にすぎない**
 - 二次的障害という理解
- **この進展を止める努力が必要**
 - 早期の気づき、丁寧な対応

26

治療および援助方法

- **当事者支援**
 - 薬物療法
 - 個別カウンセリング／精神療法
 - 行動療法
- **親支援**
 - 親ガイダンス
 - ペアレント・トレーニング
 - 親の会などの活動
- **環境調整**
 - 学校等との連携
 - 社会的啓発活動

27

基本的対応

- 長所を探し、認める
- 習得に時間がかかる
- 適切な援助を与える
- 不適切な言葉をかけない
- 養育者を理解する
- 被虐待児の特性を理解する
- 子どもの自己理解を目指す
- 守る、安心、安全

28

環境調整のヒント

- **社会性への戦略**
 - 子どものいる小集団全員の集団意識を競争から協力へと転回する
 - 自分から上手にsosが出せるように配慮する
 - クラス内に弱者意識を持たせない(いじめの温床になりやすい)
 - 何事も協力しあい、助け合い、認め合えるようなクラスづくりを目指す
 - 重要なのは、ルールを守ることと、自分の思いを相手に伝えることである
 - ゲーム感覚で、社会性を養うと有効なことが多い⇒SST
 - 論理的な話し合いを心がける

29

やる気を持たせるために

- 他者に誉められることで、頑張ろう、さらに認めてもらおうと思う
- 報酬をもらうことで励みになる
- 関わる側が熱心すぎると、期待感や強制感に追いつめられることもある
- ほどほどの期待と、十分な賞賛

30

やる気を持たせるための対応策

- 外発的動機づけ
 - 他者に誉められる、報酬をもらうこと
- 内発的動機づけ
 - 自己決定感(自分は自立している)、有能感(自分は有能である)、交流感(自分は愛されている)を充足させることで高まる、「学習すること」それ自体が目標
- 注意:関わる側が熱心すぎると、期待感や強制感から内発的動機づけが低くなってしまう

31

ストレスの高い子どもへの指導の実際(1)

- 話を聞いてあげる(共感)
- 一緒に話をする
- からだへの働きかけ(さする、ゆるめる、とけあう)
- 動物とのふれあい
- からだへの気づき
- 顔のマッサージ、呼吸
- 笑う

32

ストレスの高い子どもへの指導の実際(2)

- 自由に絵を描く(認める、止めない)
- あったことを言葉や絵で伝えさせる(客観視)場合による
- 絵に込められたメッセージを早く読み取る(観察)
- 子どもの気持ちを受け止め楽にする(受容)
- 音楽、絵、絵本に親しむ
- 砂遊びと粘土(発散)

33

衝動・注意散漫・こだわりに学校でできること

- 課題がわかりやすい
- 視覚的、聴覚の手がかりを多く
- 課題自体が目的である
- 子どものできる部分、好きな部分が存在している
- 時間、空間の構造化

34

指導のポイント(1)

- 集団で生活する力を育てる
 - 愛着、努力、多忙、ルール、自己評価
- 自己統制力を高める
 - 役割、ボーっとすることを教える
- 学力をつける
 - スモールステップと評価、いきあたりばつりにならない

35

指導のポイント(2)衝動、多動

- 危険以外叱らない
- 暴力、破壊には身をていしてでも止める
- 動機の追及より結果としてだめなことを確実に伝える。
- 必要なことは注意叱責ではなく、具体的な行動の仕方を

36

指導のポイント(2)衝動、多動

- パニックには場所を変え落ち着くまで放置
- イライラ感の共感
- 原因追求ではなく何をしたかったのかを聞く
- 教えた行動の練習
- 他児への理解

37

指導のポイント(3) こだわり、語用

- ことばの意味理解ができていない可能性の示唆
- 類推しなければいけない表現を避ける
- 代名詞は極力避ける
- 具体的な表現
- 視覚的手がかり
- 予告の大切さ
- 親への配慮
- こだわりのパターンを知って対応

38

感覚の特異性

- 特定の感覚を回避
- 特定の感覚に極端に接近

39

自傷・他害への対応

- 教育内容の変更
- 専門機関との連携
- 「見て(注目)」「ほしい(事物)」「いやだ(回避)」
- 問題が起こる前に注目
- 課題を下げる
- 環境の工夫(物理的排除)
- コミュニケーション手段の工夫

40

保護者への対応

幼児期の母親の相談を進める際に 気をつけること

- 無理に聞き出そうとするより、お母さんが話してくれる内容で勝負する。そのような中でも話をただ聞くだけでなく、しっかり聞きながらも、子どもへの関わり方や今後の方針が話し合えるように心がける。
- 子どもの将来や、節目ごとをお母さん達がイメージできるような話し合いにすることも大切である。お母さん達が元気に前向きに子ども達の生活を支えられるような気持ちになれるようにする。

42

ワーク こんなときどうするの？母親編

- いつもクレームの多い保護者から「子どもが小学校でA君からいつもたたかれているので、行きたくないと言っている。担任の指導に問題があるのではないか。」と指摘を受けた。
- 保護者から「うちの子どもは発達障害でしょうか」と相談を受けた。

43

母親達の訴えと相談を 受ける者の心構え

- 保健所での健診後のフォローや病院内での発達相談に来談されるようになると、お母さん達の様々な訴えを聞きます。「これは特性なのか、性格ではないのか？」「まだ教えていないからできないのではないか」等です。お母さんの訴える子どもの状態像を体、心、生活習慣という視点で整理する必要があります。ことばが出てくる前後の時期にはことばだけでなく、人との関わりという視点、集団生活が始まればその視点も含めて整理が必要です。その際に私たち相談員は幼児の発達の目安を知っておかなければなりません。お母さん達の情報を整理することが私たちのアセスメントの始まりであり、子どもを見立てる際に非常に重要な情報になってきます。

44

保護者への聞き取り

- ①名前を呼ぶと振り向きますか？（振り向く、視線が合う、動きが止まる等）
- 気になる行動としては、一つのことに集中していると、呼ばれてもなかなか気が付かない。名前よりも機械音や物音に反応が見られる等

45

保護者への聞き取り

- ②大人の身振りなどのマネをしますか？
- そばにいる人を見てマネをしようとするのは、ことばの獲得に必要な力です。
 - 発達の遅れや発達障害の疑いのある子どもは、人への関心の向きにくさ、正確に見る力の弱さ、記憶の弱さなどからマネの出現が遅れる場合が多い。

46

保護者への聞き取り

- ③簡単な指示にしたがいますか？
- その場の状況や手がかりがあれば分かるかどうか。指示の応じ方にムラがないか。
そばで言っているのに、聞こえていないような時があるか等。

47

保護者への聞き取り

- ④意味あることばを二つ以上いえますか？
- 具体例に注目（身近なものか？かわりから広がることばか？）初語は何か（特異なものではないか。例：ダイエー、社長）
 - ことばが少ない場合は、指さし、見立てやふりをする、模倣があるかどうかを確認！はつきりした単語はなくても伝達の意図（何かしてほしいときに、離れている大人を呼ぶ等）がある発声があるか

48

保護者への聞き取り

⑤絵本を見て知っている者を指しますか？

- ・子どもの指さしの有無と同時に、親が指さした方向を見るかどうかチェック。反応しているか、指さしの指をみていないかどうか。
- ・指さしをする時に、伝えたい相手をきちんとみるか、視線や気持ちの共有ができるかどうか確認。
- ・指差しがない場合、クレーン現象はないかどうかのチェック。クレーン現象とは、相手に何をか伝えたいときに相手の手を取ってさせようとする。コミュニケーション力が弱い場合に出現しやすい。

49

保護者への聞き取り

⑥自分のおもちゃを使って遊ぶことができますか？

- ・遊び方を聞く。見立て遊びができるか、大人の介入があれば遊べるか、パターンの遊びか、指しゃぶり等のような自己刺激的な感覚遊びか等。
- ・変わった使い方で遊ぶか。
(車を一列に並べる、何でもくるくる回す等)

50

保護者への聞き取り

⑦他の子どもに関心を示しますか？

- ・遊びやおもちゃではなく、子ども自身に関心がむいているか。
- ・自分から関わろうとするか(ちょうだい、貸してを伝えられるか)、存在をきにするか。

51

幼児期の母親の相談を進める際に 気をつけること

- ・ 幼児期はお母さん達の相談を受ける中で様々な悩みを聞きます。話していくうちに子どものことよりも家庭内での話に移行することもしばしばみられます。お母さんが今何で一番負担を感じているのかしっかり捉えるためにも、限られた時間の中でポイントを絞った質問を投げかけ、適切なアドバイスが求められています。相談を受ける中で、まずはお母さんの話すことにはどのようなことにも同調します。それが決して適切と思われる関わりや内容でなかったとしても、まずは受け入れることを心がけています。

52

幼児期の母親の相談を進める際に 気をつけること

- ・ 無理に聞き出そうとするより、お母さんが話してくれる内容で勝負します。そのような中でも話をただ聞くだけでなく、しっかり聞きながらも、子どもへの関わり方や今後の方針が話し合えるように心がけています。また、子どもの将来や、節目ごとをお母さん達がイメージできるような話し合いにすることも大切だと思っています。幼児期の子どもを育てるお母さんは、これからも学童期、青年期と子ども達の誰よりもそばで見守り続ける存在です。そのお母さん達が元気に前向きに子ども達の生活を支えられるような気持ちになれるよう、私たち専門機関で働く者は対応することが大切です。

53

i 信頼関係を築く

- ・ 心を開いて話を出来る関係作りをする。ふと心配なことが生じた時、話をしてみようと思える存在になれるよう努力をする。不安や悩みを打ち明けられた時には、その心情をしっかり受け止め、十分に話を聴く。

54

ii 子どもの様子を伝える

- 子どもの発達の状況を不安に思っている保護者は、子どもがうまく集団の中で過ごせているかどうか、皆と同じように行動出来ているかどうかなど不安が強くなる。子どもの様子を保護者に伝え、その苛立ちや不安を受け止めていく。

55

iii 子どもが出来ていることをしっかりと伝える

- 保護者にして欲しい課題を伝えることより、子どもの出来ていること、つまりは子どもの成長を支援していくための糸口を伝えることに重点を置く。

56

iv うまくいった具体的な対応を伝える

- 課題を伝える場合は、うまくいった対応方法などを伝え、かつ実際にその対応方法を見せてモデルを示す。子どもが示す“出来る”という事実が保護者を強くサポートし、関わりへの意欲を持たせることになる。

57

v 見通しを立てて伝えていく

- 援助者が、子どもの発達のプロセスとその特性について十分に熟知し、長期的な展望を保護者に伝えることにより、保護者が子育ての見通しを持てるようにする。このことは、保護者の不安を軽減し、意欲的に子どもに関わることへと繋がる。

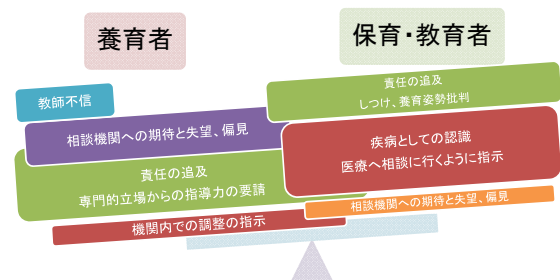
58

vi 援助者に出来ることを伝える

- 援助者が、どのような取り組みを出来るのか、その結果がどのような成果をもたらすのかを伝えていくことで、保護者が子どもにかかわっていく展望と見通しが立ち、安心感を得られる。

59

子ども日常をめぐる悪循環



60

Reトレーニングプログラム (保育分野)

～児童虐待事例検討～

関西国際大学教育学部 濱田格子

児童虐待 (チャイルドマルトリートメント)

保護者とその監護する児童について行う次に掲げる行為

- ・身体的虐待
- ・性的虐待
- ・放置・怠慢（ネグレクト）
- ・心理的虐待

要保護

要支援

個別啓発

予防的啓発

母親の育児ストレス要因

- 母親の子育て不安・負担感
 - ・専業主婦・パート主婦と共働き主婦の違い
 - ・イライラが高い（複数の子、2～6歳まで）
- 母親の育児ストレス要因
 - ・子どもに対するコントロール不可能感
 - ・母親の体力体調不良
 - ・夫の育児態度に対する不満
 - ・育児環境不備に対する不満
 - ・アイデンティティ喪失への脅威
 - ・周囲の人々の協力や理解の不足
 - ・子どもの発達に対する懸念
 - ・育児への苦手意識

被虐待児の理解

- ・表面的および無差別な愛着
- ・試し行動
- ・衝動的・攻撃的・挑発的言動
- ・虚言
- ・多動
- ・偽成熟性（かりそめの大人）
- ・激しい癇癪、パニック、感情爆発
- ・無気力、無表情・無感情、「かたまり」
- ・自傷行動

児童虐待のチェックリスト

目的：変化のチェック

共通理解の資料（ケースカンファレンス）
関係機関、ネットワーク会議の情報提供資料
保育の重要課題を知る

- ・子どもの様子
- ・保護者の様子
- ・生活環境

事例検討

- 保護者が虐待（体罰）を肯定している場合
- 保護者が虐待を否認する場合
- 保育者からの虐待

保育者の虐待（言葉 1）

- 1) 名前の呼び方
 - ・ 子どもの名前を呼び捨てにしたり、勝手にあだ名をつけて呼ぶ。
 - ・ 保育者どうしが、子どもの前で呼び捨てやあだ名で呼びあう。
- 2) 感情的な言葉
 - 「何回言ったらわかるの!」「もう、ばかじゃないの!」
 - 「ほん と、かわいくないね」「いいかげんにしなさい!」
 - 「うるさいなあ」「・・・って言ってるでしょう!」
 - 「何やってんの!」「もう、しつこい!」
- 3) 脅かす言葉
 - 「片付けられないなら、これもちゃうよ」
 - 「そんなことするなら、もうないよ」
 - 「寝ないとおやつ食べられないよ」
 - 「仲よく遊べないなら、出て行って」

保育者の虐待（言葉 2）

- 4) 中傷の言葉
 - 「バカっていう人がバカなんだよ」
 - 「〇〇ちゃんがそっちに行ったから気を付けて」
 - 「また〇〇ちゃんが〜」
 - 「〇〇ちゃん汚いね、だらしないね」
 - 「また嘘言ってる」
- 5) 権利を誇示する言葉
 - 「ほら、転んだ。だからやめなさいって言ったでしょ!」
 - 「もう何回も言ってるよ」
- 6) 拒否の言葉
 - 「そこで泣いてなさい」「もう知らないよ」
 - 「置いていくよ」「勝手にしなさい」

保育者からの虐待を防ぐ

- 風通しの良い組織
- 相談システムの周知
- 研修（子どもの人権、虐待、保育スキル）
- 組織文化（風土）を見直す

保育所・幼稚園から小学校への連携

入学移行期の子どもの期待や不安
と保護者の期待や不安の変容過程

2015年1月24日(土)16:30~18:00

関西国際大学
教育福祉学科 こども学専攻
椋田 善之

1.1 研究の背景

- 机に30分も座ってられない児童の増加
 - ・情報化などによる環境の変化
 - ・家庭の教育力の低下
 - ・核家族化による異年齢との関わりの減少
 - ・地域社会での人々の関わりの減少 (吉田, 2005)
- 幼小の教育方法・カリキュラムの「段差」 (西山, 2002)

幼稚園と小学校の連携・接続

2

1.2 小学校1年生の実態

- 東京都公立小・中学校における第1学年の児童・生徒の学校生活への適応状況にかかわる実態調査 (東京都教育委員会2009)

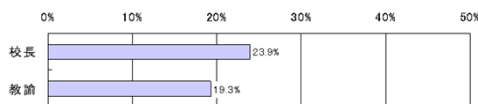
【調査対象及び標本数】

◇校長 ... 1313名 ◇教諭 ... 1313名

【調査時期】

◇平成21年7月13日(月曜日)から7月17日(金曜日)まで

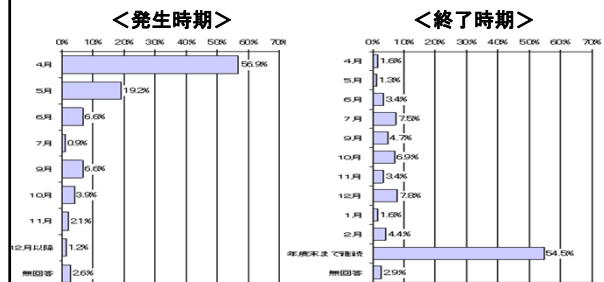
1 不適応状況の発生経験の有無【校長、教諭の回答(%)】



3

1.3 小学校1年生の実態調査

2 不適応状況の発生時期と終了時期【校長の回答(%)】



4

1.4 我が国における歴史的背景

- 1948年の『保育要領』
幼小の一貫性や独自性について取り上げられた
- 1964年の『幼稚園教育要領』
一貫性や連続性については示されなくなった
- 1989年の『幼稚園教育要領』
幼稚園の独自性が強調され、遊びや環境を通して子どもを保育するという理念が提示された
- 1998年の『幼稚園教育要領』
小学校との連携が再び言われるようになり、『小学校学習指導要領』でも交流活動が取り上げられた

分岐点

5

1.5 学会における動向

- 日本保育学会において、1985年の第38回から幼小連携関連の研究発表が分科会として独立し、近年では、現代的な課題として取り組まれている (北野, 2010・芦田ら, 2010・井上ら, 2010)
- 生活科・総合的学習教育学会においても、1992年の第1回大会から幼小連携に関する様々な研究が行われている (野田, 2002・藤田, 2006・伊能, 2011)

しかし、幼児・児童へのインタビューから期待や不安の変容を捉え、どのような幼小連携・接続を行うべきかを探るものは見受けられない

6

世界の保幼小連携へのまなざし

- 保育所・幼稚園から小学校への連携については世界的に見ても注目されている。
(OECD、2012)
- 特に、欧州では、子どもへのインタビュー調査によって移行期を捉えようとする多くの調査が2000年頃から行われ、活発になっている。
(Nieselら、2001) (Stig、2000) (Wilfreidら、2000)

7

1. 6 先行研究

- 幼稚園から小学校への移行に関する発達心理学的研究Ⅲ(進野ら、2000)
- 幼児と児童の、**縦断的なインタビュー**ではない
- A Study of the Transition from the Foundation Stage to Key Stage 1 (Sandersら、2005)

日本の幼児や児童に適した質問項目が必要

8

2. 研究の目的

- **入学前の期待・不安から入学後の学校生活の充実・不満への移行に着目し、その特徴と園ごとの傾向を検討する**
- ・各幼稚園と小学校での子どもへの縦断的なインタビューの実施
- ・小学校に対する子どもの認識

9

3. 1 方法 (1)－対象と手続き(幼児)－

対象：兵庫A幼稚園の幼児15名
・S組(8名){男児5名・女児3名}
・W組(7名){男児4名・女児3名}
実施期間：2007年1月18日・19日
実施場所：園内の園長室と会議室
実施時間：昼食前の設定保育時間中
と、昼食後の自由遊びの時間帯のいずれかでを行った

対象：兵庫B幼稚園の幼児16名
・U組(16名){男児8名・女児8名}
実施期間：2010年1月20日～2月2日
実施場所：園内の遊戯室と職員室
実施時間：昼食前の設定保育時間中
と、昼食後の自由遊びの時間帯のいずれかでを行った

- ①教師に男女比、仲の良い友達であることなどを考慮に入れて参加する幼児・児童たちの推薦を依頼
- ②子どもが緊張しないように絵を描いたりお話ししながら、インタビューアと対面する形でインタビューを行った
- ③画用紙は八つ切り、画材はクレヨンを用意した

10

3. 2 方法 (1)－対象と手続き(児童)－

対象：兵庫A幼稚園の卒園児15名
・(15名){男児9名・女児6名}
実施期間：2007年6月9日～13日
実施場所：PC室
実施時間：昼食後の昼休みの時間帯で行った

対象：兵庫B幼稚園の卒園生16名
・(16名){男児8名・女児8名}
実施期間：2010年5月25日～6月20日
実施場所：自宅かセンター
実施時間：授業終了後の放課後の時間帯に行った

- ①教師に男女比、仲の良い友達であることなどを考慮に入れて参加する幼児・児童たちの推薦を依頼
- ②子どもが緊張しないように絵を描いたりお話ししながら、インタビューアと対面する形でインタビューを行った
- ③画用紙は八つ切り、画材はクレヨンを用意した

11

3. 3 方法 (2)－質問項目(幼児)－

- 質問項目(半構造化インタビュー)
- ①お名前を教えてくださいか？
 - ②今は何歳ですか？
 - ③幼稚園か小学校にきょうだいはいいますか？
 - ④自分が幼稚園で何かしているところの絵を描いてみてくださいか？いつもしていることか。
 - ⑤幼稚園で毎日していることは何かある？
 - ⑥何をするのが一番好き？
 - ⑧逆に幼稚園で苦手なこととか、好きじゃないことはあるかな？
 - ⑨もうじき小学校に入学するけれど、小学校ってどんなところだと思う？
 - ⑩勉強するってどんなことだと思う？(それは誰から聞いたの？)
 - ⑪小学校に入ったらどんなことしたい？
 - ⑫小学校に入ることで何か心配なことはない？
 - ⑬早く一年生になりたいですか？
 - ⑭どんな一年生になりたいですか？

12

3.4 方法 (2)－質問項目(児童)－

■ 質問項目(半構造化インタビュー)

- ①お名前を教えてくださいか？
- ②今は何歳ですか？
- ③幼稚園か小学校にきょうだいはいますか？
- ④自分が小学校で何かしているところの絵を描いてみてくださいか？いつもしていることか。
- ⑤小学校で毎日していることは何かある？
- ⑥何をするのが一番好き？
- ⑧逆に小学校で苦手なことか、好きじゃないことはあるかな？
- ⑨幼稚園の時は小学校ってどんなところだと思った？そのイメージと同じだった？
- ⑩振り返ってみて幼稚園ってどんなところだった？
- ⑪小学生になる前はどんなことが不安だった？
- ⑫小学校は幼稚園と比べて何か違うところがありますか？
- ⑬幼稚園と似ているところはあるですか？

13

3.5 方法 (3)－園の特徴－

■ 兵庫A幼稚園

3年保育で2クラス編成、学年約60名・全体で160名ほどの規模である。保育は**コーナー遊び**を中心とした自由遊びの時間とクラス保育が組み合わさったものである。卒園後は、ほとんどが同一敷地内に隣接する小学校へと移動する。

■ 兵庫B幼稚園

2年保育で一学年16名前後、全体で30名ほどの規模である。保育は、自由遊びとクラス保育が組み合わされているが、**集団で議論しながら自分たちで探求する活動を取り入れている**。小学校は別の敷地に隣接しているが、卒園児は数校に1～3名ほどずつに散らばって進学する。

A園・B園共に、幼小連携の活動は年3回ほど

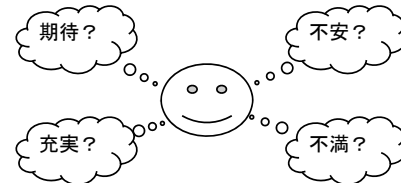
14

3.6 方法 (4)－分析①－

- 本研究では、インタビュー調査によって得られた幼児と児童の回答を逐語化し、分析上の必要から、句読点によって区切り意味内容が一つの命題に言及している文(節・句)ごとに分けた。インタビューデータから「概念」を生成し、複数の「概念」から現象を説明する「カテゴリー」生成まで行う修正版M-GTAを援用した(木下、2003)。

15

3.7 方法 (4)－分析②－



- 区切られた文の回答数の多さを基本とし、その上でインタビュー時の幼児・児童の印象や絵画などから総合的に判断して、期待か不安か、または、充実か不満かの強い方を選び出した。

16

3.8 方法 (4)－分析③－

- 期待群(K):「小学校に入ったらどんなことしたい?」に対して多く回答をしたり、インタビューアが期待を持っていると感じた幼児
- 不安群(F):「小学校に入ることで何か不安なことはない?」に対して多く回答をしたり、一年生になることに拒否感を持った幼児
- 中立群(C):上記の両方の質問に「ない」と答えた幼児
- 充実群(j):小学校での生活を聞く質問に対して充実した内容を述べ、インタビューアが充実していると感じた児童
- 不満群(f):充実群の反対で不満について述べている児童

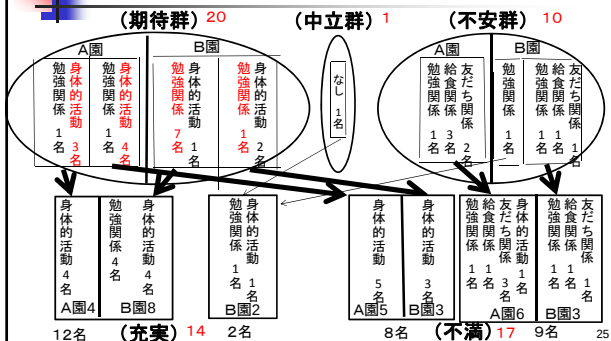
17

4.1 結果

- ①期待－充実群(Kj:12名、A園:4名、B園:8名)
- ②期待－不満群(Kf:8名、A園5名、B園3名)
- ③不安－不満群(Ff:9名、A園6名、B園3名)
- ④不安－充実群(Fj:1名、B園1名)
- ⑤中立－充実群(Fj:1名、B園1名)

18

入学前のA園とB園の期待・中立・不安の内容と
入学後の学校生活の充実・不満(期待・充実)



A園とB園の子どもが持つ期待の
内容と入学後の充実

- A園の子どもは**身体的活動**への期待(9名中7名)
- B園の子どもは**勉強関係**への期待(11名中8名)
- 入学前に身体的活動への期待をしていたA園の子どもが入学後充実した生活を送っているのは7名中3名。
- 入学前に勉強関係への期待をしていたB園の子どもが入学後充実した学校生活を送っているのは8名中7名。

4. 2 期待群—充実群
(Kj:12名、A園:4名)

AKj20の事例

- 小学校への期待:「砂遊びと虫探し」
- 幼稚園と小学校の似ているところ:「休み時間。滑り台とか」

AKj21の事例

- 小学校への期待:「縄跳び上手になりたいな。フープしたい」
- 小学校で毎日していること:「絵描きとか、なんかあと、かごめっていう遊びとかそんなん」

学校生活の一部である休み時間に着目し、生活が充実していると感じている。

4. 3 期待群—充実群
(Kj:12名、B園:8名)

BKj24の事例

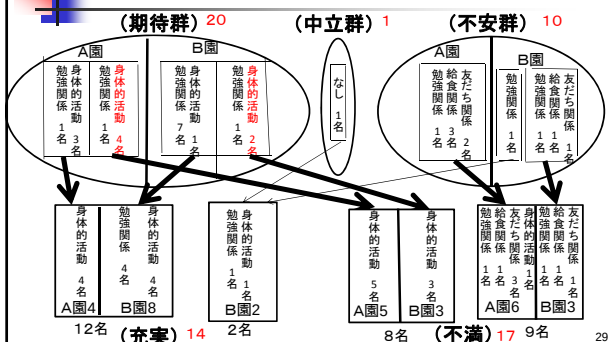
- 小学校への期待:「いっぱい勉強がんばりたい」
- 小学校で毎日していること:「生活科好き」「ドッジボール」

BKj30の事例

- 小学校への期待:「国語」
- 小学校で毎日していること:「算数」
- 小学校で好きなこと:「図工。ねんど使って色んなもの作ったことある」

当初から学習への期待を持っている場合は、学校生活全体に対して満足や充実感を得られる。

入学前のA園とB園の期待・中立・不安の内容と
入学後の学校生活の充実・不満(期待・不満)



A園とB園の子どもが持つ期待の
内容と入学後の不満

- 入学前に身体的活動への期待をしていたA園の子どもが入学後不満を抱えて生活を送っているのは7名中4名。
- 入学前に身体的活動への期待をしていたB園の子どもが入学後不満を抱えて学校生活を送っているのは3名中2名。
- 期待から不満へと変容した子どもに着目すると、その全員(8名)が入学後の**身体的活動への不満**を述べている。

4. 4 期待群—不満群 (Kf:8名、A園:5名)

AKf10の事例

- 小学校への期待:「サッカー」
- 小学校で毎日していること:「中で遊んどーから何も遊びは出来ひん」

AKf13の事例

- 小学校への期待:「滑り台」
- 小学校で毎日していること:「遊んでないからわかんない」
- 振り返って幼稚園とは:「幼稚園の方が楽しかった。勉強しなくてすんだけど」

遊び中心から学習中心になったことへの段差を感じている

31

4. 5 期待群—不満群 (Kf:8名、B園:3名)

BKf16の事例

- 小学校への期待:「マラソン10周」
- 小学校で毎日していること:「ブランコの量が少ないねん」

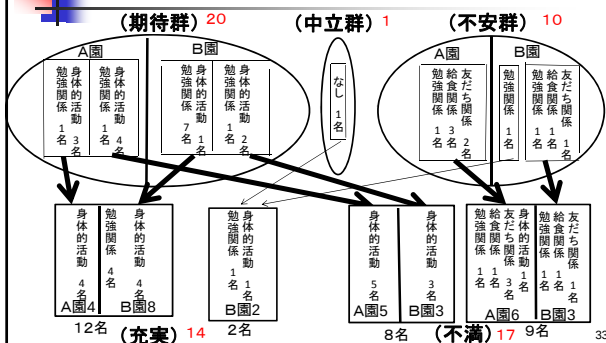
BKf17の事例

- 小学校への期待:「〇〇ちゃんと遊びたい」
- 小学校で毎日していること:「全然遊べへんねん」

出身園に関係なく、身体的活動に期待していたものの、実際には小学校で十分に活動できないため、不満を感じている。

32

入学前のA園とB園の期待・中立・不安の内容と 入学後の学校生活の充実・不満(不安・不満)



33

A園とB園の子どもが持つ不安の 内容と入学後の不満

- 入学前に不安を抱えていたA園の子どもが入学後不満を抱えて生活を送っているのは全員であった。(6名中6名)。
- 入学前に不安を抱えていたB園の子どもが入学後不満を抱えて学校生活を送っているのは4名中3名。
- A園・B園ともに、不安の内容はほとんどそのままの内容の不満となって表出されている。(10名中9名)

34

4. 6 不安群—不満群 (Ff:9名、A園:6名)

AFf1の事例

- 小学校への不安:「お友達ができないとか」
- 振り返ってみて幼稚園とは:「幼稚園のほうが面白かった」

AFf6の事例

- 小学校への不安:「給食とかどきどきする。嫌いな物が出てくとか」
- 入学後も不安なこと:「給食の野菜がいっぱいある」

入学後も自分が予想した通り一貫してトラブルを抱えているようであった。

35

4. 7 不安群—不満群 (Ff:9名、B園:3名)

BFf7の事例

- 小学校への不安:「心配は友達」
- 入学後の不安:「〇〇くんも〇〇くんも離れてしまった」

BFf8の事例

- 小学校への不安:「給食食べれるかとか、ピアノができるかとか」
- 入学後も不安なこと:「給食いっつも遅い」

入学後も自分が予想した通り一貫してトラブルを抱えているようであった。

36

4. 8 不安群－充実群 (Fj:1名、B園:1名)

BFj18の事例

- 小学校への不安:「勉強と給食、好き嫌いがあるから」
- 入学後の生活:「百点あるで。点数とか花丸とか好きねん」「幼稚園より遊具たくさんあった」



B幼稚園では集団で議論しながら自分たちで探究していく活動を行っていたことが学校教育にスムーズに適応していった一つの要因といえよう。

37

4. 9 中立群－充実群 (Cj:1名、B園:1名)

BCj18の事例

- 小学校への不安や期待:「ない」
- 絵も入学前には書いてくれなかった。
(当時すでに遠くへ引っ越すことが決まっており、環境移行に関しては、学校と地域といった二つの環境移行を経験した。)
- 小学校での好きなこと:「ドッジボール」「楽しい」



身体的活動を通した人間関係によって危機的環境移行を乗り越えようとしている姿が読み取れる。

38

5. まとめ

- 不安群から不満群となった者(10名中9名)
・比較的不安を強く持って入学した幼児は、入学後の学校生活に不満を感じやすい。



不安に沿った形で小学校入学後に困難を経験する。

- 期待群から不満群となった者(8名)
・8名全員が入学後身体的活動を行えていないという不満となっていた。



子ども達にとって身体的活動は重要な生活の一部である。

39

グループワーク

- これまでの研究結果や自園・自校の現状を踏まえて、保育所・幼稚園から小学校への連携・接続として、可能な取り組みを考えたり、どのような取り組みを現在されているか意見交換してみてください。

40

6. 幼稚園の課題

- 子どもの不安(給食・勉強・友だち)
(給食):食習慣などの見直し・給食の経験
(勉強):きまりに従って読んだり書いたり
(友だち):トラブル等を自分たちで解決する経験を持つ
- 子どもの期待
・学びに対する期待→移行が容易になる
(文字や数の学習を中心におくのではなく、友だちと一緒に自ら学ぶという楽しみを知るなど)

41

7. 小学校の課題

- 入学当初に身体的な活動を伴いながら人間関係を築けるような活動



- 身体的な活動を取り入れたスタートカリキュラムの作成

42

日本の幼児教育における 幼小連携・接続の取り組み

- 保育の質を高めるために「幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実」が必要
- 様々な遊びの中に「協同的な学び」を取り入れることによって、幼児教育のさらなる充実と小学校への繋がりを確保している

中央審議会答申(2005)

43

日本における幼小連携・接続に 関する実践の現状

- アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムといったカリキュラム開発
(東京都教育委員会・姫路市教育委員会・仙台市教育委員会・埼玉県教育委員会)
- 自治体による差が大きい
- カリキュラム開発までに至っていなかったり、形だけの連携活動を行って終わっているところが多い

44

国際的な流れの中で見る 幼小連携・接続の考え方

- 小学校へ繋げるための準備教育としてどのような子どもを育てるか(子ども像・子ども観)
- 幼児教育の質を高め、小学校へのつながりを滑らかにする(連携・接続の内容)
- 保育・教育に関わっている全ての人が繋がり、共に育ちあう場を地域に生み出そうとする

45

引用・参考文献

- ・中央審議会答申(2005)「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」
- ・秋田喜代美・第一日野グループ(2013)保幼小連携,ぎょうせい
- ・東京都教育委員会『就学前教育プログラム-就学前教育と小学校教育との円滑な接続のための保育所、幼稚園と小学校との連携の方策-』東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課、2010年、pp.4-57
- ・埼玉県教育委員会『「接続期プログラム」～幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指して～』2012年
- ・仙台市教育委員会『「スタートカリキュラム」のすべて、仙台市発信・幼小連携の新しい視点』ぎょうせい、2010年
- ・姫路市教育委員会『ひめじ保幼小連携教育カリキュラム』姫路市教育委員会、2011年
- ・欧州委員会 研究総局 科学経済社会局(2007)今日の科学教育:欧州の将来に向けた新しい授業法
(<http://risushien.jst.go.jp/news/20081017.pdf>)

46

ご静聴ありがとうございました。



47

相談援助力向上のための

Re トレーニングプログラム

保健福祉領域

文部科学省 成長分野等における
中核的専門人材養成等戦略的推進事業

子どもの貧困

—貧困の連鎖を希望の連鎖に—

平成26年11月20日（保健福祉領域）

関西国際大学教育学部
道 中 隆

第Ⅰ部

不安社会の到来と子どもの貧困

第1 格差と不安社会

(1) 格差社会における世襲の実態

政治家 (40%), タレント, 医師など高度専門職等・・・世襲は暗黙知

対極「**貧困層の世襲**」 **大人の貧困 ⇒ 子どもの貧困**

格差の拡大 + **貧困の固定化** = **不安社会・あきらめ社会**
「すべり台社会」⇒「漏斗型社会」 閉塞感の漂う社会は損失

薄浅誠(2008)

(2) 「新しい貧困層」Working poor の顕在化

- ①格差が小さく**固定的な社会**
- ②**格差が大きく固定的な社会**
- ③**格差が大きく流動的な社会**
- ④格差が小さく**流動的な社会**

【4つのタイプ】

(5) 『格差はなぜ悪い』へ

(3) 「漏斗型 社会」

社会の階層化

一旦落ちるとそこからなかなか抜け出せない

貧困の固定化

親の世代 2世代 3世代

貧困の世代連鎖

絶望・あきらめ社会

筆者作成

(4) 子どもの貧困と関係指標

就学援助全国平均 15.6% (平成24年度)
生活保護率全国平均 16.4% (平成25年1月)
母子家庭全国平均 全世帯の 3% (平成22年度)

■ **子どもの貧困率**
18歳未満の**子どもの貧困率** 15.7% (2010年OECD加盟34カ国中25位)
■ **ひとり親世帯での貧困率** 50.8% (2010年OECD加盟34カ国中33位)
■ **保護世帯の高校等進学率** 89.9% (全体98.4%)
■ **児童養護施設の大学進学率** 12.3% (2014年3月厚労省全国平均53.2%)
■ **保護母子世帯の母学歴(中卒)** 54.7% (道中2010調査)
■ **保護世帯の高校中退率** 28.8% (道中2010調査)
■ **世代を超えた「貧困の連鎖」** 25.0% (道中2007調査)

【貧困の連鎖】

大人の貧困 → 子どもの貧困 → 大人の貧困 → 子どもの貧困
親の世代 2世代 3世代・・・ (負のスパイラル)
※貧困の連鎖のデータは存在しない(二世帯のエビデンス)

(5) 格差はなぜ 悪い？

流動的

④ 格差が小さく流動的

③ 格差が大きく流動的

格差小

格差大

① 格差が小さく固定的

② 格差が大きく固定的

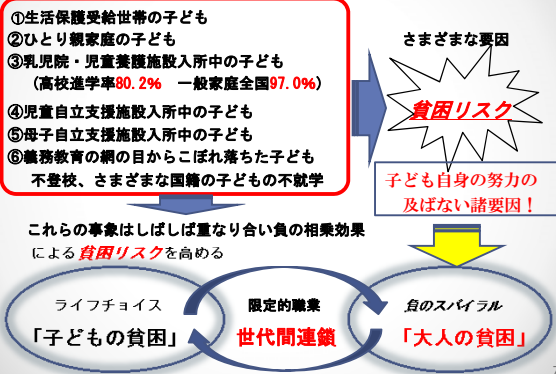
貧困・犯罪等不安社会
【working poor】
あきらめ社会

固定的

Source : 財務省財務総合政策研究所ランタタイム講演会資料 (2012年9月21日)
「生活保護の今日的状況と課題-ファイナルセーフティネットと政策的
インプリケーション」(筆者作成)

6

(6) 社会的不利益を被る子どもたち



7

第2 セーフティネットの綻び

(1) 雇用のビッグバン

- ①労働法制の規制緩和とワーキングプア
- ②労働基準低下のベクトルとは
- ③非正規雇用のほとんどがワーキングプア
- ④女性の非正規雇用とジェンダーバイアス

(2) 保険原理の綻びと社会的排除 (Social exclusion)

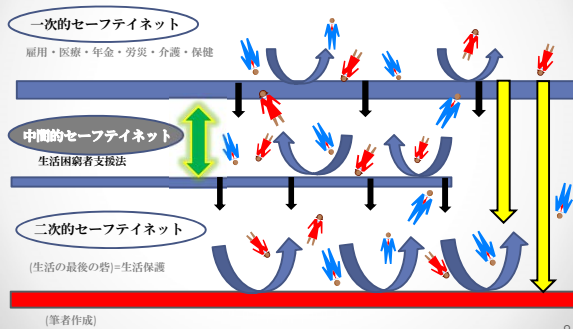
- ①地域保険、事業保険の綻び
- ②国民年金 (58.6% AV月5.5万円) 国民健康保険取組率 未加入問題
- ③介護保険からの排除
- ④年金記録改ざん問題(社会的視点からの構造分析)
- ⑤80万人の無年金者、免除、未納期間等による低年金者の拡大

(3) 公的扶助制度の綻び 一岐路に立つ生活保護

- ①貧困救済の歴史と保護の『2つの神話』
- ②財務ベクトルと運用による違法抑制
- ③組織目標と法令遵守 (Compliance)
- ④経済的給付中心 → 自立支援への政策変更

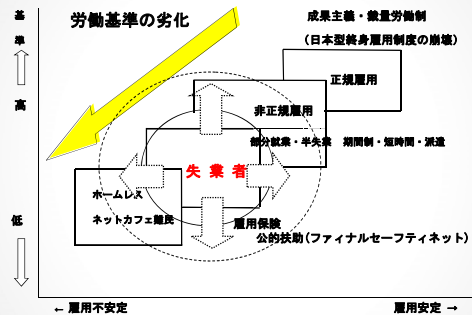
8

(4) セーフティネットの構造



9

(5) 雇用の劣化



Source: 道中隆 (2009) 『生活保護と日本型ワーキングプア』p17. ミネルヴァ

10

(6) 労働政策の変遷

年 度	主な労働政策の経緯
1986	労働者派遣法施行 業種限定で解禁
1995	日経連報告書「新時代の日本の経営」で雇用流動化策を提言
1996	派遣可能職種を26に拡大
1997	派遣自由化など規制緩和推進計画を閣議決定
1999	製造業や建設、医療などを除き派遣を原則自由化
2000	裁量労働制をホワイトカラーに拡大
2003	労働基準法改正、解除権濫用法理が判例法から制定法に
2004	製造業の派遣を解禁、労働者派遣法改正(派遣期間1年から3年に延長)
2006	経済財政諮問会議が「労働ビッグバン」を提唱 雇用流動化の加速を促す
2007	製造業の派遣期間も1年から3年に延長 一定条件の社員の残業代をなくす「ホワイトカラー・エグゼンプション」法案を政府断念
2010	2か月以内の短期派遣や日雇い派遣の原則禁止など派遣法改正が閣議決定
2014	労働者派遣法改正案 全ての業務で企業が期間の制限なく派遣労働者を使用できる 全ての派遣会社を許可制とし要件を厳格化 企業が正社員の仕事を派遣労働者に切り替えることを防止する目的

11

第3 社会保障をめぐる政策動向

● 子どもの貧困対策推進法(2013年法律第64号)

● 生活困窮者の就労支援・自立支援のための新法

● 2012年8月 社会保障と税の一体改革関連8法が成立

- 消費税関連2法 : ①消費税法改正 ②地方税・地方交付税改正法
○子ども・子育て : ③子ども・子育て支援法 ④関係法律整備法
○関連3法 : ⑤認定子ども園法改正
○年金関連2法 : ⑥年金機能強化法 ⑦被用者年金一元法
○社会保障推進法 : ⑧社会保障制度改革推進法

● 改正生活保護法 就労・自立の促進(就労自立給付金の創設等)

● 社会保障制度改革国民会議が「報告書」(2013年8月)

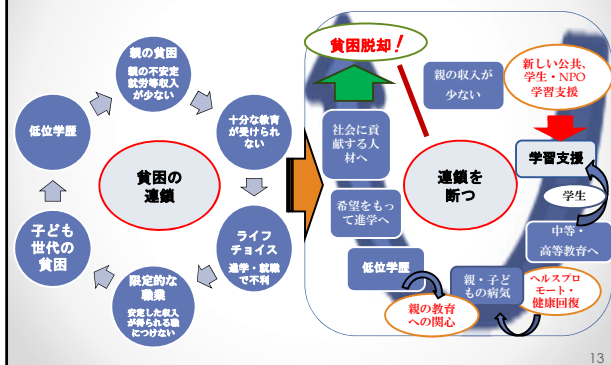
- (1)自助・共助・公助の最適な組み合わせ
- (2)社会保障の機能の充実と給付の重点化・効率化、負担増大の抑制
- (3)社会保障方式の意義、税と社会保障料の役割分担
- (4)給付と負担の両面にわたる世代間の公平

1 生活訓練や社会訓練等を含む就労支援策の創設

- 2 離職により住まいを失った人等に対して家賃相当額の有期支給
- 3 利用者の状況に応じて最適な支援策を提供する相談支援事業の創設
- 4 生活困窮家庭の子どもへの学習支援等の実施等

12

(1) 就労の前に健康回復が先・教育支援 子どもの貧困連鎖を断つ



(2) 子どもの貧困の現状

- 保護受給層の大学進学率 **15.6%** (H25年3月厚労省調)
 - 保護受給層の高校進学
子どもの高校進学率 **89.9%** (全国98.4%)
 - 要保護世帯出身の
高校中退率 **5.3%** (H24年度全国中退率1.5%)※
 - 就学援助
子どもの就学援助 **15.6%** (H24年度全国6人に1人)
 - 貧困の連鎖
世代間連鎖率 **25.0%** (2世代データのエビデンス)
 - 離職率の状況(1年目離職率)
中学卒離職率 **43.0%** (大卒の3.3倍 高卒の2.2倍)
- ※ H24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」報告書
全国中退率1.5%

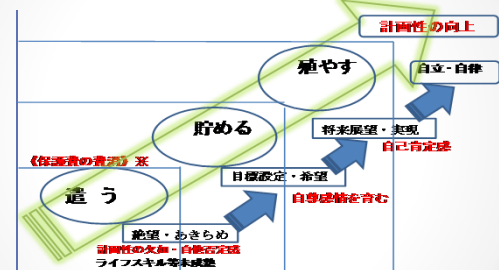
(3) 新規学卒者の離職率の状況

	中学卒	高校卒	短大等卒	大学卒
1年目離職率	43.0	19.6	18.6	13.0
2年目離職率	12.3	11.2	11.6	10.1
3年目離職率	7.6	8.4	10.4	8.5

1) 離職率は、一般的には、ある時点で働いていた人たちのうち、その後退職した人の割合。ここでは事業所からハローワークに求職して、新規学卒者として雇用保険の加入届が提出された新規被保険者資格取得者の生年月日、資格取得加入日等から各学歴ごとに新規学校卒業者と推定される就職者数を算出し、その就職日から離職率を算定
2) 離職率は、直近の24年を起点とした経年3カ年を算定しているため1年目から3年目までの離職率の合計は推計値
出典：内閣府第2回子どもの貧困対策検討会資料10に基づき筆者作成、厚生労働省集計（1年目離職率=24年3月、2年目離職率=23年3月、3年目離職率=22年3月）

(4) コンピテンシーと計画性

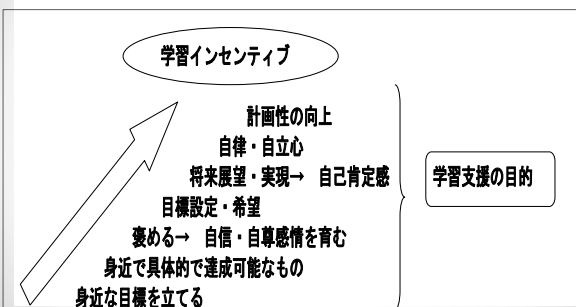
学習インセンティブの高揚



注) 保護費の負担とは毎月給付される生活保護費を全て指し示すことである。

図 ファイナンシャル概念と計画性

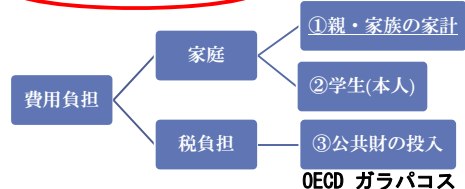
(5) 学習支援の目的とは 目的は居場所づくりから



(6) 教育費 誰が負担(教育は買うもの?)

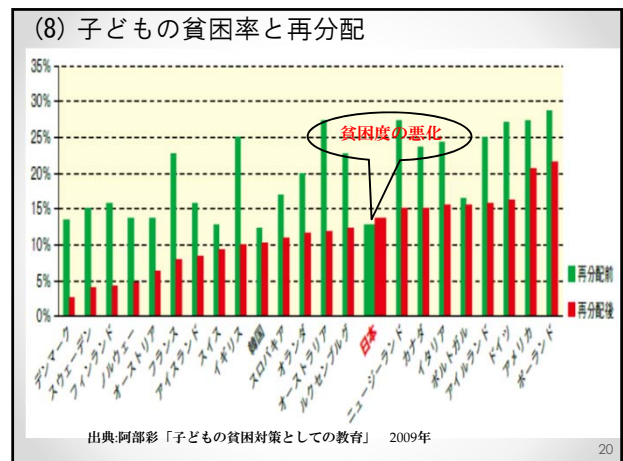
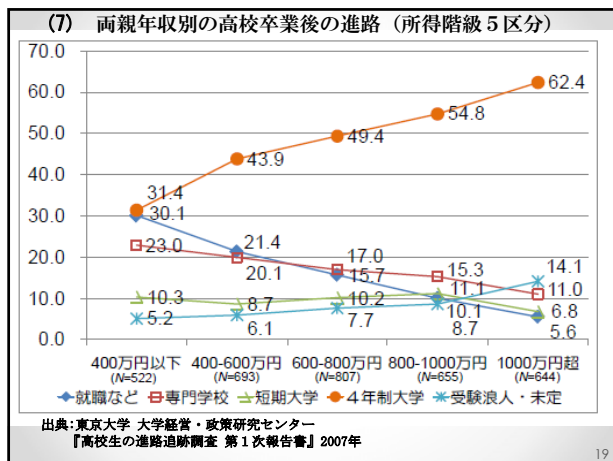
教育費用の負担が重要な政策課題

高等教育の費用負担



【教育観】

- ①教育は家庭、家族が担う問題で公は介入しない**家族主義**
- ②教育の**個人主義**(米国、英国、オーストラリア)
- ③教育が社会を支えるという**教育の福祉国家主義**



第4 新しい公共という方向性 (NPOと公的資金)

1 トランポリン型の制度設計

○利用しやすいトランポリン型制度
ドロップアウトしても再び、這い上がってけるトランポリン型制度への視座
1997イギリス18年ぶり労働党党首トニーブレア「トランポリン政策」

○保護受給すると手厚い制度か?
ハードルが高く保護からの脱却が困難 → 就労インセンティブ政策

○柔軟型の就労支援、学習支援、食事支援
一般就労の他社会福祉法人、非営利組織(NPO)、社会的企業の支援を受け就労する中間的就労(半福祉半就労)など能力に応じた多様な就労機会を提供、新たな公共サービスの雇用創出

○福祉的就労による社会的自立
ボランティアなどの社会的活動も就労と同等に位置づけ、受給者の社会的自立や地域社会でのつながりの形成を目指した取り組みが必要

2 NPO型ビジネスモデル

◆①寄付・ボランティア型事業モデル
大阪における社会貢献事業→ 大阪府社協の事業展開
基金の財政的課題
マンパワーの確保
市民グループなど
地域貢献支援員・CCW (スマイルサポーター)

◆②市場型事業モデル
企業や他のNPOにない独自の価値を生み出す→市場から対価収入確保
場合によっては 違法、不当な『貧困ビジネス』などリスクを孕む

◆③公共サービス型事業モデル
尼崎市、NPOシンホニー、関西国際大学による社会貢献事業
「仕事チャレンジ講座」「カラオケ活用講座」「面接力向上セミナー」

3 「官公」から「民」の力の活用

—官公の限界性—

○自治体が民間団体と連携
長期失業で意欲喪失、生活リズムの乱れ、生活習慣の未確立
ソーシャルスキルの未習得者

ハードルが高く保護からの脱却が困難

職業訓練・技能習得
民(人材サービス)

就労インセンティブ政策
生活習慣の立て直し
ソーシャルスキルの訓練
心理的サポート

○官公から民間団体に業務委託
「仕事チャレンジ講座」、「カラオケ活用講座」、「面接力向上セミナー」
「学習支援事業」、「居場所づくり事業」、「食事支援」

○財政が厳しく支援する人材の確保が困難
職能不全となり、必要な支援が行き届いていない児童
公的機関・公共サービスへの依頼、民間(人材サービス)のノウハウ活用
高い専門性、規制緩和、福祉事務所業務、職業紹介業務

4 《尼崎市社会的な居場所づくり支援事業》

【学習支援事業】
プログラムの実施→ 関西国際大学教育学部
教員免許資格者
ボランティアグループ
・関西国際大学
・京都大学
・同志社大学
・立命館大学
・大阪市立大学
・龍谷大学

【運営管理】
NPO法人
シンフォニー
《学術研究機関》
関西国際大学教育学部
・支援プログラム作成
・各種支援
・アセスメント分析
・支援方向の確立

【地域の住民組織】
地域各種団体 (老人会・青年会議所等)
民生委員・児童相談
主任児童委員
ボランティア団体
地域社会福祉協議会
PTA 協議会

【多面的な支援】
尼崎市福祉事務所
尼崎市・生活支援 (こども家庭支援課)
保健センター
ハローワーク・マザーズコーナー

【社会福祉施設】
児童福祉施設
母子センター
児童相談所
心理カウンセラー

【養育支援】
健康管理
メンタルケア相談
就業意欲増進
インセンティブ再確立
キャリアカウンセラー

支援対象および地域の拡大

関西国際大学子育て支援センター(チャッピー)

第5 『子どもの貧困』=『大人の貧困』

(1) 今何が必要か？

- **「生きる力」**：基礎、基本を確実に身に付け、以下に社会が変化しようとも、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- **「コンピテンシー」**を培うことが遠いようで近道。子どもへの支援は社会性を高めて、将来の生産(労働)の担い手の育成となる。長期的に見れば、社会、経済の底上げに寄与する。納税者や社会保障の担い手の増大、生活保護費の圧縮を通じて財政への寄与に貢献
- **将来への投資として必要な社会的コスト** 公共財投入をためらうべきでない

【キーコンピテンシー】

1. 自律的に行動する能力
2. 社会的に異質な集団における交流能力
3. 社会・文化的・技術的ツールを相互作用的に活用する能力



Fig.1 Parenting and Poverty Causality?

25

(2) 母子世帯の雇用環境

○母子世帯の母の就労率	80.6% (父子世帯 91.3%)
(うち常用雇用)	39.4% (父子世帯 67.2%)
(臨時・パート)	47.4% (父子世帯 8.0%)
○母子世帯の平均年間収入	(223万円 (父子世帯 380万円))
(うち就労収入)	181万円 (父子世帯 360万円)
○同居親族を含む世帯全員の平均年間収入	291万円 (父子世帯 455万円)

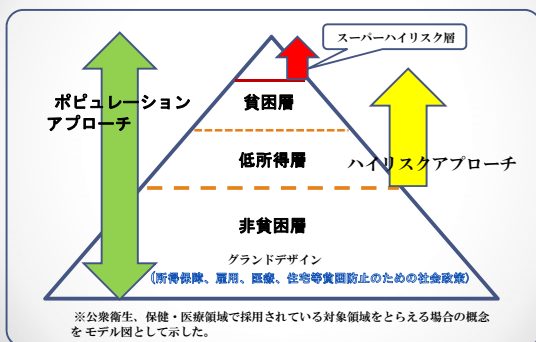
【参考資料】

『大阪府に雇用実態把握調査』(大阪府平成24年2月)
非正規労働者の割合 大阪府42.9% 全国34.8%

26

(3) 子どもの貧困対策

【どんな子どもが対象】



27

(4) 子どもの貧困対策に向けた教育の支援 【子どもの貧困対策ビジョン】

《普遍的対策》

ポピュレーションアプローチ

所得保障、奨、雇用、医療、住宅等貧困防止のための所得再分配による社会政策

5歳からの義務教育、高校の義務教育
給付型奨学金の制度創設
最低賃金改定、雇用の正規化、社会保険の加入要件の緩和、社会保険等の負担軽減、賃金の男女間格差の是正改善

《選別的対策》

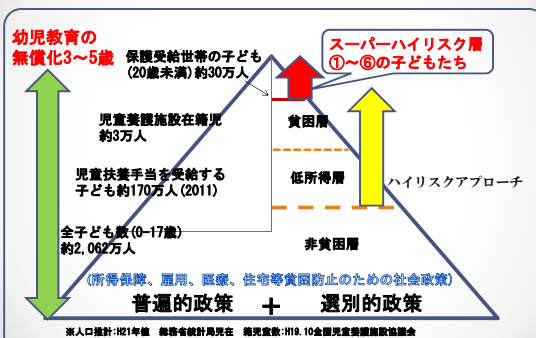
ハイリスクアプローチ
スーパーハイリスク

貧困層の生活課題、貧困の世代的連鎖の防ぐための積極的な支援策の構築

学習支援、食事支援
給付型奨学金の制度創設
貧困状態にある子ども・子育て世代に対する施策
緊急度・優先度の高いスーパーハイリスク層

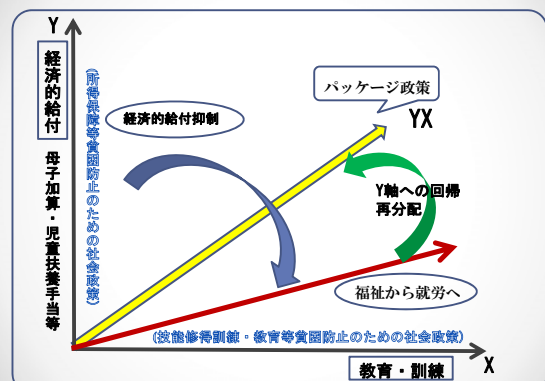
28

(5) 政策変更



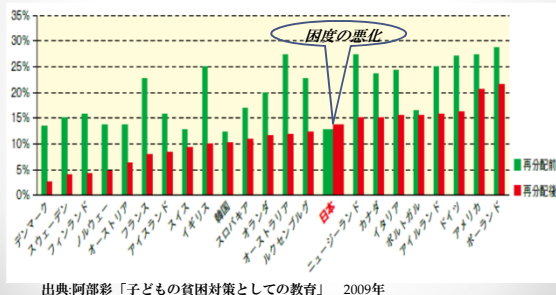
29

(6) 母子世帯への政策変更



30

(7) 子どもの貧困率と再分配



31

(8) 対策と論点

- (1) 5歳からの義務教育とする
できるだけ早い時期から戦略的に就学前教育へ介入政策
- (2) 高等学校は、先進国のOECD諸国と同様に義務教育とする
- (3) 当面、高校進学後の就学継続と高校中退防止策を徹底
- (4) 新しい公共政策として公的資金による「学習支援」など
行政、企業が対応できないニーズへの対応するビジネス
モデル(ボランティアへの過剰期待からの脱却)
- (5) 中等・高等教育への給付型奨学金を創設させるなど「教育
機会均等」を担保
- (6) 貧困に関する調査・研究を継続的にを行い、こうした研究
蓄積等エビデンスに基づく政策

32

第Ⅱ部

保護受給母子世帯における社会的 不利益の世代間継承

33

第1 先行研究及び本研究の意義

(1) 貧困問題の視点

厚労省は、2009年OECD基準による子どもの相対的貧困率が12.2%、ひとり親世帯の相対的貧困率はOECD諸国の平均値30%を上回る54.3%と公表。貧困問題が重要な政策課題。

家庭の経済力など成育環境での不利益と青年期や成人後の貧困という負の連鎖に関する実証研究は、公的扶助受給者が次世代へ継承されていく世代間連鎖が深刻な問題となっているアメリカでは多くの研究蓄積がある。

研究報告から、親の経済状況が子どもの学歴、所得に影響を与え、子どもの人的資本面での不利益が貧困につながるだけでなく健康、学力等幅広い分野の不利の世代間連鎖が明らかにされている。本研究では、子どもへの社会的な不利益の連鎖を母親のDV経験、虐待経験という成育環境からも検証する。

34

(2) 貧困の世代間連鎖に関する先行研究

わが国の貧困の世代間連鎖に関する先行研究は、親と子世帯の所得や学歴等の経済的側面を説明する①変数の移動状況を追跡する手法 ②パネル調査 ③生活保護受給者に対象を限定した調査方法とがある。

貧困の世代間連鎖に関して様々な貧困調査が行われており、その中でも母子世帯、低所得者の世代間連鎖の研究では、青木(2003)、岩田・濱本(2004)、後藤(2006)、阿部(2006)、藤原(2007)、中園(2006)、福岡県立大学付属研究所(2008)、道中(2007,2009,2011)、藤原・湯澤(2010)などの先行研究がある。

35

第2 本研究に用いるデータ

(1) 被保護世帯の実態調査(世帯類型の母子世帯のみ計上)

		A市調査 2007 調査N=106	B市調査 2008調査N=214	C市調査 2010 調査N=104
①低位学歴	中卒 高校中退 小 計	41(38.7) 29(27.4) 70(66.0)	75(35.0) 47(22.0) 122(57.0)	20(19.2) 31(29.8) 51(49.0)
②早産による10代出産ママ		28(26.4)	55(25.7)	22(21.2)
③結婚(法外婚)によらない出産		—	55(25.7)	32(30.8)
④婚姻によらない同居婚		—	—	45(43.3)
⑤出身家庭での離別経験等		—	—	79(76.0)
⑥不安定な家族の世代間連鎖 再婚(離婚・母子家・里親等成育歴)		—	—	不明 7(6.7) 18(12.5)
⑦保護受給世帯		51(48.1)	—	34(32.7)
⑧保護の世代間継承		43(40.6)	—	36(34.6)
⑨ドメスティック・バイオレンス(DV)		—	—	22(21.2)
⑩児童虐待		—	—	14(13.5)
⑪精神疾患の罹患率		—	72(33.6) 全疾病131(61.2)	37(35.6) 全疾病59(56.7)

注1：A市調査は抽出した被保護世帯の全世帯類型のサンプル数390世帯(757人)から母子世帯のみを計上した。

注2：「③結婚によらない出産」の数値は発生世帯数である。

注3：「④婚姻によらない同居婚」の数値は、複数回数の同居婚も発生世帯数とした数値である。

36

(2) 【A市調査】2007

世帯類型別の保護受給履歴、保護世代間継承及び10代出産の状況

区分		抽出数	調査項目	達成率(%)	満 当	非満 当
1	高齢者世帯	91	保護受給世帯	35.2	32	59
			世代間贈与	13.2	12	79
			1.0代出産	0.0	0	
			保護受給世帯	48.1	51	55
2	母子世帯	106	世代間贈与	40.6	43	63
			1.0代出産	26.4	28	78
			保護受給世帯	50.0	20	20
			世代間贈与	35.0	14	26
3	障害者世帯	40	1.0代出産	0.0	0	40
			保護受給世帯	42.0	42	58
			世代間贈与	19.0	19	81
			1.0代出産	2.0	2	98
4	障害者世帯	100	保護受給世帯	41.5	22	31
			世代間贈与	18.9	10	43
			1.0代出産	1.9	1	52
			保護受給世帯	42.8	167	223
5	その他世帯	53	世代間贈与	25.1	98	292
			1.0代出産	2.9	31	339
			保護受給世帯合計	390		
			世代間贈与			

※高齢者世帯を除いた場合の数値は保護受給履歴率45.2%、世代間継承率28.8%、10代出生率10.4%
 速中陸「生活保護と日本型Working poor—生活保護の移動世帯における就労インセンティブディバイド」社会政策学会
 第144回全国大会(東京大学) 2007年

37

(3) 記述統計量

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
本人年齢(歳)	318	17	61	35.6101	7.85026
高卒以上ダミー(高卒以上=1)	318	0	1	0.4528	0.49855
母学歴(就労=1)	318	0	1	0.4245	0.48905
本人の種世帯収入(円/月)	318	0	205000	32702.66	47964.86
世帯人員(人)	318	2	7	2.9151	0.8494
受給期間(月数)	311	2	183	38.3698	31.6026
最低生活費(円/月)	318	123690	362840	215815.4	45442.08
世代間的生活保護受給歴(あり=1)	318	0	1	0.3208	0.4675
過去的生活保護受給歴(あり=1)	318	0	1	0.4025	0.49118
10代の出産経験(あり=1)	318	0	1	0.1887	0.39187
DV経験(あり=1)	318	0	1	0.2201	0.41498
非嫡出子(あり=1)	318	0	1	0.1855	0.38934
子ども虐待経験(あり=1)	318	0	1	0.0912	0.28334
母病気ダミー(あり=1)	318	0	1	0.5314	0.4998
母精神疾患	318	0	3	0.3774	0.67098
母身体疾患	318	0	7	0.4811	0.93206
子病気ダミー(あり=1)	318	0	1	0.2484	0.43278

注1：受給期間（月数）のみ、不明者が7名いるため、標本数は311人。

2：「最低生活費」とは、B市、C市の級地別に世帯主、世帯人員の年齢等の情報から生活保護による、居宅第1類、第2類以外に勤労控除、母子加算、児童養育加算、教育扶助、住宅扶助を合計した金額。

38

(4) 年齡構成

被保護母子世帯の母親（世帯主）の年齢分布の比較

母親の年齢	本調査			被保護者全国一 斉調査(2008年)	鐵路調査 (2004年)
	2008年調査	2010年調査	合計		
	実数 (%)	実数 (%)	実数 (%)		
20歳未満	5 2.3%	0 0.0%	5 1.6%	40 0.1%	0.0%
20～29歳	38 17.8%	27 26.0%	65 20.4%	4,360 10.8%	11.7%
30～39歳	101 47.2%	45 43.3%	146 45.9%	18,830 46.8%	59.0%
40～49歳	61 28.5%	30 28.8%	91 28.6%	14,340 35.6%	38.7%
50～59歳	8 3.7%	2 1.9%	10 3.1%	2,590 6.4%	0.0%
60～69歳	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%	70 0.2%	0.0%
総数	214 100.0%	104 100.0%	318 100.0%	40,230 100.0%	100.0%
平均年齢	36.0歳	34.9歳	35.6歳	38.4歳	—

出典：厚生労働省「平成20年被保護者全国一斉調査・個別調査」、中園（2006）より筆者作成

39

(5) 學歷

被保護母子世帯の母親の学歴分布

	本調査				JIL調査	銘路調査
	2008年調査		2010年調査		合計	
	実数	(%)	実数	(%)	実数 (%)	(%)
中学校	76	35.5%	21	20.2%	109	34.3%
高校中退(専修学校・各種学校中退含む)	47	22.0%	30	28.8%	65	20.4%
高校卒(短大・大学中退含む)	72	33.6%	45	43.3%	117	36.8%
専修学校・各種学校卒	6	2.8%	0	0.0%	7	2.2%
短期大学・高等専門学校卒	13	6.1%	4	3.8%	16	5.0%
大卒卒	0	0.0%	4	3.8%	4	1.3%
大学院卒	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	214	100%	104	100%	318	100%
					67(100%)	137(97.8%)

注：銅路調査は、減数値合計が100%にならない。

出所：藤原（2007）P.13および中園（2006）P.11から筆者作成

40

(6) 疾病構造の特徴

本研究で用いられる「疾病状況」は、返戻レセプトに基づいた1ヶ月以上の長期にわたる疾病を採用している。多くの母親がなんらかの疾病を有しており、病名が複数の者も多い。表2から、母親の53%がなんらかの病気を抱えており、不就労、低収入への原因。

表2-1 被保護母子世帯の母親の就業状況

	本圖書			被保護者全國一斉調査 (2008年)	剽竊調査 (2006年)
	2008年調査	2010年調査	合計		
	実数 (%)	実数 (%)	実数 (%)	実数 (%)	実数 (%)
就労	94 (43.9%)	41 (39.4%)	135 (42.5%)	43,440 (50.8%)	346 (40.6%)
正規 (含む自営)	14 (14.9%)	7 (17.1%)	21 (15.6%)		(7.7%)
非正規 (含む内職)	80 (85.1%)	34 (82.9%)	114 (84.4%)		(90.8%)
不明、無回答					(4.6%)
不就労	120 (56.1%)	63 (60.6%)	183 (57.5%)	42,030 (49.2%)	507 (59.4%)
合計	214 (100%)	104 (100%)	318 (100%)	85,470 (100%)	853 (100%)

注1: () 内の%は、就労を100%とした場合の業能の内訳である。

注2:「鋼路調査では、「正社員」を「正規」に、「パート」、「アルバイト」、「嘱託・準社員・臨時職員」、「派遣」の合計を「非正規」とみなして筆者が再計算した。

出典：厚生労働省「被保護者全国一斉調査」は、中岡（2006）pp12-16より筆者作成。

41

図表2-2 被保護母子世帯の疾病構造

疾病分類	前病項目数 (%)	前病比 (%)	母親の主な前病(前名4つまで)
①精神および行動障害	96	41.8	パニック障害、心因反応、心身症・重度ストレス反応、摂食障害等(22)、そううつ病・抑うつ状態、抑うつ不安感(うち摂食障害等)(21)、うつ病(育児イライラ系・外傷性関係) (17)、統合失調症、小児双極性障害・気分障害、小児統合失調症 (10)、持続性気分障害、偏頭痛・神経性胃炎等の慢性疾患(9)、過換気呼吸発作、自死未遂・薬物中毒等(8)
②身体症状および組織的疾患	29	12.6	妊娠関連ヘビースト、腰痛に悩まされたこと、肩痛や骨格異常、痛風症、関節炎性疾患等、第5腰椎椎間板変形・腰部結核性疾患等(18)、過敏性腸群、交通事故・頭部脳挫傷等(4)、右ヒザ関節炎、左足下関節痛(2)、偽骨骨折発達通(歯面虫食)。近視眼・遠視眼通、音聴覚障害等
③循環器系の疾患	29	12.6	高血圧症(2)、びくびく系・急性冠動脈系(2)、敗血症など(4)、胃腸動脈瘤、腎臓動脈瘤、腎炎等(3)、耳鼓膜炎・耳炎、咽頭炎系・喉頭炎等(4)、歯周病等(4)、歯肉炎、歯根尖炎、歯槽膿漏、歯性口臭、歯性口瘡、大動脈弁狭窄症・肺動脈弁狭窄症、脳血管系・尿管系等(3)
④呼吸器系の疾患	26	11.3	気管支喘息(2)、気管支炎、急性気管支炎・喘息様気管支炎等(9)、アレルギー性鼻炎(2)、上道気管炎・気道炎。急性咽喉炎・鼻炎等
⑤皮膚科系の疾患	21	9.1	子宮頸癌、子宮頸腫、子宮頸腺腫(8)、子宮筋腫(8)、子宮内膜炎・炎症性疾患、陰部腫瘍、子宮頸癌治療に伴う副作用・副作用の疑い、婦人科手術後の癒し、乳がん治療後、乳房切除術、乳腺炎、子宮摘出に伴う嚙み傷、子宮摘出、経閉閉塞性等
⑥神経系統の疾患	13	5.7	自律神経失調症(3)、三叉神経痛、末梢神経障害者、ギランバレー症候群・メニエール症・ストレートネック、全身神経痛・経済神経痛等
⑦消化器系の疾患	9	3.9	急性胆嚢炎(2)、胃潰瘍、上部消化管出血、大腸前癌後、逆流性食道炎等
⑧その他	7	3.0	ハセドウ病、脳脊髄液減少症等
合計	230	100.0	疾病世界の1世帯当り疾病件数176件
疾病世界総数 131			世帯有病率61.2%
疾病数 総計24			世帯総数149に母親の精神疾患72人(精神疾患は33.3%)

〔注〕1 本表はB市自治体における生活保護受給世帯の実態調査(2008)に基づき著者作成
2 母親の主な疾病名の0内の数値は頻度である。
出典:道中(2009)『生活保護と日本型ワーキングプア—貧困の測定と世代間連鎖』ア

42

第3 世代間連鎖と子どもの生育環境への影響

(1) 貧困の世代間連鎖

世代間の保護受給歴の有無と母親の学歴、過去の保護受給歴との関係

		学歴			生活保護の受給歴		
		中卒・高 校中退	高卒以 上	合計	なし	あり	合計
世代間受給歴 なし	実数	105	111	216	159	57	216
	%	48.6%	51.4%	100.0%	73.6%	26.4%	100.0%
世代間受給歴 あり	実数	69	33	102	31	71	102
	%	67.6%	32.4%	100.0%	30.4%	69.6%	100.0%
合計	実数	174	144	318	190	128	318
	%	54.7%	45.3%	100.0%	59.7%	40.3%	100.0%

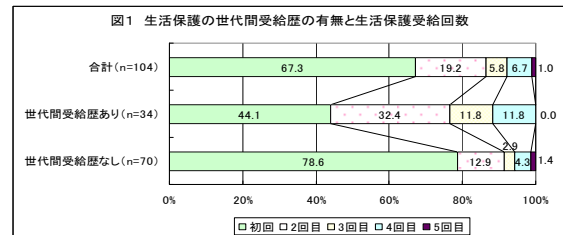
注：いずれの関係も、Pearsonのカイ二乗検定で、1%水準で有意。

- 世代間受給歴と母親の学歴、過去の保護受給歴との関係を示している。学歴との関係では、中卒・高卒・高校中退の割合は、明らかに世代間の受給歴が「あり」とする者が多い。

43

(2) 世代間受給歴と受給回数

図1 生活保護の世代間受給歴の有無と生活保護受給回数



- 世代間の受給歴の有無にかかわらず、今回の受給が「初回」であるという回答がもっとも多いが、明らかに世代間の保護受給歴のある者の方が、複数回の保護受給歴をもつ

44

(3) 生活保護の世代間受給経験の有無と親と離死別経験回数

		なし	1回	2回	合計
世代間受給歴なし	度数	15	18	29	62
	%	24.2%	29.0%	46.8%	100.0%
世代間受給歴あり	度数	2	10	22	34
	%	5.9%	29.4%	64.7%	100.0%
合計	度数	17	28	51	96
	%	17.7%	29.2%	53.1%	100.0%

注1：世代間離死別経験については、「不明」が8サンプルある

2：Pearsonのカイ二乗検定で有意

- 成育期に保護受給歴のある世帯のほとんどがひとり親世帯だったかあるいはひとり親世帯を経験している
- したがって、33% (=32/96人) が母子二代で被保護世帯となっている可能性がある

45

(4) 10代出産の影響

10代の出産経験の有無と母親の学歴、保護受給歴

		学歴			保護受給歴		
		中卒・高 校中退	高卒以上	合計	なし	あり	合計
10代出産経験 なし	度数	128	130	258	162	96	258
	%	49.6	50.4	100.0	62.8	37.2	100.0
10代出産経験 あり	度数	46	14	60	28	32	60
	%	76.7	23.3	100.0	46.7	53.3	100.0
合計	度数	174	144	318	190	128	318
	%	54.7	45.3	100.0	59.7	40.3	100.0

注：Pearsonのカイ二乗検定で学歴は1%水準、保護受給歴は5%水準で有意である。

- 10代出産もまた高卒以上の学歴と成育後の保護受給経験に影響を与えており、10代での出産経験が、高校進学や卒業の阻害要因や被保護リスクを引き上げている。

46

第4 統計分析の結果

(1) 成育後の保護受給歴の要因分析

成育後の保護受給歴のロジスティック分析

	B	標準誤差	Wald	有意確率	Exp(B)
本人年齢	0.022	0.017	1.614	0.204	1.022
世代間受給歴ダミー(あり=1)	1.842	0.273	45.353	0	6.306 ***
10代出産経験ダミー(あり=1)	0.656	0.335	3.838	0.05	1.927 **
母病気ダミー(あり=1)	0.243	0.259	0.886	0.347	1.276
定数	-2.064	0.674	9.386	0.002	0.127 ***
決定係数	0.23				
標本数	318				

注：***P<0.01, **P<0.05

- 成育後の生活保護経験に、世代間の保護受給歴と10代出産経験が有意にプラスの影響を与えることが確認できた。

高卒以上の学歴のロジスティック分析

	B	標準誤差	Wald	有意確率
世代間受給歴ダミー(あり=1)	-0.723	0.257	7.909	0.005 ***
10代出産経験ダミー(あり=1)	-1.137	0.334	11.616	0.001 ***
定数	0.226	0.146	2.404	0.121
調整済み決定係数	0.094			
標本数	318			

注：***P<0.01, **P<0.05

- 成育期の保護経験と10代出産経験が有意にマイナスの影響を与えることが確認できた。

47

(2) 受給期間に与える影響

受給期間の回帰分析

	標準化されていない係数	標準化係数	t 値	有意確率
本人年齢	-6.469	8.161	-0.793	0.429
高卒以上ダミー(高卒以上=1)	1.363	0.218	0.340	0.738
母病気ダミー(病気あり=1)	-9.379	3.443	-0.148	0.884
世代間受給歴ダミー(あり=1)	2.562	3.425	0.041	0.968
調整済み決定係数	-2.290	3.711	-0.034	0.538
標本数	0.122			
	311			

注：***P<0.01, **P<0.05

- 母親の病気や成育期の保護受給経験は影響を与えず、高卒以上の学歴は有意に期間を短くする一方、母親の年齢は受給期間を長期化する効果が確認できた

48

(3) 世帯の抱える課題

1) DV、非嫡出子と児童虐待

DV歴の有無、非嫡出子の有無と児童虐待の経験

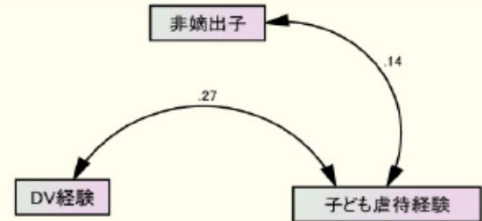
		児童虐待経験		合計
		なし	あり	
DV歴なし	度数	236	12	248
	%	95.2%	4.8%	100.0%
DV歴あり	度数	53	17	70
	%	75.7%	24.3%	100.0%
合計	度数	289	29	318
	%	90.9%	9.1%	100.0%
非嫡出子なし	度数	241	18	259
	%	93.1%	6.9%	100.0%
非嫡出子あり	度数	48	11	59
	%	81.4%	18.6%	100.0%
合計	度数	289	29	318
	%	90.9%	9.1%	100.0%

注：Pearsonカイ二乗検定で有意である。

- 非嫡出子とDV経験それぞれが子どもの虐待経験と関係があるが、その計数は各0.14と0.27という数字で、**DV経験のほうが非嫡出子よりも2倍の効果**があることがわかる。しかし、数値はいずれも小さく、子ども虐待の背景には、その他の要因が大半を占めることが分かる。

49

- 子ども虐待経験と非嫡出子、DV経験のパス図にし、共分散分析し標準化された推計値
- 非嫡出子とDV経験それぞれが子どもの虐待経験と関係がある。その計数は各0.14と0.27という数字で、**DV経験のほうが非嫡出子より2倍の効果**
- しかし、数値はいずれも小さく、子ども虐待の背景には、その他の要因が大半を占める



50

2) 母親と子どもの病気の関係

母親の病気と子どもの病気の関係

		子どもの病気		合計
		なし	あり	
母病気なし	度数	130	19	149
	%	87.2%	12.8%	100.0%
母病気あり	度数	109	60	169
	%	64.5%	35.5%	100.0%
合計	度数	239	79	318
	%	75.2%	24.8%	100.0%

注：Pearsonのカイ二乗検定で有意

- 被保護世帯の母親の罹患率の高さは先述した通りだが、**母子の健康状態にも有意に相関があった**

51

(4) 不利益の蓄積が就業に与える影響

就労ロジスティック分析

	B	標準誤差	Wald	有意確率	Exp(B)
本人年齢	0.004	0.015	0.054	0.817	1.004
高卒以上ダミー (高卒以上=1)	0.517	0.246	4.406	0.036	1.677 **
母精神疾患数	-1.06	0.236	20.1	0	0.347 ***
世代間受給歴ダミー (あり=1)	0.18	0.289	0.386	0.535	1.197
生活保護受給歴ダミー (あり=1)	-0.261	0.27	0.931	0.335	0.77
定数	-0.287	0.576	0.248	0.618	0.751
調整済み決定係数	0.126				
標本数	318				

注：***P<0.01, **P<0.05

- 高卒以上の学歴は就業に有意にプラスの影響を与えているが、**母親の精神疾患数は有意にマイナスの影響を与えること判る**

52

稼働所得Tobit分析

標本数=318
尤度比カイ二乗検定 =34.87
有意確率 =0.0000
擬似決定係数=0.0095
Log-likelihood=-1813.7208

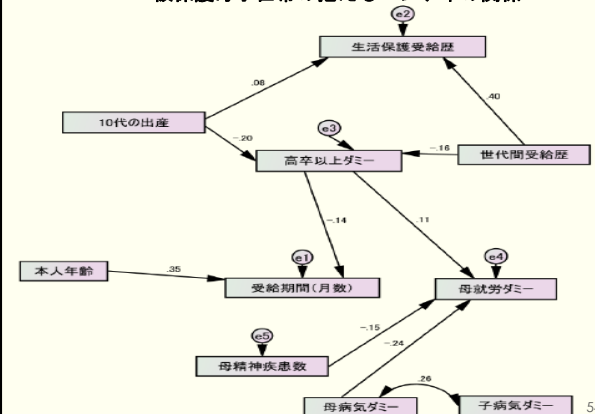
	Coef.	Std. Err.	t	P> T	[95% Conf. Interval]
本人年齢	933.2142	736.4472	1.27	0.206	-515.763 2382.191
母親の精神疾患数	-53328.4	10230.9	-5.21	0	-73457.9 -33198.9
高卒ダミー	19336.74	11655.83	1.66	0.098	-3596.38 42269.86
cons	-37379.4	27651.68	-1.35	0.177	-91784.7 17025.93
/sigma	89106.93	6229.102			76851.03 101382.8

obs.summary: 185 left-censored observations at inc ≤ 0
133 uncensored observations
0 right-censored observations

- この分析においても有意だったのは**母親の精神疾患数**であり、被保護母子世帯の就労行動を左右するのは**健康と学歴**という**人的資本が決定的に重要**であることが確認できた

53

被保護母子世帯の抱えるハンディの関係



54

第5 貧困とアウトカムをつなぐ経路

貧困問題

低所得 情報の不足 社会ネットワーク 文化 その他ネットワークの欠如

経路(Path)

要因	主な内容
栄養	低体重出産 栄養不足 鉄分不足
医療へのアクセス	発見の遅れ 治療の遅れ 予防欠如
家庭環境	乏しい刺激 ロールモデルの欠如
親のストレス	親のメンタルヘルス 家庭内不和 虐待・ネグレクト
学習資源の不足	教育費不足 親による勉強指導の不足
住居の問題	不十分な広さ 勉強場所の欠如 頻繁な転居
近隣地域	犯罪・暴力 劣悪な学校 公害 ロールモデルの欠如
意識	教育に対する関心、親の子どもに対する期待、意欲の欠如
親の就労状況	子育て時間の不足 保育の不足

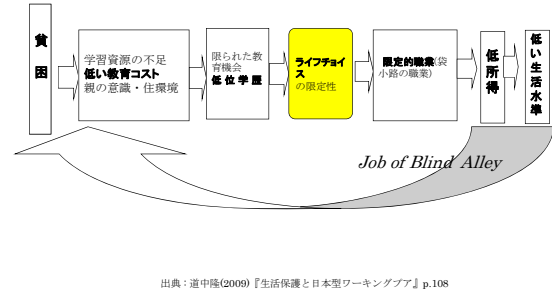
アウトカム

アウトカム(健康、学力、所得、幸福度)

出典: Seccombe (2007, 和訳小西) の図をもとに筆者が加筆修正

55

第6 子どもの貧困の世代的連鎖



出典: 道中隆(2009)『生活保護と日本型ワーキングプア』p.108

貧困の世代間継承の概念図

56

第7 データ分析から確認できた事柄

被保護母子世帯が抱えるハンディ

特に、①母親の健康問題 ②成育期の生活保護経験 ③10代での出産経験 ④高卒未満の学歴、という過去の出来事に起因する部分

貧困の連鎖の可能性を高める

相互に影響を与える

- 保護受給期間の長期化の一つとして就労の問題があるが、その就労の阻害要因として大きいのは母親の健康である。
また、母親の健康状況の悪化は子どもの健康との相関がある。
母親の健康悪化が何らかのルートで子どもの健康悪化につながっている可能性がある。
- 健康を通じたさらなる貧困の連鎖の可能性もある。

57

第8 今後の政策的インプリケーション

【総論的課題】

- 関連分野と協力した研究手法の開発
子どもの成育環境が成長後にも重要な影響を与えており、とりわけ被保護母子世帯においては世代間での貧困が連鎖している可能性が高い
- 貧困連鎖のブラックボックスには未解明の部分が多い。克服のために調査研究を継続し研究を蓄積する必要がある
そのうえで有効な支援政策、プログラム開発がなされるべきであるがその課題は少なくない
- また教育の市場化、学校選択制、多様な学校・学校制度の導入など受給層には不利益な「教育格差」となっている。そのため家庭の社会経済状況と学力や学歴達成との関係に関する調査研究を行う必要がある
- 1990年代の日本社会の構造転換以降、子どもの格差、「差異」の裾野の拡大、「不平等」への関心の高まりから子どもの政策ビジョンが要請されている

58

<参考文献>

- 道中隆(2007)『保護受給層の貧困の連鎖』『生活経済政策』生活経済政策研究、No.127, August 2007
- (2008)『生活保護と日本型ワーキングプア—貧困の固定化と世代連鎖』とネットワーク書籍
- (2010)『被保護母子世帯の貧困の世代連鎖の分析』慶應義塾経済学系報告
- (2011)『青少年問題』第44号、青少年問題研究
- (2011)『被保護母子世帯における貧困の世代連鎖と生活上の問題』『三田学報』103巻4号、慶応義塾経済学系、pp.51-78
- (2013)『被保護母子世帯における社会的な不利の世代連鎖—貧困の固定化と世代的連鎖に関する実証的分析』第7号、法政大学大学院社会学部社会学研究、No.73, pp.73-94
- (2014)『内閣府子どもの貧困対策検討会(2014.5.22)資料』p.1-29
- 日本児童・若年層と貧困・格差(2005)『社会政策における格差と貧困—所得と児童虐待の関連から—』日本子ども虐待防止学会『子どもの虐待とネグレクト』Vol.6, No.1 pp.206-214
- (2007)『親の暴力が児童虐待および児童虐待になる影響—市民調査による男女比較』『子どもの虐待とネグレクト』Vol.8, No.1 pp.40-54
- Auer, J.L., and Ellwood, S.T. (2001), "Thinking about children in time", in R. Bradbury, S. Jenkins, and J. Micklewright (Eds.), *The dynamics of child poverty in industrialized countries*, Cambridge University Press
- Blanton, J., P. Gregg and L. McMillan(2006), "Explaining intergenerational income persistence: Noncognitive Skills, Ability and Education", Working Paper No. 66146, Centre for Market and Public Organisation University of Bristol
- Bradbury, R., Jenkins, and J. Micklewright (eds) (2001) *The dynamics of child poverty in industrialized countries*, Cambridge University Press
- Corcoran M (2001), "Mobility, Persistence, and the Consequences of Poverty for Children: Child and Adult Outcomes," in Sheldon R. Danziger and Robert R. Haveman(Eds.), *Understanding Poverty*, Russell Sage Foundation Books
- P. Adles, J.C. (2007) "Intergenerational Transmission of Disadvantage: Ability or Immobility across Generations? A Review for OECD countries", OECD Social, Employment and Migration Working Paper, No.52
- Gary K. Evans, and Michela A. Schanberg (2009) "Childhood poverty, chronic stress, and adult working memory" in *PINIS EARLY LITERACY* <http://www.sagepub.com/journalsPermissions.nav>
- Espino-Anderson, C. (2004), "Income opportunities and the mechanism of social inheritance", in Corak M (Ed.), *Generational Income Mobility in North America and Europe* Cambridge University Press.
- Espino-Anderson (2005) "Inequality of Income and Opportunities", in Giladon, Anthony and Diamond, Patrick, eds., *The New Egalitarianism*, Policy Network
- Larson, Annette (2003) *Unequal Childhoods: Class, Race, and Family Life*, University of California Press.
- Marmot, Michael and Wilkinson, Richard G. (1999) *Social Determinants of Health* Oxford University Press, (訳訳: マーモット (西 三郎, 編訳 定海) (2002)『社会格差の健康への影響』(日本評論社)
- Marmot, Michael (2004) *The Status Syndrome: How Social Standing Affects Our Health and Longevity*, Henry Holt and Company, LTD., (訳訳: マーモット (西三郎, 編訳 定海) (2007)『ステータス格差—社会格差が健康に与える影響』(日本評論社)
- Nisbett, Richard E. (2009) *Intelligence and How to Get It: Why Schools and Cultures Count*, W W Norton & Co Inc., (訳訳: ニスベットの (水谷裕郎) (2010)『知能のメカニズム—知能は遺伝で決まるのか? 環境はなぜ重要なのか?』(光文社)
- OECD (2008) "Growing Income? Income Distribution and Poverty in OECD Countries" (訳訳: OECD (小島久・金子能宏訳) (2010)『格差は拡大していませんか? OECD加盟国における所得分布と貧困』(光文社)
- OECD (2009) "Doing Better For Children", *Economics of Poverty and Discrimination, the 10th Edition*, Pearson Education Inc. (シラー (松井隆彦訳) (2010)『貧困と差別の経済学』ヒコブックス版)
- Schreindorff, L. and Martin(2000), "Significant Benefits: The HighScope Preschool Study through Age 40", HighScope Educational Research Foundation, HighScope Press
- Seccombe, Karen and Ferguson, Susan J. (2006), *Families in Poverty: Volume 1 in the Families in the 21st Century Series*, Pearson
- Shoham, S. (1970) *Before Welfare*, Boston, MIT Press
- Wilkinson, Richard G. (2006) *The Impact of Inequality: How to Make Sick Societies Healthier*, New York (訳訳: ウィルキンソン (池本幸夫・片岡洋一・大塚典義訳) (2008)『社会格差の健康への影響—不平等な社会が健康に与える影響』(光文社)
- Wilkinson, Richard G. and Pickett, Kate (2006), *The Spirit Level: Why more equal societies almost always do better*, Allen Lane (訳訳: ウィルキンソン・ピケット (池田幸彦訳) (2010)『平等社会—健康と幸福の格差』(光文社)

59

おつかれさまでした。



60

相談援助力向上のための
Retレーニングプログラム
ー保健福祉領域ー
2014.11.26

発達障害と家族支援

関西国際大学 教育学部
木曾 陽子

発達障害の基本的理解

発達障害の種類

① 広汎性発達障害 (PDD)
⇒ 自閉症スペクトラム障害 (ASD)

② 学習障害 (LD)

③ 注意欠陥多動性障害 (AD/HD)

→いくつかの障害が合併することが多い

※「軽度の」発達障害
→「知的障害のない」発達障害という意味

発達障害の種類

知的な遅れを伴うこともあります

言語の発達の遅れ

- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

自閉症

広汎性発達障害 (PDD)

アスペルガー症候群

注意欠陥多動性障害 (ADHD)

- 不注意（集中できない）
- 多動・多弁（じっとしていられない）
- 衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）

学習障害 (LD)

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて、顕著に苦手

●基本的に、言葉の発達の遅れはない

- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心の不一致により、興味・関心の不一致により
- 不器用（言語発達に比べて）

厚生労働省発行「ハンドブック」発達障害の理解のために「より」

広汎性発達障害とは...

自閉症や自閉症によく似た症状をもつ障害を
まとめて呼んだもの⇒自閉症スペクトラム障害

<自閉症の3つの特徴>

- ①社会性の障害
- ②言語・コミュニケーションの障害
- ③こだわりや想像性の障害

＋感覚の異常

障害名と自閉的特徴の強さ

広汎性発達障害

→ 自閉的特徴 **強**

広汎性発達障害

アスペルガー障害

自閉性障害

自閉症スペクトラム障害

(定型発達)

藤永保監修(2012)『障害児保育—子どもととも
に成長する保育者を育てて—』朝文堂刊

注意欠陥多動性障害とは...

①不注意:細かいことに集中力が働かない

②多動性:過剰な行動

③衝動性:思いついた行動を唐突に行う

①、②、③の3つがみ
られる

多動を伴わず、不
注意の問題が優
勢(ADD)

多動傾向があるが、
注意力に関するト
ラブルが少ない

不注意優勢型

混合型

多動性・衝動性
優勢型

ADHDの原因

実行機能(ワーキングメモリー)の低下 をはじめとする脳の器質的・機能的障 害が背景に

実行機能とは...

- ・目の前の状況を把握して認知する力
- ・順序立てて考えをまとめる力
- ・衝動的に反応して行動せずに熟考する力
- ・現在の状況と過去の記憶を照らし合わせて判断する力
- ・実行に移る前に順序立てる力

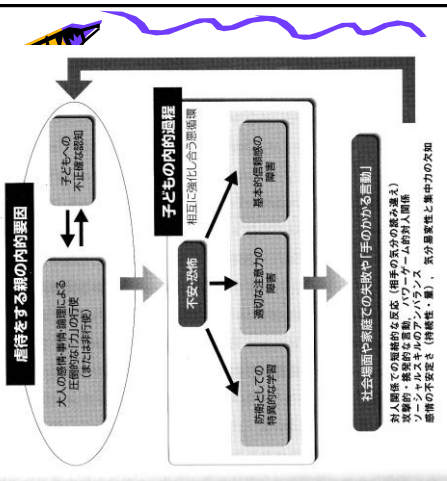
発達障害と虐待の関係

- ・虐待を受けたことによって、多動性や衝動性などの状態を示すことがある。
 - ・発達障害児の育てにくさのために、虐待に陥っている場合もある。
- どちらが原因かは非常に判断しにくい
⇒ どちらにしても、その子の特性にあった支援を
考えていく必要がある。

※ただし、虐待の有無についての確認は重要！

虐待と発達障害

虐待的な養育が発達障害様様の行動像に結びつく過程

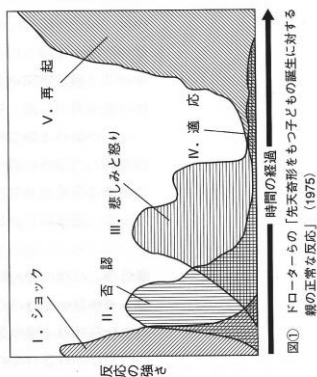


<出典>
特別支援教育の
プロとして子ども
虐待を学ぶ(2009)
著: 玉井邦夫
学研

保護者の感情理解

保護者の障害受容①

ドローターの障害受容段階説
→ 先天性の障害がある子どもの保護者の心理的反応



図① ドローターらの「先天奇形をもつ子どもの誕生に対する親の正常な反応」(1975)

ショック、否認、悲しみと怒り、適応、再受容という性質の異なる5つの心の状態が、少しずつ重なりあいながら、段階的に変化していく

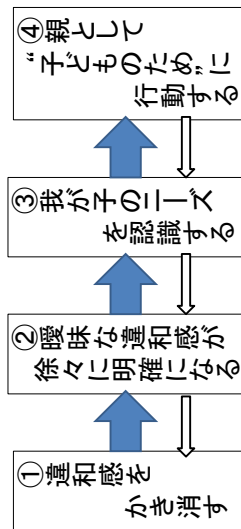
保護者の障害受容②

オーシヤンスキーの「慢性的悲哀」

- ・悲哀は常に内面に存在する
- ・悲哀はときどき再起するか、周期的に再燃する
- ・きっかけ…家族のライフサイクルで起きる普通の出来事(例:進学、進級など)
- ・慢性的悲哀が再起⇒喪失感、否認、失望、落胆、恐れ、怒りなどの反応が含まれる



発達障害の傾向がある子どもの 母親の気づきのプロセス



影響を与える他者：
保育士、保健師、医師、家族、親戚、母親仲間、友人、
職場の同僚など

保護者の障害受容③

中田洋二郎の「螺旋形モデル」

親の内面には障害を肯定する気持ちと障害を否定する気持ちの両方の感情が常に存在する。それは表裏の関係。ゴールとしての最終段階があるのではない。

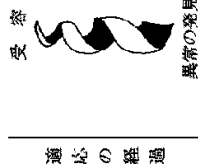


図6 障害の受容の過程

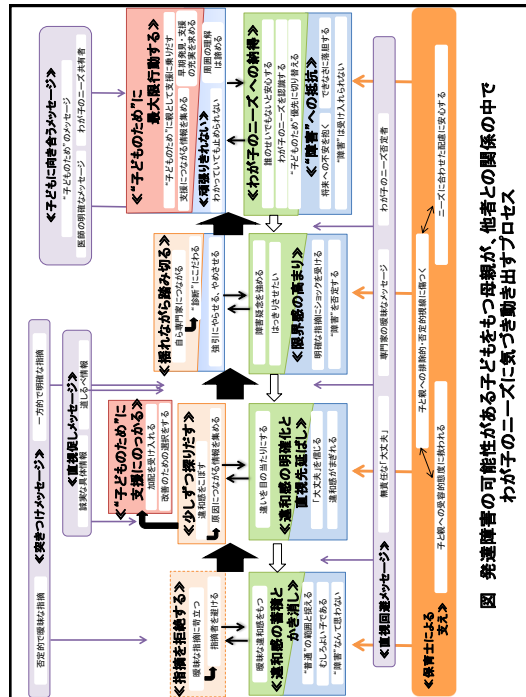


図 発達障害の可能性がある子どもをもつ母親が、他者との関係の中で
我が子のニーズに気づき出すプロセス

保護者支援の視点

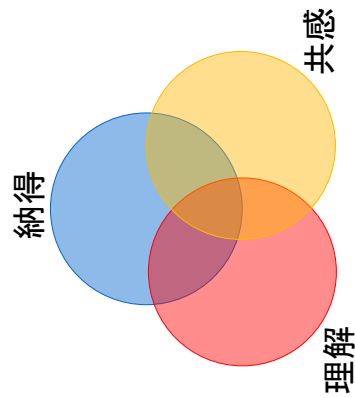
1. まずは、生活の安定から支援する
→ 生活が安定していない状態では、子どものことを理解してもらおうと働きかけても子どもに気持ちは向かない
2. 保護者の2つの側面を意識する
→ 共同療育者としての保護者
→ 「当事者」としての保護者

① 障害を持つ子どもの親という当事者性
② 保護者本人が発達障害である可能性

保護者支援の視点

3. 早期発見においては…
- ① 保護者の曖昧な違和感を引き出す
- ② 道しるべ、見通しを持たせる
→ 診断の有無にかかわらず、曖昧な違和感の時点で介入を！
→ 定期的に子どもの発達を確認していく

親の気持ちを動かす3要素



“親の発達”支援

援助者のスタンス

相手に関心をもつ
従わせようとししない
聴こうとする
変えようとししない
変わろうとする

松本恵美子 「夜間講座資料」より

松本恵美子 「夜間講座資料」より

ワークシート

1.発達障害についてどのくらいご存知でしょうか？（テストではありませんので気軽にご回答ください）

①以下の項目について、あなたはどのくらい知っていると思いますか？

	まったく知らない	あまり知らない	ある程度知っている	よく知っている
1. 発達障害全般	1	2	3	4
2. 広汎性発達障害 (PDD)	1	2	3	4
3. 注意欠陥多動性障害 (ADHD)	1	2	3	4

②発達障害に関する以下の項目について、最もあてはまる番号 1 つに○をつけてください。

	そう思う	そう思わない	知らない
1. 発達障害は、親の愛情不足やしつけ不足によって起こる障害である	1	2	3
2. 発達障害児が問題行動を起こした時は、きつく大声でしかりつけることが効果的である	1	2	3
3. 広汎性発達障害児には、知的な遅れがある子から知的なレベルが高い子まで含まれる	1	2	3
4. 広汎性発達障害児は、流暢にことばを話していても、やりとりが難しいことがある	1	2	3
5. 広汎性発達障害児は、多くの場合聴覚的な情報より視覚的な情報の理解が得意である	1	2	3
6. 注意欠陥多動性障害 (ADHD) は、他人に暴力をふるったり、暴言を吐いたりする障害である	1	2	3
7. 注意欠陥多動性障害 (ADHD) には、症状を抑えることができる薬がある	1	2	3

③そのほかに発達障害についてご存知のことがありましたら、自由にお書きください。

2.発達障害児やその家族への支援に関して、どのような悩みがありますか？

3. 本日の研修に関してご意見・ご感想・ご質問などありましたご記入いただけますと幸いです。

地域資源との連携方法①
虐待問題に関する教育機関やスクールソーシャルワーカーとの連携

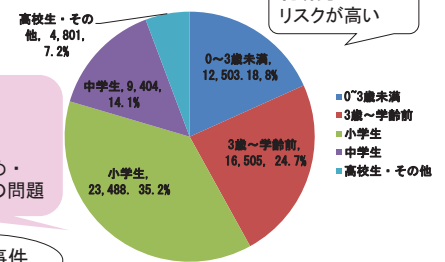
大阪府教育委員会チーフスクールソーシャルワーカー
関西国際大学・関西学院大学非常勤講師

西野 緑

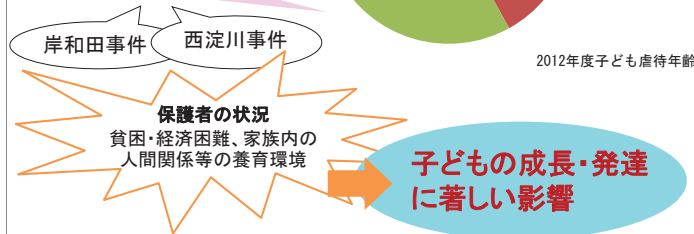
1. 子ども虐待の実態

児童虐待相談対応件数
73,765件（速報値）

学齢期の子ども
リスクは高くない
通告しても9割は在宅
学校における暴力・いじめ・
不登校・非行等の行動上の問題



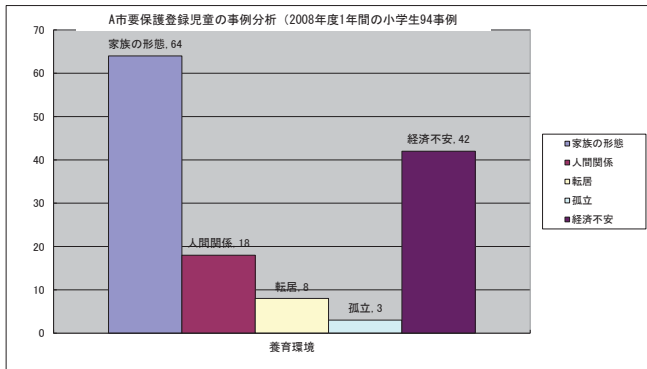
2012年度子ども虐待年齢別割合



2

2. 子ども虐待の背景（1） 養育環境

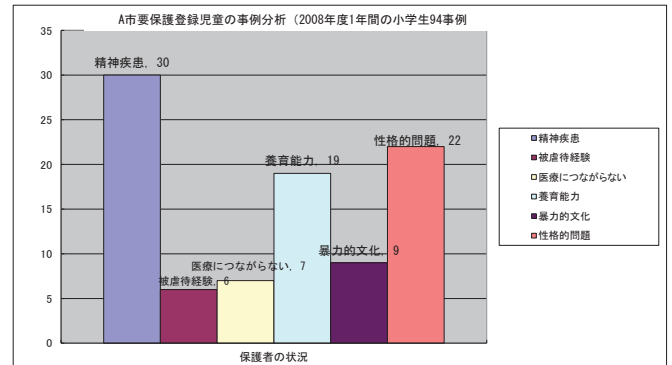
家族の形態に関する課題（ひとり親、内縁、ステップファミリー等）64事例（68.1%）、経済困難や借金等の「経済不安」42事例（44.7%）
「家族内の人間関係」は18事例（19.1%）、うちDVが11事例



3

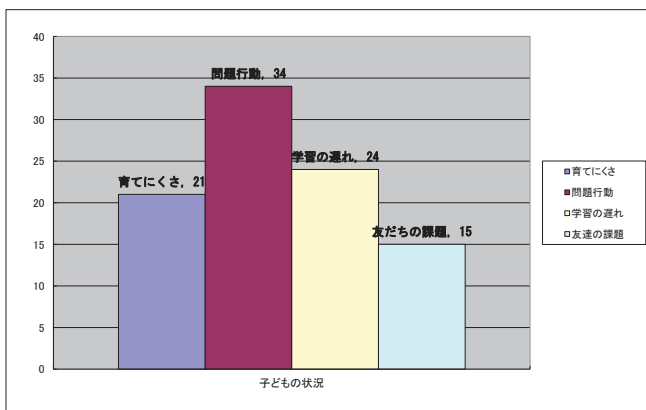
2. 子ども虐待の背景（2） 保護者の状況

- ・「精神疾患」が最も多く、29事例（31.9%）
- ・保護者の知的な課題、金銭管理・家事能力、子育てへの無関心などの「養育能力」が19事例（20.2%）（学校であまり把握できていない）
- ・その他（教育的無関心、生活疲れ、危機回避意識低い、障がい受容進まず等）



4

2. 子ども虐待の背景（3） 子どもの状況



A市要保護登録児童の事例分析（2008年度1年間の小学生94事例）

5

3. 学校の中から見えてきたこと（1） 子ども、保護者、学校の課題

- ・問題の多様化の背景にある**環境**や**関係性**の課題【小】
ためし行動による「問題行動」「問題化傾向」
愛着（attachment）の絆
基本的信頼感（自己不信とおとな不信）
不適切な養育環境、虐待的養育環境
- ・行動上の問題の**複雑化**と思春期の課題【中学校】
非行やメンタルヘルスの問題など
- ・孤立化と不安化の中のおとなたち
保護者の余裕のなさ、不安感と孤立感、未解決な課題
- ・学校の**構造的な問題**
教育改革による「多忙化」「無境界性」「無限定性」
世代の不均衡による「余裕のなさ」

6

3. 学校の中から見えてきたこと (2) 子ども虐待対応・支援における学校の強み

- ①一定年齢の子どもを網羅的に目配りができる
- ②子どもたちの変化に気づきやすい
⇒家庭の状況も把握しやすい
- ③教育という観点から家庭や保護者に対して働きかけできる
『子どもの教育を担っている』という大義名分がある
- ④教職員集団がチームで課題解決にあたることができる
担任、管理職、養護教諭、生徒指導、事務職員、SC、SSW
- ⑤地域に長く根付いたキーステーションとして、
家庭や地域との接点となる可能性がある
- ⑥子どもの居場所となり、子どもを支援をしていける場である

7

3. 学校の中から見えてきたこと (3) 学校と関係機関との連携についての課題

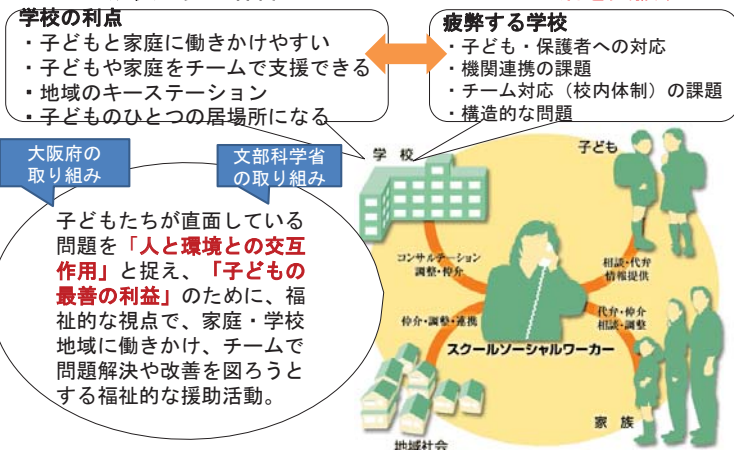
- ・子どもを見ている者と見ていない者との危機感の違い
- ・生活レベルの関係者と援助専門職との視点の違い
- ・価値観の相違
- ・双方の多忙さ
- ・個人情報の取り扱いの難しさ⇒要対協に挙げる事で解消
- ・関係機関との連携における学校の課題
関係機関に対する無理解、虐待に対する認識の低さ、対応の鈍さ
窓口の不在⇒校内チーム対応により解消
- ・関係機関の課題
十分な受け皿が存在しない⇒要対協実務者会議を機能させる事で解消

(峯本 2004・2007; 野田 2006; 玉井 2007; 高良 2008; 山野 2009; 西野 2012)

8

4. 子どもを複数の目で見守るシステム (1) スクールソーシャルワークとは？

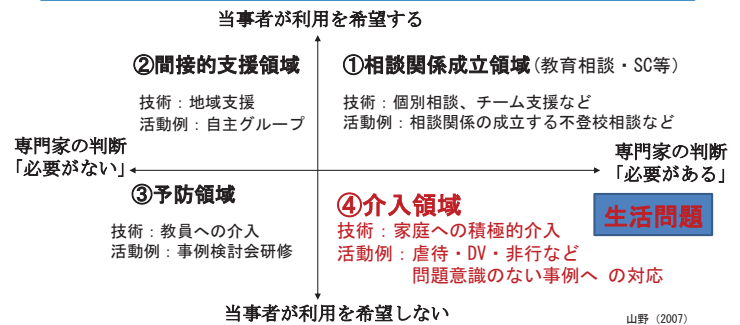
子どもの成長・発達保障のために子どもたちの生活を支援する



9

4. 子どもを複数の目で見守るシステム (2) SSWの役割① 子どもの生活支援

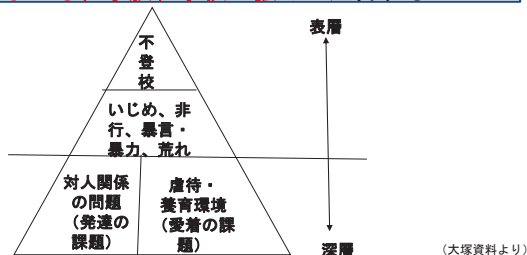
福祉的価値観：人間の尊厳と変化の可能性への信頼
技術：アウトリーチ、援助プロセス
知識：社会福祉サービス、ソーシャルワークの理論



10

4. 子どもを複数の目で見守るシステム (3) SSWの役割② チーム支援

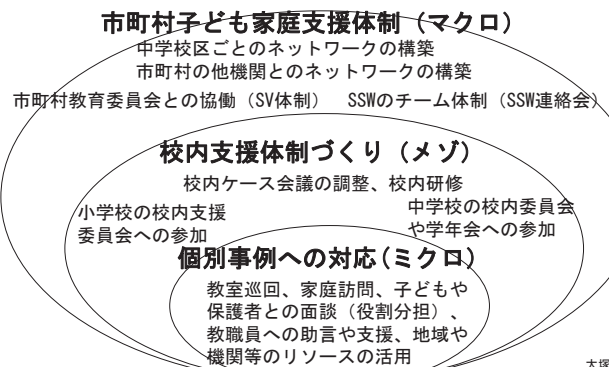
アセスメント：「なぜ、こんなことが起こっているのか？」
子どもの行動にはすべて理由がある！
プランニング：何が出来るか考える目標設定と役割分担
子ども、家族、学校の強みに注目する！



- ・保護者を含めたケース会議
- ・校内ケース会議を活用した校内チームの継続支援
- ・連携ケース会議を活用した他機関や地域とのネットワーク

11

4. 子どもを複数の目で見守るシステム (4) SSWの役割③ ミクロからマクロにおけるマネジメント



12

4. 子どもを複数の目で見守るシステム (5)
スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー

・問題の捉え方

SCIは、個人の内面（心理）に焦点をあてるが、SSWIは**人と環境とその関係性**を視野に入れる。

・対応の分野

SCIは、すでに問題を抱えている子どもに対応する（治療）。SSWIは、問題を人と環境とその関係性全体から見立て、子どもの力を高めることと、子どもを取り巻く環境を変えることによって、**子どもの生活を改善する（予防と介入）**。

・援助の方法

SCIは、主に面接室で話を聴き、個人の心理的側面をケアすることによって個人的成長を促し、問題を解決しようとする。SSWIは、問題要因を探った上で、問題解決につながる最良と思われる方法を見つけ出し、家庭や地域に出向いていくという積極的かつ行動的な側面を備えている（**アウトリーチ**）。

13

5. A市の取り組みから (1)
子ども虐待防止ネットワーク（要対協）

- ①要対協事務局への情報の集中システム
情報の集中、関係機関での情報共有と役割分担へ
- ②主担機関を子どもの所属機関が担う
各機関の力量アップ
チェックリストによるリスク・アセスメント
- ③実務者会議の定期的開催（月1回）
新規通告ケースのスクリーニング
基本的な方針の決定（アセスメントに基づく役割分担）
虐待種別、重症度、主担機関の決定
- ④虐待登録制度（要保護・要支援児童登録制度）
進行管理台帳の作成
- ⑤学期に1回（年3回）のモニタリング会議
関係機関が集まり、全ケースについてのモニタリングを行う

14

5. A市の取り組みから (2)
学校におけるSSWの役割

- ①**校内の要保護・要支援登録児童の把握**（校内での日常的な見守り）
コア会議（週1回）における情報の共有と簡単な方針の決定
アセスメントに基づくプランニング、役割分担
校内ケース会議の調整
教室での行動観察・担任への助言等
- ②初期対応・通告の助言
通告書記載の関与（通告書は管理職から要対協事務局へ）
毎月の新規ケースの子どもや家庭の状況の把握⇒SSWからSSW・SVへ
- ③**連携ケース会議**への参加
校内のSSWとして：校内での準備、出席者や資料の確認
要対協との協働：開催の決定、参加機関の相談
- ④学校と関係機関との仲介
学校の固有名称や校内体制の違いによる混乱（SSWIは通訳者）
関係機関は学校に本音が言いにくい（SSWIには本音を言う事が多い）
関係機関から見ると、学校は大きすぎてアクセスしにくい
要対協事務局との日常的な連携
- ⑤**モニタリング会議**の調整
学期に1回、各学校において「モニタリング会議」の実施

15

6. 子ども虐待防止における学校の役割 (1)
予防から初期対応、介入、支援までの継続的な関わり

予防的視点：日常的に子どもや家庭とつながれる
虐待防止の教育・啓発：子どもの人権意識を育てる
親に体罰の不適切さを伝える
早期発見：複数の目で見守る⇒打ち明けやすい環境
早期対応：校内のチーム対応
学校での支援：安心できる居場所
（信頼できるおとな、友だち、勉強がわかる）
家庭とつながる

SSWIは、子どもの最善の利益のために、校内のチーム対応を促し、地域や関係機関とのネットワークをはかりながら、ミクロ・メゾ・マクロにおけるマネジメントを行う！

16

6. 子ども虐待防止における学校の役割 (2)
子どもに対する支援

* 子どものサインを見逃さない（早期発見）

表面に現れる登校しぶり・不登校、問題行動、背景にある養育環境

* 子どもの気持を受けとめる、話を聴く（早期対応）

どんなときに、どこを、どんなふうに、どのくらいの頻度で

※「虐待を受けた子どもの典型的な心理」参照

【子どもの話を聴くとき、してはいけないこと】

- ・何度も聴かない、大勢で聴かない
- ・できない約束をしない（「誰にも言わないで」と言われたとき等）
- ・子どもを暗に責めるような質問をしない（「なぜ」ではじまる質問）
- ・「はい」「いいえ」で答えられる質問はなるべく避ける
- ・虐待の状況を詳しく聴きすぎない
- ・子どもの保護者を悪く言わない

* 行動上の問題をおこしている子どもに対して

待つ・気持ちの共感・言語化・行動の制限・自己決定への支援

17

6. 子ども虐待防止における学校の役割 (3)
虐待を受けた子どもの典型的な心理

- ①自分から虐待されたことを言おうとしない⇒「**良く話してくれたね**」
- ②自分が虐待を受けていると思っていない
- ③しばしば加害者を守ろうとする⇒**親を否定しない**
- ④自分が悪かったと思っている⇒「**あなたが悪いとは思わないよ**」
- ⑤無力化されている⇒**希望を持たせる、できることを一緒に考える**
- ⑥話の事実関係が矛盾していることがある⇒「**私は信じるよ**」
- ⑦被虐待児は、助けをふてぶてしく拒否したり、人を馬鹿にするような態度をとったりして、人をおこらせる対人関係をとりがち
⇒**巻き込まれない**
- ⑧被虐待児を援助、救出しようと全力投球して多大なエネルギーを費やしても、その子どもから嫌がられ、拒否され、時には攻撃されることもありうる
⇒**原因ではなく結果、限界を知る**

（森田 2004）

18

7. 子ども虐待防止における学校の役割（4）
虐待の疑いのある保護者への対応

- ・ いつ、誰が、どんなきっかけで、どこで保護者に聴くか校内で検討し、役割分担として関わる。（電話は良くない）
- ・ 家庭に対するアセスメントをする
保護者に会えているか、加害者にはどうか
保護者と担任やその他の教職員との関係や信頼はどうか
- ・ 保護者と関係ができている場合は、心配メッセージで保護者の気持ちを受けとめながら話を聴く
- ・ 家庭訪問の際は複数対応
- ・ 子どもが言ったとは言わない
- ・ 子どもの前で、親に話をしない

★性的虐待の場合

保護者に接触しないで、子どもを返す前に学校が直接児童相談所へ通告し、その日のうちに調査面接をしてもらう

★記録の重要性

日時、場所、時間、身体の部分、要約しないでそのままの言葉、誰の言葉か

19

7. 子ども虐待防止における学校の役割（5）
子どもへの支援

- ・ 安心して生活できる場の確保（学校が安心できる「居場所」になる）
仲間関係を作る（排除されない）、恐怖・不適切な刺激の排除
認められる場を作る、課題に対する一貫した支持の姿勢
自尊感情、自己信頼を下げない
（見捨てられ感、恥ずかしさ、ドロップアウト感を持たせない）
 - ・ 安心が提供できるおとな（「**意味ある他者**」）との愛着の形成
自分をわかってくれるおとなの重要性（おとな不信の払拭）
行動上の問題への対応
（待つ、共感的に聴く、気持ちの言語化、限界設定「ダメなことはダメ」）
 - ・ 生活スキルを手渡す
 - ・ 集団としての**ルール**の明確化—教職員間で差が出ないこと
 - ・ 生活支援（SSWとの連携） 基本的生活習慣の確保—早寝早起き、適度な栄養・運動
- ★愛着に課題のある子どもに敏感な学校づくり（トラウマに向き合える学校）
- ・ 感情を言葉にする
感情表現と肉体感覚の一体化、どういうときにその感情が起こるか
自己表現の機会を作る（「**気持の言葉**」を使う）
 - ・ リラクゼーション（緊張を解く）技法—深呼吸、Brain Gym（脳の体操）

20

8. まとめ
学校やスクールソーシャルワーカーとの連携

* 学校理解（学校の利点と課題を知る）

* 学校との関係作り

- ・ 日常的な連絡
- ・ 定期的な訪問
- ・ 管理職との定期的な面談
（スクールソーシャルワーカー配置の場合、顔の見える関係）
- ・ 学校との地区懇談会の活用

* 個別の対応

- ・ ケース会議への参加
- ・ 役割分担として個別に関わる（お互いに限界を知る）
- ・ 見守り（可能な範囲での情報交換）

21

2014 Reトレーニングプログラム講座(保健福祉領域)

～地域資源との連携方法②～ 医療・保健・地域子育て支援との連携

関西国際大学教育学部

濱田 格子

子ども家庭福祉における「連携」

・「連携」とは

連絡提携。連絡を密に取り合い、一つの目的のために一緒に物事を行う。
複数のひと、組織が関わりあい、高い結果を求めるときに活用する方法。

・「連携」の目的

単独で行うより、高い効果
単独で担うには限界

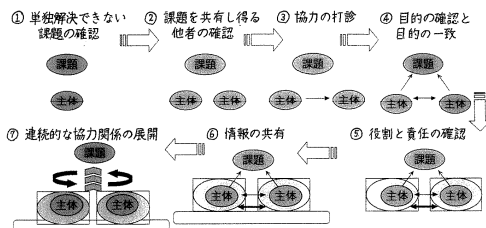
・「連携」の展開

単一的な課題 ⇒ 総合的な課題
単一機関内の専門職間 ⇒ 多機関の多専門職

2

連携の展開過程

吉池毅志、栄セツコ「保健医療福祉領域における“連携”の基本的概念整理」(2009)から



3

子ども家庭福祉における「連携」

「連携」の展開過程

① 単独解決できない課題の確認

② 課題を共有し得る他者の確認

③ 協力の打診

④ 目的の確認と目的の一致

⑤ 役割と責任の確認

⑥ 情報の共有

⑦ 連続的な協力関係の展開

吉池毅志、栄セツコ「保健医療福祉領域における“連携”の基本的概念整理」(2009)から

4

子ども家庭福祉における「地域資源」

・「地域資源」とは

地域内に存在する「人」「物」「組織」「サービス」など、人間活動に利用可能な(あるいは利用されている)、有形、無形のあらゆる要素

・フォーマルな地域資源とインフォーマルな地域資源

それぞれの特徴を理解する。
それぞれに通用する「言葉」が違う。

5

子ども家庭福祉における地域資源 (医療・保健)

施設・組織

病院、医院、助産院、薬局

保健所、保健センター

専門職

医師、歯科医師、看護師、助産師、薬剤師

保健師、精神保健福祉士、栄養士

言語聴覚士、心理職(臨床心理士、発達心理士など)、医療ソーシャルワーカー

他にも・・・

6

子育て支援のための 地域プロファイリング

方法

① 枠組み(例: 母子保健、子ども家庭福祉、教育)で、それぞれのサービス(地域資源)を列挙する。

② さまざまな一覧表を作成

13

子育て支援のための 地域プロファイリング(例)

尼崎市内の子育て広場

区分	名称・場所	サービス内容	対象	主な人材
拠点	すこやかプラザ (JR立花)	広場 一時預かり 講座 相談 ランチルーム 貸室	就学前親子 6か月～就 学前	所長 副所長(相談員兼務) 事業担当 広場スタッフ
つどいの 広場 (10カ 所)	わいわいステーション (阪急塚口)	広場 講座 相談	0～3歳親子	広場スタッフ (常時2名)
	こんべいとう (阪急武庫之 荘)	広場 講座 相談	0～3歳親子	広場スタッフ (常時2名)

14

マトリックス(配列)分析

目的: 改善のための評価

見直し・改善のための情報を得る

方法

一覧し、相互比較により評価

基本的には2つの軸をクロスさせる

現状の取組内容と目標を照らし合わせる

*** ただし、目標は社会状況等で変化・進展する**

15

マトリックス分析(例)

つどいの広場(A)の取組み

対象 内容	0～3歳の子どもと 家庭	これから親になる人	支援者(組織外) 支援者(組織内) 地域社会
情報提供	通信(毎月) 情報ファイル HP	事業チラン すこやかプラザ通信	法人通信 支援者養成講座 スキルアップ講座
ユニバーサル な取組み	ひろば(週5日) 広場内講座 イベント	プレママの会	定例会議(毎月)
ターゲットを定 めた取組み	発達セミナー		

16

連携の具体例

- ・「こんにちは赤ちゃん事業」と、すこやかプラザ
- ・「地域振興センター」と、NPOと、サークル
- ・大学の「発達相談」と、福祉事務所
- ・上之島総合センターのケースカンファレンス

17

課題

- ・ 連携における課題
 - 一方向的な情報収集やおまかせ
 - 縦割り組織
 - さまざまな新しい職種への理解不足
 - 要対協に入っていない組織との連携
- ・ 地域資源の開発にむけて
 - 施設に縛られず、外に動ける人が必要
 - 利用者支援事業の活用
 - 全体とこれからの見通す目

18

関係構築の 基礎的スキル①②

関西国際大学 教育学部
木曾 陽子

1

ワークシート①

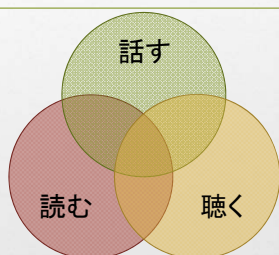
まずは、ワークから…

1. 関係構築に必要なもの
や必要なスキルとは？
2. 関係構築時に大切に
していることは？



2

コミュニケーション能力の3要素



3

ワークシート①

よりよい聴き方を考える
—やってみる—

- ① 3人1組になる。
- ② A:話し手、B:聴き手、C:観察者(順番に)
- ③ 観察者には各回ごとに指令カードを配布
- ④ 各役割3分ずつで対話を行う

※話し手は「最近困っていること」について“話す”

※聴き手は、特に何も意識せずにいつも通り“聴く”

※観察者は指令にある点を中心に、観察してメモをとる

4

ワークシート①

よりよい聴き方を考える
—話し合う—

話し手: 話しやすかったかどうか、聴き手の反応に
対してどのように感じたか

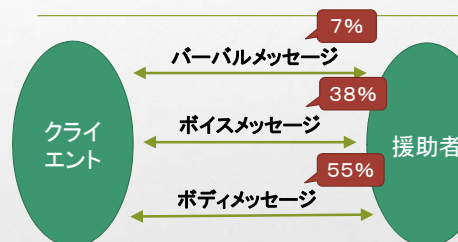
聴き手: どのような点を心がけたか、工夫したか

観察者: 指令を受けて観察した点を伝える

⇒このワークを行ってみて、どんなことに気がつき
ましたか？

5

メラビアンの法則



6

エクササイズ I

自分の話し方・聴き方を考える —自己点検—

- 自分の聞き方、話し方についての20の質問に答えましょう。
 - 家族や親族を除く、他人との関わりの中で、どのようにしているのか、＜いつもしている＞＜ほとんどしている＞＜時々ある＞の3つの中から1つを選んでください。
 - 正しい答え、間違った答えはありません。ありのままに答えてみてください。
- ⇒では、計算してみましょう。

7

聴き手の問題の検討

1. 話を聴いてもらえなかった経験は？
⇒なぜ聴き手は話を聴けなかったのか？
2. 話を聴けなかった経験は？
⇒なぜ自分は話を聴けなかったのか？
3. よりよい聴き手としてどうすべきか？

8

ワークシート①

1. 関係構築に必要なものや必要なスキルとは？

2. 関係構築時に大切にしていることは？

3. 3人1組でグループワークをしてみよう。

A:話し手をしたとき

★どれほど話すことができたか？ 1 - 2 - 3 - 4 - 5

★どれほど聴いてもらえたと感じたか？ 1 - 2 - 3 - 4 - 5

★そのほかに感じたこと、気がついたことは？

B:聴き手をしたとき

★どれほどうまく聴けたか、聴きだせたか？ 1 - 2 - 3 - 4 - 5

★相手はどれほど自分のことを話したと思うか？ 1 - 2 - 3 - 4 - 5

★そのほかに感じたこと、気がついたこと、心がけたことは？

C：観察者をしたとき

★指令カードにそって、聴き手の聴き方を観察し、メモをとります。

★話し手はどれほど話すことができたと思うか？ 1 - 2 - 3 - 4 - 5

★聴き手はどれほどうまく聴けたと思うか？ 1 - 2 - 3 - 4 - 5

⇒3回のワークを踏まえてグループで話し合ってみよう。どんなことに気がつきましたか？

4. 本日の研修に関してご意見・ご感想・ご質問などありましたご記入いただけます。

I. プログラムの構成

1. グループディスカッション
2. アサーションについての概説
3. アサーションを意識したコミュニケーションワーク
4. アサーティブなグループディスカッション

II. 具体的な内容

1. グループディスカッション

①ディスカッションの内容：

出産を控えているご夫婦から相談がありました。妻の年齢が高齢であるため、生まれてくる子どものことが心配で、「出生前診断」を受けようかと相談に来られました。みなさんは同じ職場のメンバーだと想定し、その夫婦に対して、どのような方針をたてるかを協議してください。

②グループディスカッションの振り返り

- ・一人ひとりの率直な感想を共有する
- ・ディスカッションを終えての今の気持ちを共有する

③自身のコミュニケーションの傾向の理解

ペアワークで、自身の普段の人間関係の在り方について確認する

2. アサーションについての概説

下記文献を利用し、アサーショントレーニングに関する概説する

- ・平木典子（2013）『図解 相手の気持ちをきちんと＜聞く＞技術 会話が続く、上手なコミュニケーションができる！』PHP 研究所
- ・平木典子（2014）『図解 自分の気持ちをきちんと＜伝える＞技術 人間関係がラクになる自己カウンセリングのすすめ』PHP 研究所

3. アサーションを意識したコミュニケーションワーク

下記 2 つの事例を用いて、ペアでアサーションを意識したコミュニケーションワークを実践する

ア) 終業時間間際に、上司から急に仕事を頼まれました。しかし、私はこの後家族との予定があります。その仕事を受けてしまうと家族との予定をキャンセルしなければなりません。

イ) 職場の同僚からどうしても手伝ってほしいと依頼されました。しかし、私には、今別の業務を抱えていて、同僚の手伝いをする、自分自身の仕事を放置することになってしまいます。

4. アサーティブなグループディスカッション

①ディスカッションの内容：

冒頭のテーマについて、アサーションを意識したディスカッションを実践する

②グループディスカッションの振り返り

冒頭のグループディスカッションと感じたこととを比較しながら、情報の共有を行う

演習 被虐待児への理解とケア

平成27年1月8日

関西国際大学教育学部
道 中 隆



虐待を受けた子どもとは

棘だらけの子ども
かかわりづらい子どもたち
タイミングがとりにくい
一定しない
自己調節が困難
希求と回避の混合

1 身体的虐待

✦ 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

例) 揺さぶられ症候群(SBS)、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、拘束するなど

2 性的虐待

✦ 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

例) 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆、性器や性交を見せる被写体などに子どもを強要する

3 ネグレクト（養育の拒否・怠慢）

✦ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

例) 病院に連れて行かない、乳幼児を置いて度々外出する、無関心、怠慢、放置など

4 心理的虐待

✦ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ・ 貧困、低学歴、非嫡出子、10代出産、DVなどの項目は、児童虐待への影響が強い

道中(2008)実態調査

道中(2010)実態調査

DV経験と児童虐待経験0.27

非嫡出子と児童虐待経験0.14

Pearsonのカイ二乗検定, 1%水準で有意

平成12年 児童虐待防止法の制定

児童虐待の防止等に関する法律の効果

(平成12年5月24日制定、11月20日施行)

- 児童虐待がきちんと定義され(第2条)、禁止されたこと(第3条)
- 児童をとりまく関係者の早期発見・通告・援助が義務づけられたこと(第6条)
- 立ち入り調査時の警察官の協力が得られるようになったこと(第10条)

児童虐待の防止等に関する法律の改正①

(平成16年4月7日に制定、10月1日に施行)

- 児童虐待を児童に対する著しい人権侵害であると位置づけ、児童虐待の予防及び早期発見から虐待を受けた児童の自立支援までの援助について、法律改正の目的としている(第1条)
- 児童虐待の定義の見直し(第2条)
- 児童虐待にかかる通告義務の拡大(第6条)
- 警察署長に対する援助要請等(第10条)
- 同意入所した場合にも面会・通信の制限(第12条)
- 児童虐待を受けた児童等に対する支援(第13条)

児童福祉法改正に伴う児童相談体制の充実(平成17年4月施行)

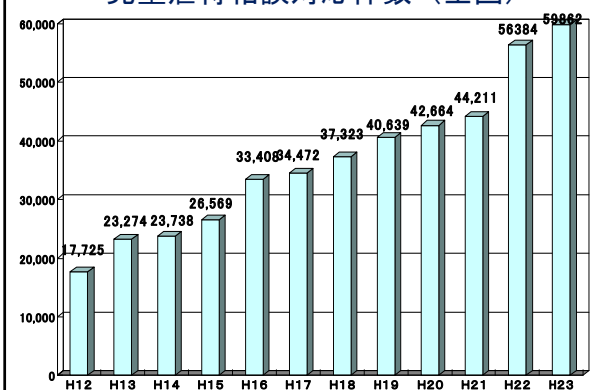
市町村	都道府県(児童相談所)
児童家庭相談及び児童虐待通告に関し市町村が担う役割を法律上明確化	専門性の高い事例への対応・市町村の後方支援に役割を重点化
■ 一般の子育て支援サービス等の身近な資源の活用で対応可能で比較的軽微な事例への対応	■ 市町村の行う児童家庭相談についての技術的支援や助言
■ ケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集	■ 立入調査や一時保護、施設入所等、行政処分を伴う事例の対応
■ 施設を退所した児童の見守り支援	■ 専門的診断(医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上)を要する事例
■ 要保護児童対策地域協議会の調整機能	

児童虐待の防止等に関する法律の改正②

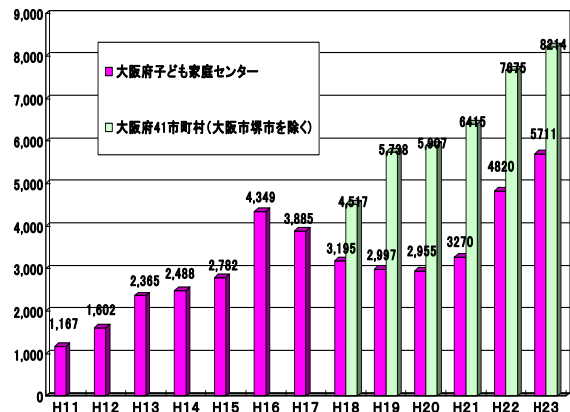
(平成19年5月25日に制定、平成20年4月1日に施行)

- 児童の安全確認等のための立入調査等の強化
 - ・ 児童虐待のおそれのある保護者に対する出頭要求(第8条の2)
 - ・ 立入調査を拒否、かつ重ねての出頭要求に応じない場合の裁判所の許可状を得た上での解錠等を伴う立入調査(第9条の3)
- 保護者に対する面会・通信等の制限の強化
 - ・ 一時保護や同意入所の場合の面会・通信の制限(第12条)
 - ・ 児童福祉法第28条による施設入所事例のうち必要な場合の接近禁止命令(第12条の4)
- 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化
 - ・ 知事の勧告に従わなかった場合の一時保護、施設入所等の必要な措置を行う(第12条の2)
 - ・ 施設入所措置を解除する際には、保護者に対する指導の効果を勘案する(第13条)

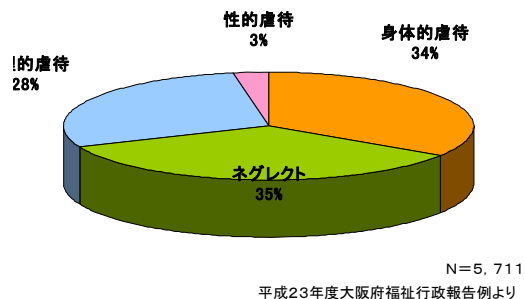
児童虐待相談対応件数(全国)



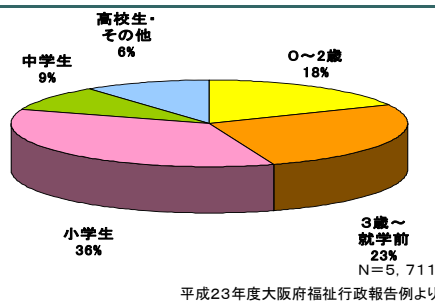
児童虐待相談対応件数（大阪府）



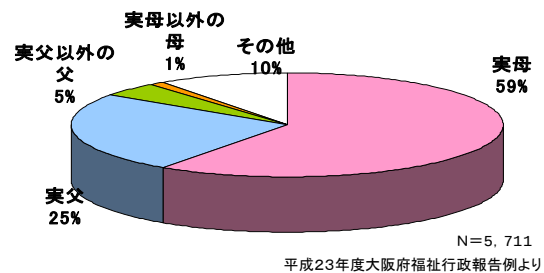
虐待の種類の割合



被虐待児童の年齢構成



虐待者について



子ども家庭センターにおける虐待相談の経路

家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所・保健センター	医療機関	施設等	警察等	学校等	その他	計
虐待者本人 虐待者以外												
552	146	1193	57	1583	25	72	135	141	1105	369	333	5711

平成23年度大阪府福祉行政報告例より
N=5, 711

虐待相談件数増加の社会的背景・要因

- 急速な家庭状況の変化により家庭の養育力の低下（核家族化・離婚増加に伴う家族形態の変化、孤立化）
- 虐待に関する広報啓発、マスメディアの報道の効果により虐待への認識の高まり
- 「児童虐待の防止に関する法律」の制定により、社会の虐待についての認識の高まり
- 地域のネットワークによる早期発見

大阪府子ども家庭センターとは？

- ✦ 児童福祉法に基づく児童相談所
(都道府県・政令市に義務設置)
- ✦ 大阪市と堺市以外の6ヶ所に設置
(中央・池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田)
- ✦ 大阪市：大阪市こども相談センター
堺市：堺市子ども相談所(平成18年4月～)

大阪府子ども家庭センター

【児童福祉法に基づく児童相談所】

大阪府子ども家庭センター(中央・池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田)

大阪府池田 **福祉** 子ども家庭センター(福祉事務所)
大阪府富田林 **福祉** 子ども家庭センター(福祉事務所)
大阪府岸和田 **福祉** 子ども家庭センター(福祉事務所)
大阪府中央子ども家庭センター(一時保護所)
大阪府吹田子ども家庭センター
大阪府東大阪子ども家庭センター

児童相談の内容

■ 養護相談	家庭における養育困難、虐待等
■ 保健相談	子どもの疾患に関する相談
■ 障がい相談	障がいに関する相談
■ 非行相談	家出・非行行為等に関する相談
■ 育成相談	不登校・性格行動面に関する相談
■ 育児しつけ相談	しつけに関する相談
■ 適性相談	進路等に関する相談
■ その他の相談	上記以外の相談

専門職スタッフ

- 児童福祉司(ケースワーカー、保健師)
児童に関する相談を受理し、必要な調査、社会診断、指導、関係機関との総合調整を行う。また、必要に応じ一時保護・施設入所・立入調査等の行政処分も行う
- 児童心理司
児童の発達や心理面についての検査や心理診断、心理治療を行う
- 医師
児童精神科医や小児科医が児童の診察や医学的な診断を行う
- 児童指導員・保育士
一時保護所で児童の生活指導や学習指導を行いながら、日常生活の様子を観察して、適切な援助を考える

相談の組織体制

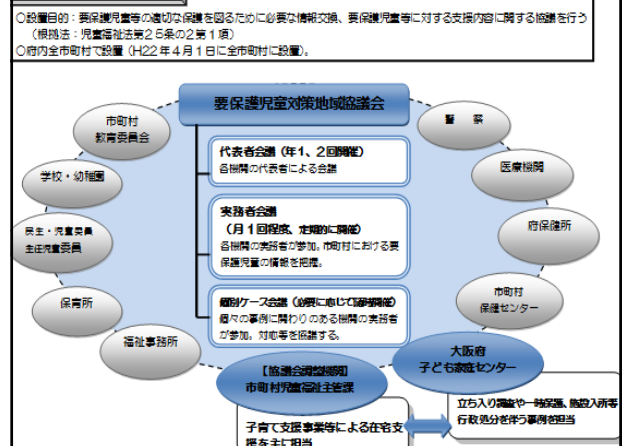
- ✦ 虐待対応課 虐待相談
- ✦ 地域相談課 養護相談
非行相談
育成相談
育児しつけ・適性相談
障がい相談
青少年相談
- ✦ 企画調整課 地域のネットワークづくり・人材育成・DV相談
(中央:企画情報室)
- ✦ 保護課 児童の一時保護・行動観察

大阪府の児童虐待等への援助の内容

児童福祉施設入所	里親委託	面接指導	その他	計
266	4	5303	138	5711
5.04%	0.02%	92.43%	2.51%	100%

要保護児童対策地域協議会

- 要保護児童の**早期発見**や**適切な援助**を図るためには、関係機関が子どもに関する情報を共有し、適切な連携を図っていくことが不可欠であることから、**平成16年児童福祉法改正法第25条の2**に規定された。
- 協議会の設置は義務づけられていないが、参議院厚生労働委員会の付帯決議において「全市町村に速やかな設置を目指す」とされ、19年改正法では**努力義務**規定となっている。
- 運営は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造で実施されることが望ましい。
- 「要保護児童対策調整機関」が指定され、事務局機能を有する（**市町村児童福祉主管課**が指定されることが多い）。
- 構成員に対しては、「**守秘義務**」が課せられる（法第25条の5）。
- 大阪府内では、**41市町村**で設置済み（平成22年4月現在）



児童虐待防止対策

- 発生予防** ⇒ 予防教育、母子保健、子育て支援
- 早期発見** ⇒ 関係機関連携強化、広報啓発
- 早期対応・支援** ⇒ 子どもの安全確認と保護
- 再発防止** ⇒ 家族再統合支援、子どものケア

児童虐待防止への理解を広げる啓発活動 ～オレンジリボンキャンペーン～

毎年11月の「児童虐待防止月間」では、啓発グッズの配布等、さまざまなキャンペーンを実施しています。



2014 (H26) 年11月



関西国際大学 教育福祉学科

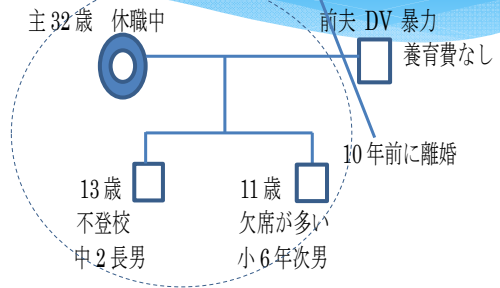


学生ボランティアによる活動

事例検討

31

保護受給中の母子世帯



① 担任の先生からの情報 (Tくん、小6年生の状況)

- 月に2、3回学校を欠席する
- 週に2、3回「しんどい」といって保健室で休む(数時間で戻ってくる)
- 保健室の養護教諭からは、身体の不調ではなく、精神面の不調ではといわれている
- 保護受給中の母子家庭で、全欠の中学2年生の兄がいる
- 休職中の母親は精神的に不安定で、よく学校に苦情を言ってくる
- 去年の担任はその苦情対応もきっかけのひとつとなって、現在休職している
- 学力が低く、小学3年生程度の学力しか習得していない。運動も苦手で整理整頓が苦手、持ち物や宿題の忘れ物も多い
- 身なりがきちんとできなくて体臭もきつく、クラスの一部が嫌がっている
- たまに感情を爆発してパニックを起こし、まわりのものを投げたりする
- 同級生とうまく関係が作れずに、特定の友達がいらない

(議論) 課題1

Tはなぜ、学校に来ないのでしょうか？

② 関係機関からの情報 (要保護児童対策地域協議会)

- Tくんの母親は、3年前から無職になり、現在は生活保護を受けている。母親は精神科に通院している。家はゴミ屋敷のよう。
- 兄は、中学校に全く登校できていない(小学校は登校)。
- Tくんの父親は、母へのDVと子どもたちへの虐待が原因で10年前に離婚。その時に母子で今の地域に引っ越してきたが、地域とのつながりはない。
- 市の福祉では、Tくんの家庭はネグレクト家庭として見守り支援を行っている。子どもを福祉施設に保護するレベルのネグレクトではないと判断している。
- 地域の民生委員の田中さんが時々この家に足を踏み入れることができています。

(議論) 課題2

関係機関(要保護児童対策地域協議会)からの情報を得て、1で考えたことと変わった点はありますか？



改善方策への取り組み3

関係機関(要保護児童対策地域協議会)との協議で、具体的な役割分担等援護の視点から留意すべき点？

表1 ケースカンファレンスの展開

展開およびダイアグラム			主 な 内 容
1	開 会 (5～10 分)	1	開会あいさつ後、進行者はダイアグラムの流れを説明する
		2	自己紹介などにより出席者が相互に認知できるようにする
		3	事例研修の目的や主旨を説明するとともにその意義を確認する
		4	事例研修の展開過程を確認する
2	提出事例の説明 (15 分)	5	事例提供者を紹介し、業務上の立場や役割などを明確にしておく
		6	事例の簡単な概要と選んだ理由を明らかにする *1 机上資料
		7	配布資料に沿って発表する *2 机上資料
		8	全体的な所感と検討してほしい点を提示する *3 机上資料
		9	進行者は事例提供者に感謝しねぎらい、その後要点を整理する
3	事例の共有化 (25 分)	10	事例に関する情報の補足説明などを行う
		11	事例を明確化するための質問をする
		12	事例に対する事例提供者の「思い」を共有する
		13	事例の情報整理を行う
		14	事例を「再構築」し、イメージを共有する
4	論点の明確化 (10 分)	15	事例検討の際の着眼点と論点を明確化する
		16	事例の性質に合った的確な論点を整理する
5	論点の 検討 (25 分)	ディスカッショ ンを展開する	17 検討内容の時間配分に留意する
			18 ディスカッションの促進と方向づけをする
			19 小まとめを入れながら段階的に議論を深める
		全体の雰囲気づ くり	20 自由に発言できる和やかな雰囲気をつくる
			21 全員が発言できるように配慮する
			22 少数意見も大切にする規範をつくる
			23 「自分だったらどうするか」を具体的に考える
			24 参加者の考察を深める質問を投げかける
			25 対峙する意見や考えを引き出す
			26 事例からみた問題発生メカニズムを分析する
			27 今後の援助のあり方について具体的に検討する
6	まとめ (10 分)	28	これまでの検討内容を整理する
		29	助言者等からの簡単なコメント
		30	最終的なまとめとリフレクションをする
		31	終了にあたって事例のプライバシーへの配慮を促す(事例シートの回収等)
		32	次回の事例研修会等の日程調整を行う
7	閉 会	33	ねぎらいのあいさつで定刻に終了する

注：*1 あらかじめレジュメ等を机上資料として準備しておく。

*2・3「事例研究フェイスシート」および「着眼点と検討課題」を机上資料として準備しておく
(表2および3参照)。

出所：筆者作成。

表2 着眼点と検討課題

日 時	経 緯	援助内容および着眼点	検討課題
○年○月○日 【来所面接】			
○年○月○日 【ケースカンファレンス】			

出所：筆者作成。

演習 事例検討プロセスワーク

2015(平成27)年1月10日
文部科学省 成長分野等における
中核的専門人材養成等戦略的推進事業

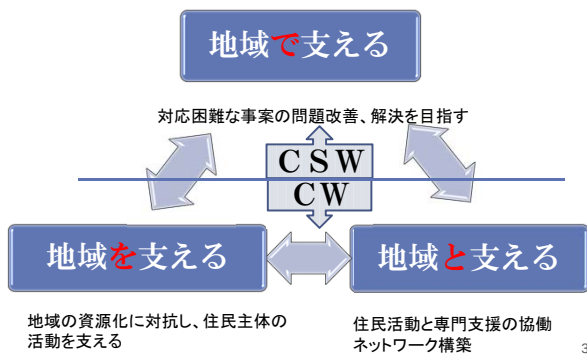
関西国際大学教育学部 道中 隆

事例検討プロセスワーク

スキルアップ研修
「地域連携を基盤とした事例検討法」

2

地域で支える実践



本事例検討法における特徴的なプロセス

個別アセスメントと地域アセスメントを同じ事例検討プロセスの中で行う

<意義>

別立てでアセスメントを行うのではなく、一連の流れの中で行う事により、個人と地域が一つのシステムの中にあることを共有

4

本事例検討法における特徴的なプロセス

個別支援プロセスを参加者が言語化（語りによる再構築）

<意義>

ワーカーの思い込み（偏り）の確認
互いの語りを共有することにより、自身への理解が深まり、お互いの語りによって援助チームを調整するスキルを実感する

5

本事例検討における特徴的なプロセス

発想の転換

<意義>

地域から俯瞰的に事例をみつめる視点を獲得する。
個別支援と地域との相互作用の不調和に介入するために、個人（個別事例）と環境（地域）の関係性に着目をする

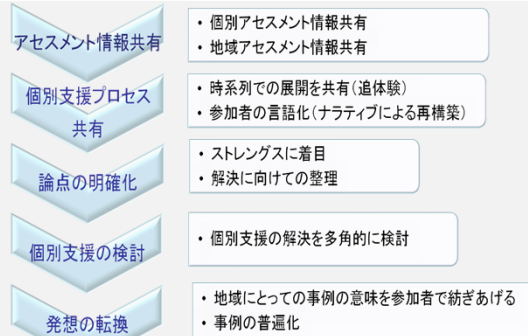
6

事例検討の各ステージの説明



7

事例検討プロセス



8

【ステージ1】 導入

「地域を基盤とした事例検討法」

・ 開会 （5分）

定刻に事例検討会を開催
予定をメンバーに知らせる
メンバーの紹介

9

【ステージ1】 司会例

- ・ 本日は事例検討会に参加いただきありがとうございます
- ・ 事例検討会は今から2時間の予定で行います
- ・ それでは、まず今日の事例検討会のメンバー紹介から始めたいと思います。
- ・ それでは〇〇さんからお願いします。

10

【ステージ2】 事例への接近

「地域を基盤とした事例検討法」

・ 事例の共有化

事例提供者の紹介
事例の簡単な概要の把握
地域のアセスメント情報の把握

11

【ステージ2】 司会例

- ・ それでは本日の事例提供は〇〇さんをお願いします。手元にお配りしているアセスメントシートをご覧ください。
- ・ ご本人・ご家族のアセスメント情報に続いて、この事例を取り巻く地域情報についてもみなさんで共有して行きたいと思いますので説明をお願いします。

12

ホワイトボードの活用(1)



【ステージ3】プロセスの共有

「地域を基盤とした事例検討法」

- ・ 事例の共有化
事例をプロセスに沿って、参加者で追体験する
事例に関する情報を補足する
事例を明確化するための質問をする

【ステージ3】司会例

- ・ それでは〇〇さんに事例に関わられたプロセスをシートに沿って説明していただきます。よろしくお願いします。
- ・ 〇〇さん、ありがとうございました。
それでは、検討会参加者で事例に対する理解を深めていきたいと思いますので、確認したいことなど質問がある方はお願いします。

【ステージ4】 提供者の事例への思いを共有

「地域を基盤とした事例検討法」

【ステージ4】提供者の事例への 思いを共有する

- 提供者から事例検討会への期待を共有する
- ・ 事例を選んだ理由
 - ・ 事例検討会でどのようなことを期待しているか



事例検討会の目的を明確にする

【ステージ4】司会例

- ・ 〇〇さんの支援プロセスを共有し、質問をしていくことによって、みなさんの中で事例のイメージが出来てきたと思います。
- ・ では、これから事例検討会を進めていくために、提供者の〇〇さんが、この事例を選んだ理由やこの検討会でどのようなことを期待しているのかメンバーで共有したいと思います。
- ・ 〇〇さんお願いします。

「地域を基盤とした事例検討法」

19

- ❑ 事例をメンバーがそれぞれ自分の中で再構築し、論点（事例のポイント）をどのように考えたのかを共有
- ❑ 司会者（スーパーバイザーがいれば）が論点を整理し、次に続く検討の方向性をつける



ホワイトボードが効果的

20

[illegible]

21

 □ 論点

- 家族看護のキーパーソンを看護、その役割は大きい
 - 障害者の家族への紹介
 - 本人は障害を苦痛に感じて生きており、母や家族が来て
- 本人の今後の生活設計
 - 施設に送るという選択肢あり
 - 本人がいつか自立
 - 本人の自立

 → 母親への支援

論点を確認しながら文字化していくことにより、全員で共有

22

□ みなさんの意見をお聞きしてこの事例の論点を整理すると次の3点に絞ることができます

- 一つ目 息子の借金の整理をどうするか
- 二つ目 母親と息子の関係性をどう支援するか
- 三つ目 息子の将来に向けての自立をどう支援するか

この3点について検討を進めていってもよろしいでしょうか

23

「地域を基盤とした事例検討法」

- ❑ 個別支援の論点について議論を深める
- ❑ 必要に応じて、小まとめを入れながら段階的に議論を進める
- ❑ 今後の援助のあり方について具体的に検討する

24

【ステージ6】 司会例

- ではまず一つ目の論点、息子の借金の整理をどうしていくかについて、どのように支援をしていけばよいか、ご意見をお聞きたいと思います。△△さん、いかがでしょうか。
- ありがとうございます。
- 息子の借金の整理については、〇〇や××といった支援の可能性があるというご意見が出ました。では次に二つ目の論点についてはいかがでしょうか。

25

【ステージ6】 発想の転換 「事例の意味を紡ぎあげる」

「地域を基盤とした事例検討法」

26

【ステージ7】 発想の転換 「事例の意味を紡ぎあげる」

- 「Aさん」の個別事例を「Aさんのような〇〇の苦しみやしんどさを持っている人」に主語をおきかえる。
＜普遍化の作業＞
- 「こんなものがあればいいな」と、地域での支援の可能性や理想の社会資源のリストアップ
- 地域での仕掛け、地域への働きかけなど、アプローチの方法の検討

27

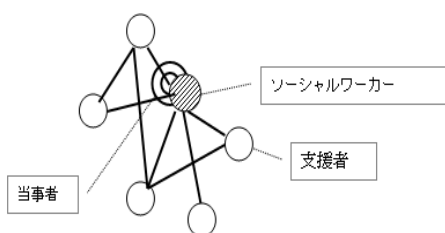
【ステージ7】 司会例

- この息子さんのように、精神疾患のある方が借金などの金銭トラブルに巻き込まれるケースは、地域の中でもまだ潜在的に存在することが考えられ、これからも起こり得るケースです。

地域の中で、そうしたニーズをキャッチし、支援に結び付けていくために、また予防的にそうしたトラブルを防ぐためにどのようなネットワークがあればいいでしょうか。

28

個別支援のマップ



29

【ステージ7】 司会例

- ホワイトボードに、今回の事例で提供者がつくったエコマップを描き、その上にさらに可能性として考えられる資源や仕組みを色を変えて描き足していく。

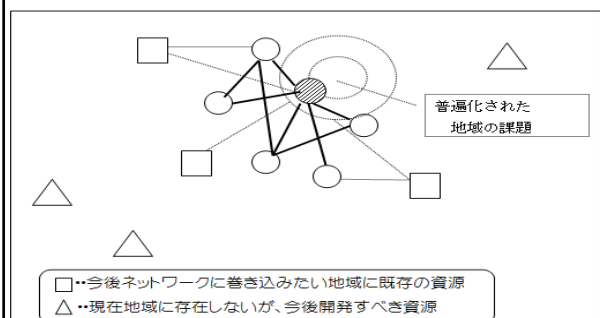


地域の未来予想図をみんなで描く
開発的な視点で！

個別支援から地域支援への展開

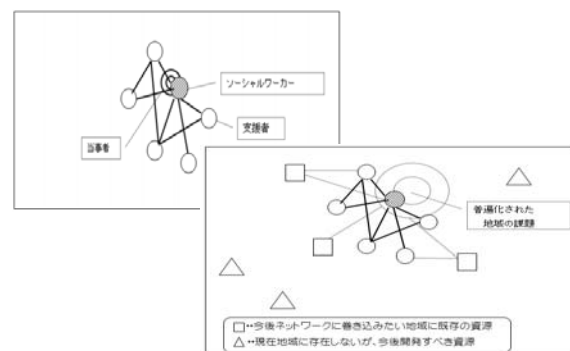
30

事例の普遍化



31

事例の普遍化



32

普遍化の意義

- 地域の中に同じような課題をもつ他の人たちの存在について検討をする。

同じような課題をもつ人たちと地域の不調和（排除・無理解）

地域と、同じような課題を持つ人たちとの不調和への介入がワーカーの実践目標となる。

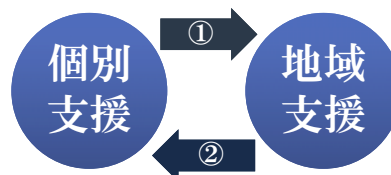
33

普遍化の意義

- ストレングス視点にもとづき、開発的な未来予想図を描くことにより

①制度政策面から新たな個人のクライアントに支援が展開される援助プロセス

②の循環を想定することが可能となる。



34

普遍化の意義

- 地域住民が一方的に負担感を感じながら、支援を必要とする個人に資源を提供するという関係性の不調和は、長期的な視点から見ると、継続的にバランスを保つことは難しい。

ワーカーによる介入の対象

地域の資源化、地域の疲弊に気づく視点を獲得することができる。

35

【ステージ8】次回への橋渡し

「地域を基盤とした事例検討法」

36

【ステージ8】 次回への橋渡し

- 最終的なまとめと振り返り
司会者、SV、参加者全員
- 閉会
提供者にねぎらい
次回の予定の確認

チーム形成
支えあい
＜コンサルテーション＞

37

【ステージ8】 司会例

- 本日はありがとうございました。それでは最後に参加者全員で検討会について振り返りたいと思います。まず〇〇さん、お願いします。
- 事例提供者の方には、事例をまとめるための記録の整理やシートの作成など、大変だったと思います。本当にありがとうございました。
- 次回の検討会は〇月×日、事例提供は～さん、司会担当は～さんでお願いします。

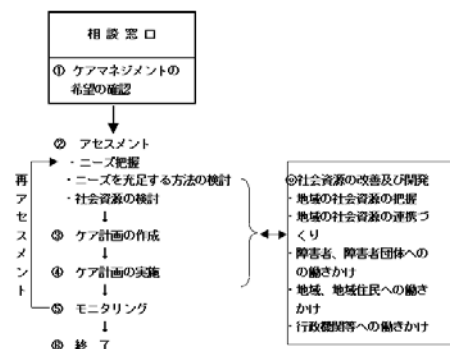
38

障害者マネジメント

心的障害の方との接し方

木下隆志

障害者ケアマネジメント過程の概略図



(1) ノーマライゼーションの実現に向けた支援

ノーマライゼーションの実現に向けて、障害のある人もない人も、だれもが住み慣れた地域社会で普通の生活を営み、活動できる社会を構築することを目指す。そのために障害者の地域生活支援をとおして、地域住民が積極的に障害者を支える仕組みをつくることも重要である。

(2) 自立と社会参加の支援

障害者の自立は、一人ひとりが責任ある個人として主体的に生きることを意味し、障害者ケアマネジメントは、自立した生活を目指し、社会経済活動への積極的な参画を支援する。

(3) 主体性、自己決定の尊重・支援

障害者のニーズに対応したサービス提供は、一人ひとりの考え方、生活様式に関する好み等を尊重しながら、リハビリテーションの理念からも、本人が自分の能力を最大限発揮できるように支援することが必要である。サービス提供のすべての過程において、利用者の積極的な関わりを求め、利用者と情報を共有し、利用者(必要に応じて家族又は利用者が信頼する人)が望むものを選択し、利用者(必要に応じて家族又は利用者が信頼する人)の自己決定に基づき実施することが重要である。

(4) 地域における生活の個別支援

障害者ケアマネジメントは、一人ひとりの利用者の生活を知り、抱えている課題や困難を理解し、利用者の生活を取り巻く家族や各種の社会資源、地域社会との関わりの中で個別支援をする。そのため、障害者に身近な市町村が中心となって、各種行政サービスや社会経済活動への参加の機会を提供し、地域社会において質の高い生活が継続できるように支援する。

(5)エンパワメントの視点による支援

障害者ケアマネジメントは、利用者が自己の課題を解決するにあたり、自分が主体者であることを自覚し、自分自身に自信がもてるように、利用者の力を高めていくエンパワメントの視点で支援していくことが必要である。

本日の講座の内容

- (1) 精神疾患とは？
- (2) 統合失調症
- (3) うつ病
- (4) なぜ心的障碍の方に支援が必要なのか？
- (5) 対応について気をつけること
- (6) 本人への接し方について
- (7) コミュニケーションの具体的な方法
- (8) 自己覚知

精神疾患について (1)

☆精神疾患を患っている人は、人口の20% (5人に1人) とされています。

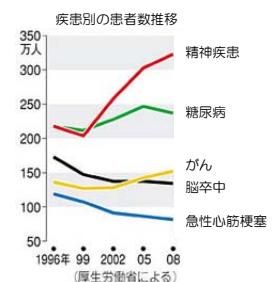
☆精神疾患には色々ありますが、もっともポピュラーな「統合失調症」は0.75%(100人に1人)、「うつ病」は、一生のうちに15人に1人がかかる可能性があるといわれているように、珍しい病気ではありません。

☆日本では、4大疾病(がん、脳卒中、心臓病、糖尿病)に精神疾患を加え、5大疾病とする議論も始まっています。

精神疾患について (2)

☆精神疾患の患者数は、

今年厚生労働省は、新たに精神疾患を加えて「5大疾病」とする方針を決めました。



精神疾患について (3)

☆日本： 毎年自殺者が3万人を超えています。
ちなみに、兵庫県は年間1300人。

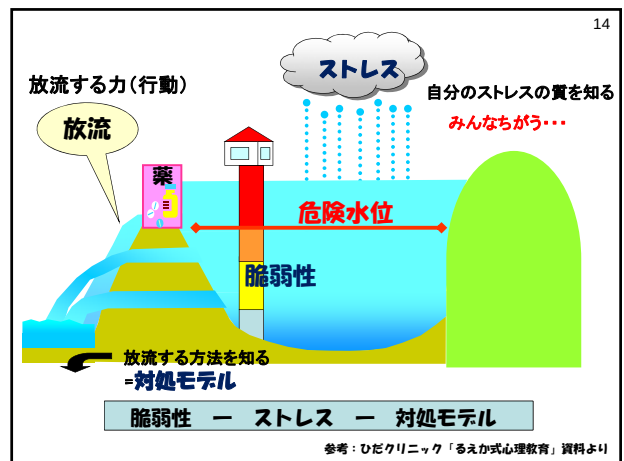
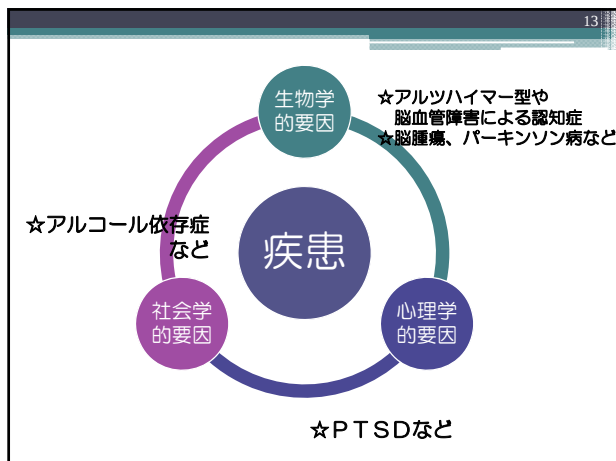
☆世界：「心的障碍や神経障害を有する者は4億人を数え、すべての疾患のうちの10%が精神疾患であるが、次の20年間に15%を超えるであろうと予測している。世界中で毎年2000万人が自殺企図を起こし、100万人が死亡している。」
(WHO2000年度報告書)

精神疾患は、時代の流れとともに、一部の人を対象にした問題ではなくなってきてます。

精神疾患について (4)

☆心的障碍に限らず、すべての疾患は、**生物学的** **心理学的** **社会学的** な3条件が互いに影響しあっています。

これら3つの条件すべてに対して、同時に治療や支援をしなければいけません。



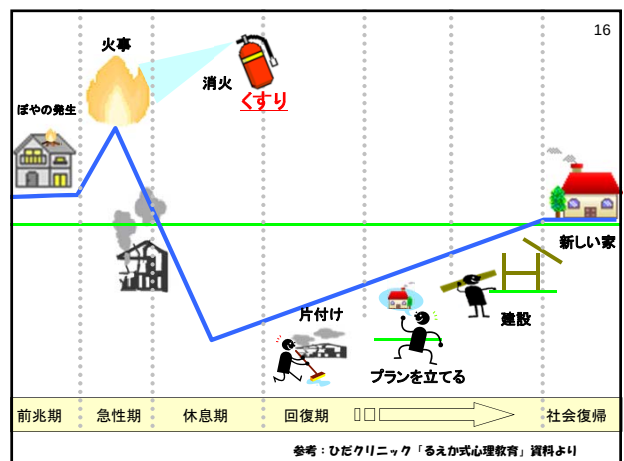
15

統合失調症について (1)

- 1) 特別な病気ではありません。
- 2) さまざまな刺激を伝え合う神経のネットワークにトラブルが生じる脳の機能障害による病気です。
- 3) 発症にいたる一般的な経緯

日常生活におけるありふれたストレス
生まれながらの素因+環境
脳内の神経伝達物質の異常

この病気は、さまざまな要因が複雑に絡み合い発病します。
決して家庭環境や育て方が原因で病気になるわけではありません。



17

統合失調症について (2)

陽性症状

- ☆幻聴
- ☆妄想
- ☆不安定な感情
- ☆奇異な行動や落ち着きのなさ
- ☆思考の混乱やまとまりのない会話

陰性症状

- ☆社会的ひきこもり
- ☆感情鈍磨
- ☆言語貧困
- ☆意欲減退
- ☆注意力や集中力の低下

18

統合失調症について (3)

薬物療法 精神療法 リハビリテーション

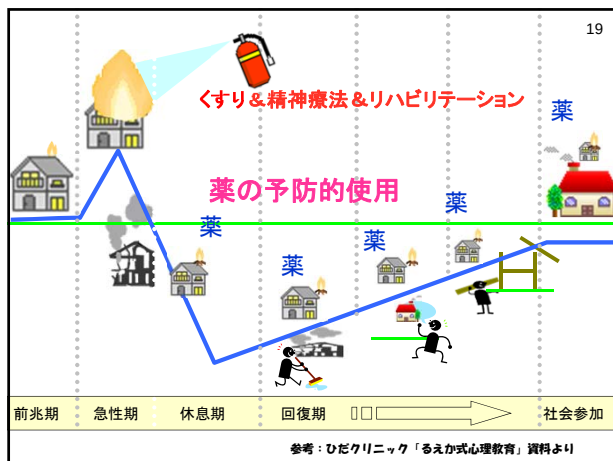
を個別に組み合わせます。

☆急性期

薬物療法、睡眠の確保、神経の休養

☆回復期

再発予防のためのリハビリテーション、
ストレス対処法の学習、心理教育、薬物療法の
継続、生活環境を安心安全に整える。



20

こころの健康チェック

・ いいえ 0点、ときどき 1点、しばしば 2点、つねに 3点

- () 1 体がだるく疲れやすいですか
- () 2 騒音が気になりますか
- () 3 最近気が沈んだり、気が重くなることがありますか
- () 4 音楽を聞いて楽しいですか
- () 5 朝のうち特に無気力ですか
- () 6 議論に熱中できますか
- () 7 くびすじや肩がこって仕方がないですか
- () 8 頭痛持ちですか
- () 9 眠れないで朝早く目ざめることがありますか
- () 10 事故やけがをしやすいですか

21

こころの健康チェック

- () 11 食事がすすまず味がないですか
- () 12 テレビをみて楽しいですか
- () 13 息がつまって胸苦しくなることがありますか
- () 14 のどの奥に物がつかえている感じがしますか
- () 15 自分の人生がつまらなく感じますか
- () 16 仕事の能率があがらず何をするのもおっくうですか
- () 17 以前にも現在と似た症状がありましたか
- () 18 本来は仕事熱心で几帳面ですか

判定法
ただし、質問 2, 4, 6, 8, 10, 12 に関しては加算しない。
～10：抑うつはなし 11～15：境界領域 16～抑うつ傾向あり

22

うつ病について（1）精神症状

☆感情面
抑うつ気分／憂鬱感、イライラ感、焦燥感など

☆思考面
思考力低下、ぐるぐる思考／集中困難、判断力や記憶力の低下

☆意欲面
おっくう／すべてに無気力。妄想にとらわれたり、悪化すると混迷状態から自殺に至ることがあります。

23

うつ病について（2）身体症状

☆不眠
睡眠障害は必ず出ます。一番多いのは、熟眠障害と早朝覚醒。

☆頭部周辺
頭痛、耳鳴り、口の渇き、首や肩のこり、味覚異常

☆腹部周辺
食欲不振、腹痛、便秘、下痢、胃のもたれ

☆末端・全身
手足のしびれ、腰痛、関節の痛み、月経不順

☆日内変動
朝から午前中にかけて非常に気分が重く体調が悪いが、午後にはやや改善され、夕方ごろから楽になるという変動です。

24

うつ病について（3）きっかけ

☆うつ病は、家族に患者がいた場合、10%前後で発症すると言われていますが、これは「遺伝病」ということではなく、心理的なストレスが大きな要因で、誰でもなりうるとされています。

☆さらに、脳内伝達物質が関係しているという学説が有力です。

☆うつ病になりやすいタイプ...
まじめ、几帳面、勤勉、他人に気を配るタイプ。
過度に良精神、責任感が強く、他人を攻めず自分を責めやすい、いわゆるエリートタイプ。

☆きっかけは、「生活上の大きな変化」です。

うつ病について（４）自殺について

- 1) 自殺について「要注意」の危ない時期
 - ・治りかけ（回復期）制止がとれて行動範囲が広がるが「うつ」の気分は残っているため
 - ・周囲が入院治療の決断をした、入院直前の時期
 - ・順調に回復していても、ぶり返しの波はあります。
 - ・重症のときは、体力がなくなかって自殺行動にうつせません。
- 2) 「自殺したい」と打ち明けたら
 - ・おさなりの激励や叱責をすると、いったん開きかけていた心を閉ざし、二度と本心を打ち明けなくなります。批判や激励などを交えずに、絶望的な気持ちに謙虚に耳を傾ける姿勢が大事です。
 - ・共感はあるが、それでも自殺しないことを約束してもらうことが大切です。

なぜ精神障がいの方に支援が必要なのか？

☆精神保健（mental health）活動の対象は、すべての住民です。

☆健康とは、病気がない状態だけをいうのではなく、自分をいかす積極的な生き方をしているか否かが問われます。

☆精神疾患がなくても人生に喜びを感じていない人も多く、ストレス過剰な状態も精神保健の対象となります。疾患や障がいがあってもなくても、自分をいかして積極的に暮らせることが大事です。

なぜ精神障がいの方に支援が必要なのか？

☆精神疾患を患った人が、人口の20%とすると、当事者だけでなくその家族も対象となりえます。つまり、精神疾患とまったく無縁で人生を終えることのほうが確率的には低いということです。

☆メンタルヘルス活動は、**早期発見・早期治療**が大切と言われており、近年はうつ病や自殺、認知症など身近で日常的な課題が増えています。

☆発症予防が課題になり始めており、今まで以上に日常的な活動が求められます。

なぜ精神障がいの方に支援が必要なのか？

☆知的障がいや身体障がいに比べて、障がいが見えにくいいため、支援やサービスが入りにくい特徴があります。

☆わが国の患者数はでは300万人レベルの数字でとらえられていますが、障がい者手帳取得者は平成19年度でも55.8万人にとどまっています。

☆正しい障がい理解をわたしたち一人一人が深めることが、サービスの届きにくい人への大きな支えになります。

なぜ精神障がいの方に支援が必要なのか？

活動が制限されがちな精神障がいの方が回復するには…

身体的リハビリテーション（治療）
 ＋
社会的リハビリテーション
 （新たな人間関係の構築・地域とのつながり）

の両方が必要不可欠だということがわかります。

対応について気を付けること（１）

病気の特性をしること

- ①長期化する
- ②再発しやすい
- ③慢性化する

対応について気を付けること（２）

- ①状態がよくなったように見えても、
服薬を勝手に中止しないこと
- ②心身共にゆっくりと休養できる環境をつくること
- ③本人や家族を責めたり悲観しないこと
- ④なまけているのではなく、
病気であることを理解すること。
- ⑤家族が抱え込まないこと

本人への接し方についての基本（１）

- ①批判・非難は百害あって一利なし

鼓舞する
叱咤激励する
↓
そのまま受け入れる
いいところ探しをする

本人への接し方についての基本（２）

- ②過保護・過干渉は逆効果

心配だから何でもしてあげたい気持ち

↓
物理的な距離をあける
本人の自発性にまかせる
本人のできることを取上げない

本人への接し方についての基本（３）

- ③変えられるところと
変えられないところを見極める

発病前の基準や価値感
↓
人生観・価値観の問い直し作業
柔軟な方向転換

コミュニケーションの具体的な方法（１）

話を伝える５原則

- ①簡潔に
- ②断定的に
- ③余分なことは言わない
- ④タイミングよく
- ⑤繰り返し

コミュニケーションの具体的な方法（２）

- ①簡潔に
×「部屋が汚いから掃除しなさい」
○「まず、部屋の空き缶を片付けたら？」
- ②断定的に
×「どっちがいいかしらね」
○「そのほうがいいと思う。」

コミュニケーションの具体的な方法（3）

- ③余分なことは言わない
 - ×「長時間、ごくろうさま」
 - 「ごくろうさま。」
- ④タイミングよく
 - ×「あのときこうしてほしかった」
 - その時、その場で伝える
- ⑤繰り返し
 - ×しつこく繰り返す
 - 相手の気持ちや状況を考えて繰り返し

本人の接し方の希望は？

- ①もっと気持ちをわかってほしい
- ②口やかましく指示しないでほしい
- ③傷つけるような言動はやめてほしい
- ④人間として、大人として認めてほしい
- ⑤世間体を気にしないでほしい

自己覚知（1）

☆メラビアンの法則

話し手が聞き手に与える要素には3つあります。
それぞれの影響力を具体的な数値で表した法則。

55% = Visual

（視覚情報：見た目・表情・しぐさ・視線）

38% = Vocal

（聴覚情報：声の質・速さ・大きさ・口調）

7% = Verbal

（言語情報：言葉そのものの意味）

自己覚知（2）

☆自己覚知とは、
「自分を知る」ということ。

☆受容や共感をする際、相手の価値観を理解するには、
まず自分の価値観を知ることから始めてみましょう。

自己覚知（3）グループワーク

『難破船の人々』

	グループワーク前	グループワーク後	情報取得後
1位（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
2位（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
3位（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
4位（ ）	（ ）	（ ）	（ ）

自己覚知（4）満員電車

満員電車でようやく座れました。
疲れきったあなたの斜め前に
白髪の男性が立っています。
男性が立っている場所は、優先席の前。
でも座っている人は席を譲りません。

このときのあなたの対応は？
なぜその対応をしようと思いましたか？

- *白髪は高齢者だから、席を譲るべき
- *自分が疲れているときは無理をすべきでない
- *優先席に座っている人がまず席を譲るべき
- *そもそも白髪とはいえ、席を譲られることを良しとする方かどうか見極めたい
- *譲るというのは勇気がいるので、できれば見て見ぬふりがいい

・・・などなど。。

自己覚知（５）

こんな人をあなたはどう思いますか？

- ①アルコール依存症のホームレスの方に対して…
- ②虐待を行った母親や嫁に対して…
- ③内縁の妻と正妻とのいざこざ…
- ④財産や介護責任をめぐる親族の争い…
- ⑤障がいを受け入れられず周囲に当たる方に対して…
- ⑥自分の要求ばかりを高圧的に繰り返す入院患者に対して…

自己覚知（６）自己覚知のプロセス

☆私たちが世界を理解するとき、
すべての情報は脳で統合され認識されます。

☆無意識に自分の中の価値観・経験・知識などでフィルターにかけ、加工されたものしか認識できないのです。

☆つまり、正確な情報はフィルターにかけた情報を自覚した価値観を用いて意識的に再変換しないとわからないということです。

自己覚知（７）

正しい、正しくない、はありません。

まずは、自分の中に湧いた感情や思考を知り、
認めることから始めましょう。

その上で、「相手の人生や価値観、生きてきた背景にも、
わたしと同じくらい価値があるのだ」
ということを、心のかたすみに
おいてみてください。

はじめに

この授業は、「友達がこころの不調・病気になるたら、どう接してあげたいの？」と一緒に考えることを目的としています。

こころの病気になる人たちの多くが必要としているものは、「友達」と教えてくれます。しかし、こころの病氣のため、不登校になったり、学校に登校してもみんなと一緒に行動できなくなったり、うまく話せなくなることがあります。そして友達がどんどん離れてしまう悲しい経験をしています。しかも、こころの不調は目に見えないので理解してもらったことが難しいです。

「もし、友達がこころの病氣になったら、どう接したらいいの？」「どのような言葉をかけたらいいいの？」、そのようなことを考えたことはありませんか？

この教材の中に、きっと、そのことに対するヒントがあると思います。

今、こころの不調を抱えている人がいたら、「私だけ・・・」「僕だけ・・・」と一人ぼっちにならないでください。友達、学校の先生、周りの人たちがきくと支えてくれるはずです。

もくじ

ページ

1. こころのダメージ～みんなのこころ、どう感じる？～ 1
2. こころの不調・病氣を抱えるA君に話を聞いてみましょう 2
3. 不調の友達への言葉かけを考えてみよう 3
4. どんな言葉をかけてほしいの？
うれしい言葉 (ふわふわ言葉) 4
つらい言葉 (チクタク言葉) 5
5. ベネフィットファインディング (病氣が教えてくれたこと) 6
6. こころの病氣って、どんなものがあるの？ 7
7. ハートフルメッセージ 8～10
8. 一人で悩まず相談してみましょう 11

1. こころのダメージ

～みんなのこころ、どう感じる？～

みなさん、いま、自分は健康だと思いますか？

私たちをとりまく環境や人間関係等が原因で、私たちの「こころ」や

「からだ」が不調を訴えることがあります。

健康とは「こころ」と「からだ」のバランスがとれて、はじめて成立するものです。



ダメージ

小



大

こころ

しんどい	だるい	やる気が出ない	ミスが増える	楽しくない
人の目が気になる	イライラする	決断できない	集中力がなくなる	
悪口を言われていると思う	頭痛・肩こり・腹痛	自分をコントロールできない		
疲れを感じない	眠れていないのに元氣	眠れない	食べたくない	
人に会うのがいやだ	存在しない声が聞こえる	自分を否定する	食欲がない	

2. こころの不調・病気をかかえるA君に話を聞いてみましょう

A君の歩んだ道

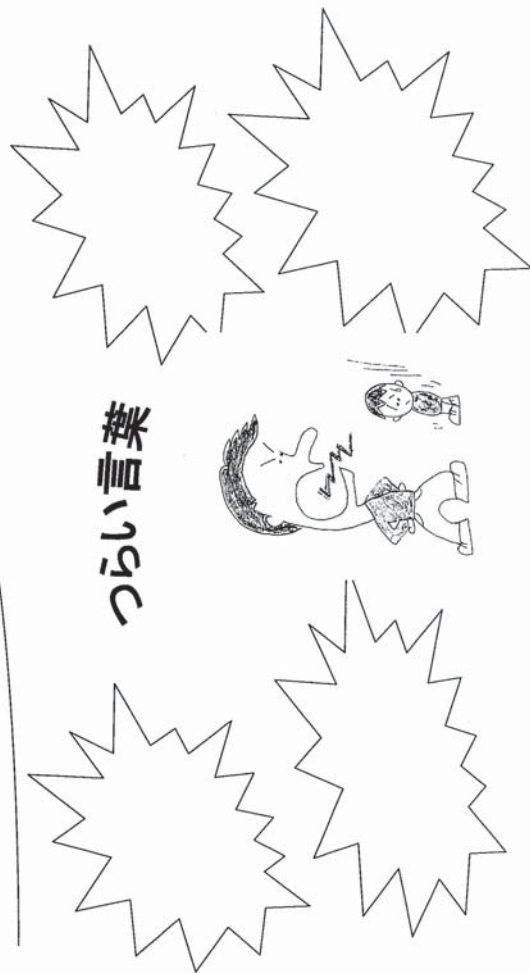
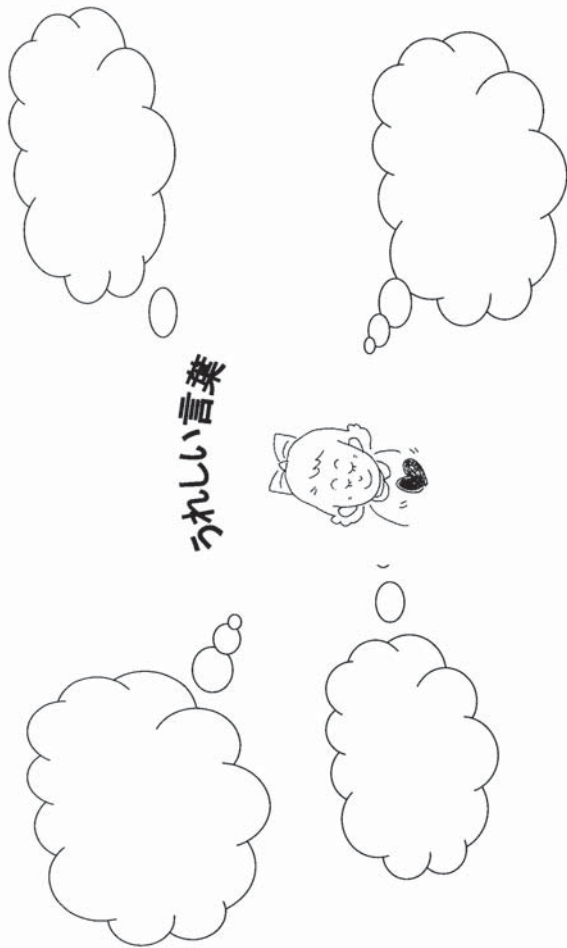


A君に質問してみましょう (DVD)

- ・不調とは具体的にどんな症状でしたか？
- ・その時の気持ちはどのようなものでしたか？
- ・その不調はどのような感じで進んで行きましたか？
- ・自分がコントロールできないとは、どのようなことですか？
- ・心療内科に通うことに抵抗はありましたか？
- ・薬についてはどうでしたか？
- ・学校の先生や友だちの反応で、辛かったこと、理解されなかったことは何ですか？
- ・逆に、学校の先生や友だちの対応で、安心したりほっとしたことはありますか？
- ・友だちが自分のことをどう思っているか、気にかかるようなことはありましたか？



3. 不調の友達への言葉かけを考えてみよう



4. どんな言葉をかけてほしいの？ どう接してほしいの？

～ ころの不調をかかえた友達に聞いてみました～

つらいね..

つらい話をしっかり聞いてくれて、共感してくれる

ありがとう

大丈夫？

無理するなよ

不調になっても、あなたのことは好きだから友達だよ

うれしい言葉
(ふいふいふ言葉)

待ってるよ
〇 何度も確認作業をし、時間がかかっている時



一緒に出かけてくれる

久しぶりに登校しても、離れず友達でいてくれる

不調を理解してくれた上で、そっとしておいてくれる
でも、たまーには、声をかけてほしい

しんどくて、みんなの輪に入れなくても、ちょっと離れた場所においても、仲間と思ってほしい

不調になっても、変わらずに接してくれる

うれしいこと
こんな風に思っていてほしい

つらい言葉
(チクチック言葉)

変なヤツ

俺たち(私たち)もしんどいねん

大丈夫？

もっとガンバレ

しんどいなら学校くるな

なまけてる



つらいこと
こんな風にされるとうらや

“かわいそう...” という目でみられる

気をつかわれ過ぎる

仲間はずれ

演習 1：精神科でよく使われる専門用語について

例) 注意妄想
誰かから見られているような気がする
1) 思考干渉
2) 情動失禁
3) 離人感
4) 観念奔走
5) 非定型精神病 (統合失調感情障害)
6) 関係妄想
7) 作為体験
8) 思考伝播
9) 精神運動制止
10) アカシジア
11) 振戦せん妄

演習 1 精神科でよく使われる専門用語について (解答例)

例) 注意妄想	
誰かから見られているような気がする	
1) 思考干渉	
自分の考えが誰かによって操作されるというような感覚	
2) 情動失禁	
些細なことですぐに笑ったり、泣いたり、激怒したりと感情が短時間でころころ変わってしまうこと (脳障害、痴呆症などでみられる。)	
3) 離人感	
自分自身がここに存在していない感じや、自分が自分でない感じ	
4) 観念奔走	
次から次に考えが浮かんでくること	
5) 非定型精神病 (統合失調感情障害)	
幻覚妄想に支配された混乱状態があるかと思えば、コロッと正気に戻ってしまい、「もう大丈夫です!」と繰り返すので大丈夫かな、と思っていると、またひどい混乱を起こす、ということを繰り返すような病気 (統合失調症の症状が急性に発症し、躁うつ病のように気分や感情が不安定になることがある病気)	
6) 関係妄想	
TVやラジオ、新聞などがあなたに関係のあることを伝えていると感じる 誰かに監視されているような気がする	
7) 作為体験	
何か特別な力にコントロールされているような感じ。 自分が考えたり行動しているのではなく、誰かの意志によって行動させられているような体験をすること	
8) 思考伝播	
自分の考えが他人に勝手に伝わってしまうような感じ	
9) 精神運動制止	
思考や行動が、すごくゆっくりになったり止まって動けなくなったりすること	
10) アカシジア	
じっと座っていられなくて、ソワソワしたり足が勝手に動いたりすること (精神科の薬の副作用でよく見られる症状)	
11) 振戦せん妄	
そこにいないはずの小さい虫や小動物のようなものが見えること (アルコール依存症の人にみられる症状)	

演習2 事例から考えるA

事例A 生活保護を受けている吉田さん

吉田さん（男性 35 歳）は大学を卒業して電機メーカーに勤めた頃、統合失調症を発症し、これまで3回の入院退院を繰り返してきた。

1 年前に退院し、生活保護を受けながら通院中のクリニックの近くのアパートで一人暮らしをしている。あなたが日常生活の困りごとについて相談にのっていた面談の中、吉田さんが次のような話を始めた。

「私はクリニックに通院している他の人と違って、社会性があります。会社勤めをしていましたからね。実は生活保護を受けているけど、知り合いの紹介で半年前からアルバイトをしています。黙っていたらみづかりっこないです。もちろん生活保護のワーカーには内緒ですよ。収入があることがわかると、保護費が減られますから。あ、相談員さんこのことは絶対誰にも言わないでくださいよ」

①支援が難しい（違和感がある）と思う点があれば、下線をひいてください

②吉田さんはどのような気持ちで、相談員に話したと思いますか？

③吉田さんに対して、どのような言葉をかけますか？

④吉田さんに何らかの支援が必要であるとすれば、どのような情報が必要ですか？

⑤吉田さんに何らかの支援が必要であるとすれば、どのようなことだと思えますか？

事例から考えるB

事例B 早く退院したい木村さん

木村さん（50 歳 女性）は、40 歳までは定職に就き、コツコツと貯金をためていたが、職場の配置転換を機に対人関係に不和が生じはじめた。周りの人は全員歓迎で、自分を認めようとしていると思うようになった。その後、仕事を休む日が増えてきて退職した。隣人の家に「スバイ活動をやめろ！」と手紙を入れたり、通学途中の子供に石を投げたり、家で叫ぶようになり、措置入院になった。治療の結果、妄想の症状はおさまり、外出して一人で相談支援事業所に来て「貯金もあるし、しばらく無職でも大丈夫だから早く退院したい。医者も誰も協力してくれないの。人権侵害されているの。誰も私の味方になってくれないの」と相談を受けた。しかし、地域の住民からは「あんな怖い人に帰ってきてもらっては困る、この町にはふさわしくないから出て行ってほしい。私たちの安全に暮らす権利を守るのが市から委託を受けてるあなたの仕事でしょ」と言われた。

①支援が難しい（違和感がある）と思う点があれば、下線をひいてください

②木村さんはどのような気持ちで、相談員に話したと思いますか？

③木村さんに対して、どのような言葉をかけますか？

④木村さんに何らかの支援が必要であるとすれば、どのような情報が必要ですか？

⑤木村さんに何らかの支援が必要であるとすれば、どのようなことだと思えますか？

難破船の人々 追加情報

○島と島の間は3キロ離れており、この海には無数の鯨がいました。

○この結婚はフランソワの国とフィアンセの国の政略結婚で、もともとフィアンセは乗り気ではなく、なにか理由を付けて破談にしたいと思っていました。

○フィアンセは体に障害があり、泳げませんでした。

○フランソワは35歳、再婚で子ども二人いました。

○老執事はフィアンセから「なぜフランソワの行動を止めなかったのか」と怒りをぶつけられ、「私は必死で止めました」と言いました。

○若い奴隷は、1ヶ月前に戦争で捕らえられて奴隷になる前はある国の王子であり、奴隷の身分にあることに耐えられなく苦しんでいます。フランソワに出会ってからフランソワを心から愛するようになり、死を掛けても想いを遂げたいと思っています。

◎以上の情報が入った後の順位はどうでしょう。 順位が変わったとしたら、それはなぜでしょうか。

◎自分はそれぞれの人物や状況にどんなイメージを作っていましたか。

◎より詳しくこの物語を理解するためには他にどんな情報が必要でしょうか。

相談援助力向上のための **Re** トレーニングプログラム

介護高齢者領域

reトレーニングプログラム

介護高齢者領域

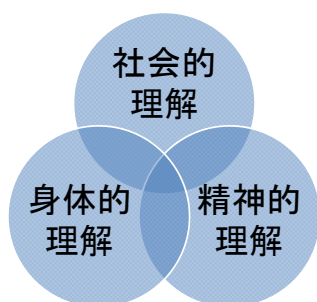
2014年11月21日(金)
関西国際大学教育学部教育福祉学科
山本 秀樹

アイスブレイク

- 学びの効果を高めるためには...
- 自己紹介しましょう
 - 氏名
 - 所属
 - 参加の動機
 - 学び終えた後にどんな変化をしていきたいか

2

高齢者の特性



3

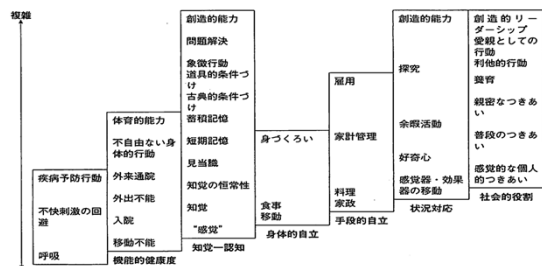
Work「高齢者の特性」

- 高齢者の特性を付箋紙に記載する
- カテゴリーごとにまとめる
 - カテゴリー(身体・精神・社会)
- 高齢期の特性を概観する

4

活動と活動能力

図1-2 活動と活動能力

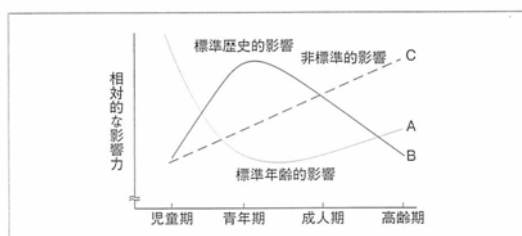


出典：柴田博ほか「ADL研究の最近の動向」『社会老年学』第21号、71頁、1984。(Lawton, M. P., 'Assessing the competence of older people', Kent, D. P., Kastenbaum, R. & Sherwood, S. eds., *Research Planning and Action for the Elderly: Power and Potential of Social Science*, Behavioral Publications, pp. 122-143, 1969.)

5

相対的な影響力の発達の變化

図1-6 相対的な影響力の発達の變化



出典：村田孝次『生涯発達心理学の課題』培風館、51頁、1969。(Baltes, P. B., Reese, H. W. & Lipsitt, L. P., 'Life-span developmental psychology', *Annual Review of Psychology*, 31, pp. 65-100, 1980.)

6

少子高齢社会と介護

- Work「地域(施設)の高齢化の状況」
 - 所属する地域(施設)の高齢化の状況を共有する
 - 共通点を見出す
- データから見る高齢化
 - 高齢化の状況
 - 高齢者の家族と世帯
 - 高齢者の介護
- 資料
 - 平成26年版高齢社会白書抜粋
 - ストップ日本収縮

高齢者虐待

2014年12月6日(土)3限目、4限目
関西国際大学教育学部教育福祉学科
山本 秀樹

虐待の定義

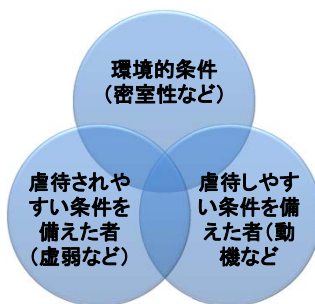
- 家族内の喧嘩と虐待の違い
 - 喧嘩＝一時的、一過性、手加減される
 - 虐待＝執拗で手加減がなく反復、継続的

留意点
個人の価値観による影響・判断

- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
 - 65歳以上の者
 - 身体的、心理的、性的、経済的、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）
 - 自己放任（セルフネグレクト）

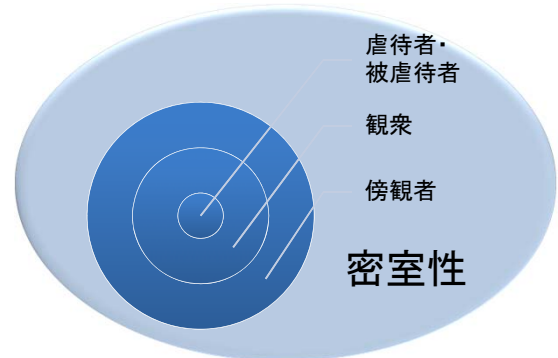
2

虐待発生要因



3

密室性の四層構造



4

高齢者虐待発生関連要因

A	社会的要因	経済発展の遅れ、社会政策の貧困、社会福祉サービスの不足など
B	文化的要因	エイジズム（高齢者差別）、家父長的イデオロギー、女性差別など
C	ソーシャルサポートネットワーク	親族・近隣からの支援の欠如、社会的孤立など
D	介護問題	介護負担や負担感、介護疲れ、介護意欲欠如、介護知識不足など
E	家族状況	家族関係不和・対立、無関心、共依存関係、住環境の悪さ、責任感の共有の欠如など
F	高齢者：個人的要因	性格的な偏り、精神疾患、依存症、経済的問題、過去に虐待した体験など
G	虐待者：個人的要因	性格的な偏り、精神疾患、依存症、経済的問題、被虐待体験など

5

養介護施設従事者等による 高齢者虐待の具体例①

- 身体的虐待
 - 暴力的行為
 - 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せず
に高齢者を乱暴に扱う行為
 - 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
- 介護・世話の放棄・放任
 - 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や
精神状態を悪化させる行為
 - 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を
無視した行為。
 - 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させ
る行為
 - 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置

6

養介護施設従事者等による 高齢者虐待の具体例②

- 心理的虐待
 - － 威圧的な発言、態度
 - － 侮辱的な発言、態度
 - － 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
 - － 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
 - － 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
- 性的虐待
 - － 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
- 経済的虐待
 - － 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

7

施設職員による虐待の四類型

1. 幼児化
 - － 高齢者を責任を負えない信頼できない子どもとして扱うこと
2. 非人格化
 - － 高齢者の個別のニーズを無視して、流れ作業的にサービスを提供すること
3. 非人間化
 - － 高齢者を無視するだけでなく、自分自身の人生に対する責任を引き受けるためのプライバシーや能力を奪い去ること。
4. 虐待
 - － 高齢者を言葉による虐待、脅迫、威嚇、盗み、恐喝、体罰などを通じて攻撃すること。

8

被虐待者にみられる傾向

- 男性よりも女性が多い
- より高齢者になるほど多い
- 自立している者より要介護者が多い
- 認知症の症状をもつことが多い
- 虐待されている自覚がないことが多い
- 家族と同居していることが多い
- より要求度が高い人ほど虐待を受けやすい

9

虐待者にみられる傾向

- 虐待者は被虐待者と同居している場合が多い
- 成人子およびその配偶者や親族など、虐待を受ける高齢者との関係が深く身近な人が多い
- 家族が介護者の場合、孤立感を深めており、第三者の援助を拒否することによって虐待の事実を隠すことがある。
- 友人、知人、隣人、サービス提供者による虐待も報告されているが、この場合、経済的虐待が多い。

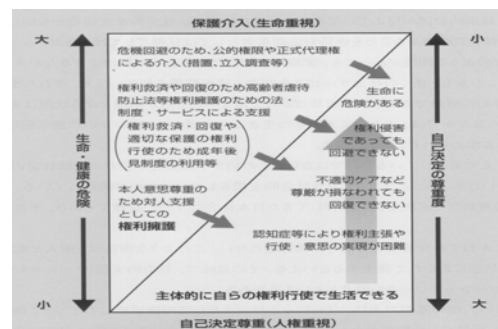
10

ハイリスクグループ

ハイリスク高齢者	ハイリスク虐待者	ハイリスク家族
女性 高齢 依存(身体、経済) 問題飲酒 世代間葛藤 自己卑下 介護者への過剰な忠誠心 過去に虐待した経験 禁欲的な性格 孤立 障害 挑発的な性格	問題飲酒 医薬品や薬物依存 精神機能の衰弱・精神疾患 患 介護の未体験 経済的困難 被虐待体験 過剰なストレス 強い他責性 共感性の乏しさ 高齢者への非現実的期待 高齢者への経済的依存 こきおろしタイプ	家族支援の欠如 介護忌避 住居の狭さ 孤立 夫婦間葛藤 経済的圧力 家族内問題 入所希望 責任感の共有の欠如

11

自己決定を基盤とした 権利擁護の関わり



12

ローエンバーグとダルガフによる EPSとERS

ERS(Ethical Rules Screen)

- ① ワーカーの個人的価値観よりも倫理綱領を優先させる
- ② 倫理綱領を適用できれば、それに従う
- ③ もし倫理綱領に具体的な適用策がないとき、EPSに従う

EPS(Ethical Principles Screen)

- ① 生命の保護
- ② 平等(不平等)
- ③ 自由・自律
- ④ 最小限の害
- ⑤ 生活の質
- ⑥ プライバシーと秘密保持
- ⑦ 誠実さと開示

13

引用・参考文献

- ・ 日本社会福祉士会編(2012)「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」中央法規出版
- ・ 日本社会福祉士会編(2010)「高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル実践ガイド」中央法規出版
- ・ 認知症介護研究・研修仙台センター(2009)「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」
- ・ 日本高齢者虐待防止センター編(2006)「高齢者虐待防止トレーニングブック」中央法規出版
- ・ 厚生労働省老健局(2006)「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について 第1版」
- ・ 京都社会福祉士会学術研究委員会訳(2005)「高齢者虐待対応マニュアルーケアに携わるひとのための演習ソースブックー」ミネルヴァ書房

14

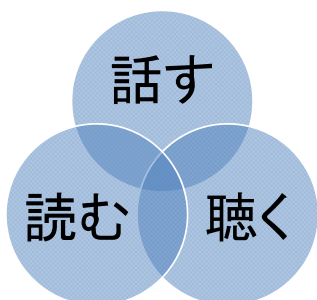
基本的態度コミュニケーション

2014年12月12日(金)
関西国際大学教育学部教育福祉学科
山本 秀樹

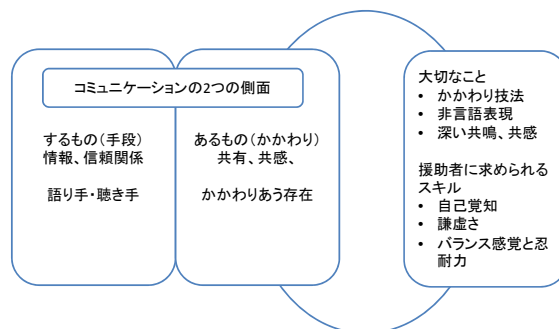
- コミュニケーションとは
- コミュニケーションの構成要素
- コミュニケーション能力とは
- Work
 - コミュニケーション傾向
 - 聴き手の問題

2

コミュニケーション能力



3



4

引用・参考文献

- 野村豊子(2014)「高齢者とのコミュニケーション 利用者とのかかわりを自らの力に変えていく」中央法規

5

- バイステックの7原則
 1. 個別化
 2. 意図的な感情の表出
 3. 統制された情緒的関与
 4. 受容
 5. 非審判的態度
 6. 自己決定
 7. 秘密保持
- Work「リスニングブロックの点検」

引用・参考文献

- 山辺朗子(2003)「ワークブック社会福祉援助技術演習②個人とのソーシャルワーク」ミネルヴァ書房
- 岡知史(2006)「Helping Skills Training社会福祉演習教材ver.5」上智大学教材テキスト

コミュニケーションスキル1

芦屋学園短期大学 木下隆志

コミュニケーション不全 からの脱出

- 自己覚知と価値観
 - 川を渡る女 木下改訂バージョン
 - 心理社会的状況を考える
- 面接におけるコミュニケーション（レジュメ）
 - コミュニケーション演習1
 - コミュニケーション演習2
 - コミュニケーション演習3
- コミュニケーション「選択」できるように
- コミュニケーション「依存と自立」を理解する

2

MLBSFの物語

（川を渡る女 木下改訂バージョン）

- 一番許せない順番は
- なぜ許せないのか（心理ゲーム）
- では・・・（社会的状況）

3

本人にとって一番の支援者は？

- 本人にとって一番の支援者は（ ）である
- なぜそう思うかについて下記にその理由を書いて下さい

4

AさんとBさん

- Aさんは尼崎市の交差点でトラックに跳ねられ頭部を強打する。
- 心配した娘と夫が病院に駆けつける。しかしAさんは半身に麻痺が残る障害を有してしまう。
- 夫はAさんの今後を不安に思う。
- Aさんを含む家族で話しあい、「今後の生活の不安について向き合っていこう」と夫は語った。しかしその不安は解消されたわけではない。

5

AさんとBさん

- Bさんは尼崎市の交差点でトラックに跳ねられ頭部を強打する。
- 心配した娘と夫が病院に駆けつける。しかしBさんは半身に麻痺が残る障害を有してしまう。
- 夫はBさんの今後を不安に思う。
- Bさんを含む家族で話しあい、「今後の生活の不安について向き合っていこう」と夫は語った。しかしその不安は解消されたわけではない。

6

AさんとBさん社会的状況

- Aさんは社会復帰に向けてリハビリを開始。
- 医療費は高額になったが、夫は元大手企業に勤めていたこともあり、貯蓄を崩しながら、なんとか経済的に対応することができた。
- 娘も学業と両立しながら、毎日Aさんを励ますために病院で見守りを続けた。
- 夫はそんな妻の頑張りに影響され、家事の手伝いをするようになった。

7

AさんとBさん社会的状況

- Bさんは社会復帰に向けてリハビリを開始。
- 医療費は高額になった。夫は年金も無く、不定期の仕事もリストラで解雇された。医療費を捻出することができない。
- 娘は病院へ行く時間を割いて、パート仕事をしながら生活費を稼いでいた。
- 夫は家事の手伝いをするが、ある日を境に自分を責めるようになる。アルコールを多量に摂取するようになった。

8

生活者の視点とは（AとB）

- 生命として扱う。おもに医療専門職の範疇
- しかしAさんとBさんの障害は同じでも、決定的に違うのは「心理社会的状況」であることがわかる。
- この心理社会的状況にはだれが対応するのか
- 社会的状況を理解する視点

9

選択の自由とは

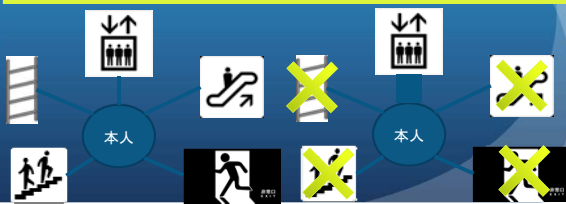
- お金があり
- 大邸宅に住み
- 何不自由なく暮らせる生活・・
- お金はカツカツ、
- ワンルームマンション
- 毎日が忙しい
- 努力はいるが・・



10

自立と依存

- 自立の反対語 ⇔ 依存
- 「人が弱くなるメカニズムは、特定の人やものだけに依存し、弱さを隠すことから始まる」(熊谷晋一郎)

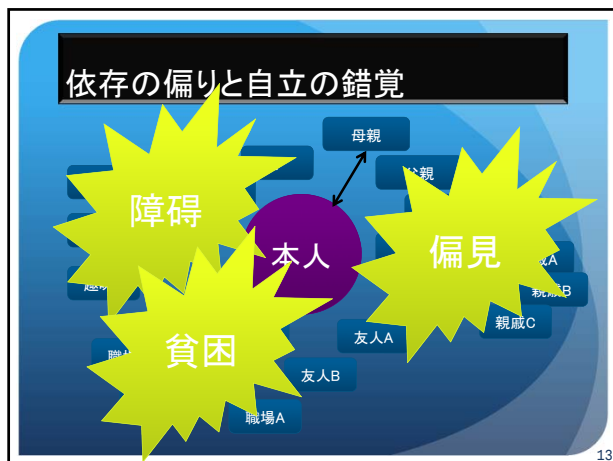


11

依存の偏りと自立の錯覚



12



ベネフィット・ファインディング

- 苦しみを経験することで、それまでは何でもないと思っていた出来事に意味と価値を見いだす過程を指す。
- 「自らの困難な経験にもかかわらず、いや、まさにその困難な経験ゆえに、被害を受けた人々が、他者を助けようと動機づけられること」
「苦難から生まれる愛他性」という概念もあるそうです。

14

コミュニケーションスキル2

芦屋学園短期大学 木下隆志

スキルのバージョンアップ

- 信念対立とコミュニケーション
- パターンリズムとコミュニケーション
- 専門職がからむ困難事例とコミュニケーション

2

信念対立解明アプローチ 京極 真（きょうごくまこと）

- 信念対立とは
 - 信念のぶつかりあい、関係性の機能不全を引き起こすもの

例)

- スタッフ間の意見がまとまらない
- 当事者と家族の意見の狭間
- 当事者の意見を通すことができない
- 支援方法について当事者に理解してもらえない

3

信念対立に陥りやすい人

- 正義の人：正しいことを、正しく行うべき
- 方法の人：どこかに正しい方法がある
- 経験豊かな人：経験こそが重要
- マゾの人：問題がないと頑張れない

4

解決ではなく解明

- あるルールの中では繰り返される
- 信念対立は温床される
- ルールそのものを変えることが求められる
- 解決にいたる変化では駄目
- メタ変化を
- 相対可能性と連携可能性
- 諸契機（状況）・諸思考（目的）・諸方法（方法）の共有

5

信念対立演習 1

- 事例1について
- 事例2について
- 「利用者中心」という信念について

6

信念対立はパターナリズムの温床となる

- 非主張者となることにより、対等な関係を維持できない。
 - 認知症に対する信念対立
 - 家族の関係性の問題に対する信念対立
 - 社会的背景に対する信念対立
 - パターナリズム的支援によるもの



虐待・身体拘束

7

身体拘束11項目より

- 徘徊しないように
- 転落しないように
- 自分で降りられないように
- 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように
- 脱衣やオムツはずしを制限
- 迷惑行為を防ぐために
- 行動を落ち着かせる向精神薬
- 隔離

8



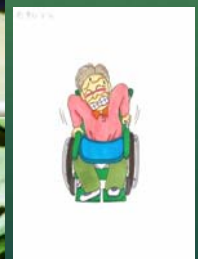
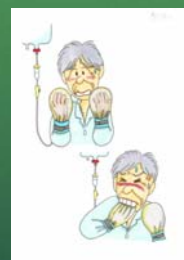
9



10



11



12

信念対立演習 2

- 新型うつ病
- グループホーム
- アディクション

13

困難事例とは

○専門家が、これは困難と思った事例17の特徴

戸塚メンタルサポートセンター相談員栗山彩子による困難事例調査より引用ppt10～12

- ①本人のニーズがない
- ②本人のニーズと家族のニーズが異なる
- ③本人のニーズと支援者のニーズが異なる
- ④本人にニーズはあるが、解決する能力がない
(気力の低下。こだわり。判断能力、理解力の不足。)
- ⑤本人にニーズはあるが、家族が障壁となる・支援拒否する

14

- ⑥本人にニーズはあるが、制度上支援ができない
- ⑦本人、家族ともにニーズがなく、地域生活が送れない
- ⑧独居で本人が支援拒否する
- ⑨同居で本人家族ともに支援拒否
- ⑩支援者全体が、困難だが支援が必要と感じている
- ⑪相談員の主観ではなく、チームで困難な課題を解決しようとしている

15

- ⑫本人に病識がない(病気を理解する機会を与えられていない)
- ⑬家族に知識がない(抱え込んで親の責任において解決しようとする)
- ⑭経済的困窮から支援が受けられない
- ⑮提供できる社会資源がない
- ⑯地域が受け入れを拒否
- ⑰支援者が緊急性高いと感じても介入権限がない

16

地域生活が上手いかない要因1 個人的要因

(大阪市大 岩間伸之先生ケアマネジャーナルより引用ppt20～27)

- 発生源が個人(本人)の側に帰属するもの
- 強い不安、精神的不安定、
- 気力・意欲の低下
- 判断能力の低下や不十分さ
- 社会規範から逸脱した強いこだわり
- 各種疾病、各種障害

17

地域生活が上手いかない要因2 社会的要因

- 発生源が社会(環境)の側及び関係性に帰属するもの
- 生活苦、生活環境の悪化、
- 家族等の疾病・障害
- 社会資源(サービス、法制度等)の不足
- 家族・親族との不和・虐待等、
- 近隣住民とのトラブル、
- 職場・学校での排斥
- 地域の偏見や無理解、
- 地域からの孤立・排除

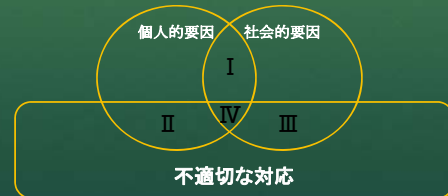
18

地域生活が上手くいかない要因3 不適切な対応

- 発生源が援助者側の不適切な対応にあるもの
 - 援助者主導の援助、
 - 本人の意思や意向の無視
 - 本人の主体性が喚起されないかわり
 - 援助関係の形成不全
 - 不十分な連携と協働、ネットワークの機能不全
 - 本人を取り巻く環境への不適切な働きかけ

19

- 第Ⅰ類型(個人的要因+社会的要因)
 第Ⅱ類型(個人的要因+不適切な対応)
 第Ⅲ類型(社会的要因+不適切な対応)
 第Ⅳ類型(個人的要因+社会的要因+不適切な対応)
 という4つの類型として示される。



20

〔第Ⅰ類型〕個人的要因+社会的要因

- 本人は、独居で軽度の認知症(個人的要因)。
- 近隣住民に認知症に関する理解が十分でない(社会的要因)。
- その結果、住み慣れた家に住み続けたいという本人の意向に反して住民が施設入所を強く求め、両者間に強い葛藤が生じた

21

〔第Ⅱ類型〕個人的要因+不適切な対応

- 本人は、脳梗塞による右完全片麻痺がある(個人的要因)。
- 援助者は、機能回復を目指してリハビリを強く推奨(不適切な対応)。
- その結果、本人はつらいリハビリを続けても一向に回復の兆しが見られない状況に落胆し、サービスを一切拒否して閉じこもってしまった。

22

〔第Ⅲ類型〕社会的要因+不適切な対応

- 介護者である家族がリストラにあい生活苦に陥る(社会的要因)。
- 介護保険の1割負担を重く感じた家族からの訴えのままだに、援助者はサービスを大幅に減らした(不適切な対応)。
- その結果、家族が介護できる範囲を超え、本人はネグレクト(虐待としての介護放棄)状態に至った。

23

〔第Ⅳ類型〕 個人的要因+社会的要因+不適切な対応

- 娘と同居する母親が認知症を発症(個人的要因)。
- 娘には精神障害があり、これまでは母親が身の回りの世話をしていた(社会的要因)。
- 援助者は、娘を介護者として期待し、娘へのサポートなしに母親への介護を求めた(不適切な対応)。
- その結果、娘は混乱して症状が悪化。母親への身体的虐待へと至った。

24

Reトレーニングプログラム
介護高齢者領域

不適切なケア

2015年1月9日(金)
関西国際大学教育学部教育福祉学科
山本 秀樹

- Work「映像から不適切なケアをチェック」
 - 「神戸市よりよい介護を目指して」視聴
- ストレス要因の理解
 - 介護の仕事上で生じやすいストレス(*p7)
 - 利用者、家族、上司や同僚、事業所、自分自身
 - ストレスチェック(*p10)

* 介護現場のためのストレスマネジメント支援テキスト

- Work「仕事上生じやすいストレス」
 - 「誰に対して」「どんな」ストレスが生じやすいのか考える
- Work「ストレスチェック」
 - チェックリストを使って自分のストレスをチェックしてみる

3

引用・参考文献

- 認知症介護研究・研修仙台センター(2009)「施設事業所における高齢者虐待防止テキスト」
- 認知症介護研究・研修仙台センター(2009)「介護現場のためのストレスマネジメント支援テキスト～高齢者虐待・不適切ケアの防止に向けて」
- 神戸市(2014)「よりよい介護を目指して」
<https://www.youtube.com/watch?v=R-JykrXdkaw>

4

❖ 「高齢者虐待」を考えるための2つの視点

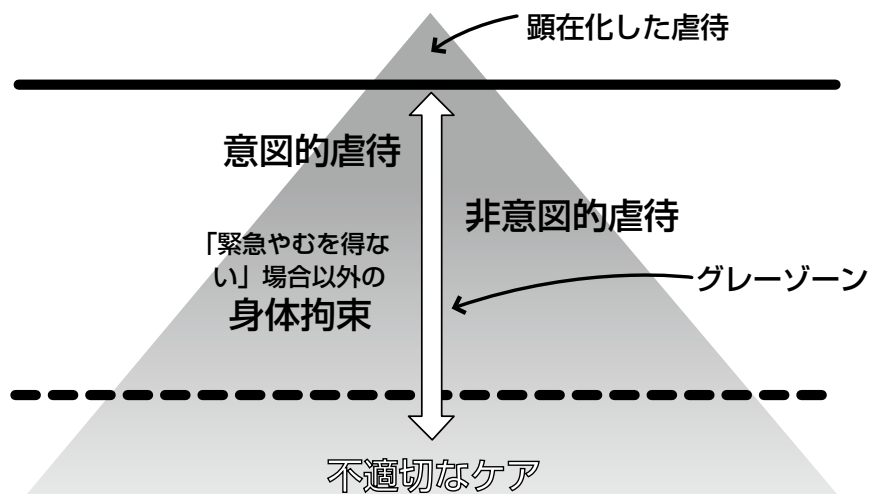
！ ①報道などで顕在化した高齢者虐待以外にも、気付かれていない虐待がある

- 意図的な虐待だが表面化していないもの（意図的虐待）
- 結果的に虐待を行ってしまっているもの（非意図的虐待）
- 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束

！ ②明確に「虐待である」と判断できる行為の周辺には、判断に迷う「グレーゾーン」が存在する

- 「虐待である」とは言い切れないが「不適切なケア」
- 明確な線引きはできず、「不適切なケア」を底辺として連続

❖ 「不適切なケア」を底辺とする「高齢者虐待」の概念図★



（★柴尾慶次氏（特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長）が作成した資料（2003）をもとに作成）

❖ 「不適切なケア」から考える

- 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の問題は、「不適切なケア」の問題から連続的に考える必要がある
- 虐待が顕在化する前には、表面化していない虐待や、その周辺の「グレーゾーン」行為がある
- さらにさかのぼれば、ささいな「不適切なケア」の存在が放置されることで、蓄積・エスカレートする状況がある



「不適切なケア」の段階で発見し、「虐待の芽」を摘む取り組みが求められる

高齢者虐待・不適切なケアの背景

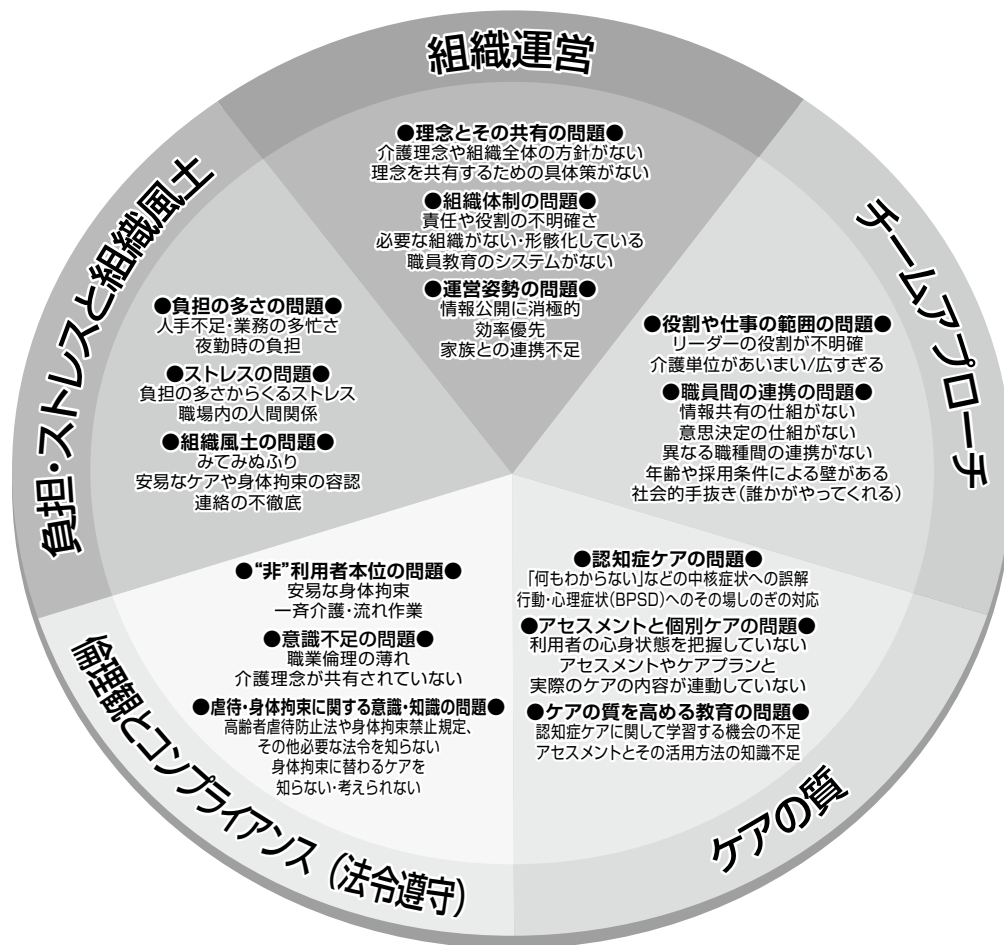
❖背景となる要因を捉える

- 組織運営は健全か？
- 負担・ストレスや組織風土の問題はないか？
- チームアプローチは機能しているか？
- 倫理観を持ち、コンプライアンス（法令遵守）を考えているか？
- ケアの質は保たれているか？



- 直接的に虐待を生みださなくとも、放置されることでその温床となり、虐待の発生を助長する
- 「不適切なケア」の背景要因としても捉えられる
- 背景要因は相互に関連していることが多い

❖養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因★



（★作成にあたり三瓶徹氏（北広島リハビリセンター特養部四恩園施設長）作成の資料を参考にした）

3 ストレスのサインに気づく

● ストレスのサインを自分でチェックしてみよう

ストレスのサインに気がつくための、自分でできるチェックリストとして、「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」(厚生労働省)の一部を以下に挙げますので、みなさんが自分でチェックを行う際に利用してみてください。

採点方法

設問ごとに、自分に当てはまるところに○をつけてください。

その上で、自分が○をつけた全13項目の点数を全て足して合計点を求めて下さい。

項 目	ほとんどない	時々ある	よくある
1 「イライラする」	0点	1点	3点
2 「不安だ」	0点	1点	3点
3 「落ち着かない」	0点	1点	3点
4 「ゆううつだ」	0点	1点	3点
5 「よく眠れない」	0点	1点	3点
6 「体の調子が悪い」	0点	1点	3点
7 「物事に集中できない」	0点	1点	3点
8 「することに間違いが多い」	0点	1点	3点
9 「工作中、強い眠気に襲われる」	0点	1点	3点
10 「やる気が出ない」	0点	1点	3点
11 「へとへとだ(運動後をのぞく)」	0点	1点	3点
12 「朝起きた時、ぐったりした疲れを感じる」	0点	1点	3点
13 「以前と比べて、疲れやすい」	0点	1点	3点

解 説	
合計点は次のように評価してください。	0～4点…… ストレスのサインはほとんど出ていない
	5～10点…… ストレスのサインが少し出ている
	11～20点…… ストレスのサインが高く出ている
	21点以上…… ストレスのサインが非常に高く出ている

従って、合計点数が11点以上の場合は、ストレスが蓄積している可能性があるので、次項で紹介する自分のストレスを解消するための対処を検討してください。

なお、この「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」は中央労働災害防止協会のホームページ(<http://www.jisha.or.jp/health/index.html>)にて、勤務状況の診断を加えて、より詳細な自己判定や、家族の方による判定ができますので、ストレスを感じている方やご家族は、ぜひチェックしてみてください。

高齢者支援のための 家族支援の方策

芦屋学園短期大学
木下隆志

介護家族のニーズと事業の現状

介護の悩み	3,309件	心身疲労	1,662件
		介護方法	1,239件
		行動異常	262件
		その他	146件
家族間のトラブル	1,062件	人間関係	913件
		法的問題	23件
		経済的問題	98件
		その他	22件
介護に関する問い合わせ	1,802件	介護保険関連	511件
		施設・病院	502件
		法律	501件
		その他	288件
行政などに対する苦情	761件	施設・病院	331件
		介護従事者	253件
		行政全般	129件
		その他	48件
家族介護相談外の相談	267件	サービス従事者からの相談	55件
		介護保険対象外からの相談	20件
		相談者本人の悩み	147件
		その他	45件
その他	385件	高齢者本人	364件
		今後の介護相談	21件

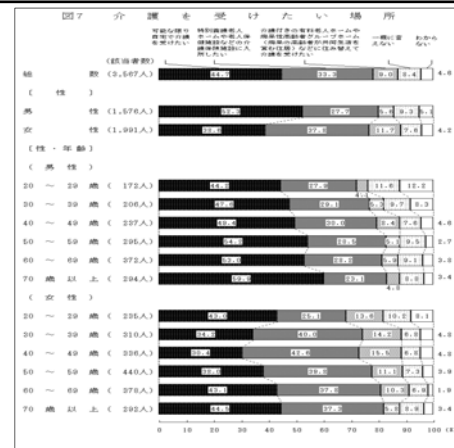
○ 国際長寿センターによる「介護支え合い相談」事業の実施状況
・相談集計：平成14年度：4,833件
累計(平成12年10月～)：9,619件
・相談内容：(平成14年度)複数相談あり

2

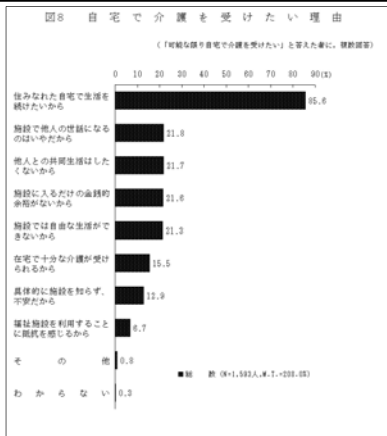
介護家族のニーズの傾向

- 介護に関する家族の相談内容としては、「心身の疲労」、「介護方法」、「人間関係のトラブル」等が多い
- 認知症高齢者を抱える家族からの相談や、「人間関係のトラブル」についての相談、「行政や事業者に対する苦情」等が増加している。
- その他、世論調査では、要望する重点施策として「在宅で介護をする家族に対する支援の充実」「介護問題に関する相談窓口や相談体制の整備」が挙げられ、各市で独自事業を進めている。
- 市町村による家族を対象とした事業では、家族介護教室、家族支援者の憩いの場の提供、共有できる場といったものが行われている。

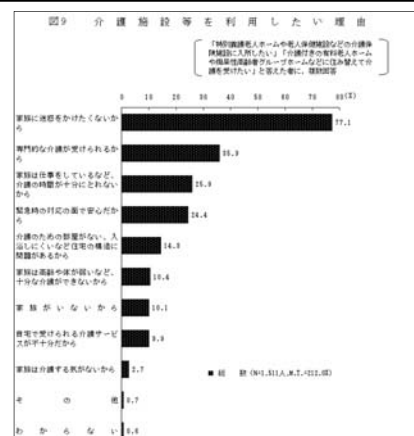
3



4



5



6

老人ホームに入所した高齢者

入所間もないツルエさんがベッドの上で面会の次女に訴えている。
「好きな食事ができないんだったらこんな施設出ていく。元気な身体が悪くなる。」

ツルエさんは1週間前に施設入所となった78歳の女性である。大正生まれで子どもを7人育てたことが自慢である。夫は20年前に他界している。子どもたちは都会へ転居し、数年前から在宅サービスを利用しながら一人暮らしをしていたが、思うようにいなくなり入所となった。

デイサービスでの食事がおいしいことが入所を決める理由の一つであった。入所後の検診で、腎臓と肝臓に不安定な状態が発見されたため制限食となり、冒頭のような発言となった。面会のたびにふりかけや塩や醤油を持ち込む次女に、介護職員は「主治医の指示に従って欲しい」と指導するがなかなか聞き入れられない。ついには、看護師が「ルールを守れない場合は退所してもらう」と言い出す始末となった。

Q1. 制限食を受け付けけないツルエさんや次女にもつ感情を確認してください。

Q2. 親子を支える援助や関係性の調整を考えてください。

13

日本ケアラー協会の方針と活動 (ケアラー連盟共同世話人 堀越栄子氏)

- ケアラーとは
 - － 「家族など無償の介護の提供者」
 - － 介護者という言葉は、「高齢者を身体介護している家族」というイメージが強い
 - － 三障害や癌・難病・認知症などさまざまな病気の方を介護し、介護の内容も、身体的、精神的、経済的と多様。

14

ケアラーの支援について検討する

- 量的な側面から支援が必要な理由
 - － 日本の認知症高齢者（2012年 462万人）
 - － 日本の精神疾患の患者・障がい者数（2009年 323万人）
- 質的な側面から支援が必要な理由
 - － 「自分は孤立している」と感じたことのある人は約5割。身体に不調がある人は約5割。心に不調がある人は約4割
- 日常生活の中でケアのもたらす身体的・精神的・経済的な負担は重く、社会的孤立が深まっている。いわば社会から排除されている状態。

15

ケアラーのニーズ

- 「理解してほしい」
- 「経済的な支援がほしい」
- 「介護を必要としている人へのサービスを充実してほしい」が上位にのぼっています。
- また、ケアラーはケアを必要とする人とは別の独自のニーズを持っています。
- 「情報提供」
- 「ケアラー自身のアセスメント」
- 支援の拠点など介護者を直接の対象とするサービスについても必要性が高まっている。

16

ケアラー連盟

- 介護される人、する人の両当事者がともに尊重される
- 無理なく介護を続けることができる環境を醸成・整備する
- 介護者の社会参加を保障し、学業や就業、趣味や社交、地域での活動などを続けられるようにする
- 介護者の経験と、人びとの介護者への理解と配慮がともに活かされる社会（地域）をつくる

17

実際のケアラー支援に必要なこと

- ケアを必要とする人の日常的な見守りや助けあい
- 地域のつながりづくりやその仕組みが不可欠です
- 地縁組織や市民団体・NPOの活動
- 行政との協働
- ケアラーを支援する法制度は、ケアラーの実態を定期的に把握するための調査が必要となる。

18

家族介護の状況をまとめると

- 主な介護者の7割は家族である。
- 介護家族の半数は60歳以上である。
- 家族の介護や看護を理由に離職転職率は増加している。(30歳～50歳)
- 高齢者虐待の7割に認知症があり、認知症の程度は軽度～中等度である。

19

課題と対策

- ① 相談窓口の充実と周知
- ② 医療体制
- ③ 福祉・介護体制の充実
- ④ 周囲の理解
- ⑤ 仲間・居場所づくり
- ⑥ 認知症家族支援ネットワーク

⇒地位包括ケアシステム構築の必要性となる

20

不適切ケア背景分析と改善検討

2015年1月10日(土)4限目、5限目
関西国際大学教育学部教育福祉学科
山本 秀樹

よりよい思考サイクル

Problem-
focused

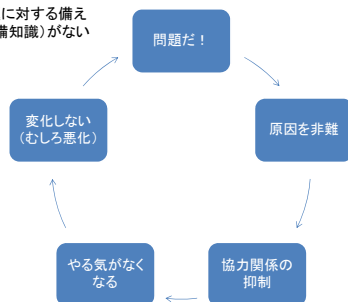


Solution-
focused

2

Problem-focused thinking cycles

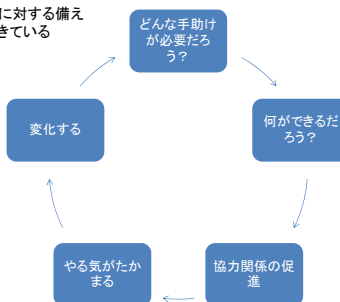
問題に対する備え
(予備知識)がない



3

Solution-focused thinking cycles

問題に対する備え
ができています



4

グループワーク①

- 不適切なケアになってしまう背景要因には何があるでしょうか？
 - 給与や待遇、人員不足等の外的要因以外の理由を考えてみましょう。
 - 職場の愚痴に終始しないように分析的に考えてみましょう。

5

グループワーク②

- 不適切なケアをしているスタッフへの効果的な指導方法にはどのようなものがあるでしょうか？
- 適切なケアが実施できる施設の背景要因には何があるでしょうか？

6

適切なケアを促していくための 職場環境の改善ポイント

改善ポイント

1. 上司や同僚を信頼し、相互に励まし支え合うことのできる職場
2. 安心して働けるよう、適宜適切に上司や同僚からサポートが受けられる職場
3. 職員が能動的に成長できるよう、効果的な指導や助言が受けられる職場
4. 自分の力量や能力に見合った業務と責任が与えられる職場

1から4の共通点

- a. 目標達成に向けた生産的な双方向コミュニケーション
- b. 業務・役割分担と責任や権限の明確化
- c. 人材育成の仕組みの構造化(教育・評価)

7

いくつかのヒント① 「問題解決の基本」

1. 問題を理解する
 - － 本質を見極めて正しく理解する
 - － シンプルな形に分解する
2. プランをつくる
 - － 緊急性の高い問題を優先する
 - － 予測不可能性を認識する
3. モチベーションを保つ
 - － 想定外を想定する

8

いくつかのヒント② 「モチベーション」

- ・ チームのモチベーションを下げさせないための要点
 1. 公平性
 2. 成果の重視
 3. 健全な仲間づくり

スタッフに一定の安心感を与えることが重要

9

やる気を高める方法

1. 目標はやさしすぎず、難しすぎず
2. 遠い目標よりも近い目標
3. 目標達成の意義や価値を理解する
4. 外的障害だけではなく、内的障害も理解する
5. 確実に実行できる方法を選ぶ
6. 競争と共同を利用する
7. ご褒美を用意する
8. 目標や行動計画をつねに意識する

諏訪茂樹(2007)「対人援助のためのコーチング」中央法規

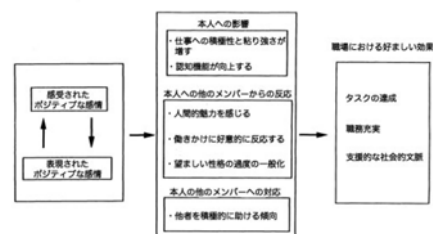
10

いくつかのヒント③ 「マネジメント」

- ・ モチベーション維持に向けたマネジメント
 1. 明確な目標をチーム全体で共有する
 2. メンバーの貢献を認める
 3. 仕事を円滑に進める「調整役」になる
 4. スキル育成のコーチングに取り組む
 5. コミュニケーションを十分にとる
 6. 問題のあるメンバーとも向き合う
 7. チームワークを促進する
 8. 聞き役になり積極的に関わる

11

職場におけるポジティブな感情と好ましい効果の関連性



<http://blog.sandglaz.com/complex-relationship-between-happiness-and-motivation/> sandglazblog 2014.9.15閲覧

12

いくつかのヒント④ 「リーダーシップ」

- 組織全体を支える役割
 - 逆ピラミッドの最も下で支える
- ミッションやビジョンの共有を促す
 - 組織全体に働きかけてコミュニティ意識を育てる
- オープンなコミュニケーション
 - 個人にも向き合って、組織や個人の主体性や自立性を促す

13

いくつかのヒント⑤ 「コーチング」

- 3つの心構え
 1. 部下の価値を認め、可能性を信じる
 2. 秘密を守り、信頼関係を築く
 3. コーチングですべてが解決できるとは限らない
 - ティーチングとコーチングの使い分け
- 3つの禁止事項
 1. アドバイスや支持、提案は行なわない
 2. YES,NOで答えられる質問は避ける
 3. 質問するときには非難の意味を込めない

14

グループワーク③

- 適切なケアを促していくための職場環境づくりに向けて、何をどのように取り組んでいけば良いのでしょうか？
 - 自分の職場で起こっている現象の改善(職場環境の改善策)を具体的に考えてみましょう。
 - 全体で共有してみましょう。

15

よりよいケアを目指して

- 本日の学びを職場で共有しててみませんか
 1. 問題を理解する
 - 本質を見極めて正しく理解する
 - シンプルな形に分解する
 2. プランをつくる
 - 緊急性の高い問題を優先する
 - 予測不可能性を認識する
 3. モチベーションを保つ
 - 想定外を想定する

16

学校法人濱名学院 関西国際大学 関西保育福祉専門学校

平成 26 年度文部科学省「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業

「地域ネットワークシステムによる『相談援助力向上のためのリトレーニング
プログラム』の開発」

最終報告書

発行日：2015 年 2 月

編集・発行：関西国際大学 中核的専門人材養成等の戦略的推進プロジェクト

＜尼崎キャンパス＞ 〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江 1 丁目 3 番 23 号

TEL：06-6496-4103 FAX：06-6496-4321 E-mail：chukaku@kuins.ac.jp

KUIS Re-training Program